

環境関連法便覧

令和6年3月

岩手県環境生活部 環境保全課

は し が き

この便覧は、めまぐるしく変化する時代の要請とともに改正される環境基準、規制基準等を集録し、環境保全に関する実務に携わる方々の日常の事務を円滑に進めるための一助にと編集したものです。

本県の環境は、各種の環境保全対策を積極的に推進してきたことに伴い、おおむね良好な状態に維持されていますが、近年、都市化の進展、生活様式の多様化などにより、都市・生活型公害への対策が求められています。

また、化学物質による環境汚染、さらには地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が大きな関心を集めており、これらの環境問題の解決に向けて、なお一層の努力が必要な状況にあります。

このような中で、環境の保全を図り、快適な環境を形成していくためには、県民各層における主体的な取り組みと、一人ひとりの環境にやさしい行動が求められています。

環境保全の推進を図る上で、本書を有効に御活用いただければ幸いです。

令和6年3月

【岩手県公式ホームページ】

以下のURLから、本便覧及び県の環境関連のページにアクセスできます。

トップページ→暮らし・環境→環境→環境保全

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/index.html>)

注 本便覧の内容は、原則として令和6年1月1日現在の状況を基準としていますが、その後の改正予定の項目も一部に盛り込んでいます。

目 次

岩手県の環境保全に関する行政機構図	1
環境保全概念図	2
岩手県における環境保全体系図	4
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例体系図	5
循環型地域社会の形成に向けた条例等の体系図	6

第1章 大気汚染防止法関係

大気汚染防止法の体系図

第1節 環境基準（環境基本法第16条）	7
1 二酸化硫黄等	7
2 有害大気汚染物質	8
3 ダイオキシン類	8
第2節 排出基準等	9
1 硫黄酸化物	9
2 ばいじん	11
3 有害物質	17
4 揮発性有機化合物（VOC）	26
5 特定粉じん	26
6 水銀排出規制基準	27
7 指定物質抑制基準	30
8 ばい煙量等の測定方法等	31
第3節 ばい煙発生施設等	35
1 ばい煙発生施設	35
2 揮発性有機化合物（VOC）排出施設	38
3 一般粉じん発生施設	39
4 特定粉じん	42
5 水銀排出施設	45
6 指定物質排出施設	48

第4節	その他の基準等	49
1	緊急時	49
2	事故時の措置	49
3	燃料使用基準	50
4	総量規制基準	50
5	PCBの排出許容限界	50
6	要排出抑制施設の自主的取り組み	50
7	自動車排出ガス	50
8	自動車燃料品質規制値	51
9	有害大気汚染物質の位置づけ	52
第5節	その他	53
1	大気汚染防止法関係規制物質等一覧	53
2	大気汚染防止法届出事項一覧	54
3	大気汚染防止法罰則一覧	57
第6節	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律関係	59
1	指定地域	59
2	スパイクタイヤ使用禁止	60
第7節	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	61
1	特定特殊自動車等	61
2	使用の制限	61
3	技術基準	63
4	指針	65
5	特定特殊自動車の使用者等の罰則一覧	65
第2章 水質汚濁防止法関係		
水質汚濁防止法の体系		
第1節	環境基準（環境基本法第16条）	67
1	公共用水域に係る環境基準	67
(1)	各水域への環境基準の適用	67
(2)	人の健康の保護に関する環境基準	67
(3)	生活環境の保全に関する環境基準	68
(4)	要監視項目	73
(5)	公共用水域における環境基準の達成状況の評価について	74
(6)	環境基準（生活環境項目）の類型指定状況	75
(7)	公共用水域の水質の測定方法	77
2	地下水の水質汚濁に係る環境基準	78

第2節	排水基準等	79
1	有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件	79
2	生活環境に係る排水基準	82
3	上乘せ排水基準	85
4	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	86
5	排水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定方法等	89
第3節	特定施設等	90
1	法の特定施設	90
2	条例の汚水等排出施設	117
3	法の有害物質貯蔵指定施設	117
4	構造等に関する基準及び定期点検の方法	117
第4節	その他の基準等	132
1	緊急時の措置	132
2	事故時の措置	132
3	生活排水対策	133
第5節	その他	134
1	水質汚濁防止法届出事項一覧	134
2	水質汚濁防止法罰則一覧	135
3	底質の暫定除去基準	137
4	地下水の浄化基準	138
5	水浴場の水質判定基準	139
6	遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）	139
7	トリクロロエチレン等に適用される主な関係法令等	140
8	ゴルフ場使用農薬に係る指導指針	141
9	公共用水域等における農薬の水質評価指針	142
10	参考	143
	(1) 水産用水基準	143
	(2) 農業（水稲）用水基準	145
第3章 土壌汚染対策法関係		
第1節	環境基準（環境基本法第16条）	147
1	土壌の汚染に係る環境基準	147
第2節	土壌汚染対策法関係	148
1	土壌汚染対策法の体系図	148
2	対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）	149
3	調査の対象地と対象物質	150

4	必要な調査	150
5	調査地点	150
第3節	土壌及び地下水汚染防止に関する規制	152
1	規制対象者	152
2	土壌又は地下水の届出に係る基準	152
3	その他	156
4	土壌汚染対策指針について	157
第4節	地下水・土壌汚染に係る情報提供に関する指針	160

第4章 騒音規制法関係

騒音規制法の体系図

第1節	環境基準（環境基本法第16条）	163
1	騒音環境基準	164
2	航空機騒音環境基準	165
3	新幹線鉄道騒音環境基準	166
第2節	規制基準等	167
1	地域の指定	167
2	特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準	169
3	特定建設作業の規制基準	170
4	自動車騒音の限度（要請基準）	171
第3節	施設等	172
1	特定施設	172
2	騒音発生施設	173
3	特定建設作業	173
第4節	その他の基準等	174
1	在来線鉄道の新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針	174
2	拡声機騒音に関する規制	174
3	夜間における近隣騒音に関する事項	175
4	騒音測定方法	176
第5節	その他	178
1	騒音規制法届出事項一覧	178
2	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出事項一覧	180

第5章 振動規制法関係

振動規制法の体系図

第1節 規制基準等	183
1 地域の指定	183
2 特定工場等の規制基準	185
3 特定建設作業の規制基準	186
4 道路交通振動の限度（要請基準）	186
第2節 施設等	187
1 特定施設	187
2 特定建設作業	187
第3節 その他の基準等	187
1 新幹線鉄道振動対策指針	187
2 振動測定方法	188
第4節 その他	190
1 振動規制法届出事項一覧	190

第6章 悪臭防止法関係

悪臭防止法の体系図

第1節 規制基準等	193
1 地域の指定	193
2 規制基準	194
第2節 臭気強度等	197
1 臭気物質の濃度と臭気強度の関係	197
2 悪臭物質と主要発生源事業場	198
3 業種別悪臭の臭気強度と臭気指数の関係	199
第3節 測定方法等	200
1 特定悪臭物質の測定方法	200
2 臭気指数算定方法	202

第7章 ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法の体系図

第1節 耐容一日摂取量	203
第2節 環境基準	203

第3節	排出基準	204
1	大気基準適用施設に係る許容限度	204
2	水質基準対象施設に係る許容限度	205
第4節	特定施設	206
1	大気基準適用施設	206
2	水質基準対象施設	207
第5節	その他の基準	208
1	事故時の措置	208
2	排出基準に係る毒性等価係数	208
3	廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量	209
第6節	その他	209
1	ダイオキシン類対策特別措置法届出・報告事項一覧	209
2	ダイオキシン類対策特別措置法罰則一覧	210
第8章	環境影響評価	
1	該当する事業	211
2	手続	212
3	調査・予測・評価の項目の選定、手法の選定及び環境保全措置の指針	212
	環境影響評価法の対象事業一覧	212
	岩手県環境影響評価条例の対象事業一覧	213
	環境影響評価法の手続概要	215
	岩手県環境影響評価条例の手続概要	216
	条例の環境影響評価手続と告示内容との関係（条例の場合）	217
第9章	浄化槽法	
第1節	浄化槽	219
第2節	浄化槽に関する基準	219
1	浄化槽の構造基準及び性能	219
2	浄化槽の保守点検及び清掃	220
第3節	浄化槽の水質に関する検査	221
1	設置後等の水質検査	221
2	定期検査	221
第4節	浄化槽の放流水の目標水質	221

第5節	特定既存単独浄化槽	222
第10章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
1	一般廃棄物処理施設の種類	223
2	産業廃棄物処理施設の種類	223
3	産業廃棄物の種類と処分の例	225
4	特別管理産業廃棄物の種類	226
5	特別管理産業廃棄物の判定基準	227
第11章 循環型地域社会の形成に関する条例関係		
第1節	循環型地域社会の形成に関する条例	229
1	岩手県再生資源利用認定製品品質基準	229
2	行政処分基準	230
3	事前協議書に添付する書類及び図面	240
4	住民説明を要する変更の内容	241
5	切土ののり面勾配	242
第2節	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	242
1	県外産業廃棄物の処理方法等の基準	242
2	環境保全協力金の金額の目安	242
第12章 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		
1	焼却行為に関する規制	243
2	土壌及び地下水汚染防止に関する規制	244
3	自動車等の原動機停止（アイドリングストップ）に関する規制	245
4	地球温暖化の対策に関する規制	245
5	地球温暖化対策指針	246
第13章 その他の関係法		
第1節	航空法	247
1	航空機の騒音基準等	247
第2節	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	250
1	対策地域の指定要件	250
(1)	農用地土壌汚染対策地域の指定要件	250
(2)	土性の異同判断を行う場合の分類基準	250
2	対策地域の指定	250
3	参考	250

第3節	下水道法	251
1	処理施設の構造の技術上の基準	251
2	放流水の水質の技術上の基準	252
3	下水道法の規定に基づく下水排除基準	253
4	下水汚泥等の埋立処分	254
5	有害物質を含む汚泥の処理の基準	254
第4節	水道法	255
1	水質基準	255
2	水質管理目標設定項目	257
第5節	公害紛争処理法	261
1	公害紛争処理制度における紛争解決のための手続き	261
2	手数料	262
3	公害苦情相談と公害紛争処理のしくみ	263
4	公害苦情処理事務の流れ	263
第6節	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	264
1	対象工場（特定工場）及び施設区分による公害防止管理者の種類	264
2	公害防止管理者等の業務	266
3	資格認定講習受講資格	268
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律体系図	269
第7節	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	270
1	化学物質の主な規制内容	270
2	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律体系図	272
第8節	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	273
1	法律の目的と概要	273
2	化学物質の排出量等の措置（PRTR）実施の手順	274
3	届出の対象となる事業者	275
4	PRTR及びSDS対象化学物質	277
第9節	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	300
1	法の体系	300
2	モントリオール議定書の対象物質と規制スケジュール	301

第10節	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	302
1	フロン類及び特定製品	302
2	第一種フロン類充填回収業者に係る申請・届出・報告事項一覧	302
3	フロン類の充填に関する基準	303
4	フロン類の回収に関する基準	304
5	第一種特定製品の所有者等の取り組むべき措置	305
6	フロン排出抑制法罰則一覧	307
	フロン排出抑制法のシステム（フロン類の充填・回収の流れ）	310
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律体系図	311
第11節	使用済自動車の再資源化等に関する法律	312
1	使用済自動車等	312
2	関連事業者	312
3	申請・届出・報告事項一覧	313
4	自動車リサイクル法罰則一覧	313
	使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図	315
	電子マニフェスト（移動報告）制度の概要	316
第12節	地球温暖化対策の推進に関する法律の概要	317
1	法律のねらい	317
2	法律の概要	317
第13節	国等における温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する法律の概要	320
1	法律のねらい	320
2	法律の概要	320
3	地方公共団体の責務等	320
	環境配慮契約法の構造	321
第14節	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	322
1	法律の概要	322
2	主要な用語等	323
3	廃棄物処理法第2条第1項の読み替え	324

参考資料

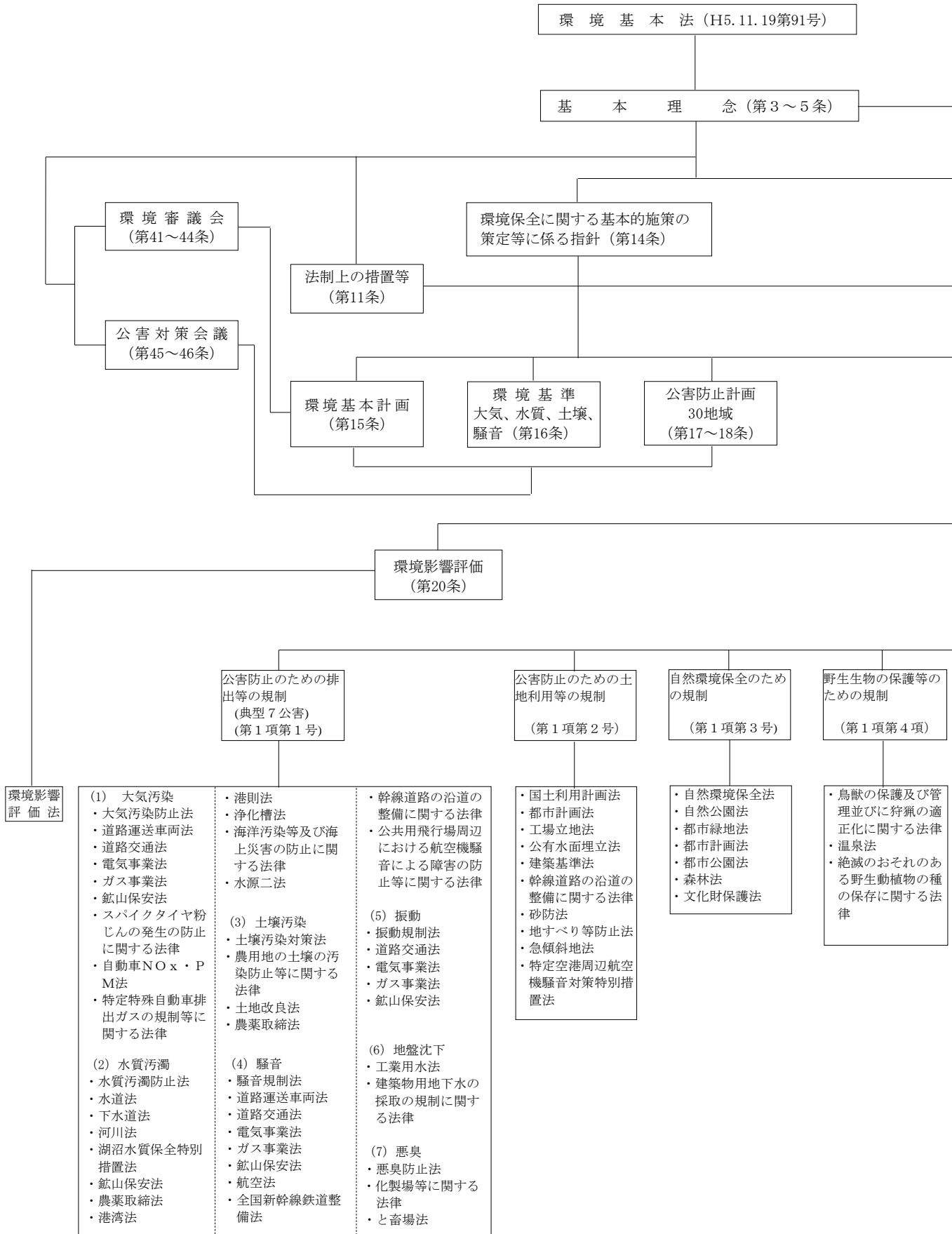
環境マネジメントシステム・SDGs (持続可能な開発目標).....	325
融資制度.....	326
岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業.....	330
環境関係法令における有害物質の許容限度等一覧表.....	332
放射線関係.....	334
欧文略語.....	336
公害関係単位の解説.....	338
環境保全関係用語の解説.....	343
放射能関係用語の解説	368
岩手県内の濃度等に係る計量証明事業所一覧.....	371

岩手県の環境保全に関する行政機構図

(令和6年1月1日現在)

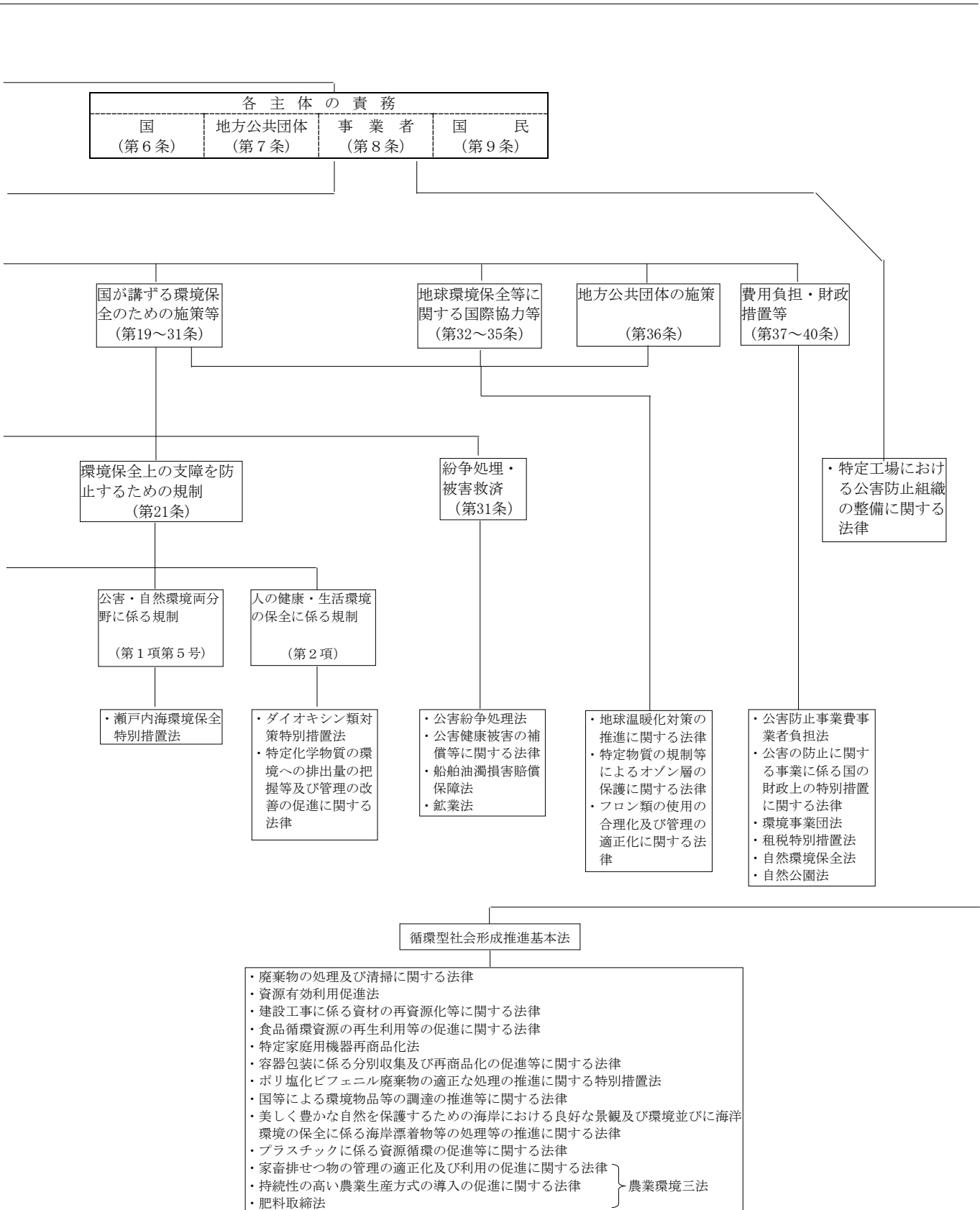


環 境 保 全

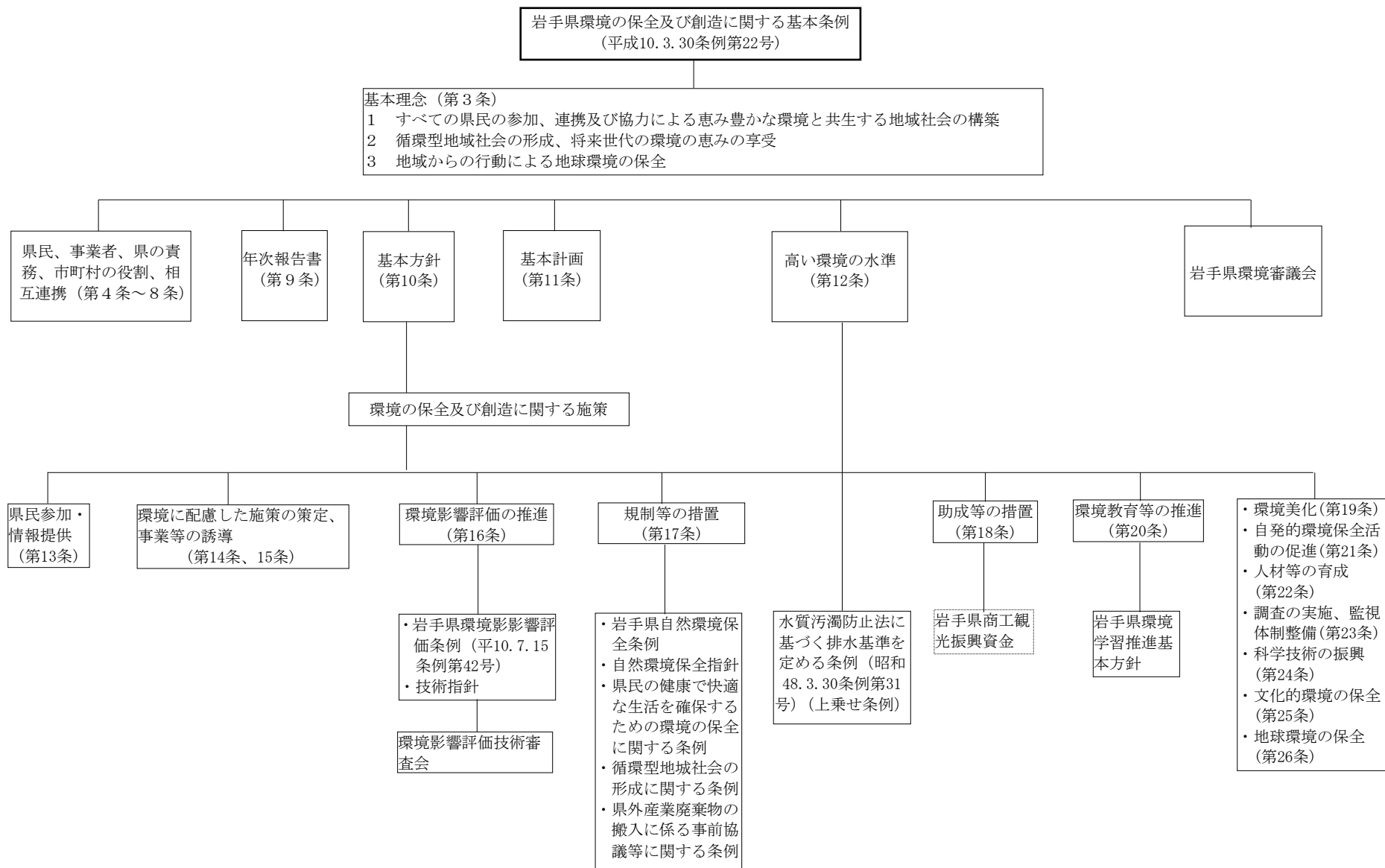


※ 関係する主な法律等を掲載した。

概 念 図 (環境基本法の体系概念図)

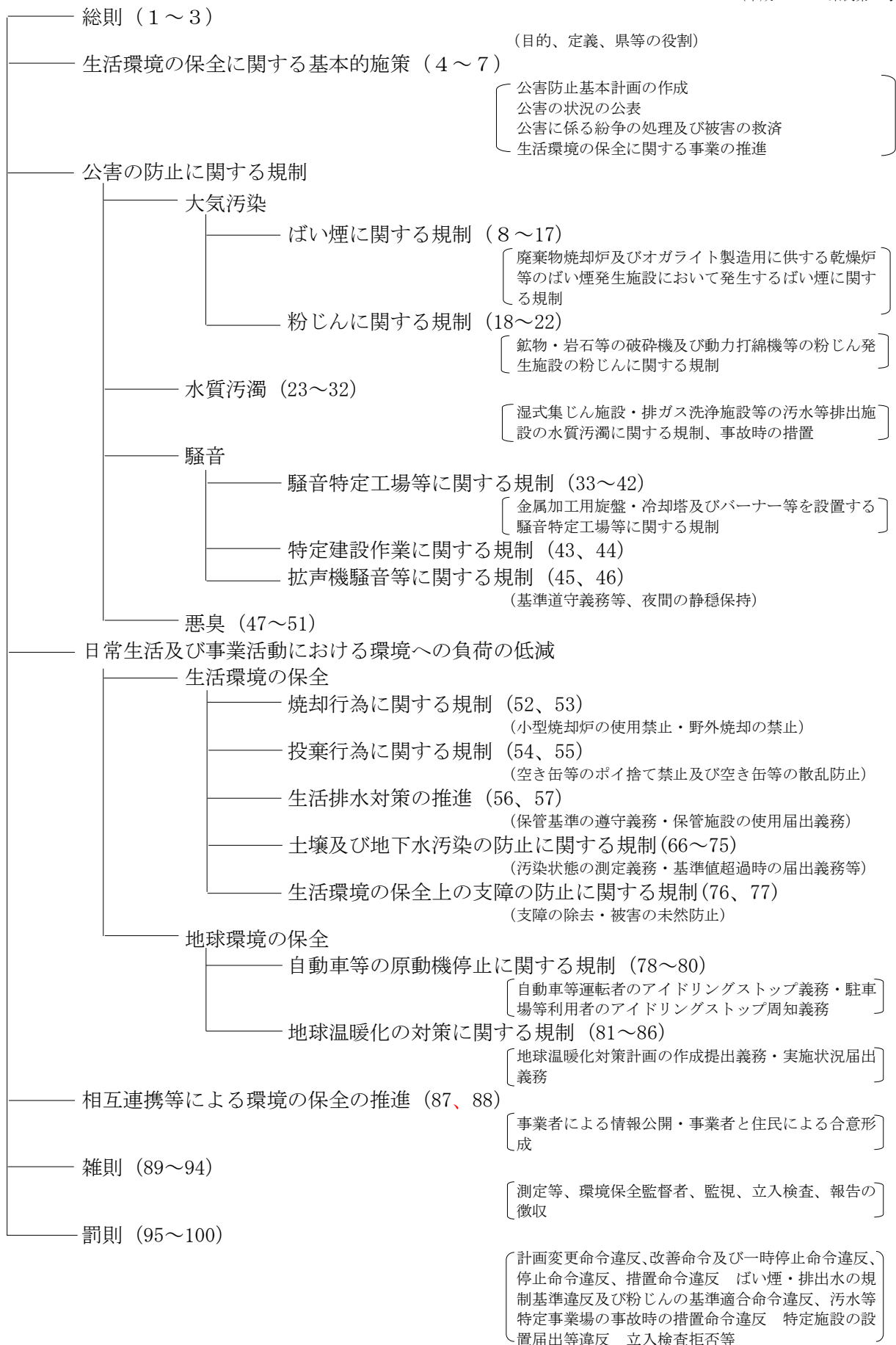


岩手県における環境保全体系図



県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例体系図

(平成13.12.21条例第71号)



循環型地域社会の形成に向けた条例等の体系図

ねらい：循環型地域社会の形成への制度的基盤づくり

循環型地域社会の形成に関する条例 (H14. 12. 16 条例第73号) 位置づけ：総合的産業廃棄物対策の基本条例

総則 (§ 1～6の3)

- 事業者の責務 (格付け事業者の活用等) (§ 5)
- 県民の責務 (通報努力義務) (§ 6)
- 土地所有者等の責務 (§ 6の2)
- 通報に基づく調査等の義務 (§ 6の3)

産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則 (§ 7～9)

- 産業廃棄物の自県(圏)内処理の原則 (§ 7)
- 県外産業廃棄物の搬入事前協議義務 (§ 8)
- 産業廃棄物の県外搬出 (§ 9)

産業廃棄物の減量等に関する計画 (§ 9の2)

再生利用の促進 (§ 10～12)

- 再生資源利用認定製品 (§ 10～12)

優良な産業廃棄物処理業者の育成 (§ 13～18)

- 産業廃棄物処理業者育成センター (§ 13～18)

許可の取消し等の基準 (§ 19)

廃棄物等の適正処理の促進 (§ 20～21)

- 廃棄物等の適正保管等 (§ 20)
- 屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録義務等 (§ 20の2)
- 搬入一時停止命令 (§ 20の3)
- 建設資材廃棄物の適正処理 (§ 21)

原状回復の確保等 (§ 22、23)

- 排出事業者等の責務等 (§ 22)
- 産業廃棄物管理責任者の設置 (§ 22の2)
- 不適正処理関与者の責務等 (§ 23)

適正な廃棄物処理施設等の設置等

- 廃棄物処理施設等の設置等事前協議 (§ 24～28)
- 廃棄物処理施設等の構造及び維持管理基準 (§ 29、30)

雑則 (§ 31～33)

罰則 (§ 34～36)

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例 (H14. 12. 16 条例第74号) 位置づけ：産業廃棄物の自県(圏)内処理原則の推進のための具体的制度

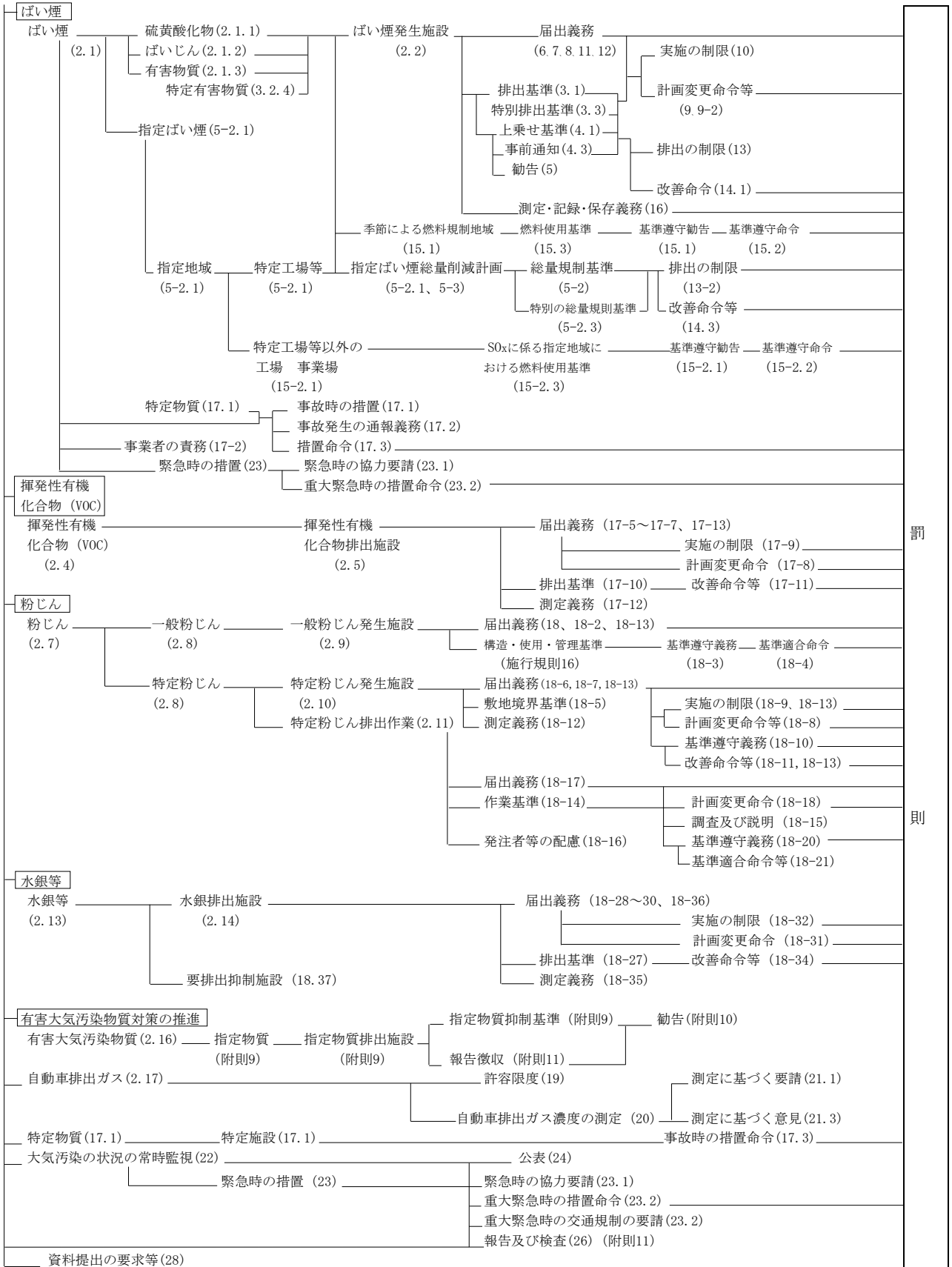
趣旨 (§ 1)

- 県外産業廃棄物の搬入事前協議 (§ 2～4の2)
- 環境保全協力金の契約 (§ 5)
- 立入検査等 (§ 6、7)
- 過料等 (§ 8、9)

第 1 章 大氣污染防治法關係

大気汚染防止法の体系図

本法による規則



注) 図中の () 書きは条文である。例えば、(2.1)は大気汚染防止法第2条第1項を意味する。

第1章 大気汚染防止法関係

第1節 環境基準（環境基本法第16条）

1 二酸化硫黄等

(1) 環境基準及びその達成期間

(昭和48. 5. 8環境庁告示第25号 最近改正 平成21. 9. 9環境省告示第33号)

物質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊 粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天びん法 ④β線吸収法 (②～④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学 オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法
微小 粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による質量濃度測定方法 ②①の質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている（昭和53. 7. 11環大企第252号、昭和53. 7. 17環大企第262号、昭和54. 8. 7環大企第310号）。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC（昭和51. 8中公審答申）。
- 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m³（昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要領」）。

(2) 評価方法

(昭和48. 6. 12環大企第143号、昭和53. 7. 17環大企第262号、平成21. 9. 9環水大発第090909001号ほか)

区 分	適 用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	SO ₂ 、CO、SPMの年間にわたる測定結果を、1日平均値の高いほうから2%の範囲内にあたるものを除外した最高値により評価する。 NO ₂ 、PM _{2.5} の年間にわたる測定結果を、1日平均値の低いほうから98%目にあたる値により評価する。PM _{2.5} については、1年平均値も評価する。

- 備考 1 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。
2 測定年間6,000時間（PM_{2.5}は250日）未満の測定局は、長期的評価の対象としない。
3 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。

2 有害大気汚染物質

(平成9. 2. 4環境庁告示第4号、最近改正平成30. 11. 19環境省告示第100号)

物 質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①キャニスター又は捕集管により採取した試料をGC/MSで測定する方法 ②①と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下		

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。

(参考) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

(平成15. 9. 30環管総発030930004号、平成18. 12. 20環水大総発第061220001号、平成22. 10. 15環水大総発第101015002号・環水大発101015004号、平成26. 5. 1環水大総発第1405011号、令和2. 8. 20環水大総発第2008201号)

物 質	指針値	物 質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下	塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下
クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下	1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下
水銀及びその化合物	1年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下	ニッケル化合物	1年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下	1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下
マンガン及びその化合物	1年平均値が0.14μgMn/m ³ 以下		

- 備考 1 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、環境基準とは性格及び位置付けが異なる。この指針値は、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
2 μgHg、μgNi：水銀及びその化合物、ニッケル化合物をそれぞれ水銀、ニッケルの量に換算した量

3 ダイオキシン類

ダイオキシン類の基準は203ページを参照

第2節 排出基準等（法第3条、第18条の3、第18条の5）（条例第8条、第20条）

重油換算は、重油10L当たりが、液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgとする。

1 硫黄酸化物（法第3条第2項第1号）（条例第8条第2項第1号）

（最近改正 平成2.12.1総理府令第58号（平成3.2.1施行））

硫黄酸化物については、原則としてすべてのばい煙発生施設に適用*されるが、法該当施設のうち下記各項の適用猶予規定がある。

※硫黄酸化物の測定義務は、硫黄酸化物排出量が10Nm³/h以上のものが対象となる（8ばい煙量等の測定方法等（1）①参照）。

- 1 小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満のもので、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラー。以下において同じ。）のうち、昭和60年9月9日までに設置されたものは適用猶予
- 2 小型ボイラーのうち、昭和60年9月9日までに設置されたものの更新として、設置されたものは、昭和63年9月9日までは、適用猶予
- 3 ガスタービン、ディーゼル機関のうち、非常用施設及び昭和63年1月31日までに設置された排出ガス量10,000Nm³/時未満のものは適用猶予
- 4 ガスタービン、ディーゼル機関のうち、昭和63年1月31日までに設置された施設で上記3以外のものは平成3年1月31日までは適用猶予
- 5 ガス機関、ガソリン機関のうち、非常用施設は適用猶予

(1) 硫黄化合物の排出基準は排出口の高さに応じて定められ、次式により算出した硫黄酸化物の量である。（法律、条例とも同じ。）

$$q = K \times 10^{-3} \times H e^2 = K \times \frac{H e^2}{1,000} \quad \begin{array}{l} q \hat{\leq} q \text{ であれば基準適合} \\ q \hat{>} q \text{ では不適合} \end{array}$$

$q \hat{}$: 硫黄酸化物の排出量 (Nm ³ /h)	$H e$: 補正された排出口の高さ (m)
q : 硫黄酸化物の排出基準 (Nm ³ /h)	K : 次ページの表に示した各地域ごとのKの値

(2) 排出口の高さの補正算式は次式による。

$$H e = H_0 + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \cdot \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H_0 : 排出口の実の高さ (m)	V : 排出ガスの排出速度 (m/s)
Q : 15°Cにおける排出ガス量 (m ³ /s)	T : 排出ガスの温度 (K:ケルビン=°C+273)

陣笠ありの場合は (Hm+Ht) =0とみなし、He=H0として算定しても差し支えない。

参 考

- 1 標準パラメーター $u = 6 \text{ m/s}$ 、 $C_y = 0.47$ 、 $C_z = 0.07$ 、 $n = 0.25$ 、気温15°Cとした場合、最大着地濃度 (Cmax) とK値との対応はCmax=0.0017K (ppm) となる。

また、最大濃度着地地点（X_{max}）は $X_{max} = \left(\frac{H e}{0.07} \right)^{1.1428}$ (m) となる。

2 重油使用の場合の q'（SO_xの排出量Nm³/h）の理論値は次式による。

$$q' = \frac{S \times F \times d}{32 \times 100} \times 22.4$$

S：燃料硫黄分（重量%） d：燃料の比重

F：燃料使用量（L/h）

(3) 地域ごとのKの値

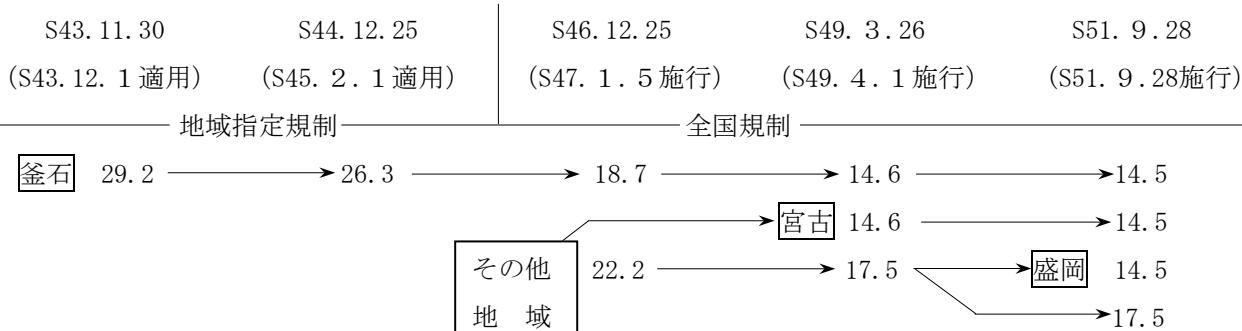
(施行規則第3条 別表第1 最近改正 昭和57総理府令第32号)

区分	地 域 名	K 値	対 応 す る 最大着地濃度 (ppm)
1	東京都特別区等、横浜・川崎等など6地域	3.0	0.0051
2	川口等、千葉・市原等など21地域	3.5	0.0060
3	札幌	4.0	0.0068
4	室蘭、日立、鹿島等、防府	4.5	0.0070
5	富山・高岡等、呉、東予・小松	5.0	0.0086
6	八戸、いわきなど9地域	6.0	0.0103
7	苫小牧、八王子・立川等、笠岡	6.42	0.0110
8	仙台等、足利等など6地域	7.0	0.0120
9	小樽、旭川など8地域	8.0	0.0137
10	秋田等、金沢等など8地域	8.76	0.0150
11	高崎B、大宮等など6地域	9.0	0.0154
12	釧路、武生・鯖江等、静岡、佐世保	10.0	0.0171
13	函館、石巻等など15地域	11.5	0.0197
14	渋川、沼津・三島など6地域	13.0	0.0223
15	青森、盛岡(旧都南村、玉山村を除く。)、宮古(旧田老町、新里村、川井村を除く。)、釜石、山形などの20地域	14.5	0.0248
16	その他の地域	17.5	0.0300

(注) 1 この他に特別排出基準があるが省略 2 の地域が本県関係

参 考

本県における適用K値の経過



2 ばいじん（法第3条第2項第2号）（条例第8条第2項第2号）

重油換算は、重油10L当たりが、液体燃料は10L、ガス燃料は16m³、固体燃料は16kgとする。

(1) 法の基準

ア ばいじんの濃度 (g/Nm³)
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n : 標準酸素濃度 (%)。熱源として電気を使用する施設はO_sとする。

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)。20%を超える場合は20とする。

C_s : 日本産業規格（以下、「JIS」という。）Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度 (g/Nm³)

ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

イ 「附則」の適用の期限は明記したもの以外、「当分の間」。

ウ 「既設」とは、昭和58年9月9日までに設置された施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉に係る「既設」とは、平成10年7月1日までに設置された施設をいう。

エ 「小型ボイラー」とは、伝熱面積が10m²未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上の施設をいう。

オ 東京都特別区など9地域に特別排出基準が設けられているが、省略。

(施行規則第4条 別表第2 最近改正 平成2.12.1 総理府令第58号 (平成3.2.1 施行))

規制対象施設			排出基準値 (g/Nm ³)		O _n (%)		
令 別 表 第 一 号	項 番 号	種類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附則	本則	附則
		1	ボ イ ラ ー	ガス専焼	4以上	0.05	
4未満	0.10				猶予		
小型ボイラー							
液体燃料 (黒液を除く)専焼 ガス・液体燃料混焼	20以上			0.05	既設 0.07	4	猶予
	4以上20未満			0.15	既設 0.18		
	1以上4未満			0.25			
	1未満			0.30	猶予		
軽質液体燃料(灯油、軽油、 A重油) ガス・軽質液体燃料混焼	S60.9.9までに 設置された施設 猶予						
小型 ボ イ ラ ー 其 他					H2.9.9までに 設置された施設 0.50		

規 制 対 象 施 設			排 出 基 準 値 (g / Nm ³)		0 n (%)			
令 別 の 表 項 番 号	種 類	定 格 排 出 ガ ス 量 (万 Nm ³ / h)	本 則	附 則	本 則	附 則		
1	ボ イ ラ ー	黒液専焼	20以上	0.15	既設 0.20	0s		
		黒液、ガス混焼	4以上20未満	0.25	既設 0.35			
		黒液、液体燃料混焼	4未満	0.30	S60.9.9までに設置された施設 猶予			
		小型ボイラー						H2.9.9までに設置された施設 0.50
		石炭燃料	20以上	0.10	既設 0.10			6
			4以上20未満	0.20	既設 0.20			
			4未満	0.30	既設 0.35			
			S57.5.30までに設置された低カロリー (5,000kcal/kg以下) 石炭燃料	—	既設 0.07		猶予	
			小型ボイラー	0.30	S60.9.9までに設置された施設 猶予	6		
					H2.9.9までに設置された施設 0.50			
			触媒再生塔付属	0.20	既設 0.30	4		
			小型ボイラー		S60.9.9までに設置された施設 猶予			
					H2.9.9までに設置された施設 0.50			
			その他	4以上	0.30	既設 0.40	6	猶予
	4未満							
	小型ボイラー		S60.9.9までに設置された施設 猶予					
			H2.9.9までに設置された施設 0.50					

規 制 対 象 施 設				排 出 基 準 値 (g/Nm ³)		0n (%)		
令の別項表番号一	種 類		定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附 則	本則	附則	
2	ガス発生炉			0.05		7		
	加熱炉			0.10				
3	焙焼炉		4以上	0.10		0s		
			4未満	0.15				
	焼結炉	フェロマンガン製造用		0.20				
		その他		0.15				
	煨焼炉		4以上	0.20				既設 0.25
			4未満	0.25				既設 0.30
4	溶鋳炉		高 炉	0.05				
			その他			0.15		
	転炉		4以上	0.10		既設(燃焼型) 0.13		
	平炉					4未満	0.20	
5	溶解炉		4以上	0.10	アルミニウム用反射炉 0.30			
			4未満	0.20				
6	金属加熱炉		4以上	0.10	既設 0.15	11	猶予	
			4未満	0.20	既設 0.25			
7	石油加熱炉		4以上	0.10	潤滑油製造用 (1万Nm ³ /h未満) 0.18	6		
			4未満	0.15				
8	触媒再生塔			0.20	既設 0.30			
8-2	燃焼炉			0.10		8		
9	焼成炉	石灰用	土中釜		0.40		15	
			その他		0.30			
	セメント製造用		4以上	0.10	10			
	耐火レンガ・耐火物原料製造用				4未満			0.20

規制対象施設			排出基準値 (g/Nm ³)		0n (%)	
令の別項表番号	種類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	排出基準値 (g/Nm ³)		0n (%)	
			本則	附則	本則	附則
9	焼成炉	その他	4以上	0.15	15	猶予
			4未満	0.25		
	熔融炉	板ガラス・ガラス繊維・ガラス繊維製品製造用	4以上	0.10		既設 0.30
			4未満	0.15		
		光学ガラス・電気・ガラス・フリット製造用	4以上	0.10		
			4未満	0.15		
		その他	4以上	0.10		
	4未満		0.20			
	10	反応炉 直火炉	4以上	0.15	既設 (活性炭製造反応炉 1万Nm ³ /h未満) 0.30	6
4未満			0.20			
11	乾燥炉	骨材用	0.50	既設 (2万Nm ³ /h未満) 0.60	16 (直接熱風乾燥炉は0s)	
		その他	4以上	0.15		既設 (1万Nm ³ /h以上) 0.30
	4未満		0.20	既設 (1万Nm ³ /h未満) 0.35		
12	電気炉	合金鉄 (Si40%以上) 製造用	0.20	0s		
		合金鉄 (Si40%未満) ・カーバイト製造用	0.15			
		その他	0.10			
13	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg/h以上	0.04	既設 0.08	12	
		焼却能力2,000kg/h以上～4,000kg/h未満	0.08	既設 0.15		
		焼却能力2,000kg/h未満	0.15	既設 0.25		
14	焙焼炉	4以上	0.10	0s		
		4未満	0.15			
	焼結炉	0.15				
	溶鋳炉					
転炉						

規制対象施設			排出基準値 (g/Nm ³)		On (%)		
令の別項表番号第一	種類	定格排出ガス量 (万Nm ³ /h)	本則	附則	本則	附則	
14	溶解炉	4以上	0.10	既設 (1万Nm ³ /h未満) 0.35	0s		
		4未満	0.20				
	乾燥炉	4以上	0.15	既設 (気流搬送型) 0.18	16 (直接熱風乾燥炉は0s)		
		4未満	0.20	既設 0.30			
18	反応炉		0.30		6		
20	電解炉		0.05		0s		
21	焼成炉		0.15		15		
	溶解炉		0.20		0s		
23	乾燥炉		0.10		16 (直接熱風乾燥炉は0s)		
	焼成炉		0.15		15		
24	溶解炉	4以上	0.10		0s		
		4未満	0.20				
25	溶解炉	4以上	0.10				
		4未満	0.15				
26	溶解炉	4以上	0.10				
		4未満	0.15				
	反射炉		0.10	6			
	反応炉 (硝酸鉛の製造用を除く。) 鉛酸化物製造業		0.05	0s			
28	コークス炉		0.15	7			
29	ガスタービン		0.05	16			
30	ディーゼル機関		0.10	13			
31	ガス機関		0.05	非常用施設 猶予	0		
32	ガソリン機関						

(2) 条例の基準

番号	施設名	排出基準 (g/Nm ³)	
		H14. 4. 1～設置	～H14. 3. 31設置
1	廃棄物焼却炉	0.15	0.25
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	0.2	0.35

備考

$$\text{ばいじんの濃度 (g/Nm}^3\text{)} \quad C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n : 廃棄物焼却炉は12、オガライトの製造の用に供する乾燥炉は16とする。

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては20パーセントとする。) (%)

C_s : JIS Z8808に定める方法により、測定されたばいじんの濃度 (g/Nm³)

ただし、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は含まれないものとする。

ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

3 有害物質 (法第3条第2項第3号)

(1) 施行令第1条に掲げる有害物質(窒素酸化物を除く。)

$$\text{塩化水素の濃度 (mg/Nm}^3\text{)} \quad C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s \quad (\text{※廃棄物焼却炉に限る。})$$

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

C_s : JIS K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度 (mg/Nm³)。

ただし、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

(施行規則第5条別表第3 最近改正 昭和52.1.16総理府令第32号)

有害物質名	規則表第三の項番号	施設名		基準値 (mg/Nm ³)
カドミウム及びその化合物	9	ガラス・ガラス製品製造用焼成炉・溶解炉	硫化カドミウム } 使用する 炭酸カドミウム } もの	カドミウムとして 1.0
	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用	焙焼炉・転炉・焼結炉 溶解炉・乾燥炉・溶鋳炉	
	15	カドミウム系顔料・炭酸カドミウム製造用乾燥施設		
塩素	16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設		塩素 30
	17	塩化第二鉄製造用溶解槽		
	18	活性炭の製造用反応炉(塩化亜鉛使用)		
	19	化学薬品製造用 (前3項及び密閉式は除く)	塩素反応施設・塩化水素吸収施設・塩化水素反応施設	
塩化水素	13	廃棄物焼却炉		塩化水素 700
	16~19	(塩素の欄に同じ)		〃 80
弗素、弗化水素及び弗化珪素	20	アルミニウムの製錬用電解炉	排出口から出るもの	弗素として 3.0
			天井から出るもの	〃 1.0
	9	ガラス・ガラス製品製造用 焼成炉・溶解炉	ほたる石 } 使用する 珪弗化ナトリウム } するもの	〃 10
	21	磷酸製造用	反応施設・濃縮施設・溶解炉	
	22	弗酸製造用	濃縮施設・吸収施設・蒸溜施設	
	23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用	反応施設・焼成炉・乾燥炉(原料として磷酸石を使用するもの)	〃 15 〃 20
	21	(重) 過磷酸石灰製造用 磷酸質肥料製造業	反応施設	
			溶解炉	
			焼成炉	平炉
鉛及びその化合物	9	ガラス・ガラス製品製造用 焼成炉・溶解炉	酸化鉛を使用するもの	鉛として 20
	14	銅、鉛、亜鉛の精錬用	焙焼炉・転炉・溶解炉・乾燥炉	〃 10
			焼結炉・溶鋳炉	〃 30
	24	鉛の第二次製錬 鉛の管・板・綿製造用	溶解炉	〃 10
	25	鉛蓄電池製造用	溶解炉	
	26	鉛系顔料製造用	溶解炉・反応炉・反射炉 乾燥施設	

(2) 窒素酸化物

ア 熱源として電気を使用するものを除く。

イ 窒素酸化物の濃度（容量比ppm）
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n：標準酸素濃度（%）。

O_s：排出ガス中の酸素濃度（%）。20%を超える場合は20%とする。

C_s：JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度（容量比ppm）。

ただし、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

ウ 経過措置及び（ ）内は附則で、適用の期限は明記したもの以外、「当分の間」。

エ 「燃焼」とは、専焼及び混焼をいう。

例えば固体燃料ボイラーのうち「石炭燃焼ボイラー」は、石炭を専焼させるもののほか、石炭と重油又はガスを混焼させるものを含むものである。ただし、2種類以上のガス燃料（都市ガス、LPG、LNGなど）の混焼はガス専焼として取扱う。（昭和50.12.13 環大企263号 大気保全局長通知）

オ 「小型ボイラー」とは、伝熱面積が10㎡未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるボイラーをいう。

カ 「過負荷燃焼型ボイラー」とは、炉筒煙管式又は水管式で、かつ、燃焼室負荷が50万kcal/㎡h以上のボイラーをいう。

$$\text{燃焼室負荷 (kcal/㎡h)} = \frac{G_f \times H_e}{V}$$

G_f：燃焼使用量（定格能力）（kg/h、Nm³/h）

H_e：燃焼の低発熱量（kcal/kg、kcal/Nm³）

V：燃焼室容積（m³）

（昭和55.1.24 環大規13号 大気規制課長通知）

（施行規則第5条別表第3の2 最近改正 平成2.12.1総理府令第58号（平成3.2.1施行））

規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）			O _n (%)	
令別表第一 の項番号	種類	～	S60.9.10	H2.9.10		
				S60.9.9 設置	～ H2.9.9設置	～ 設置
1	小型ボイラー	ガス専焼 軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油）専焼 ガス・軽質液体燃料混焼			猶予	
		上記以外の液体燃料燃焼		300	260	4
		固体燃料燃焼		350		6

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）								On (%)					
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48.8.9設置	S48.8.10 ～ S50.12.9設置	S50.12.10 ～ S52.6.17設置	S52.6.18 ～ S52.9.9設置	S52.9.10 ～ S54.8.9設置	S54.8.10 ～ S58.9.9設置	S58.9.10 ～ S62.3.31設置	S62.4.1 ～ 設置						
1	ガス専焼 (小型ボイラーを除く。)	50万以上					60				5					
		10万～50万					100									
		4万～10万					130									
		1万～4万					150									
		1万未満					150									
	固体燃料 (小型ボイラーを除く)	石炭 (5,000kcal/h) 燃焼	天井バーナー方式	4万以上			480		400				6			
				1万～4万												
			1万未満	650												
		火割放射型 (火割放射型熱発生率14万kcal/hm ³ 以上)	4万以上			480		400								
			1万～4万													
			1万未満	550												
		その他			480											
	その他	70万以上	400					200								
		50万～70万						250								
		20万～50万	420			300										
		4万～20万	450	350				300 (320*1)		250 (320*1)						
		5千～4万		380		350		350								
		5千未満	480				380		350 (360*2)							

* 1 4万～10万Nm³/hの散布式ストーカー型に適用

* 2 S52.9.9までに設置された流動層燃焼方式に適用

規制対象施設			排出基準値 (容量比ppm* ³)						On (%)	
令別表第一の項番号	種類		定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	~ S48.8.9 設置	S48.8.10 ~ S50.12.9 設置	S50.12.10 ~ S52.6.17 設置	S52.6.18 ~ S52.9.9 設置	S52.9.10 ~ S54.8.9 設置		S54.8.10 ~ 設置
1	液体燃料(ガスとの混焼を含む。)	原油タール燃焼	排出ガス量 100万Nm ³ /h未満のボイラーでSO _x 処理施設が付属しているもの	50万以上	210	180	280	150	130	180
				10万~50万						
			4万~10万	250						
			1万~4万							
			1万未満							
		その他	50万以上	180	250	150	130	180		
			10万~50万	190						
			4万~10万	230						
			1万~4万							
			1万未満							
	(小型ボイラーを除く)	上記以外の排出ガス量100万Nm ³ /h未満のボイラーでSO _x 処理施設が付属しているもの	50万~100万	210	180	280	150	130	180	
			4万~50万							
		1万~4万	230							
		1万未満								
		その他		50万以上	180					250
	4万~50万		190							
	1万~4万		230							
	1万未満									

* 3 S52.9.9以前に設置された過負荷燃焼型(5Nm³/h未満)には、当分の間、この基準を適用しない。

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					0 n (%)	
令の別項表番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48. 8. 9 設置	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9 設置	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17 設置	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9 設置	S54. 8. 10 ～ 設置		
2	ガス発生炉、加熱炉		170				150	7	
	水素ガス製造用発生炉（天井バーナー）		360						
3	焼結炉	ペレット焼成炉	1万以上	300				220	15
			1万未満						
		ペレット焼成炉のうち気体燃料を使用するもの	1万以上	540					
			1万未満						
		ペレット焼成炉を除く焼結炉	10万以上	260					
			1万～10万	270					
	1万未満		300						
	焙焼炉		250					14	
	煨焼炉	アルミナ製造用煨焼炉	1万以上	350				200	10
			1万未満						
その他									
4	溶 鋳 炉		120				100	15	
5	金属溶解炉（キュボラ適用除外）						180	12	
6	金属加熱炉	ラジアトチューブ型	10万以上	200		100		11	
			1万～10万			150			
			5千～1万						180
			5千未満			180			
		鍛接鋼管用	10万以上	猶予		100			
			1万～10万			180			
			5千～1万			150			
			5千未満			180			
	その他	10万以上	160		100				
		1万～10万			150	130			
		5千～1万	170		150				
		5千未満	200		180				

規制対象施設		排出基準値（容量比ppm）						On (%)	
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48. 8. 9 設置	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9 設置	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17 設置	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9 設置	S54. 8. 10 ～ 設置		
7	石油	排煙脱硫装置付	4万以上	170		100		6	
			1万～4万	180		150	130		
			5千～1万	190			150		
			5千未満	200			180		
	石油	エチレン分解炉	4万以上	170		100			
			1万～4万	180		150	130		
			5千～1万				150		
			5千未満	200		180			
	石油	エチレン分解炉 (炉床式バーナー)	4万以上	170		100			
			1万～4万	280		150	130		
			5千～1万	180			150		
			5千未満	200		180			
	加熱炉	エチレン 独立加熱炉	10万以上	170		100			
			4万～10万				100		
			1万～4万	180		150	130		
			5千～1万				150		
			5千未満	200		180			
		エチレン独立加熱炉又はメタノール改質炉のうち空気予熱器を有するもの	10万以上	170		100			
			4万～10万	430					
			1万～4万	180		150	130		
5千～1万						150			
5千未満			200		180				
その他	4万以上	170		100					
	1万～4万			150	130				
	5千～1万	180			150				
	5千未満	200		180					
8	触媒再生塔		300				250	6	

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					On		
令別表第一の項番号	種類	定格排出ガス量 (Nm ³ /h)	～ S48. 8. 9 設置	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9 設置	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17 設置	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9 設置	S54. 8. 10 ～ 設置			
8-2	燃焼炉		300					250	8	
9	石灰焼成炉（ガス燃料のロータリキルン）		300					250	15	
	セメント焼成炉（湿式を除く）	10万以上	480						10	
		10万未満						350		
	セメント焼成炉（湿式）	10万以上	適用を猶予					250	10	
		10万未満						350		
	耐火物原料・耐火レンガ製造用焼成炉		450					400	18	
	板ガラス・ガラス繊維製造用溶融炉		400					360	15	
	フリット・光学ガラス・電気ガラス用溶融炉	専ら酸素を用いて燃焼を行うもの	800						0s	
		その他	900						16	
その他のガラス製造用溶融炉		500					450	15		
その他の焼成炉・溶融炉		200								
10	反応炉・直火炉		250					180	6	
	硝酸カリウム製造用反応炉		250							
	硝酸製造用反応炉（NO _x 触媒）		700					180	5 (6 ^{*4})	
11	乾燥炉							230	16	
13	廃棄物焼却炉	連続炉	特殊廃棄物	4万以上	300			250	12	
			4万未満							700
		浮遊回転燃焼式	4万以上	900			450			
			4万未満							
		その他	4万以上	300						
			4万未満							250
		その他		4万以上	適用を猶予					
		4万未満								

* 4 S52. 8. 9までに設置されたものに適用

規制対象施設			排出基準値（容量比ppm）					On (%)	
令 別 表 第 一 の 項 番 号	種 類	定格排出 ガス量 (Nm ³ /h)	～	S48. 8. 10 ～	S50. 12. 10 ～	S52. 6. 18 ～	S54. 8. 10 ～ 設 置		
			S48. 8. 9 設 置	S50. 12. 9 設 置	S52. 6. 17 設 置	S54. 8. 9 設 置			
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉	250				220	14	
		焼結炉	300				220		
		溶鉛炉	120				100	15	
		亜鉛精錬溶鉛炉のうち立型蒸溜炉	230						
		亜鉛精錬溶鉛炉のうち鉍滓処理炉 (石炭・コークスを燃料等とするもの)	450						
		銅精錬の精製炉 (アンモニア還元)	330				180		12
		溶解炉							
		乾燥炉							
18	活性炭製造用反応炉		200				180	16	
21	燐・燐酸等の製造用施設	焼成炉					600	6	
		溶解炉	650						
23	トリポリ燐酸 ナトリウム製造施設	焼成炉					180	15	
		乾燥炉							
24	鉛の二次精錬等の溶解炉						180	16	
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉								
26	鉛系顔料製造	溶解炉	200				180	12	
		鉛酸化物製造用溶解炉							
		反射炉						0s	
		反応炉						15	
		鉛酸化物・硝酸鉛の反応炉						6	
27	硝酸製造施設						0s		
28	コークス炉	オートー型	10万以上	適用を猶予			170	7	
			10万未満						
		その他	10万以上	350	200				
			10万未満						

規制対象施設*5			排出基準値（容量比ppm）					On (%)
令別表第一 の項番号	種類	定格排出 ガス量 (Nm ³ /h)	～ S63.1.31 設置	S63.2.1 ～ H元.7.31 設置	H元.8.1 ～ H3.1.31 設置	H3.2.1 ～ H6.1.31 設置	H6.2.1 ～ 設置	
29	ガスタービン	ガスを専焼させるもの	4万5千以上	猶予	90	70	100	16
		4万5千未満						
	液体燃料を燃焼させるもの	4万5千以上	120					
		4万5千未満						
30	ディーゼル機関	シリンダー内径400mm以上のもの	1,600	1,400	1,200	950	13	
		シリンダー内径400mm未満のもの						
31	ガス機関		2,000		1,000	600	0	
32	ガソリン機関		2,000		1,000	600	0	

*5 29から32項までの非常用施設については、当分の間、この基準を適用しない。

4 揮発性有機化合物（VOC）（法第17条の3）

（施行規則第15条の2別表第5の2 最近改正 平成17. 6. 10環境省令第14号（平成18. 4. 1 施行））

VOC排出施設		排出基準値（ppmC）		
令別表第1の2の項番号	種類		附則	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	600		
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	自動車の製造の用に供するもの	400	700 （既設）
		その他のもの	700	
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000	
		その他のもの	600	
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	1,400		
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供する施設を除く。）			
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	400		
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	700		
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	400		
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	60,000	適用猶予 （既設かつ容量2,000kL未満の施設）	

（注）「附則」の適用の期限は、「当分の間」。

（注）「既設」とは、H18. 4. 1において現に設置されていた施設をいう。

（注）フレアスタック（グランドフレアを含む。）により排出ガスを燃焼処理している場合には、測定が不可能であるため、VOC濃度を測定する必要はなく、排出基準に適合しているものとみなす。

5 特定粉じん（法第18条の5～第18条の13）

（施行令第3条の2（別表第2の2）最近改正 平成元年12. 9総理府令第329号）

（施行規則第16条の2～3 最近改正 平成元年12. 27総理府令第59号）

（平成2. 1. 12環大企第37号、平成2. 1. 12環大規第26～27号）

番号	施設名	敷地境界基準
1	解綿用機械	大気中の石綿の濃度が10 f / L
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考 石綿を含有する製品の製造の用に供するものに関し、湿式及び密閉式の施設は除く。

6 水銀排出規制基準（法第18条の22）

ア 水銀等の濃度（ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）
$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

O_n ：施設ごとに定める標準酸素濃度（%）（ 0°C 、 101.32kPa ）。

O_s ：排出ガス中の酸素濃度（%）。20%を超える場合は20とする。

C_s ：排出ガス中の実測水銀濃度（ 0°C 、 101.32kPa ）（ $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ ）

下記表番号	施設の種類	O_n (%)
1	石炭燃焼ボイラー	6
7	セメント製造施設	10
8、9	廃棄物焼却炉	12

下記表番号3～6の非鉄金属の製造用の精錬・焙焼等の施設については、標準酸素濃度補正を行わない。同様に熱源として電源を使用する施設についても、排出ガス中酸素濃度が一般大気程度の比率であることから、標準酸素濃度補正を行わない。

イ 「既設」とは、平成30年3月31日までに設置された施設をいう。

ウ 既存施設であっても水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

エ バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油10Lが液体燃料では10L、ガス燃料では 16m^3 、固体燃料では16kgに相当するもの。

（施行規則第16条の11 別表第3の3 最近改正 平成28.9.26環境省令第22号）

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		排出基準 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	
					新規 施設	既存 施設
1	小型石炭混焼ボイラー	石炭専焼を除く	バーナー燃焼能力	50 L/時以上 10万 L/時未満	10	15
2	石炭ボイラー（番号1に掲げるものを除く。）	バーナー燃焼能力10万L/時以上または石炭専焼	バーナー燃焼能力	50 L/時以上	8	10
3	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設） (1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。） (2) 溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。） (3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	金属の精錬用（銅又は金を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	15	30
			火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m^2 以上 0.5 m^2 以上 50 L/時以上 200 kVA以上		
			原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5 t/時以上 0.5 m^2 以上 0.2 m^2 以上 20 L/時以上		

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		排出基準		
					μg/Nm ³		
					新規施設	既存施設	
4	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（一次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	30	50
		(2) 溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上		
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 L/時以上		
5	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)及び(5)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	100	400
		(2) 溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに番号(3)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上		
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（番号(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 L/時以上		
		(4) 溶解炉	鉛の二次精錬用（鉛合金の製造を含まない。)	バーナー燃焼能力	10 L/時以上 40 kVA以上	100	400
		(5) 焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	亜鉛の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)	原料の処理能力	0.5t/時以上	100	400

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		排出基準 μg/Nm ³	
					新規 施設	既存 施設
6	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設） (1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉 (2) 溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	金属の精錬用（金を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	30	50
			火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 ℓ/時以上 200 kVA以上		
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	-	火格子面積 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	1 m ² 以上 50 ℓ/時以上 200 kVA以上	50	80*
8	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び番号9に掲げるものを除く。）	-	火格子面積 焼却能力	2 m ² 以上 200 kg/時以上	30	50
9	廃棄物焼却炉 廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	-	全て	-	50	100

※原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140μg/Nm³

7 指定物質抑制基準（法附則第9項）

（施行令附則第4項 最近改正 平成11.12.27政令第434号）
 （平成9.2.6 環境庁告示第5～6号）

物質	No.	種 別	基 準 値		
			既設	新設	適 用
ベンゼン	1	ベンゼン蒸発用の乾燥施設	200	100	$1000 \leq Q < 3000$
			100	50	$3000 \leq Q$
	2	コークス炉	100	100	
	3	ベンゼン回収用の蒸留施設	200	100	$1000 \leq Q$
	4	ベンゼン製造用の脱アルキル反応施設	100	50	
	5	ベンゼン貯蔵タンク	1500	600	
200			100	$1000 \leq Q < 3000$	
6	ベンゼンを原料とする反応施設	100	50	$3000 \leq Q$	
TCE等	7	TCE等蒸発用の乾燥施設	500	300	
	8	TCE等の混合施設	500	300	
	9	TCE等の精製又は回収用の蒸留施設	300	150	
	10	TCE等による洗浄施設（No. 11以外）	500	300	
	11	PCEによるドライクリーニング機	500	300	

①ベンゼン：ベンゼン濃度が $60^v/v\%$ 以上のものに限る。

②TCE等：トリクロロエチレン（TCE）及びテトラクロロエチレン（PCE）

③基準値：排出口濃度（ mg/m^3 ）

④ Q：排出ガス量（ Nm^3/h ）

8 ばい煙量等の測定方法等（法第3条、第16条、第18条の5、第18条の12、第18条の30）（条例第89条）

(1) ばい煙量等の測定方法等

（施行規則第3条、第4条、第5条、第15条、最近改正 平成23. 3. 16環境省令第3号）

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定方法	測定時期	記録保存
①硫黄酸化物の排出量	硫黄酸化物に係るばい煙の排出量が10Nm ³ /h以上の施設	JIS K0103及びZ8808の方法により硫黄酸化物濃度及び排出ガス量を測定する方法またはJIS K2301、K2541-1からK2541-7又はM8813の方法及びJIS Z8762-1からZ8762-4の方法等により燃料の硫黄含有率及び燃料の使用量を測定する方法	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	所定の記録表に記録し、三年間保存すること
	特定工場等（総量規則）に係る施設	環境庁長官が定める方法	常時	
②ばいじんの濃度	ガスを専焼させる ・ボイラー ・ガスタービン ・ガス機関 ・ガス発生炉のうち燃料電池改質器	JIS Z8808の方法により測定燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まない。	5年に1回以上	
	・排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設 ・焼却能力が4,000kg/h未満の焼却炉	$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$ の式により算出	年2回以上 ^{注)}	
	・排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上の施設 ・焼却能力が4,000kg/h以上の焼却炉	C：ばいじん濃度(g/Nm ³) 0n：標準酸素濃度(%)。 0s：排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合は20とする。)(%) Cs：JIS Z8808に定める方法により測定されたばいじん濃度(g/Nm ³)	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定方法	測定時期	記録保存
③有害物質の濃度	排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上の施設	<p><カドミウム及び鉛並びにそれらの化合物> JIS Z8808の方法により採取し、JIS K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定</p>	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	所定の記録表に記録し、三年間保存すること
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設	<p><塩素> JIS K0106に定める方法により測定 <塩化水素> JIS K0107に定める方法により測定 ただし、廃棄物焼却炉の塩化水素は次の式により算出</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>C : 塩化水素の濃度 (mg/Nm³) O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) C_s : JIS K0107に定める硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度 (mg/Nm³)</p> <p><弗素、弗化水素、弗化珪素> JIS K0105に定める方法により弗素として測定 <鉛及びその化合物> JIS K0083に定める方法により鉛として測定</p>	年2回以上 ^{注)}	
④窒素酸化物の濃度	水性ガス又は油性ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉のうち燃料電池改質器	<p><窒素酸化物> JIS K0104に定める方法により測定</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>C : 窒素酸化物の濃度 (容量比ppm) O_n : 標準酸素濃度 (%) O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (当該濃度が20%を超える場合は20とする。) (%) C_s : JIS K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (容量比ppm)</p>	5年に1回以上	
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設		年2回以上 ^{注)}	
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上で特定工場等に指定されているもの		常時	
	その他の施設		2月を超えない作業期間ごとに1回以上	

注) 1年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が6月以上の場合は、年1回以上

(2) 揮発性有機化合物 (VOC)

(平成17. 6. 10 環境省告示第61号)

排出ガス中の気体である有機化合物（以下「揮発性有機化合物」という。）の濃度から、除外物質濃度を差し引く方法で測定する。ただし、次の場合は除外物質の濃度を測定し、差し引く必要はない。

- 1 揮発性有機化合物排出施設において除外物質を使用し、又は発生させていない場合
- 2 除外物質を含めた揮発性有機化合物の濃度が排出基準を超えない場合

測定物質	測定方法		測定時期	記録保存
	採取	分析		
揮発性有機化合物	捕集バッグ	①触媒酸化－非分散形赤外線分析計 (NDIR) ②水素炎イオン化形分析計 (FID)	年1回以上	次の事項を明らかにして記録し、3年間保存すること。 ①測定の日月日及び時刻 ②測定者 ③測定箇所 ④測定法 ⑤揮発性有機化合物排出施設の使用状況
除外物質 (メタン)		①GC-FID		
除外物質 (HCFC-22, HCFC-124, HCFC-141b, HCFC-142b, HCFC-225ca, HCFC-225cb, HFC-43-10mee)		①GC-FID ②GC-ECD ③GC-MS		

(3) 特定粉じん

(平成元. 12. 27 環境庁告示第93、94号)

測定物質	測定方法	測定時期	記録保存
石綿	光学顕微鏡法	6月を超えない作業期間毎に1回以上。 ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の場合、当分の間、行わないことができる。	次の事項を明らかにして記録し、3年間保存すること。 ①測定の日月日及び時刻 ②測定時の天候 ③測定者 ④測定箇所 ⑤測定法 ⑥特定粉じん発生施設の使用状況

(4) 指定物質

(平成9. 2. 6 環境庁告示第5、6号)

測定物質	測定方法		記録保存
	採取	分析	
ベンゼン	①捕集バック ②真空瓶	①水素炎イオン化検出器 ②質量分析計	ガスクロマトグラフ
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	③キャニスター ④捕集管	①水素炎イオン化検出器 ②電子捕獲検出器 ③質量分析計	

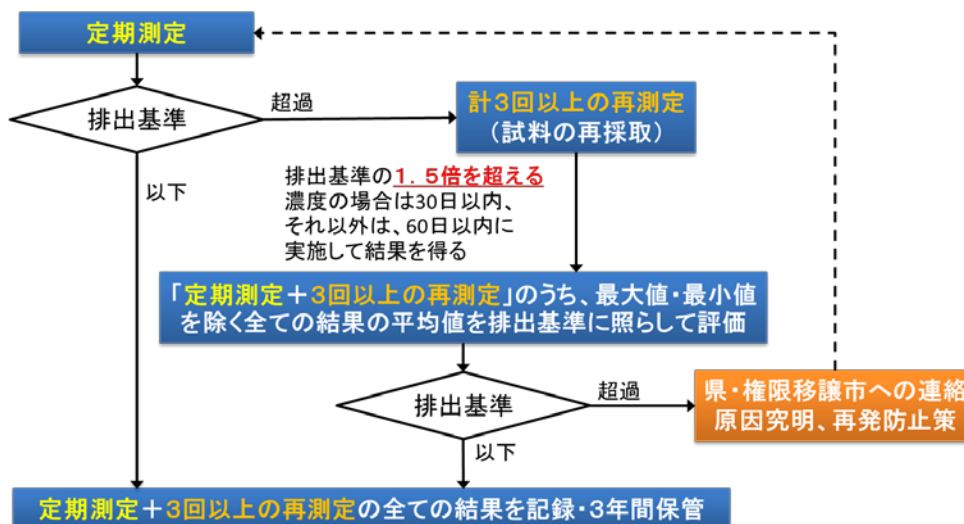
(5) 水銀

(施行規則第16条の12 最近改正 平成28.9.26 環境省令第22号)

測定物質	測定すべきばい煙発生施設の区分	測定方法	測定時期	記録保存
全水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)	排出ガス量40,000 Nm ³ /h以上の施設	バッチ測定 <ガス状水銀(湿式吸収-還元気化原子吸光分析法)>	4月を超えない作業期間ごとに1回以上	所定の記録表に記録し、3年間保存すること
	排出ガス量40,000 Nm ³ /h未満の施設	JIS K0222(排ガス中の水銀分析方法)を基本とし、排出ガス吸引量を100L程度にSO ₂ 濃度の高い排出ガスや有機物の多い排出ガスは、硝酸(5%)過酸化水素水(10%)混合溶液等による洗浄に変更。	6月を超えない作業期間ごとに1回以上	
	専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉		年1回以上	
	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	<粒子状水銀(湿式酸分解法-還元気化-原子吸光法又は加熱気化-原子吸光法)> JIS Z8808(排ガス中のダスト濃度の測定方法)に準拠して、1000L程度以上採取。	年1回以上	

※ 排出基準を上回る濃度が検出された場合、水銀排出施設の稼働条件を一定に保ったうえで、速やかに3回以上の再測定(試料採取を含む)を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価する。再測定は、初回の測定結果が排出基準の1.5倍を超過していたときは、初回測定結果が得られてから30日以内、それ以外の場合は、60日以内に実施し結果を得ること。

※ 参考：定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図



※ 粒子状水銀については、連続する連続する3年間の間継続して、以下のいずれかを満たす場合ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす(粒子状水銀濃度の測定を省略する)ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満
- ② 測定結果の年平均(注)が50 μg/Nm³未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③ 測定結果の年平均(注)が50 μg/Nm³以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 μg/Nm³未満

(注) 連続する1年間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果(「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値)を用いて、年平均値を算出する。

第3節 ばい煙発生施設等

1 ばい煙発生施設

(1) 法のばい煙発生施設（施行令第2条（昭和43.11.30政令第329号）別表第1）

（最近改正 令和3.9.29政令第275号）

No.	施設名	規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは、金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	

No.	施設名	規模
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイトの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2 m ² 以上であるか、または焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼結炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 t以上であるか、火格子面積が0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1 m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した** ² 伝熱面積が10 m ² 以上であるか、またはポンプの動力が1 kW以上であること。

No.	施設名	規模
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造（原料としてリン鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥炉	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であること。※
32	ガソリン機関	

※重油換算は、重油10L＝液体燃料10L＝ガス燃料16㎡＝固体燃料16kgとするが、「31 ガス機関」については以下のとおりとする。

重油換算量（L/時）＝換算係数×気体燃料の燃焼能力（Nm³/時）

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kcal/㎡)}}{\text{重油の発熱量 (kcal/L)}}$$

ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は9,600kcal/Lとする

(2) 条例のばい煙発生施設（平成14. 3. 29規則第25号 第3条 別表第1）

No.	施設名	規模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5㎡以上2㎡未満、又は焼却能力が1時間当たり150kg以上（廃油焼却炉にあつては1時間当たり50kg以上）200kg未満であること。
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が0.5㎡以上1㎡未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上50L未満であること。

2 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

施行令第2条の3（昭和43政令第329号）別表第1の2、（最近改正 平成17.5.27政令第189号）

規制対象施設		規模要件
令別表第一の二の項番号	種類	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装資材（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（4の項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供する施設を除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000 m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの

（注）送風機の送風能力が規模要件となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模要件とする。

（注）「乾燥施設」とは、揮発性有機化合物を蒸発させるためのものをいう。

3 一般粉じん発生施設

(1) 法の一般粉じん発生施設（法第18条の3）

施行令第3条（昭和43政令第329号）別表第2、（最近改正 平成1.12.27総理府令第59号）

一般粉じん発生施設の内容			構造並びに使用及び管理に関する基準 (施行規則第16条、別表第6)
番号	施設名	規模	
1	コークス炉	原料処理能力が 1日当たり50t以上 であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車のフードを設置することが著しく困難である場合には、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉍物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上 であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉍物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水施設によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬剤の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。

一般粉じん発生施設の内容			構造並びに使用及び管理に関する基準 (施行規則第16条、別表第6)
番号	施設名	規模	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75kW以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15kW以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。

(2) 条例の粉じん発生施設（規則第4条別表第2）

粉じん発生施設の内容			構造並びに使用及び管理に関する基準 (施行規則第16条、別表第8)
番号	施設名	規模	
1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)、土石、チップ又は木くずの堆積場	面積が鉱物又は土石にあっては500㎡以上1,000㎡未満、チップ又は木くずにあっては500㎡以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、チップ又は木くずを堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬剤の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
2	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が37.5kW以上75kW未満であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満であること。	<ol style="list-style-type: none"> 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
4	動力打綿機及び動力混打綿機	すべてのもの	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。
5	木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉碎施設（家具製造の用に供するものを除く。）	原動機の定格出力が切断施設、研削施設又は研摩施設にあっては2.25kW以上、粉碎施設にあっては7.5kW以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じられていること。

4 特定粉じん

(1) 特定粉じんの発生施設（法第18条の6～第18条の13）

（施行令第3条の2（別表第2の2） 最近改正 平成元年12.19政令題329号）
 （施行規則第16条の2～3 最近改正 平成元年12.27総理府令第59号）
 （平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大規第26～27号）

番号	施設名	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス（ ^{せん} 剪断加工用のものに限る。）	
9	^{せん} 穿孔機	

備考 石綿を含有する製品の製造の用に供するものに限り、湿式及び密閉式の施設は除く。

(2) 特定粉じん排出等作業（法第18条の14～第18条の23）

（施行令第3条の4 最近改正 平成27.11.11政令第379号）
 （施行規則第16条の4（別表第7）最近改正 平成26.5.7環境省令第15号）

1. 公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

- イ 長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上であること。
- ロ 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ハ 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先
- ニ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ホ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

2. 作業の種類ごとの作業基準は下表のとおり。

番号	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物その他工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業 吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（2及び5以外の作業）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気にJISZ8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

			<p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業	石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（５の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業	石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（５の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業	石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）</p>

		形板等」という。)を除去する作業(1の項から3の項まで及び5の項に掲げるものを除く。)	<p>を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	吹付け石綿及び石綿含有断熱材に係る作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込みを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

特定建築材料

- 1 吹付け石綿
- 2 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(吹付け石綿を除く。)
- 3 石綿含有成形板等

5 水銀排出施設（法施行令第3条の5、施行規則第5条の2別表第3の3）

（平成28.9.26環境省令第22号）

番号	施設の種類の		施設の使用用途等	規制対象規模		大防法 令別表 第1の 項番号
1	小型石炭混焼ボイラー		石炭専焼を除く	バーナー燃焼能力	50L/時以上 10万L/時未満	1項
2	石炭ボイラー（番号の1に掲げるものを除く。）		バーナー燃焼能力10万L/時以上または石炭専焼	バーナー燃焼能力	50L/時以上	1項
3	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（一次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（銅又は金を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項
		(2) 溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L / 時以上 200 kVA以上	5項
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5m ² 以上 0.2m ² 以上 20L/時以上	14項
4	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（一次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	原料の処理能力	1t/時以上	3項 4項
		(2) 溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び番号(3)に掲げるものを除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1m ² 以上 0.5m ² 以上 50L/時以上 200kVA以上	5項
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5m ² 以上 0.2m ² 以上 20L/時以上	14項

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		大防 法令別表 第1の 項番号		
5	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（番号(3)及び(5)に掲げるものを除く。)	金属の精錬用（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項	
		(2) 溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに番号(3)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	1 m ² 以上 0.5 m ² 以上 50 L/時以上 200 kVA以上	5項	
		(3) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（番号(5)に掲げるものを除く。)		原料の処理能力 火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力	0.5t/時以上 0.5 m ² 以上 0.2 m ² 以上 20 L/時以上	14項	
		(4) 溶解炉		鉛の二次精錬用（鉛合金の製造を含まない。）	バーナー燃焼能力	10 L/時以上 40 kVA以上	24項
		(5) 焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉		亜鉛の回収用（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）	原料の処理能力	0.5t/時以上	大防 法令別表 第1 第3号
6	非鉄金属製造用の精錬・焙焼工程（二次施設）	(1) 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煨焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉	金属の精錬用（金を精錬するものに限る。）	原料の処理能力	1 t/時以上	3項 4項	
		(2) 溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。)		火格子面積 羽口面断面積 バーナー燃焼能力 変圧器の定格容量	1m ² 以上 0.5m ² 以上 50L/時以上 200kVA以上	5項	

番号	施設の種類	施設の使用用途等	規制対象規模		大防法 令別表 第1の 項番号
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	-	火格子面積 バーナー燃焼能力 変圧器定格容量	1m ² 以上 50L/時以上 200kVA以上	9項
8	廃棄物焼却炉 （専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び番号9に掲げるものを除く。）	-	火格子面積 焼却能力	2m ² 以上 200kg/時以上	13項
9	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	-	全て	-	(注)

※ バーナー燃焼能力及び燃焼能力とは重油換算量で、重油10Lが液体燃料では10L、ガス燃料では16m³、固体燃料では16kgに相当するもの。

※ 複数の施設が1台の変圧器を共用している場合は、各施設の電力容量をもって変圧器の定格容量とする。

(注) 水銀回収義務付け産業廃棄物は廃棄物処理法で、また水銀含有再生資源は水銀環境汚染防止法で規定されている。

6 指定物質排出施設（法附則第9項～第11項）

（施行令附則第4項 最近改正 平成11.12.27政令第434号）
（平成9.2.6環境庁告示第5～6号）

物質	No.	種別	用件	対象施設
ベンゼン	1	ベンゼン蒸発用の乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるための施設
	2	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上	装炭時の装炭口から排出ガス（装炭車集じん機の排出口から排出）に適用 開底式縦型又は装炭車に集じん機及び煙突を設置する既設の施設を除外
	3	ベンゼン回収用の蒸留施設	常圧蒸留施設を除外	溶媒として使用したベンゼンを回収するための施設
	4	ベンゼン製造用の脱アルキル反応施設	非密閉式	排出ガスをフレアスタックで処理する施設
	5	ベンゼン貯蔵タンク	容量が500kL以上	浮屋根式を除外
	6	ベンゼンを原料とする反応施設	ベンゼンの処理能力が1t/h以上	排出ガスをフレアスタックで処理する施設を除外
TCE等	7	TCE等蒸発用の乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上	溶媒として使用したTCE等を蒸発させるための施設
	8	TCE等の混合施設	混合槽の容量が5kL以上の非密閉式	溶媒としてTCE等を使用する施設
	9	TCE等の精製又は回収用の蒸留施設	常圧蒸留施設を除外	TCE等を精製、又は原料として使用したTCE等を回収するための施設
	10	TCE等による洗浄施設（No.11以外）	TCE等が空気に接する面積が3m ² 以上	
	11	PCEによるドライクリーニング機	処理能力が30kg/回以上	密閉式（ノンダクト式等）を除外

①ベンゼン：ベンゼンの濃度が60^v/_v%以上のものに限る。

②TCE等：トリクロロエチレン（TCE）及びテトラクロロエチレン（PCE）

第4節 その他の基準等

1 緊急時（法第23条、施行令第11条（昭和43. 11. 30政令第329号）別表第5）

気象条件からみて、次表の状態が更に継続すると認められるときとする。

物質名	状	態
	法第23条第1項の政令で定める場合 （一般緊急時）	法第23条第4項の政令で定める場合 （重大緊急時）
硫黄酸化物	1. 1時間値が0.2ppm以上である大気の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.3ppm以上である大気の状態が2時間継続した場合 3. 1時間値が0.5ppm以上である大気の状態になった場合 4. 1時間値の48時間平均値が0.15ppm以上である大気の状態になった場合	1. 1時間値が0.5ppm以上である大気の状態が3時間継続した場合 2. 1時間値が0.7ppm以上である大気の状態が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	1時間値が2.0mg/m ³ 以上である大気の状態が2時間継続した場合	1時間値が3.0mg/m ³ 以上である大気の状態が3時間継続した場合
一酸化炭素	1時間値が30ppm以上である大気の状態になった場合	1時間値が50ppm以上である大気の状態になった場合
二酸化炭素	1時間値が0.5ppm以上である大気の状態になった場合	1時間値が1ppm以上である大気の状態になった場合
オキシダント	1時間値が0.12ppm以上である大気の状態になった場合	1時間値が0.4ppm以上である大気の状態になった場合

（最近改正 昭和52. 4. 2 政令第66号）

2 事故時の措置（法第17条）

（1）事故時の措置の対象者

ア ばい煙発生施設の設置者

イ 物の合成、分解その他化学的処理に伴い特定物質を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。）の設置者

（2）対象となる事故

故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたとき

（3）特定物質（施行令第10条（昭和43. 11. 30政令第329号））（28物質）

アンモニア	燐化水素	ベンゼン	クロルスルホン酸
弗化水素	塩化水素	ピリジン	黄燐
シアン化水素	二酸化窒素	フェノール	三塩化燐
一酸化炭素	アクロレイン	硫酸（三酸化硫黄を含む）	臭素
ホルムアルデヒド	二酸化硫黄	弗化珪素	ニッケルカルボニル
メタノール	塩素	ホスゲン	五塩化燐
硫化水素	二硫化炭素	二酸化セレン	メルカプタン

3 燃料使用基準

(1) 季節による燃料使用基準（法第15条）

燃料の種類	使用量等の基準
(施行規則第14条) 重油その他の石油系の燃料	(昭和46. 6. 22厚生省・通商産業省告示第1号 最近改正 昭和47. 11. 30 環境庁告示第114号) 1 燃料の硫黄含有率の許容限度が0.5%以上1.2%以下の範囲内であること。ただし、排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設に係るものについては、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。 2 1時間当たりの使用量の許容限度が、通常使用される燃料の量に、燃料基準として都道府県知事が定めた硫黄含有率を通常使用される燃料の硫黄含有率で除して得た数値を乗じて得た量以下であること。

備考 大気汚染防止法第15条第3項に規定する基準は、第1号に掲げる基準（以下「燃料基準」という。）及び硫黄酸化物に係るばい煙発生装置を設置する者が燃料基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合には燃料基準に換えて適用すべき第2号に掲げる燃料の使用量の基準とする。

(2) 指定地域における燃料使用基準（法第15条の2）

省略。（昭和51. 2. 7 環境庁告示第1号 最近改正 平成12. 12. 14 環境庁告示第78号）

4 総量規制基準（法第5条の2）

関係都道府県知事が総理府令（施行規則第7条の3及び第7条の4）に定めるところにより定める。府令の基準は省略。

5 PCBの排出許容限界

（排ガス中のPCB暫定排出許容限界 昭和47. 12. 22 環大企第141号 環境庁大気保全局長通知）
PCBの焼却施設から排出される焼却排ガス中に含まれるPCBの量は次の要件を満たすこと。

- (1) 排ガス中に含まれるPCBの量はいかなる場合においても0.25mg/m³（液状のPCB焼却施設では0.15mg/m³）を超えないこと。
- (2) 排ガス中に含まれるPCBの量は平均して0.15mg/m³（液状のPCB焼却施設では0.10mg/m³）を超えないこと。

この許容限界は環境大気中のPCB濃度が最悪の場合でも0.0005mg/m³を超えないものとして設定されている。

6 要排出抑制施設の自主的取り組み（法第18条の32）

水銀等の排出量が相当程度多い施設で、その排出を抑制することが適当であるものとして位置づけられた「要排出抑制施設」を設置しているものは、単独で又は共同で、自らが遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定、記録及び保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなくてはならない。

要排出抑制施設（施行令第10条の2 別表第4の2）

項番号	施設の種類
1	製銃の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

7 自動車排出ガス

(1) 大気汚染の限度（法第21条第1項）

昭和46. 6. 23 総理府、厚生省令第2号 最近改正 平成12. 8. 14 総理府令第94号
（要請基準）

一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10（10ppm）とする。

なお、1時間値の月間平均値の算定は、総有効測定時間の測定値の算術平均によること。この場合において、当該総有効測定時間数は、480時間以上であること。

(2) 許容限度（法第19条第1項）

環境大臣が自動車排出ガス量の許容限度を設定し、その許容限度を国土交通大臣が道路運送車両法の保安基準で確保する仕組みで、ガソリン・LPG車、ディーゼル車、二輪車の3つの種別に応じて、試験モードや規制対象成分、規制年度、規制値が定められている。

規制値等は、省略。（昭和49.1.21 環告1号 最近改正 平成30.6.5 環告44号）

8 自動車燃料品質規制値

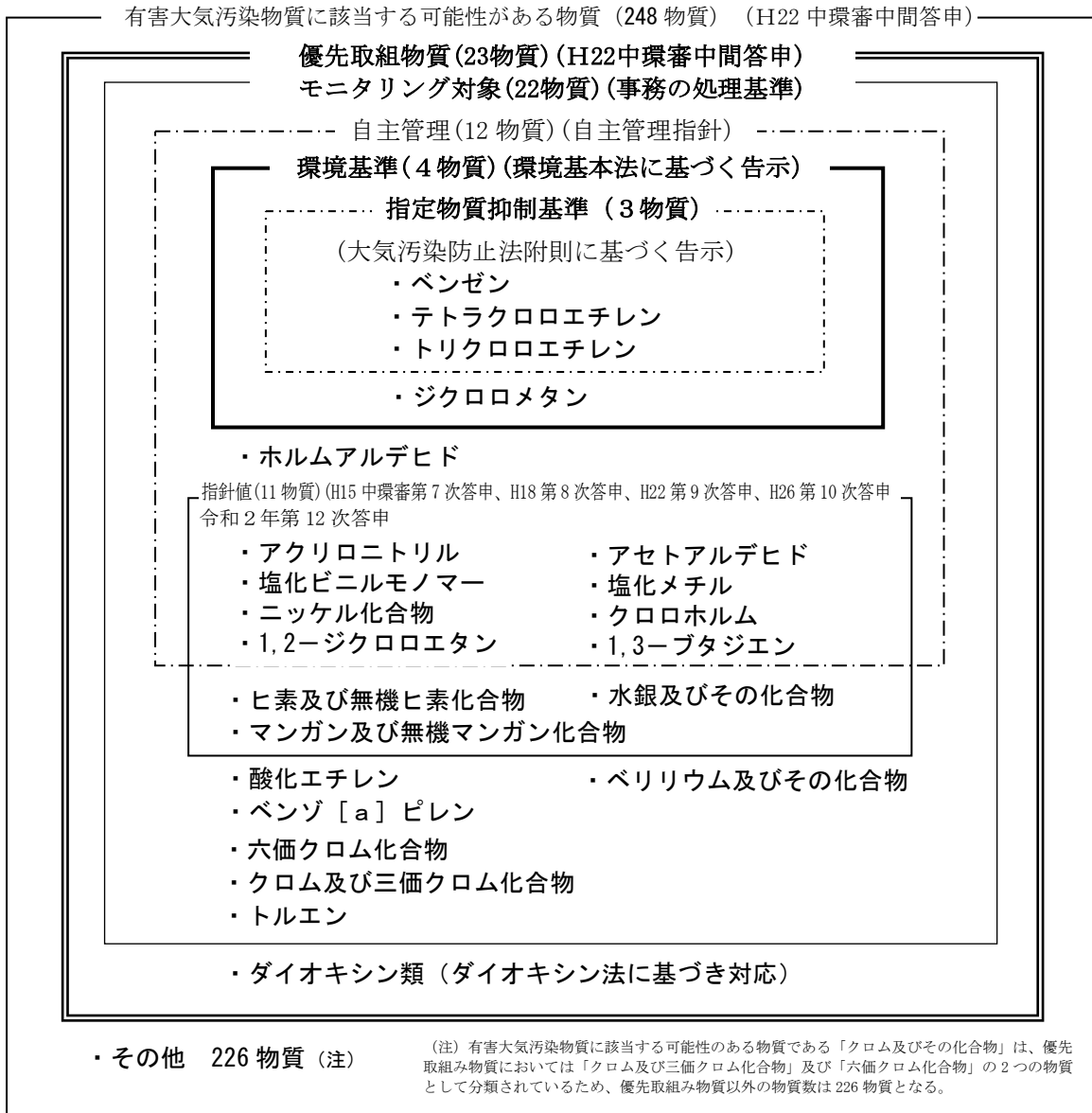
平成7.10.2 環境庁告示第64号 最近改正 平成24.3.30 環境省告示第65号

自動車燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質	許 容 限 度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.001質量パーセント以下
	ベンゼン	1体積パーセント以下
	メチルターシャリーブチルエーテル (MTBE)	7体積パーセント以下
	酸素分	1.3質量パーセント以下 (バイオエタノール10体積パーセント混合ガソリン及びエチルターシャリーブチルエーテル22体積パーセント混合ガソリンにあつては、1.3質量パーセントを超え3.7質量パーセント以下)
軽油	硫黄	0.001質量パーセント以下
	セタン指数	45以上
	90パーセント留出温度	摂氏360度以下

備考

- 1 「検出されないこと」とは、JIS K2255の4又は5に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。
- 2 「酸素分」とは、JIS K2536の2、4又は6に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 3 「セタン指数」とは、JIS K2280に定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 4 「90パーセント留出温度」とは、JIS K2254に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

9 有害大気汚染物質の位置づけ（参考）



第5節 その他

1 大気汚染防止法関係規制物質等一覧

	規制項目	規制物質	発生形態	対象施設	規制基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	SO ₂ 、SO ₃	燃焼など	政令で定めるばい煙発生施設 (ボイラー、焼却炉など)	K値(地域別。上乘せ基準は可) [1-2-1]	改善命令、 事故時の措置命令、 直罰など
	ばいじん	煤など			排出基準(物質及び施設の種類ごとの濃度) [1-2-2]	
	有害物質	Cd、Pb、HF、Cl ₂ 、HCl、NO _x など	燃焼、合成、分解、加圧など	政令で定めるばい煙発生施設 (銅、亜鉛、鉛の精錬用焙焼炉)	〃 [1-2-3]	
	特定有害物質	(未指定)	燃焼など	(未指定)	K値方式による量	
	指定地域の指定ばい煙 (本県該当なし)	SO ₂ 、SO ₃		特定工場等のばい煙発生施設	総量規制基準(特定工場ごとに抽出総量) [1-4-4]	
粉じん	一般粉じん			政令で定める一般粉じん発生施設(堆積場など)	構造、使用・管理に関する基準[1-3-3]	基準適合命令など
	特定粉じん	石綿	混合、切削、研磨など	政令で定める特定粉じん発生施設(混合機など)	敷地境界基準(濃度) [1-2-5]	改善命令など
	建築物等の解体、改造・補修		政令で定める特定粉じん排出等作業	作業基準[1-3-4]	基準適合命令など	
	揮発性有機化合物(VOC)	揮発性有機化合物	洗浄、印刷等	政令で定める揮発性有機化合物排出施設	排出基準[1-2-4]	改善命令など
	水銀等	Hg	燃焼など	政令で定める水銀排出施設(廃棄物焼却炉など)	排出基準[1-2-6]	改善命令、 事故時の措置命令、 直罰など
	自動車排出ガス	CO、HC、Pb、NO _x など	自動車の運行	環境大臣が定める特定の自動車	許容限度(車種及び物質ごとに量又は濃度) [1-4-7(2)] [保安基準]	他法による交通規制、整備命令など
	自動車の燃料の性状	Pb、硫黄、ベンゼン、MTBEなど	燃料の成分		許容限度(ガソリン及び軽油) [1-4-8]	他法による基準適合命令
	特定物質	アクロレインなど28物質	物の合成などの化学的処理中の事故	特定施設(ばい煙発生施設は除外)	なし	事故時の措置命令
	指定物質	ベンゼンなど3物質	洗浄、合成など	政令で定める指定物質排出施設	排出抑制基準(濃度)	

(注) []は、本文中の記載箇所を示す。例えば、[1-2-1]は第1章第2節第1項である。

2 大気汚染防止法届出事項一覧

番号	届出を必要とする場合	届出の時期	法令等条文	届出様式
1	ばい煙発生施設（法又は条例）を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限：法第10条、条例第13条）	法第6条 条例第9条	ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第1） （県要綱様式第1号）
2	工場・事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たにばい煙発生施設となった場合（設置の工事中を含む）	新たにばい煙発生施設となった日から30日以内	法第7条 条例第10条	
3	上記1又は2の届出をしたばい煙発生施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第10条、条例第20条）	法第8条 条例第11条	
4	一般粉じん発生施設（条例にあっては粉じん発生施設（以下6まで同じ））を設置しようとする場合	工事着手前	法第18条第1項 条例第18条第1項	一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第3） （県要綱様式第5号）
5	新しく一般粉じん発生施設となった際既にその施設を設置しているもの（設置工事中を含む）	新たに一般粉じん発生施設となった日から30日以内	法第18条の2 条例第19条	
6	上記4又は5の届出をした一般粉じん発生施設の 1. 構造 2. 使用及び管理の方法 を変更しようとするとき	工事着手前	法第18条第3項 条例第18条第3項	
7	特定粉じん発生施設を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限：法第13条の9）	法第18条の6第1項	特定粉じん発生施設設置（使用・変更）届出書 （施行規則様式第3の2）
8	工場・事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たに特定粉じん発生施設となった場合（設置の工事中を含む）	新たに特定粉じん発生施設となった日から30日以内	法第18条の7第1項	
9	上記7又は8の届出をした特定粉じん発生施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理又は飛散の防止の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第18条の4）	法第18条の6第3項	

番号	届出を必要とする場合	届出の時期	法令等条文	届出様式
10	揮発性有機化合物排出施設を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限：法第17条の9）	法第17条の5第1項	揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第2の2）
11	新しく揮発性有機化合物排出施設となった際既にその施設を設置しているもの（設置工事中を含む）	新たに揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内	法第17条の6第1項	
12	上記10又は11の届出をした揮発性有機化合物排出施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第17条の9）	法第17条の7第1項	
13	水銀排出発生施設を設置（新設、増設）しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前 （実施の制限：法第18条の32）	法第18条の28	水銀排出施設設置（使用、変更）届出書 （施行規則様式第3の5）
14	工場・事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たに水銀排出施設となった場合（設置の工事中を含む）	新たに水銀排出施設となった日から30日以内	法第18条の29	
15	上記13又は14の届出をした水銀排出施設の 1. 構造 2. 使用の方法 3. 処理の方法 を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第18条の32）	法第18条の30	
16	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、粉じん発生施設、水銀排出施設）の届出に係る 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 2. 工場又は事業場の名称所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内	法第11条 法第17条の13第2項 法第18条の13第2項 法第18条の31第2項 条例第14条 条例第22条	氏名等（名称、住所、所在地、）変更届出書 （施行規則様式第4） （県要綱様式第2号）
17	届出を行ったばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）の使用を廃止したとき	使用廃止の日から30日以内	法第11条 法第17条の13第2項 法第18条の13第2項 法第18条の36第2項 条例第14条 条例第22条	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）使用廃止届出書、ばい煙発生施設（粉じん発生施設）使用廃止届出書 （施行規則様式第5） （県要綱様式第3号）

番号	届出を必要とする場合	届出の時期	法令等条文	届出様式
18	届出をした者からそのばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、粉じん発生施設、水銀排出施設）を譲り受け又は借り受け、相続、合併などにより承継した場合	承継の日から30日以内	法第12条 法第17条の13第2項 法第18条の13第2項 法第18条の36第2項 条例第15条 条例第22条	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）承継届出書、ばい煙発生施設（粉じん発生施設）承継届出書 （施行規則様式第6） （県要綱様式第4号）
19	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工しようとする場合	特定粉じん排出等の作業の開始予定日の14日以上前（実施の制限法第18条の17）	法第18条の17	特定粉じん排出等作業実施届出書 （施行規則様式第3の4）
20	建築物等を解体し、改造し、または補修する作業を伴う建設工事を行う場合※ ¹	工事着手前※ ²	法第18条の15	石綿事前調査結果報告システム (https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/)

(注)総量規制に係わる部分は省略した。

※1 報告が必要な工事は以下のとおり（以下の要件に当てはまらなくても調査の実施は必要）

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※2 建築物等の構造上、工事に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手後に目視が可能となった時点で調査を行い、修正報告を行う。

3 大気汚染防止法罰則一覧

1	ばい煙に係る計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令（使用の一時停止を含む。）に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第33条）
2	揮発性有機化合物排出施設に係る計画変更命令又は改善命令に違反した場合	
3	特定粉じん発生施設に係る計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令（使用の一時停止を含む。）に違反した場合	
4	水銀排出施設に係る計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令に違反した場合	
5	ばい煙排出者が排出基準に適合しないばい煙を排出した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第33条の2）
6	特定施設設置者が事故により多量に大気中に特定物質を排出させた場合にその事故の拡大又は再発の防止のための措置命令に違反した場合	
7	一般粉じん発生施設を設置している者が、基準適合命令又は使用の一時停止命令に違反した場合	
8	特定粉じん排出等作業に係る計画変更命令に違反した場合	
9	特定工事を施工する者が、特定粉じん排出等作業に係る作業基準適合命令又は作業の一時停止命令に違反した場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第33条の2第2項）
10	大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に、ばい煙量等の減少、施設の使用制限などの知事の措置命令に違反した場合（緊急時の措置命令違反）	
11	過失による5の場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第34条）
12	ばい煙発生施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
13	揮発性有機化合物排出施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
14	燃料使用基準に従うべき命令に違反した場合	
15	特定粉じん発生施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
16	特定粉じん排出等作業実施届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
17	届出対象特定工事を施工する者が、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業について、定められた方法により行わなかった場合	
18	水銀排出施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	

19	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の使用届出、一般粉じん発生施設、水銀排出施設の設置届出、変更届出、若しくは使用届出、特定粉じん発生施設使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30万円以下の罰金（法第35条）
20	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設又は、水銀排出施設の設置届出、若しくは変更届出後、期間短縮許可を受けず60日を経過せず設置等を行った場合	
21	ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度、若しくは水銀排出施設の水銀濃度の測定について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合	
22	解体等工事の施行者が、特定工事に該当するか否かの調査の結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
23	報告及び立ち入り検査において報告せず、又は虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げるなどした場合	
24	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に関し、前記（1～23）に違反した場合	行為者のほか、法人又は人は各本条の罰金（法第36条）
24	氏名の変更等の届出又は承継届出若しくはばい煙の減少のための措置計画届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料（法第37条）
25	災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合、特定粉じん排出等作業実施届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	

(注)総量規則に係る部分は省略した。

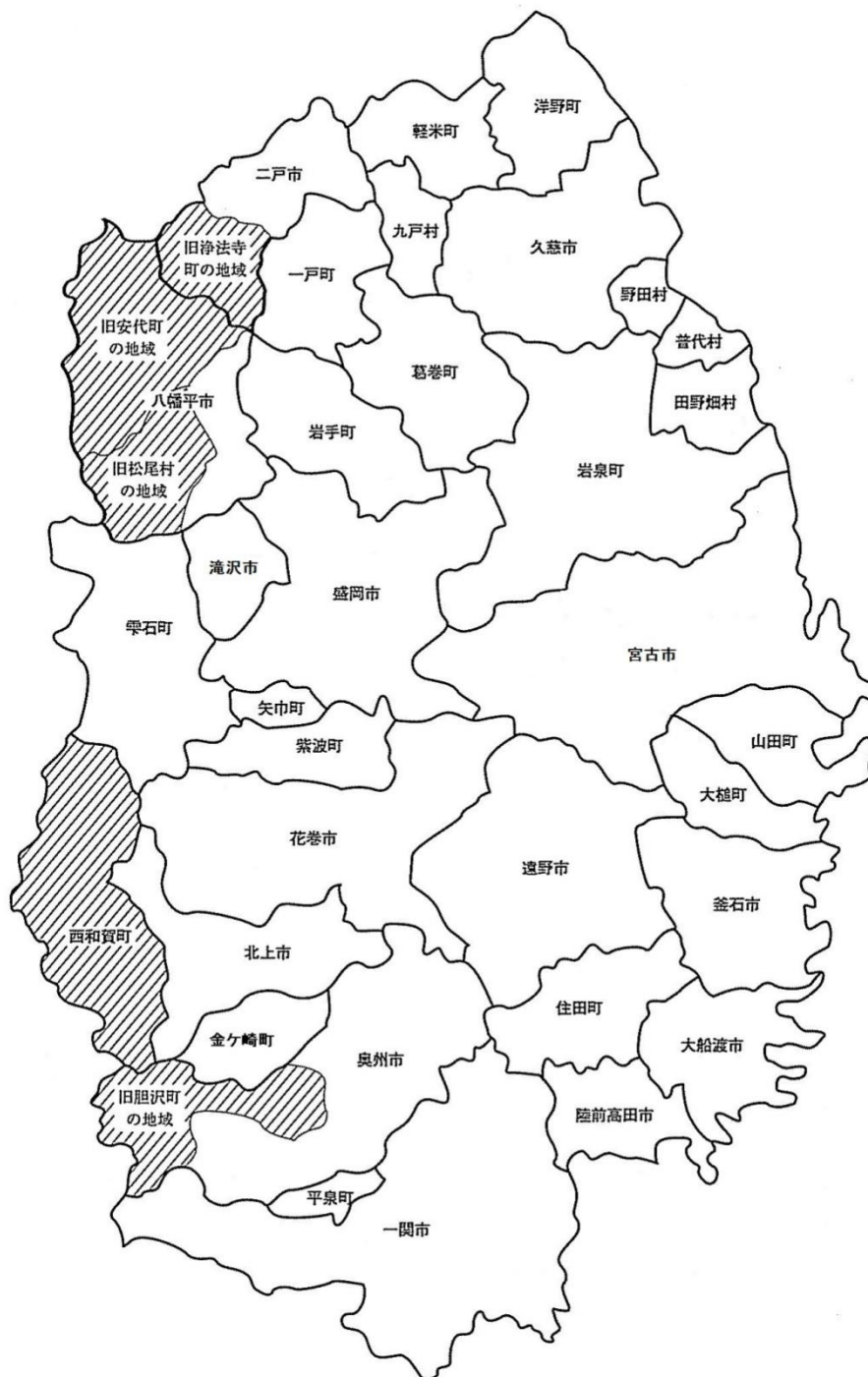
(県条例 大気関係罰則一覧)

1	計画変更命令（廃止を含む。）又は改善命令（使用の一時停止を含む。）に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第95条）
2	ばい煙排出者が排出基準に適さないばい煙を排出した場合	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第96条第1項）
3	粉じん発生施設を設置している者が、都道府県知事の基準適合命令又は使用の一時停止命令に違反した場合	
4	過失による2の場合	3月以下の禁錮又は15万円以下の罰金（条例第96条第2項）
5	ばい煙発生施設設置届出若しくは変更届出をせず又は虚偽の届出をした場合	3月以下の懲役又は15万円以下の罰金（条例第97条）
6	ばい煙発生施設の使用届出、又は粉じん発生施設の設置届出、変更届出若しくは使用届出をせず又は虚偽の届出をした場合	15万円以下の罰金（条例第98条）
	ばい煙発生施設の設置届出若しくは変更届出後、期間短縮許可を受けず60日を経過せず設置等を行った場合	
7	報告及び立ち入り検査において報告せず又は虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げるなどした場合	10万円以下の罰金（条例第99条）
8	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関し、前記（1～7）に違反した場合	行為者のほか、法人又は人は各本条の罰金（条例第100条）

第6節 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律関係

1 指定地域

スパイクタイヤの使用を規制し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するため、スパイクタイヤ使用禁止に係わる指定地域が定められ規制が行われている。



スパイクタイヤの使用が規制されている地域

指定地域 (32市町村)

2 スパイクタイヤ使用禁止

	使用禁止から除外される道路	使用禁止から除外される自動車
法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 舗装されていない道路 ② 積雪又は凍結している道路の部分 ③ その他政令で定める道路 	<ul style="list-style-type: none"> ① 125cc以下の二輪車 ② その他政令で定める自動車
施行令	<ul style="list-style-type: none"> ① トンネル内の道路 ② 橋の下の道路 ③ 雪覆工又は防砂のための施設で覆うものが設けられている道路の部分 ④ 道路の上空に建物が設けられている場合又は道路と建物が一体的な構造である場合の建物の下の道路の部分 ⑤ 道路、鉄道又は軌道で高架のものとは立体交差する下の部分 	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防用自動車又は警察用自動車等の緊急自動車 ② 除雪車のうち公安委員会に届け出たもの ③ 自衛隊が使用する大型特殊自動車で国土交通大臣の指定した自動車 ④ 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に規定する緊急輸送車両 ⑤ 環境大臣が交付する証明書を備えた緊急自動車 ⑥ 身体障害者又は戦傷病者が運転している自動車
施行規則		<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に情報収集、避難勧告及び救助等の緊急に行う用務を行う自動車 ② 警察法第2条第1項による警察の用務を行う自動車 ③ 海上保安庁法第2条第1項による海上保安庁の任務のうち海難救助、犯人の捜査などの用務を行う自動車

身体障害者及び戦傷病者の方にとっては、タイヤチェーンの脱着が困難であることから、本人が手帳を携帯して運転する場合、スパイクタイヤ使用禁止から適用除外されます。（施行令第2条）

スパイクタイヤの使用禁止から除外される身体障害者等

施行令第2条	関係法令	手帳	障害の程度
第6号	身体障害者福祉法	身体障害者手帳	第4号（肢体不自由）、第5号（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）
第7号	戦傷病者特別援護法	戦傷病者手帳	肢体不自由の程度又は心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害が 恩給法 別表第1号表の2 特別項症から第6項症まで 第1号表の3 第1款症から第3款症まで

第7節 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(通称：オフロード法)

(平成17年法律第51号)

(最終改正 平成29年5月31日法律第41号)

1 特定特殊自動車等

(1) 特定原動機

特定特殊自動車に搭載される原動機及びこれと一体として搭載される排出ガスの発散防止装置

(2) 特定特殊自動車

道路運送車両法第二条第六項に規定する「道路」以外の場所において用いられる下記のもの

※道路を走行するものは道路運送車両法で規制されている

(法第2条第1項、施行令第1条及び第2条、平成26年1月20日 経産国交環告第1号)

	特定特殊自動車	例
1	道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 【道路運送車両法施行規則 別表第一】	ショベル・ローダ、フォーク・リフト、ロータリ除雪自動車、農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機 等
2	建設機械抵当法第二条に規定する建設機械に該当する自動車（1に掲げるものを除く） 【建設機械抵当法令 別表】	トラクター、ブルドーザー、バックホウ 等
3	連続式バケット掘削機	
4	くい打ち機及びくい抜き機	
5	アースオーガー	
6	タワークレーン	
7	ドリルジャンボ	
8	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示第1条に規定する車両	
除外	けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具及び下記のもの。 一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車（防衛大臣が排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準を定めるものに限る。）であつて、次に掲げるもの イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する大型特殊自動車 ロ イに掲げるもののほか、防衛大臣の申出により主務大臣が指定した自動車 二 ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車以外の自動車	

2 使用の制限

特定特殊自動車は、基準適合表示又は少数特例表示が付されたものでなければ、使用してはならない。ただし、使用の開始前に主務大臣の検査を受け、確認証の交付を受けた場合を除く。（法第17条）

(1) 基準適合表示

- ①法第6条第1項により主務大臣が指定した型式指定特定原動機を搭載し、法第10条第1項の型式届出を行った型式届出特定特殊自動車であって、法第11条の義務を履行したもの
- ②道路運送車両法の規定による下記いずれかの義務を履行した特定特殊自動車
- ・自動車型式指定を受け、自動車型式指定規則第9条の義務を履行したもの
 - ・検査対象外軽自動車等の型式認定を受け、道路運送車両法施行規則第62条の3第5項の義務を履行したもの
 - ・型式指定一酸化炭素等発生防止装置を搭載し、道路運送車両法施行規則第62条の5第1項の義務を履行したもの

(2) 少数特例表示

法第12条第3項に基づき主務大臣の承認を受けた少数生産の特定特殊自動車
(年間生産台数30台まで。承認後類型台数100台まで。)

(3) 確認証

法第17条ただし書により主務大臣の確認を受けた特殊自動車(1台毎に検査申請が必要)

	従来様式	追加様式	
基準適合表示			
	1) ガソリン・LPGを燃料とし、基準に適合するもの 2) 軽油を燃料とし、法制定当初の基準に適合するもの	軽油を燃料とし、改正基準に適合するもの ※表示の年は告示で定める年を表示する	
少数特例表示			
	1) ガソリン・LPGを燃料とし、少数生産車の基準に適合するもの 2) 軽油を燃料とし、法制定当初の少数生産車の基準に適合するもの	軽油を燃料とし、改正前の基準による型式届出特定特殊自動車等であった型式のもの ※表示の年は告示で定める年を表示する	軽油を燃料とし、改正基準による型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの

※基準は特定原動機の定格出力が19kW以上560kW未満であるものが適用される。

3 技術基準（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示）

製造年月日及び少数特例表示に係る承認年月日によって技術基準が異なる。

- 1 () 内の光吸収係数は、黒煙の汚染の度合いを超えない値とみなすもの。() 内の光吸収係数を超過した場合は、黒煙の測定を実施し技術基準適合の判断を行う。
- 2 軽油に係る D1~D5 の表示は、軽油を燃料とする特定原動機の定格出力に対する排出ガス規制区分を示す。

軽油を燃料とする特定原動機の定格出力	排出ガス規制区分
19kW 以上 37kW 未満	D1
37kW 以上 56kW 未満	D2
56kW 以上 75kW 未満	D3
75kW 以上 130kW 未満	D4
130kW 以上 560kW 未満	D5




(1) 基準適合表示及び法第 17 条ただし書確認特定特殊自動車

基準適合表示	燃料	技術基準適合判定基準		型式届出期限 (法第 17 条第 1 項ただし書 に係る製造等期限)	製造期限 (輸入車型式届出期限)	
		一酸化炭素	炭化水素			
	ガソリン・LPG	1%	500ppm	-	-	
		黒煙	光吸収係数			
	軽油	D1	40%	(1.62m ⁻¹)	H25.9.30	H27.8.31
		D2	35%	(1.27m ⁻¹)	H25.9.30	H26.10.31
		D3	30%	(1.01m ⁻¹)	H24.9.30	H26.3.31
		D4	25%	(0.80m ⁻¹)	H24.9.30	H25.10.31
D5	H23.9.30	H25.3.31				
	軽油	黒煙	光吸収係数			
		D1	25%	(0.80m ⁻¹)	H28.9.30	H29.8.31
		D2			H28.9.30	H29.8.31
		D3			H27.9.30	H29.8.31
		D4			H27.9.30	H29.8.31
D5	H26.9.30	H28.8.31				
	軽油		光吸収係数			
		D1	ブローバイ・ガス 還元装置搭載	0.50m ⁻¹	-	-
		D2			-	-
		D3			-	-
		D4			-	-
D5	-	-				

(2) 少数特例表示特定特殊自動車 (改正前の基準による型式届出特定特殊自動車)

基準適合表示	燃料	技術基準適合判定基準		承認期限	製造上限	
	ガソリン・LPG	一酸化炭素	炭化水素	-	100 台	
		-	-			
	軽油	黒煙	光吸収係数	H25.9.30	100 台	
		D1	-			
		D2	-			
		D3	-			
D4		-				
D5	-					
	軽油	黒煙	光吸収係数	H28.9.30	100 台	
		D1	40%			(1.62m ⁻¹)
		D2	35%			(1.27m ⁻¹)
		D3	30%			(1.01m ⁻¹)
		D4	25%			(0.80m ⁻¹)
	D5	-	-			
	軽油	黒煙	光吸収係数	-	100 台	
		D1	25%			(0.80m ⁻¹)
		D2				
		D3				
		D4				
	D5					

(3) 少数特例表示特定特殊自動車 (型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの)

	燃料	少数特例の基準	承認期限	製造上限	
	軽油	D1	Tier2、Stage III A	H25.9.30	100 台
		D2	Tier3、Stage III A	H25.9.30	
		D3		H24.9.30	
		D4		H24.9.30	
		D5		H23.9.30	
	軽油	D1	-	-	100 台
		D2	-	-	
		D3	Interim Tier4、Stage III B	H27.9.30	
		D4		H27.9.30	
		D5		H26.9.30	
	軽油	D1	Tier4	-	100 台
		D2	Tier4、Stage III B	-	
		D3	Tier4、Stage IV	-	
		D4		-	
		D5		-	

備考

- 1 Tier2 及び Tier3 は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part89 (米国基準) に規定する基準をいう。
- 2 Stage III A は、97/68/EC (EU 基準) 及びその改定指令に規定する基準をいう。
- 3 Interim Tier4 及び Tier4 は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039 (以下「Part1039」という。) に規定する基準をいう。ただし、次に該当するものは除く。
イ Part1039 の § 1039.102 に記載の規定のうち、定格出力 56kW 以上 560kW 未満の Phase-out の基準
ロ Part1039 の Subpart H に規定する the averaging, banking, and trading program (以下「ABT program」という。) を適用したときに、ABT program の Emission credits が負数となる the family emission limit for the engine family の基準
- 4 Stage III B 及び Stage IV は、97/68/EC 及びその改定指令に規定する基準をいう。

4 指針

特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、特定特殊自動車を業として使用する者が使用する特定特殊自動車の燃料の種類その他の事項について必要な指針を定め、これを公表する。（法第28条第1項）

【策定状況】

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

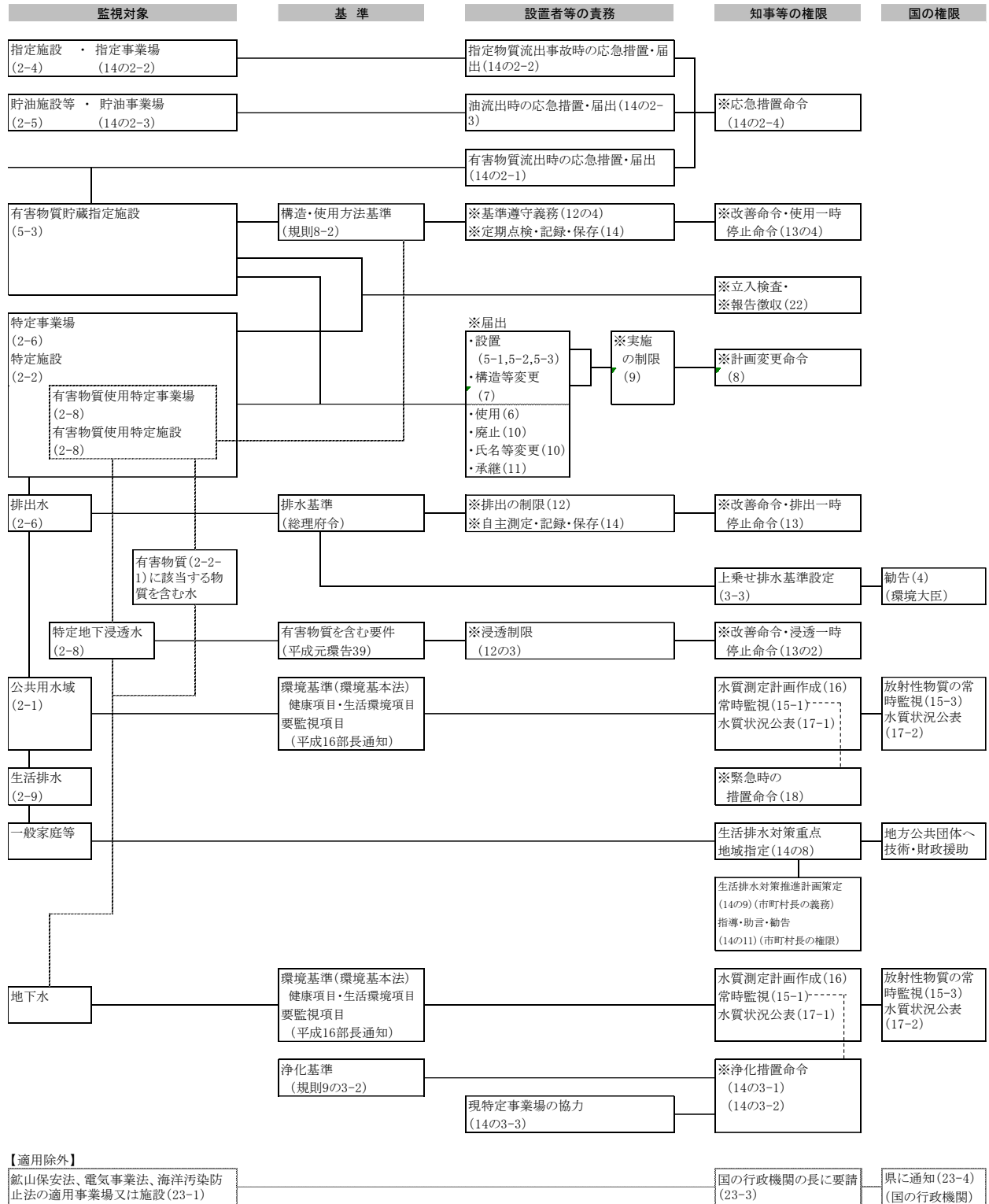
（平成18年国土交通省告示第1152号）

5 特定特殊自動車の使用者等の罰則一覧

1	基準適合表示及び少数特例表示をオフロード法の規定によらず無断で表示又はこれと紛らわしい表示をした者	50万円以下の罰金 （法第40条）
2	型式指定特定原動機に付すことができる表示をオフロード法の規定によらず無断で表示及びこれと紛らわしい表示をした者	30万円以下の罰金 （法第41条）
3	法第17条ただし書による確認を受けず、基準適合表示又は少数特例表示が付されていない特定特殊自動車を使用した者	
4	技術基準適合命令に違反した者	
5	法第29条第2項に基づき知事が求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
6	法第30条第2項に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	
7	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する特定特殊自動車に関し、前記（1～6まで）の違法行為をしたとき、行為者のほか、法人又は人	各本条の罰金刑 （法第43条）

第 2 章 水質汚濁防止法関係

水質汚濁防止法の体系図



備考

- () 内の数字は法の条番号を表す。例えば、(3-2) は法第3条第2項。
- ※印は、罰則適用のある条文を表す。
- 図に掲げた項目以外に、無過失責任(19,20)、総量規制に係るもの、資料提出の要求等(24)、国の援助(25)、研究の推進等(26)、経過措置(27)、事務の委任等(28)、条例との関係(29)などが定められている。

第2章 水質汚濁防止法関係

第1節 環境基準（環境基本法第16条）

1 公共用水域に係る環境基準

(1) 各水域への環境基準の適用

項目 水域	人の健康 の保護に 関する 環境基準	生活環境の保全に関する環境基準								
		pH DO 大腸菌数	SS	BOD	COD	全窒素	全磷	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）	全亜鉛 LAS ノニルフェノール	底層 溶存 酸素量
河川	◎	○	○	○					○	
湖沼	◎	○	○		○	○	○		○	○
海域	◎	○			○	○	○	○	○	○

備考 ◎：全公共用水域に適用される。
○：水域ごとに適切な類型を当てはめる。

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号・最近改正令和3年10月7日 環境省告示第62号）

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045に乘じたものの和とする。
- 5 ダイオキシン類の環境基準については、第7章第2節を参照。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号・最近改正令和3年10月7日 環境省告示第62号)

ア 河川 (湖沼を除く。)

(ア) 利用目的の適応性に関する項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性			
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数				
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100mL以下	自然環境保全 水道1級			
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100mL以下	水道2級 水産1級 水産			
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100mL以下	水道3級 水産2級 水産			
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1級 工業用水			
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水2級 農業用水 農業用水			
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	工業用水3級 環境保 環境保			

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる)
 3 CFU：コロニー形成単位 (培地に現れたコロニー (集落) の数)
 4 大腸菌数に係る基準値は90%水質値とする。(用語の解説ページの大腸菌を参照。湖沼、海域もこれに準ずる。)
 5 AA類型において、水道1級を利用目的としている地点 (自然環境保全を利用目的としている地点を除く。) については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 6 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- // 3級：コイ、フナ等、β - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- // 3級：特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

(イ) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）
 (ア) 利用目的の適応性に関する項目（全窒素、全磷以外）

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100mL以下	自然環境保全 水道1級 水産1級
A	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL以下	水道2, 3級 水産2級 水浴
B	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級 工業用水1級 農業用水
C	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	工業用水2級 環境保全

備考
 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2 AA類型において、水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物利用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入などによる高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 利用目的の適応性に関する項目（全窒素、全磷）

項目 類型	基準値		利用目的の適応性
	全窒素	全磷	
I	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	自然環境保全
II	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	水道1, 2, 3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴
III	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	水道3級（特殊なもの）
IV	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	水産2種
V	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全

備考
 1 基準値は、年間平均とする。
 2 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を感じない限度

(ウ) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

(エ) 水生生物の生息・再生産する場の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

ウ 海域

(ア) 利用目的の適応性に関する項目（全窒素、全磷以外）

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5 mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと。	自然環境保全 水産1級浴
B	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。	水産2級 工業用水
C	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	環境保全

備考
A類型において、自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 4 n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は0.5 mg/L

(イ) 利用目的の適応性に関する項目（全窒素、全磷）

項目 類型	基準値		利用目的の適応性
	全窒素	全磷	
I	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	自然環境保全
II	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	水産1種 水浴
III	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	水産2種
IV	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	水産3種 生物生息環境保全 工業用水

備考
基準値は、年間平均値とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ) 水生生物の生息状況の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aのうち水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.006 mg/L以下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

(エ) 水生生物の生息・再生産する場の適応性に関する項目

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(4) 要監視項目

(ア) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

(平成16年3月31日水環境部長通知 環水企第040331003号・環水土発第040331005号、

最近改正令和2年5月28日水・大気環境局長通知 環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
E P N	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) ※	0.00005 mg/L以下 (暫定)
備考 指針値は、年間平均値とする。 ※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。			

(イ) 水生生物保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

(平成15年11月5日水環境部長通知 環水企第031105001号・環水管発第031105001号、

最近改正平成25年3月27日水・大気環境局長通知 環水大発第1303272号)

類型	項目	指 針 値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川湖沼	生物A	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特A	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下
	生物B	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特B	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
海域	生物A	0.8 mg/L以下	2 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生物特A	0.8 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.0004 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下
備考 指針値は、年間平均値とする。							

(5) 公共用水域における環境基準の達成状況の評価について

(平成13年5月31日環水企第92号 最近改正平成27年3月31日環水大水発第1503311・環水大土発第01503312)

ア BOD、COD及び水生生物保全

(ア) BOD、COD

類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、環境基準点において、以下の方法により求めた「75%水質値」*が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

※75%水質値：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

(イ) 水生生物保全（全亜鉛、ノニルフェノール、LAS）

当該水域の環境基準点において、年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。なお、当該水域における検出状況が、明らかに人為的原因のみならず自然的原因も考えられる場合や、河川の汽水域において水生生物が優占して生息する情報がある場合には、これらのことを踏まえて判断すること。

(ウ) 複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 湖沼における全窒素及び全燐

(ア) 当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

ウ 海域における全窒素及び全燐

(ア) 当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(イ) 複数の環境基準点を持つ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

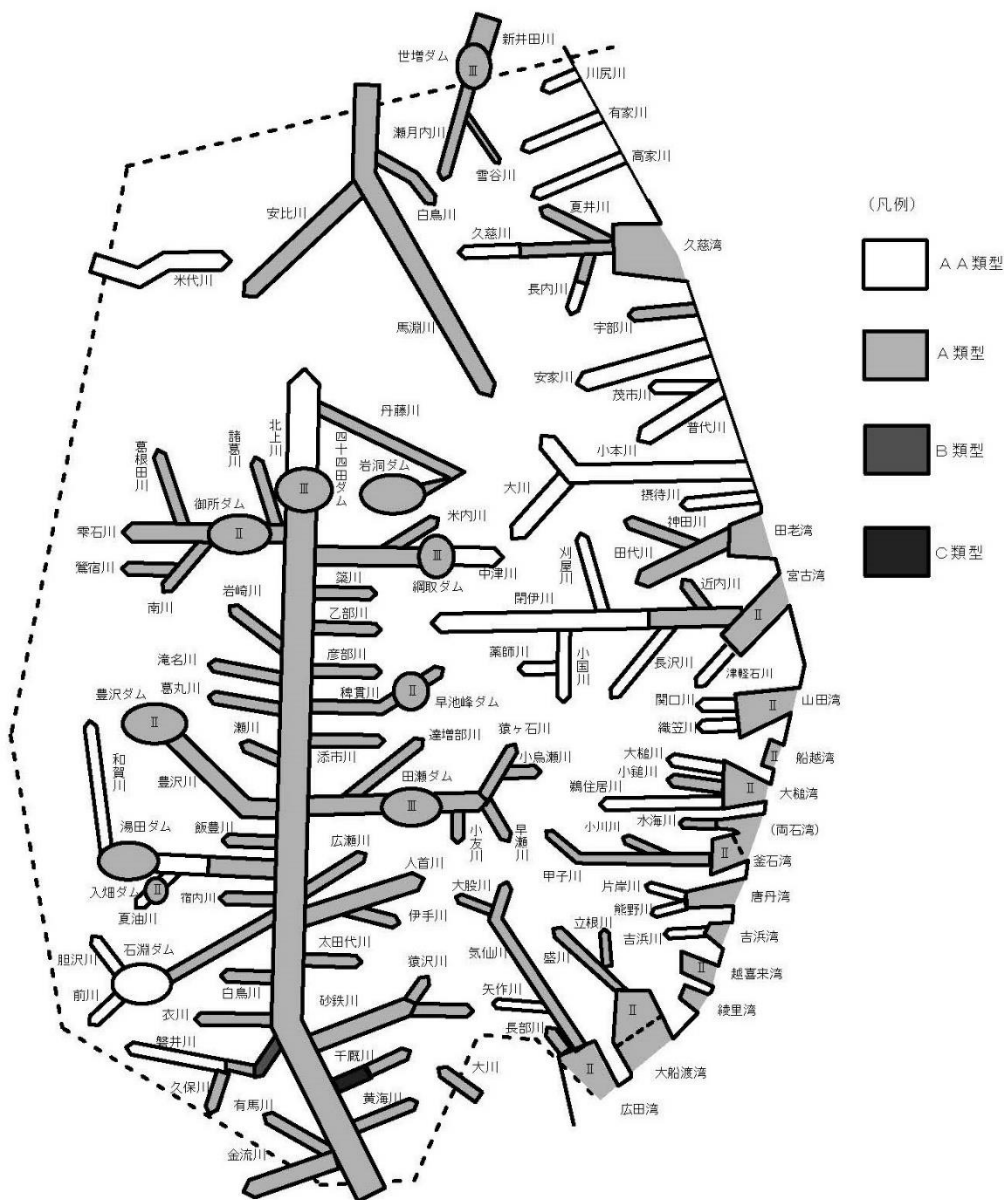
(6) 環境基準（生活環境項目）の類型指定状況

ア 利用目的の適応性に関する項目

(昭和47年4月18日県告示第558号 最近改正令和5年3月17日県告示第139号)

水域区分	数	環境基準（利用目的の適応性に関する項目）の類型別指定内訳					
		AA	A	B	C	D	E
河川	93	30	61	1	1	0	0
湖沼	11	1	10	0	0	—	—
海域	15	—	15	0	0	—	—
計	117	30	85	0	2	0	0

(注) 湖沼のうち世増ダム貯水池、綱取ダム貯水池、田瀬ダム貯水池、四十四田ダム貯水池にはA類型のほか全鱗のⅢ類型、御所ダム貯水池、早池峰ダム貯水池、豊沢ダム貯水池、入畑ダム貯水池には全鱗のⅡ類型が、海域は宮古湾、山田湾、船越湾、大槌湾、釜石湾（甲）、越喜来湾、大船渡湾（甲）、広田湾にA類型のほか全窒素及び全鱗のⅡ類型が指定されている。



※北上川本流については、松川合流点から北上川橋までの間pHに関する基準を適用しない。

(7) 公共用水域の水質の測定方法

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最近改正令和5年3月13日号外環境省告示第6号)

項 目	測 定 方 法	報告下限値
カドミウム	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.0003 mg/L
全シアン	JIS K0102の38.1.2 (JIS K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)付表1に掲げる方法	※0.1 mg/L
鉛	JIS K0102の54に定める方法	0.002 mg/L
六価クロム	JIS K0102の65.2 (65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 JIS K0102の65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mmの吸収セルを用いること。 2 JIS K0102の65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (65の備考11の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 JIS K0102の65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、JIS K0170-7の7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	0.01 mg/L
砒素	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.002 mg/L
総水銀	付表2に掲げる方法	※0.0005 mg/L
アルキル水銀	付表3に掲げる方法	※0.0005 mg/L
P C B	付表4に掲げる方法	※0.0005 mg/L
ジクロロメタン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
四塩化炭素	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0006 mg/L
トリクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.001 mg/L
テトラクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.0005 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125の5.1、5.2、又は5.3.1に定める方法	0.0002 mg/L
チウラム	付表5に掲げる方法	0.0006 mg/L
シマジン	付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002 mg/L
ベンゼン	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001 mg/L
セレン	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.002 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法	硝酸性窒素0.1 mg/L 亜硝酸性窒素0.1 mg/L
ふっ素	JIS K0102の34.1 (JIS K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34.1.1c) (注 (2) 第三文及びJIS K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法	0.1 mg/L
ほう素	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.1 mg/L
1,4-ジオキサン	付表8に掲げる方法	0.005 mg/L
水素イオン濃度 (pH)	JIS K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置**によりこれと同程度の計測結果が得られる方法	
生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K0102の21に定める方法	※0.5 mg/L
浮遊物質 (SS)	付表9に掲げる方法	※1 mg/L
溶存酸素量 (DO)	JIS K0102の32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置**によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	※0.5 mg/L
大腸菌数	付表10に掲げる方法	※1 CFU/100mL
化学的酸素要求量 (COD)	(湖沼) JIS K0102の17に定める方法 (海域) JIS K0102の17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	※0.5 mg/L
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	付表14に掲げる方法	※0.5 mg/L
全窒素	(湖沼) JIS K0102の45.2、45.3、45.4 又は45.6 (JIS K0102の45の備考3を除く。)に定める方法 (海域) JIS K0102の45.4又は45.6に定める方法	※0.05 mg/L
全磷	(湖沼) JIS K0102の46.3 (JIS K0102の46の備考9を除く。)に定める方法 (海域) JIS K0102の46.3 (JIS K0102の45の備考3を除く。)に定める方法	※0.003 mg/L
全亜鉛	JIS K0102の53に定める方法	※0.001 g/L
ノニルフェノール	付表11に掲げる方法	※0.00006 mg/L
直鎖7族14族の脂肪酸及びその塩 (LAS)	付表12に掲げる方法	※0.0006 mg/L
底層溶存酸素量	JIS K0102の32に定める方法又は付表13に掲げる方法	0.5 mg/L

備 考 ※印は国で指定、※※は用語の解説ページを参照

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、最近改正令和3年10月7日 環境省告示第63号)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	JIS K0102の38.1.2 (JIS K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	JIS K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	JIS K0102の65.2(65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 JIS K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 JIS K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(65の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合2に定めるところによるほか、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	JIS K0102の34.1(JIS K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追記する。)に定める方法又はJIS K0102の34.1.1c)(注(2)第三文及びJIS K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は、5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

※ 地下水に関する要監視項目及び指針値は、第2章第1節1(4)(ア)の公共用水域に関する要監視項目及び指針値のうち、トランス-1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーの項目を除いたものである。

第2節 排水基準等

1 有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

排水基準（法第3条第2項）（昭和46年6月21日総理府令第35号別表第1 最近改正令和6年1月25日省令4）

（条例第23条第2項）（平成13年規則第140号別表第9 最近改正予定令和6年3月）

有害物質を含む要件（法第8条、第12条の3）（平成元年8月21日環告39 最近改正令和6年2月5日環告4）

有害物質の種類	許容限度	有害物質を含む要件
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L	0.001 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L	0.1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1 mg/L	0.1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L	0.005 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/L	0.01 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L	0.005 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	0.0005 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.002 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.0005 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.002 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4 mg/L	シス体にあつては0.004 mg/L トランス体にあつては 0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.0002 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.0006 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.0003 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.002 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.001 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L	0.002 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10 mg/L 海域に排出されるもの ほう素230 mg/L	0.2 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8 mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15 mg/L	0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素0.7mg/L、亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素0.2mg/L、硝酸化合物にあつては硝酸性窒素0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	—	0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005 mg/L

備考 1 「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出量の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排出基準は政令一部改正施行（昭和49.12.1）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

3 「有害物質を含む要件」に該当する特定地下浸透水を地下に浸透させてはならない。

4 六価クロムは電気めっき業のみ暫定排水基準0.5mg/Lが令和6年4月1日から3年間適用される。

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等に係る暫定排水基準

(令和7年6月30日まで)

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して、1リットルにつき1ミリグラム)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40
	金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400

計量に関して、1リットルにつきミリグラム)	ジルコニウム化合物製造業	350
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,800

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位1日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位1日につき立方メートル）

※ほう素及びその化合物の下水道業及び旅館業、ふっ素及びその化合物の旅館業における適用期間は、当分の間。

2 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項) (昭和46年6月21日総理府令第35号別表第2 最近改正令和6年1月25日省令4)

(条例第23条第2項) (平成13年規則第140号別表第10 最近改正予定令和6年3月)

項目	単位	許 容 限 度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上 8.6以下、海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排水する場合適用)	mg/L	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排水する場合適用)	〃	160 (〃 120)
浮遊物質〔SS〕	〃	200 (〃 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	〃	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	〃	30
フェノール類含有量	〃	5
銅含有量	〃	3
亜鉛含有量	〃	2
溶解性鉄含有量	〃	10
溶解性マンガン含有量	〃	10
クロム含有量	〃	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
大腸菌数	CFU/mL	日間平均800
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均60)
リン含有量	〃	16 (〃 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、政令一部改正施行（昭和49.12.1）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 リン含有量についての排水基準はリンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 8 項目「大腸菌群数」は令和7年3月31日まで。令和7年4月1日より「大腸菌数」を適用する予定。

窒素・磷に係る暫定排水基準（海域関係）

（令和10年9月30日まで）

項 目	業 種	許 容 限 度
窒素含有量 （単位1リットルにつき1ミリグラム）	天然ガス鉱業	160（日間平均 150）
	畜産農業（面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	130（日間平均 110）
	酸化コバルト製造業	200（日間平均 100）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業	4,100（日間平均 3,100）
磷含有量 （単位1リットルにつき1ミリグラム）	畜産農業（面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものに限る。）	22（日間平均 18）

亜鉛含有量に係る暫定排水基準

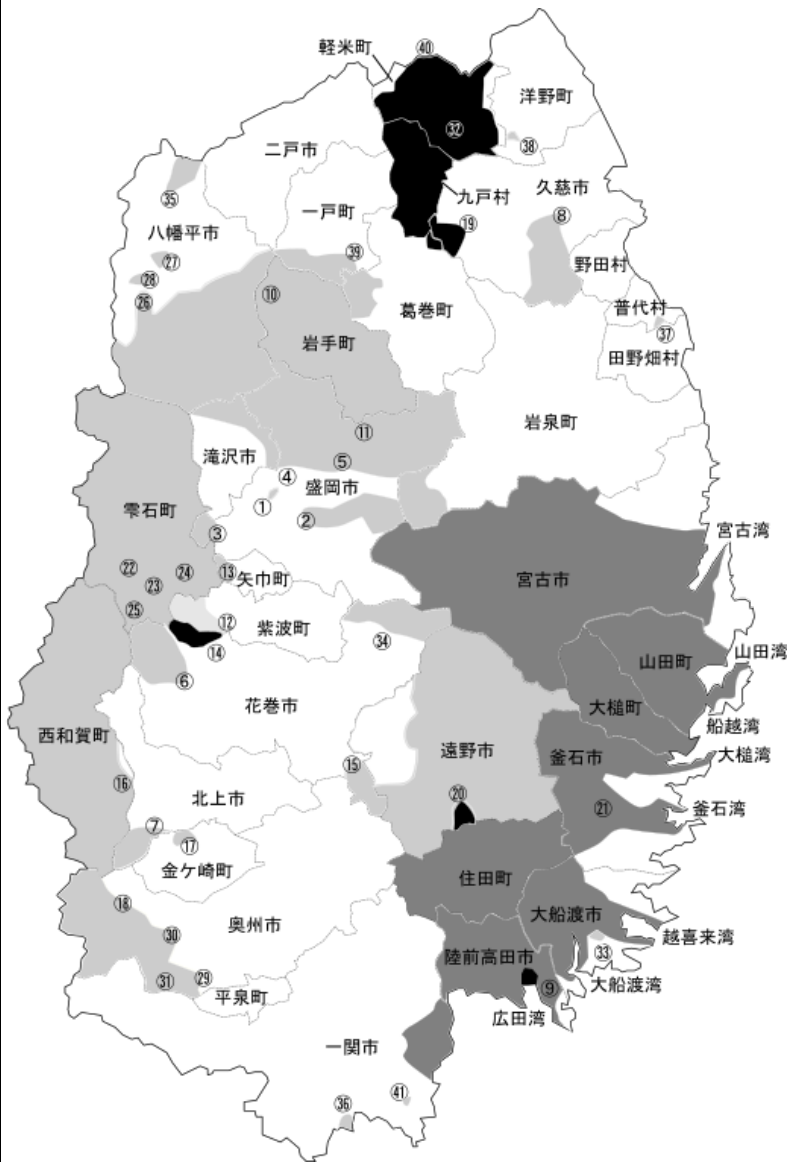
（令和6年12月10日まで）

項 目	業 種	許 容 限 度
亜鉛含有量 （単位1リットルにつき1ミリグラム）	電気めっき業	4

参考

(1) 窒素含有量又は燐含有量の排水基準が適用される湖沼とその流域
(昭和60.5.30環境庁告示第27号)

湖沼の名称	適用項目	
	窒素	燐
① 高松池		○
② 綱取ダム貯水池		○
③ 御所ダム貯水池		○
④ 四十四田ダム貯水池		○
⑤ 外山ダム貯水池		○
⑥ 豊沢ダム貯水池 (豊沢湖)		○
⑦ 入畑ダム貯水池		○
⑧ 滝ダム貯水池		○
⑨ 古川沼	○	○
⑩ 一方井ダム貯水池		○
⑪ 岩洞ダム貯水池 (岩洞湖)		○
⑫ 山王海ダム貯水池		○
⑬ 煙山ダム貯水池		○
⑭ 葛丸ダム貯水池	○	○
⑮ 田瀬ダム貯水池		○
⑯ 湯田ダム貯水池 (錦秋湖)		○
⑰ 千貫石ダム貯水池 (千貫石ため池)		○
⑱ 胆沢ダム貯水池		○
⑲ 瀬月内ダム貯水池		○
⑳ 遠野ダム貯水池	○	○
㉑ 日向ダム貯水池	○	○
㉒ 鶯宿ダム貯水池		○
㉓ 外柵沢ダム貯水池		○
㉔ 矢櫃ダム貯水池		○
㉕ レン滝ダム貯水池		○
㉖ 荒沢一号ダム貯水池		○
㉗ " 三 "		○
㉘ " 二 "		○
㉙ 衣川三号ダム貯水池		○
㉚ 衣川一号ダム (増沢) 貯水池		○
㉛ 衣川二号ダム貯水池		○
㉜ 雪谷川防災ダム貯水池		○
㉝ 綾里川ダム貯水池		○
㉞ 早池峰ダム貯水池		○
㉟ 根石ダム貯水池		○
㊱ 相川ダム貯水池		○
㊲ 普代ダム貯水池		○
㊳ 大野ダム貯水池		○
㊴ 大志田ダム貯水池		○
㊵ 世増ダム貯水池 (岩手県側)		○
世増ダム貯水池 (青森県側)	○	○
㊶ 金越沢ダム貯水池		○



海域に係る窒素と燐の排水基準が適用される地域
 燐の排水基準適用対象湖沼地域
 窒素と燐の排水基準適用対象湖沼地域

(2) 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る
海域を定める件 (平成5.8.27環境庁告示第67号)

名称	範囲
宮古湾	岩手県宮古市閉伊崎北端と同市姉ヶ崎東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
大船渡湾	岩手県大船渡湾湾口防波堤両先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域
広田湾	岩手県陸前高田広田崎南端と宮城県本吉郡唐桑町字高石浜396番地東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
釜石湾	岩手県釜石市鑑島先端と同市鷺ノ巣崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
大槌湾	岩手県釜石市御箱崎と上閉伊郡大槌町野島鮫鼻を結ぶ線、同島南端から236度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

越喜来湾	岩手県気仙郡三陸町大塩崎と同町脚崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
船越湾	岩手県上閉伊郡大槌町野島鮫鼻から18度に引いた線、同島南端から236度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
山田湾	岩手県宮古市根滝三角点 (北緯39度31分17秒東経142度3分40秒) と下閉伊郡山田町小根が崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
気仙沼湾	宮城県本吉郡唐桑町上鮎立278番地西端と気仙沼市恵比寿鼻を結ぶ線、同市龍舞崎と同市岩井崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

備考 海域の範囲又は位置は、平成5年10月1日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによって表示されたものとする。

3 上乗せ排水基準

(法第3条第3項・第4項)

(水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例昭和48年3月30日条例第31号、最近改正昭和54年条例24)

[項目の単位はpH以外 mg/L]

規制水域	日平均排水量	項目 工場・事業場の区分 (施設は政令別表第1の号番号)	水素イオン濃度 (pH) (海域に排出されるもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (河川等に排出されるもの)		化学的酸素要求量 (COD) (湖沼、海域に排出されるもの)		化学的酸素要求量 (COD) (河川等に排出されるもの)		浮遊物質質量 (SS)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	法に定める生活環境に係る一律排水基準値の適用	
				最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	日平均	最大	最大	最大			
新井田川河口水域	50 m ³ 以上	第2号から第18号まで掲げる施設 (第10号の蒸留酒・混成酒製造業用を除く。)を設置するもの	—	150	120	—	—	—	—	150	120	10	—	—	—	左記項目以外全部	
		第10号施設で蒸留酒・混成酒製造業用を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	150	120	—	—	—	—		
		第23号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	110	90	—	—	—	—		
		第24号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	60	50	—	—	—	—		
		第61号及び第63号(金属製品製造業に限る。)施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	40	30	—	—	—	—		
		第62号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	40	30	—	—	—	—		
		第64号(ガス供給業に限る。)施設を設置するもの。	—	30	20	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—		
		第69号施設を設置するもの。	—	80	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	第72号施設を設置するもの。	—	40	30	—	—	—	—	80	60	—	—	—	—			
	各号(第1号(鉱業に係る部分に限る。以下同じ。)、第1号の2、第60号及び第74号を除く。)施設のうち前各項の施設以外を設置するもの	—	60	50	—	—	—	—	80	60	—	—	1	—			
50 m ³ 未満	第72号施設を設置するもの	—	40	30	—	—	—	—	80	60	—	—	—	—	全部		
全て	第1号及び第60号施設を設置するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
釜石湾水域	40 m ³ 以上	下水道整備地域に各号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	25	20	25	20	—	—	90	70	—	2	1	—	左記項目以外全部	
		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	第1号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	—	—	—	120	100	—	—	—		0.2
			第2号から第18号までの施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	120	100	—	—	120	100	—	—	—		—
			第61号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	20	15	20	15	50	40	—	2	1		—
			第72号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	40	30	40	30	—	—	90	70	—	—	—		—
			第73号の施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	25	20	25	20	—	—	90	70	—	2	1		—
	各号(第1号の2、第60号及び第74号を除く。)施設のうち前各項の施設以外を設置するもの	5.8以上 8.6以下	50	40	50	40	—	—	90	70	—	2	1	—			
	40 m ³ 未満	下水道整備地域に第1号、第72号及び第60号の施設を設置	5.8以上 8.6以下	25	20	25	20	—	—	90	70	—	2	1	—		全部
		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	第1号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	—	—	—	120	100	—	—	—		
				第72号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	40	30	40	30	—	—	90	70	—	—		—
全て	下水道整備地域以外の地域に所在するもの	第60号施設を設置するもの	5.8以上 8.6以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全部	

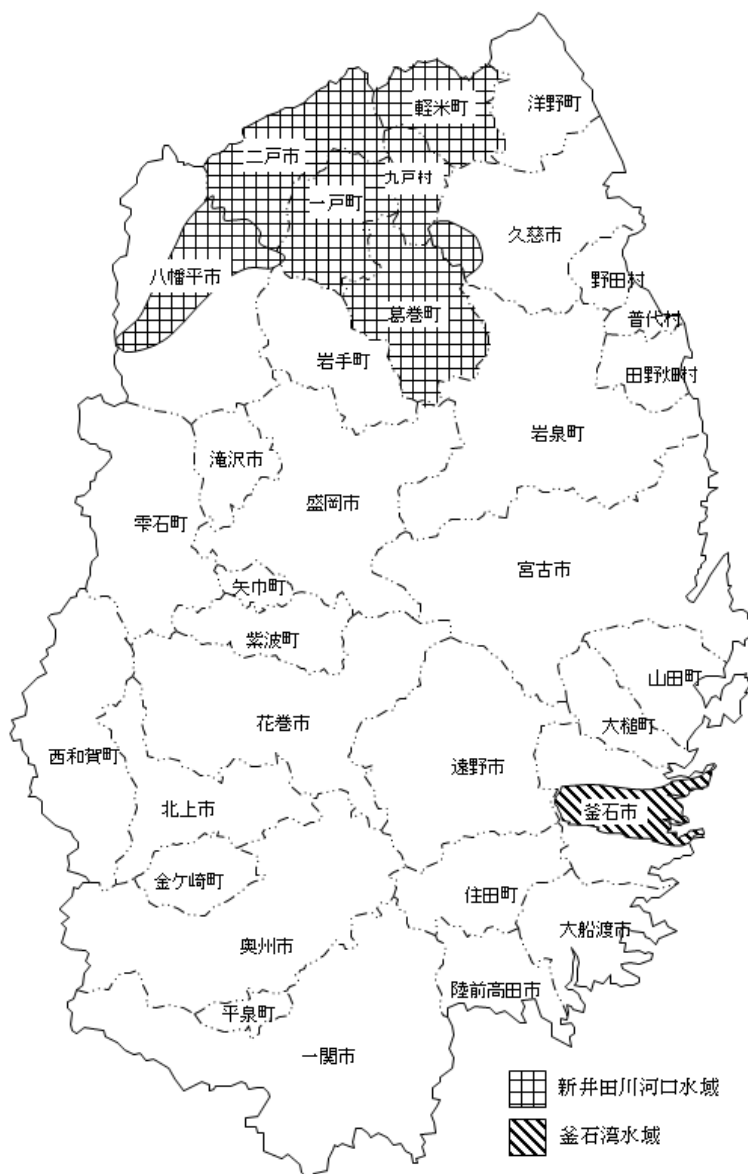
・政令別表第1の業種名、施設名は「第3節 特定施設等 1 法の特定施設」を参照

備考1 新井田川河口水域について

- (1) 「新井田川河口水域」とは、相坂川河口左岸（青森県上北郡おいらせ町宇新田18の4番4号地先）から鮫岬北端（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡手10番地先）に至る陸岸の地先海域に流入する公共用水域のうち岩手県の区域をいう。
- (2) 72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満の場合についても、この表に掲げる上乗せ排水基準のほか、水質汚濁防止法第3条第1項の規定により定められた排水基準（以下「法第3条第1項の排水基準」という。）を適用する。
- (3) 第1号又は第60号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、1日当たりの平均的な排水の量が50m³未満の場合についても、法第3条第1項の排水基準を適用する。
- (4) 一の工場又は事業場が同時に2以上の業種に属し、又は2以上の施設を設置する場合において、これらの業種又は施設につき異なる許容限度の上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準が定められているときは、これらの基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。
- (5) 第1第74号に掲げる施設を設置する事業場に係る排水水については、当該事業場を当該事業場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場の属する業種に属するものとみなし、当該工場又は事業場に係る上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準を適用する。この場合において、汚水又は廃液を排出する工場又は事業場が属する業種又は設置する施設につき異なる許容限度の上乗せ排水基準又は法第3条第1項の排水基準が定められているときは、備考1(4)の規定を準用する。

備考2 釜石湾水域について

- (1) 「釜石湾水域」とは、釜石市箱崎町第4地割75番の3地先オイデ崎と釜石市大字平田第8地割117番の1地先尾崎を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域並びに水海川並びにこれらに流入する公共用水域をいう。
- (2) 「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (3) この表に掲げる上乗せ排水基準及び法第3条第1項の排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が40m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。ただし、第1第1号、第60号又は第72号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、1日当たりの平均的な排水の量が40m³未満の場合についても適用する。
- (4) 第61号に掲げる施設を設置する工場又は事業場に係る排水水については、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合についても、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準を適用する。
- (5) 備考1の(4)及び(5)の規定は、釜石湾水域に係る工場又は事業場に係る排水水について準用する。



4 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法

(昭和49年9月30日環境庁告示第64号 最近改正令和6年2月5日号外環境省告示第4号)

項 目	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	JIS K0102の55に定める方法（ただし、JIS K0102の55.1に定める方法にあつてはJIS K0102の55の備考1に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	JIS K0102の38.1.2（JIS K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、JIS K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐化合物	付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPN にあつてはJIS K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては付表2に掲げる方法
鉛及びその化合物	JIS K0102の54に定める方法（ただし、54.1に定める方法にあつてはJIS K0102の54の備考1に定める操作を、JIS K0102の54.3に定める方法にあつてはJIS K0102の52の備考9に定める操作を行うものとする。）
六価クロム化合物	JIS K0102-3の24.3.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあつては、JIS K0102-3の24.3.3.4及びJIS K0102-3の24.2に定める方法）又はJIS K0102-3の24.3.2に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあつては、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素及びその化合物	JIS K0102の61に定める方法
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀化合物	公共用水域告示付表3に掲げる方法及び付表3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	JIS K0093に定める方法又は告示付表4に掲げる方法
トリクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
ジクロロメタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
チオベンカルブ	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）
ベンゼン	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法
セレン及びその化合物	JIS K0102の67に定める方法
ほう素およびその化合物	JIS K0102の47に定める方法

ふっ素及びその化合物	JIS K0102の34.1 (JIS K0102の34の備考1を除く。)、34.2若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、JIS K0170-6の6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又はJIS K0102の34.1.1 c) (注(2)第三文及びJIS K0102の34の備考1を除く。) に定める方法及び告示付表7に掲げる方法
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあってはJIS K0102の42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7に定める方法 (ただし、42.2、42.6又は42.7に定める方法により測定する場合において、JIS K0102の42.1 c) の蒸留操作を行うときは、JIS K0102の42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあってはJIS K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあってはJIS K0102の43.2.5又は43.2.6に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 (ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあっては、当該方法に代えてJIS K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。)又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。) に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。))
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	JIS K0102の12.1に定める方法
生物化学的酸素要求量	JIS K0102の21に定める方法
化学的酸素要求量	JIS K0102の17に定める方法
浮遊物質	公共用水域告示付表9に掲げる方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	付表4に掲げる方法
フェノール類含有量	JIS K0102の28.1 (JIS K0102の28の備考2及び備考3並びにJIS K0102の28.1.3のただし書以降を除く。) に定める方法
銅含有量	JIS K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
亜鉛含有量	JIS K0102の53に定める方法
溶解性鉄含有量	JIS K0102の57.2、57.3又は57.4に定める方法
溶解性マンガン含有量	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
クロム含有量	JIS K0102の65.1に定める方法
大腸菌群数	下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年(厚生省/建設省/令第1号)に規定する方法
窒素含有量	JIS K0102の45.1、45.2又は45.6 (JIS K0102の45の備考3を除く。) に定める方法
リン含有量	JIS K0102の46.3 (JIS K0102の46の備考9を除く。) に定める方法

5 排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定方法等 (法第14条、規則第9条) (条例第89条)

項目	内容
測定項目	排水水については、排水基準（上乘せ排水基準を含む。）が定められている事項のうち、排水口ごとに届け出られている項目。特定地下浸透水については、届け出られている有害物質。
測定頻度	1年に1回以上。ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る。）からの排水水のうち、一部項目（砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量並びにクロム含有量）については3年に1回以上。
測定時期	排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取。
測定方法	排水水については、「環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める件」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）による。特定地下浸透水については、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法」（平成元年8月21日環境庁告示第39号）による。 外部に分析を依頼する場合は計量証明事業者に委託することが望ましい。
記録・保存	省令様式第8又は県規則様式第17号に記録し、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに3年間保存。なお、計量証明書を保存する場合は、様式第8又は様式第17号への転記を要しない。

第3節 特定施設等

1 法の特定施設

(法第2条第2項)(令第1条・別表第1(昭和46政令第188号) 最近改正令和元年政令44号)

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
1	<p>イ 選鉱施設 【採掘した鉱石(石炭、亜炭、石油および天然ガスを除く。)の選別、品位向上のための処理を行う湿式の施設のうち、金属鉱物の処理における重液選鉱機、比重選鉱機および浮遊選鉱機ならびに非金属鉱物の処理における水を使用する篩分施設 (注) 粘土鉱業の用に供する選鉱施設の概念は、水洗式分別機を含む。】</p> <p>ロ 選炭施設 【採掘した石炭または亜炭(原炭)および水洗炭業におけるぼたの選別、品位向上等の処理を行う施設のうち、石炭または亜炭(原炭)の処理における重液洗炭機およびジグ、浮遊洗炭機ならびにぼたの処理における水洗施設】</p> <p>ハ 坑水中和沈でん施設 【鉱物の採掘にともなって坑口より排出される坑水の処理を行う施設のうち、中和装置および沈殿処理施設(沈殿のみを行うものを含む。)]</p> <p>ニ 掘削用の泥水分離施設 【石油(可燃性天然ガスを含む。)坑を掘削する際使用する循環泥水から捨石を分離除去する装置のうち、シェルシェーカー、デサンダー、デシルターおよび泥だめ】</p>	<p>051 金属鉱業 052 石炭・亜炭鉱業 053 原油・天然ガス鉱業 055 窯業原料用鉱物鉱業 059 その他の鉱業</p> <p>(注) 非鉄金属の精錬および精製に係る事業場は鉱業法および鉱山保安法の適用を受けるものであっても、本法による特定施設に関しては非鉄金属製造業として、令別表第2第62号によるものとする</p>	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に 係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m ² 未満の事業場 に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500m ² 未満の事業場 に係るものを除く。）	012 畜産農業 0134 畜産サービス業 741 獣医業 8032 競馬場 8035 競馬きゅう舎 805 公園、遊園地 8041 乗馬クラブ 8711 農業協同組合 812～814 小学校～高等学 校、中等教育学校 816 農業大学校等 8214 動物園等 711 自然科学研究所 973 動物検疫所	昭和47.10.1政 令に追加。
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 原料処理施設 【肉製品製造業における解凍槽、脱血施設およ び塩づけ槽ならびに食鳥処理加工業における放 血施設および湯づけ施設】 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） 【食鳥処理加工業における体洗浄機ならびに乳 製品製造業における洗びん機、洗缶機および自 動洗浄機】 ハ 湯煮施設 【畜肉製品製造業における湯煮槽】	091 畜産食料品製造業	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、 次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 【水産動物の頭、内臓、骨等を処理する解体処 理機、冷凍品の解凍を行う解凍槽（マナイタ、 包丁等の器具類を除く。）】 ロ 洗浄施設 【原料を水づけまたは水洗により洗浄する施設 のうち、寒天製造業における水づけ槽および注 水により凍結寒天を解凍する解凍装置ならびに 水産ねり製品製造業または冷凍および生すり身 製造業における魚肉洗浄機および水晒タンク】 ハ 脱水施設 【脱水または脱汁を行う施設のうち、寒天製造 業、すり身製造業または水産ねり製品製造業に おける遠心分離機、スクリュープレスおよび圧 搾施設】	092 水産食料品製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ニ ろ過施設 【寒天製造業における煮熟後の原料寒天を各種フィルターを用いてろ過する施設】 ホ 湯煮施設 【原料を湯煮により加熱処理する施設（蒸煮施設を除く。）】		
4	イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【果実の剥皮、身割、除核、または野菜の剥皮を行う施設（剥皮機、身割機器等） アスパラガス缶詰製造業におけるりん片除去機、みかん缶詰製造業における酸またはアルカリ処理施設、もも缶詰製造業におけるスティームブランチャーおよびマッシュポテト製造業におけるプレッシャーSteamer】 ロ 洗浄施設 【原料に付着する土砂、農薬、微生物等を水洗除去（噴射によるものを含む）する施設および塩蔵原料の脱塩または脱臭を行うための水洗施設】 ハ 圧搾施設 【野菜つけ物製造業における塩蔵原料の脱水を目的とする圧搾機】 ニ 湯煮施設 【果実かん詰製造業におけるブランチャーならびにマッシュポテト製造業におけるプレクッカーおよびクッカー】	093 野菜缶詰・果実缶詰・農業保存食料品製造業の業種のうち、ジュース原液製造業（10号に該当する。）を除いたものおよびマッシュポテト製造業	
5	イ みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【トマトケチャップ製造業におけるパルパー及びフィニッシャー】 ロ 洗浄施設 【しょう油、食酢またはソース製造業における洗びん機、マヨネーズ製造業における洗卵機、みそ製造業における米または大豆の洗浄機およびしょう油製造業におけるろ布の洗濯機】 ハ 湯煮施設 【みそ製造業における浸せき後の原料大豆を湯煮する施設】	094 調味料製造業のうち0949（その他の調味料製造業）を除いたもの	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ニ ホ ヘ	濃縮施設 【加熱減圧等による濃縮施設のうち、グルタミン酸ソーダ製造業における母液の真空濃縮機ならびにトマトソース製造業における濃縮釜および真空濃縮機】 精製施設 【グルタミン酸ソーダ製造業における活性炭、活性白土、イオン交換樹脂等を使用する精製分離施設】 ろ過施設 【グルタミン酸ソーダ製造業におけるフィルターにより固体と液体に分離する施設】		
6		小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 【調質工程前のウォッシャー】	0962 小麦粉製造業	
7	イ ロ ハ ニ ホ	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料処理施設 【てん菜糖製造業における糖液浸出施設（ディヒュージョンタワー）】 洗浄施設（流送施設を含む。） 【てん菜糖製造業における原料てん菜貯留槽からてん菜洗浄機までの流送施設およびてん菜洗浄施設】 ろ過施設 【各種フィルターを用いて溶液と固体とを分離する施設】 分離施設 【遠心分離機】 精製施設 【イオン交換樹脂、粒状炭吸着塔、活性炭混和槽および骨炭塔】	095 糖類製造業のうち0953 （ぶどう等、水あめ、異性化糖製造業）を除いたもの	
8		パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう 【あん汁を攪拌、自然沈降によりあんと上澄液を分離する施設（あん汁または上澄液の濃縮水洗分離を行うノズル型セパレーターを含む。）】	097 パン・菓子製造業のうち0974（米菓製造業、9号に該当する）を除いたもの 0994 製あん業	
9		米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 【原料米を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）】	0974 米菓製造業 0999 他に分離されない食品品製造業のうち、こうじ製造業および種こうじ製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
10	<p>飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 【蒸りゅう酒製造業における原料糖みつの清澄施設】</p> <p>ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） 【清涼飲料、ビールまたはジュース製造業における洗びん施設ならびに清酒製造業における洗米機および洗びん施設】</p> <p>ハ 搾汁施設 【ジュース製造業におけるジュースエキストラクター】</p> <p>ニ ろ過施設 【清酒製造業におけるろ過施設】</p> <p>ホ 湯煮施設 【3のホと同じ】</p> <p>ヘ 蒸留施設 【蒸留酒または飲用アルコール製造業における蒸留施設】</p>	<p>101 清涼飲料製造業</p> <p>102 酒類製造業</p> <p>103 茶・コーヒー製造業 (清涼飲料を除く。)</p> <p>093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業)のうちジュース原液製造業</p>	
11	<p>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 【魚粉食料製造業における原料貯蔵施設および羽毛粉飼料製造業における羽毛を高压加熱処理する圧力釜】</p> <p>ロ 洗浄施設 【原料を洗浄する施設（動力を使用するものに限る。）】</p> <p>ハ 圧搾施設 【魚粉食料製造業における煮熟した魚体等を圧搾して魚汁または魚油とケーキに分離する施設】</p> <p>ニ 真空濃縮施設 【フィッシュソリュブルの製造における真空濃縮施設】</p> <p>ホ 水洗式脱臭施設 【油かすまたはフィッシュミールの製造過程において発生する悪臭を水洗式により除去する施設】</p>	<p>1061 配合飼料製造業のうち動物性原料を使用する飼料の製造業</p> <p>1062 単体飼育製造業のうち動物性原料を使用する飼料の製造業</p> <p>1063 有機質肥料製造業</p>	
12	<p>動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設 【動物油脂製造業における動物原料煮沸施設】</p>	<p>098 動植物油脂製造業</p>	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ロ 洗浄施設 【脱酸のためのアルカリ処理後の油脂を温湯で洗浄する施設】 ハ 圧搾施設 【原料を煮沸後圧縮して煮汁と煮かすに分離する施設】 ニ 分離施設 【動物油脂製造業における遠心分離機、抽出および静置分離機】		
13	イ 原料処理施設 【原料糖みつの清澄機】 ロ 洗浄施設 【菌体分離後のクリーム洗浄施設】 ハ 分離施設 【菌体分離のための遠心分離機】	0999 他に分類されない食料品製造業のうちイースト製造業	
14	イ 原料浸せき施設 【コーンスターチ製造業における亜硫酸浸漬槽】 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） 【原料いもの洗浄機および原料を貯蔵庫から洗浄機まで流送する施設】 ハ 分離施設 【脱汁機、デカンター、ふるい分機ノズルセパレーター、すり込み沈殿槽、寄せ込み沈殿槽、テーブルならびにコーンスターチ製造業における洗浄濃縮機、遠心分離機およびオリバーフィルター】 ニ 渋だめ及びこれに類する施設 【濃厚汁液貯留池および土肉だめ】	0991 でん粉製造業 1699 他に分類されない化学工業製品製造業のうちデキストリン製造業（化工でん粉製造業を含む。）	
15	イ 原料処理施設 【原料でん粉乳液そう、動力ふるい機、遠心分離機およびオリバーフィルター】 ロ ろ過施設 【7のハと同じ】 ハ 精製施設 【イオン交換樹脂塔】	0953 ぶどう糖、水あめ・異性化糖製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設 【生めんのゆで釜】	0992 めん類製造業	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 【原料豆（粉碎されたものを含む）を煮沸する施設】	0993 豆腐・油揚製造業 0996 そう（惣）菜製造業のうち煮豆製造業	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 【コーヒーの成分を抽出する施設】	1032 コーヒー製造業のうちインスタントコーヒー製造業	
18の2	イ 原料処理施設 【解凍施設、切割処理施設、剥皮機、身割機、プレッシャースティーマーおよびカッター】 ロ 湯煮施設 【原料を湯煮により加熱処理する施設】 ハ 洗浄施設 【原料を水づけ又は水洗により洗浄する施設および施設又は機器を洗浄する施設】	0995 冷凍調理食品製造業	昭和57.1.1政令に追加。
18の3	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	105 たばこ製造業	昭和57.1.1政令に追加。
19	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 【生糸を繰り終わった後のくず繭または薄皮を熱湯に浸せきし、鉄櫛で削り、繭層部分と蛹を分離する施設】 ハ 原料浸せき施設 【原料を浸せき、煮沸または水洗する施設】 ニ 精練機及び精練そう 【天然繊維中の不純物、製造工程中の糸または布に付着した油分等を除去するためカ性ソーダ、ソーダ灰および助剤としてのアニオンまたは非イオン系界面活性剤を使用して煮沸蒸解する施設】 ホ シルケット機 【原皮に光沢と染着性を付与するため原皮をアルカリ液に浸せきし、脱液する施設】 ヘ 漂白機及び漂白そう 【繊維中の色素を漂白剤を用いて脱色する施設】	11 繊維工業の業種から20号の業種を除いたもの	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ト 染色施設 【染色槽、染色機、図柄、印捺施設、不要の染料、糊等を洗い落とす施設】 チ 薬液浸透施設 【織物の樹脂加工施設および各種薬剤または糊剤を使用して仕上げを行う施設】 リ のり抜き施設		
20	イ 洗毛施設 【羊毛またはその他の獣毛を各種洗剤を用いて洗毛する施設（再洗機を含む。）】 ロ 洗化炭施設 【羊毛またはその他の獣毛を洗毛、かつ、化炭（不純物を希硫酸に浸し、炭粉にして払い落とすこと。）する施設】	1116 毛紡績業のうち洗毛を行うもの 1156 整毛業	
21	イ 湿式紡糸施設 【紡糸原液を凝固浴中に吐出して繊維を形成するための施設】 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 【アルカリで煮沸したリンターを薬液で処理し精製する施設および紡糸後の繊維を薬液で処理して精練する施設】 ハ 原料回収施設 【レーヨン製造業におけるカ性ソーダおよび二硫化炭素の回収装置、ナイロンまたはアクリル繊維製造業における未反応モノマーの洗浄装置ならびにポリエステル繊維製造業におけるエステル交換時のメタノール、エチレン、グリコールおよびテレフタル酸の回収装置】	1112 化学繊維製造業	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー 【高圧水を使用する木材皮剥機】	1211 一般製材業 1213 木材チップ製造業	昭和57.1.1政令に追加。
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 【単板に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設】	1222 合板製造業	昭和57.1.1政令に追加。
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー 【高圧水を使用する木材皮剥機】 ロ 接着機洗浄施設 【木片に接着剤を塗布する接着機を洗浄する施設】	1225 パーティクルボード製造業	昭和57.1.1政令に追加。

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 湿式バーカー 【高圧水を使用する木材皮剥機】</p> <p>ロ 薬液浸透施設 【薬液加工浸透、薬液木口圧入等により防腐剤を木材に浸透させる設備】</p>	1291 木材薬品処理業	
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料浸せき施設 【冷ソーダ法CGP製造用チップ浸せき施設、古紙処理施設のうちの故紙解離施設（パルパー等）、セロファン製造施設のうちのパルプのカ性ソーダ浸せき施設、バルカナイズドファイバー製造施設のうちの塩化亜鉛溶液浸せき施設およびこうぞまたはみつまたの黒皮を剥離するための水づけ施設】</p> <p>ロ 湿式バーカー 【22のイと同じ】</p> <p>ハ 碎木機 【木材を破砕する施設（RGP製造施設含む。）】</p> <p>ニ 蒸解施設 【木材その他の原料に係るチップ等を蒸煮する施設】</p> <p>ホ 蒸解廃液濃縮施設</p> <p>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 【チップに付着する泥等を洗浄するための水槽または加圧放水装置および蒸解後のパルプを洗浄する施設ならびに上記の洗浄施設に付属するスクリーンプレスおよびディスクプレス】</p> <p>ト 漂白施設 【漂白塔、漂白槽、およびそれらに付属する洗浄施設】</p> <p>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） 【パルプマシンおよびウエットマシン（乾燥工程以降の施設を除く。）】</p> <p>リ セロハン製膜施設 【セロハン膜の製造に係る施設（乾燥工程以降の施設を除く。）】</p> <p>ヌ 湿式繊維板成型施設 【水を使用して製造する繊維板の製造に係るホットプレス】</p> <p>ル 廃ガス洗浄施設 【製造工程中に排出される不要ガス中の有害ガス、粉じん等を水等を使用して除去する施設】</p>	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	

令別表の 号 番 号		施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
23の2	イ ロ	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 自動式フィルム現像洗浄施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 【感光膜付印刷版（PS版）の現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作を全て自動式で行うもの】	151 印刷業 152 製版業 413 新聞業 414 出版業	昭和57.1.1政令に追加。
24	イ ロ ハ ニ ホ	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ろ過施設 【薬品処理後の磷鉱石から磷酸を分解した後の粗石膏をフィルターを用いて水洗精製する施設】 分離施設 【アンモニア肥料製造業における原料ガス中の炭酸ガスをペトロコーク法により除去するために循環使用する脱炭酸ガス溶液から不純物を除去する施設】 水洗式破碎施設 【熔成磷肥製造業において熔融した鉱石に水を加え急速に冷却することにより砂状の製品とするための施設】 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ】 湿式集じん施設 【水を使用して粉じんを除去する施設】	161 化学肥料製造業	
25		[削除]	[削除]	水銀による環境の汚染の防止の関する法律施行令(平成29年8月16日施行)附則による改正
26	イ	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 洗浄施設 【顔料または中間原料の洗浄施設】	1622 無機顔料製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ロ ろ過施設 【酸化チタン製造業におけるオリバーフィルターおよびリーフィルターならびに群青製造業におけるフィルタープレス】 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機【遠心力により物質を分解する施設】 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 【群青製造業における水ひ槽】 ホ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】		
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設【7のハと同じ】 ロ 遠心分離機【26のハと同じ】 ハ 硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 【粗製活性炭を塩酸で洗浄するための洗浄槽または粗製二硫化炭素を水洗する洗浄槽】 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 【樹脂法よう素製造施設のうちの吸着塔およびよう素銅法よう素製造施設のうちのドルシクナー】 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 【水酸化マグネシウムを沈殿させるシクナー】 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】 ル 湿式集じん施設【24のホと同じ】	162 無機化学工業品製造業の業種（25号および26号を除き、無機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）を含む。）	
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 【カーバイトに水を加えアセチレンガスを発生させる施設】 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	1632 脂肪族系中間物製造業のうちの塩化ビニルモノマーまたはアセチレン法によるプロポレンモノマー製造業 1635 プラスチック製造業のうちのポリビニルアルコール製造業（エチレン酢酸ビニルモノマーを原料とするものに限る。）およびアセチレン製造業（カーバイトを原料にするものに限る。）	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
29	<p>イ コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>ベンゼン類硫酸洗浄施設 【ベンゼン等芳香族油を硫酸に直接接触させて洗浄する施設】</p> <p>ロ 静置分離器 【コールタール製品製造工程中で油と水を分離する施設】</p> <p>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設 【タール酸ソーダ水溶液を硫酸に接触させてタール酸と硫酸ソーダ水溶液を分離する施設】</p>	1639 その他の有機化学工業製品製造業のうちコールタール製品製造業	
30	<p>イ 原料処理施設 【原料の洗浄、蒸煮から発酵槽へ仕込み前までの工程における施設】</p> <p>ロ 蒸留施設 【アルコール発酵法によるアセトン等の蒸留施設】</p> <p>ハ 遠心分離機 【発酵槽から取り出したものから水溶液を分離するための遠心分離機（26のハと同じ）】</p> <p>ニ ろ過施設 【7のハと同じ】</p>	1633 発酵工業ただし、第5号、第10号及び第15号の業種を除く。	
31	<p>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</p> <p>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p>	1639 その他の有機化学工業品製造業のうちメタン誘導品製造業	
32	<p>イ ろ過施設【7のハと同じ】</p> <p>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 【反応によって生成された物質から水その他の液体を用いて不要成分を洗い流す施設】</p> <p>ハ 遠心分離機【26のハと同じ】</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】</p>	1634 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業のうち有機顔料製造業および合成染料製造業（原料として用いられる環式中間部角製造業を除く。）	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 縮合反応施設 【フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂等を製造するため縮合反応工程において使用する反応釜およびコンデンサー】</p> <p>ロ 洗浄施設 【不純物、付着物を取り除くため中間製品を水で洗浄する施設（直接水冷式の押出機を含む。）】</p> <p>ハ 遠心分離機【26のハと同じ】</p> <p>ニ 静置分離機 【液液分離または固液分離に使用するデカンター】</p> <p>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 【塩化水素ガスを除去するための洗浄塔および精製工程における蒸留塔】</p> <p>ヘ ト ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</p> <p>チ リ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】</p> <p>ヌ 湿式集じん施設【24のホと同じ】</p>	1635 プラスチック製造業	旧分類2037が1735に変更される。（平成14年）
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 【7のハと同じ（凝固工程または洗浄工程で用いる振動篩型の分類施設を含む。）】</p> <p>ロ 脱水施設 【蒸留またはろ過以外の方法により脱水する施設】</p> <p>ハ 水洗施設 【SBR製造施設における水洗タンク等重合物を水洗する施設】</p> <p>ニ ホ ラテックス濃縮施設 スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p>	1636 合成ゴム製造業	旧分類2038が1736に変更される。（平成14年）

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 蒸留施設 【精製工程において使用する蒸留施設】</p> <p>ロ 分離施設 【遠心分離機等の反応により精製された物質から汚水を分離する施設】</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】</p>	1639 その他の有機化学工業製品製造業のうちの天然ゴムまたは各種合成ゴムの品質改良加工に使用する有機合成化合物の製造業	
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃酸分離施設 【ABSの原料であるアルキルベンゼン、アルコールまたはアルコールの酸化エチレン縮合物をスルホン化または硫酸化する際における過剰の硫酸を水で洗浄分離する施設】</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ（硫酸ミスト、廃ガス等を捕集するミストセパレーター、アシドスクラバー、アルカリスクラバー、コットレル）】</p> <p>ハ 湿式集じん施設【24のホと同じ】</p>	1642 石けん・合成洗剤製造業の業種のうちの家庭用または工業用合成洗剤製造業	
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設【33のロと同じ】</p> <p>ロ 分離施設 【気液分離、液液分離または固液分離に使用する蒸留塔、抽出設備等の水分を分離する施設（ハの施設を除く。）】</p> <p>ハ ろ過施設【7のハと同じ】</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p>	<p>1631 石油化学系基礎製品製造業（一貫して製造される誘導品を含む。）</p> <p>1632 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）のうちの石油化学系製品製造業</p>	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】		
38	イ 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 原料精製施設 【原料油中の不純物の沈降、吸着施設】 ロ 塩析施設 【アルカリ塩析、食塩塩析または仕上塩析を行う施設】	1642 石けん・合成洗剤製造業の業種のうち、浴用石けん、洗濯石けんまたはその他の用途の製造業	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)		平成25.5.25政令に追加
39	イ 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの 脱酸施設 【遊離脂肪酸を除去するためアルカリで中和し、生じた石けん(フツ)を除去する施設およびそれを温水で洗浄する施設】 ロ 脱臭施設 【白土処理後の硬化油の脱臭を行うための真空脱臭缶】	1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち、工業用または食用の硬化油製造業	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設 【脱色単蒸留、高純度品を得るための分別蒸留等のための蒸留塔】	1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち、脂肪酸製造業および精製脂肪酸製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
41	イ 洗浄施設 【不純物の除去のための工程中の香料を洗浄する施設】 ロ 抽出施設 【動植物原料から香料の成分を溶媒により抽出する施設】	1693 香料製造業	
42	イ 原料処理施設 【写真用のゼラチンの製造に用いる塩酸槽ならびに写真用以外の用途のゼラチンおよびにかわの製造に用いる酸づけ槽】 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設 【水洗施設および水づけ施設】	1694 ゼラチン・接着剤製造業の業種の中のゼラチンまたはにかわ製造業	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 【感光乳剤の感光度の向上のため可溶性の塩類を溶出する水洗施設】	1695 写真感光材料製造業	
44	イ 原料処理施設 【ステックラックを洗浄し、脱水する施設】 ロ 脱水施設 【白ラックの製造のための脱水施設】	1696 天然樹脂製品・木材化学製品製造業の業種の中の天然樹脂製品製造業	
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 【フルフラールを含む水蒸気を粗留するストリッパー】	1696 (天然樹脂製品・木材化学製品製造業)の業種の中の木材化学製品製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設 【副生不純物を水で洗い流す施設】</p> <p>ロ ろ過施設 【7のハと同じ】</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ】</p>	28号から45号までの種類以外の有機化学工業製品の製造業（合成染料、有機顔料の原料として用いられる環式中間物、フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、人工甘味剤等の製造業、アシリン、ベタノコトール、ドビアス酸、無水マイレン酸等の製造業および有機農薬原体製造業(原体と製剤が同一である場合を含む。)	
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設 【動物原料を磨砕、破砕浸せき、湯煮または蒸煮する施設】</p> <p>ロ ろ過施設【7のハと同じ】</p> <p>ハ 分離施設【35のロと同じ】</p> <p>ニ 混合施設 【令第2条の各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）を含有する医薬品原料を混合する施設（稼働中に水が排出されないのものであつても、洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。）】</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】</p>	165 医薬品製造業	
48	<p>火薬製造業の用に供する洗浄施設 【ニトログリセリン製造用の洗浄槽、ニトロセルロール製造用の煮洗槽精洗槽】</p>	1691 火薬類製造業	
49	<p>農薬製造業の用に供する混合施設 【有害物質を含有する農薬原体を混合する施設（稼働中に水が排出されない場合であつても洗浄等によって結果的に水が排出されるものを含む。）】</p>	1692 農薬製造業の業種（無機または有機農薬原体製造業（原体と製剤が同一である場合を含む。）を除く。）	
50	<p>有害物質を含有する試薬の製造施設の総体</p>	1697 試薬製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
51	<p>石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱塩施設 【原油中に含まれる塩類を原油の蒸留前に化学的または電氣的に除去する施設】</p> <p>ロ 原油常圧蒸留施設</p> <p>ハ 脱硫施設 【揮発油、灯油、軽油または重油留分中に含まれるいおう分を除去する施設】</p> <p>ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 【揮発油、灯油または軽油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備】</p> <p>ホ 潤滑油洗浄施設 【潤滑油中に含まれている不純物を化学薬品を用いて除去する精製設備】</p>	171 石油精製業	
51の2	<p>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 【成型されたゴムを直接蒸気または温水により加熱し加硫を行う施設】</p>	<p>1911 自動車タイヤ・チューブ製造業</p> <p>1932 ゴムホース製造業</p> <p>1933 工業用ゴム製品製造業</p> <p>1994 更正タイヤ製造業</p> <p>1999 他に分類されないゴム製品製造業のうちゴム板製造業</p>	昭和57.1.1政令に追加。
51の3	<p>医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設</p>	<p>1992 医療・衛生用ゴム製品製造業</p> <p>1999 他に分類されないゴム製品製造業のうちゴム手袋製造業、糸ゴム製造業、ゴムバンド製造業</p>	昭和57.1.1政令に追加。

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
52	<p>皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設 革または毛皮の製造に用いる原皮の水洗施設 および革の製造に用いる脱灰施設</p> <p>ロ 石灰付け施設 【石灰づけドラム（パドルを含む。）】</p> <p>ハ タンニンづけ施設 【タンニンづけ槽（ロッカー、レヤー槽、リタンネーデ再鞣槽およびドラムを含む。）および渋はき槽】</p> <p>ニ クロム浴施設 【クロムなめし用ドラム（パドルを含む。）】</p> <p>ホ 染色施設 【革の製造に用いる中和・染色（漂白を含む。）・加脂ドラムおよび毛皮の製造に用いる染色ドラム】</p>	<p>201 なめし革製造業</p> <p>208 毛皮製造業</p>	
53	<p>ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 研磨洗淨施設 【硅石、金剛砂、べんがら等を水とともにグラインダーにかけて磨加工を行い合わせて洗淨する施設およびワイヤーブラシ等で水洗する施設（フロスト加工設備は65号に該当する。）】</p> <p>ロ 廃ガス洗淨施設【23のルと同じ】</p>	<p>211 ガラス・同製品製造業</p> <p>2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業</p> <p>3297 眼鏡製造業（枠を含む。）（枠のみを製造するものを除く。）</p>	
54	<p>セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 抄造施設 【丸鋼式シリンダーで石綿とセメントをろ過し、フィルムにしてフェルトにのせメーカーキングロールに巻きつける装置】</p> <p>ロ 成型機【加圧または遠心力によりセメント製品を成型する施設】</p> <p>ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 【適当な温度と湿度を与えてセメント及び同製品を硬化熟成させる施設】</p>	<p>212 セメント・同製品製造業</p>	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント 【生コンクリートを製造するプラントの総体（コンクリートミキサー車を除く。）】	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事を除く。） 08 設備工事業で生コンクリートを製造するもの 2122 生コンクリート製造業	
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 【顔料、有機溶剤等の原料を混合するバッチ式ミキサー】	合成樹脂エマルジョンに顔料、骨材等を加え、これを混合攪拌して有機質砂壁材を製造する業種	
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 【冷却槽を附帯している成型機】	2161 炭素質電極製造業のうち黒鉛電極製造業	
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 【湿式クラッシャー（破碎機）、湿式ミル等水を使用しつつ原料を破碎する施設】 ロ 水洗式分別施設 【湿式トロンメル、湿式振動ふるい、クラッシャーファイアー、サイクロン、水簸等水を利用して原料を分別、分級する施設】 ハ 酸処理施設 【窯業原料用の原石中に含まれる鉄分等を酸液により溶解除去する施設】 ニ 脱水施設【フィルターおよびフィルタープレス】	055 窯業原料用鉱物鉍業 2148 陶磁器用はい土製造業 2199 他に分類されない窯業・土石製品製造業のうちうわ薬製造業	
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 【散水しながらクラッシャーにより原石の破碎を行う施設】 ロ 水洗式分別施設 【原石を循環水または新水により洗浄しつつ分別、分級する施設】	2181 碎石製造業 2186 鉱物・土石粉碎等処理業	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 【59のロと同じ】	0548 砂・砂利・玉石採取業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
61	<p>鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ タール及びガス液分離施設 【三連槽、加圧分離槽、デカンタ、デターラ、セパレーター等コークス炉ガス中のタール分およびガス液を分離する施設】</p> <p>ロ ガス冷却洗浄施設 【コークス炉ガスからベンゾール類を捕集する工程において水とコークスを直接接触させ冷却洗浄する施設、高炉から発生する高炉ガス中のダストを分離除去するための施設及び非燃焼式転炉から発生する転炉ガス中のダストを分離除去するための施設】</p> <p>ハ 圧延施設 【分塊、厚板、薄板、条鋼、錬材、鋼管等の製造における熱間圧延施設、冷間圧延施設および引枝機】</p> <p>ニ 焼入れ施設 【金属熱処理のために使用する焼入れ槽および焼入れ装置（浸炭焼入れに使用する焼入れ槽を含む。）】</p> <p>ホ 湿式集じん施設【24のホと同じ】</p>	22 鉄鋼業	
62	<p>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 還元そう 【セレン等の精製工程において金属酸化物を還元する施設】</p> <p>ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） 【電解そうおよびこれに付属する施設（熔融状態における非鉄金属の塩類の電解に係る施設を除く。）】</p> <p>ハ 焼入れ施設 【金属熱処理のために使用する焼入れ槽および焼入れ装置】</p> <p>ニ 水銀精製施設 【空気の吹込みによる不純物の酸化、化学薬品による不純物の溶出等により低純度の水銀中の不純物を除去する施設】</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設【23のルと同じ】</p> <p>ヘ 湿式集じん施設【24のホと同じ】</p>	23 非鉄金属製造業	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
63	<p>イ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ロ 焼入れ施設【61のニと同じ】 電解式洗浄施設 【航空機部品、自動車部品等のメッキの前処理のための電解式による脱脂施設、電解式によるこれら部品の酸洗施設、電解式による鋼材、鋼板等のさび取り施設（電気メッキ施設に付属しているものは、66号の施設に該当する。）】</p> <p>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 【カドミウムまたは鉛を含む電極材料に電気的 化学特性を付加するための化成槽およびこれに付帯する水洗施設（乾燥施設を除く。）】</p> <p>ニ 水銀精製施設 【62のニと同じ】</p> <p>ホ 廃ガス洗浄施設 【23のルと同じ（塗装ブースから吸引した大気 の洗浄槽を含む。）】</p>	<p>24 金属製品製造業</p> <p>25 はん用機械器具製造業</p> <p>26 生産用機械器具製造業</p> <p>27 業務用機械器具製造業</p> <p>28 電子部品・デバイス・ 電子回路製造業</p> <p>29 電気機械器具製造業</p> <p>30 情報通信機械器具製造業</p> <p>31 輸送用機械器具製造業</p> <p>32 その他の製造業</p>	
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	5361 空瓶・空缶等空容器卸 売業のうち空瓶卸売業	昭和57.1.1政 令に追加。
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設	3311 発電所のうち火力発電 所	平成13.7.1政 令に追加。
64	<p>イ ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>ロ タール及びガス液分離施設 【61のイと同じ】 ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 【水封器、スクラバー、湿式脱硫化水素施設および湿式脱シアン塔】</p>	<p>3411 ガス製造工業</p> <p>173 コークス製造業</p>	
64の2	<p>イ 水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）または自家用工業用水道（同法21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が10,000m³/日未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>ロ 沈殿施設 ろ過施設</p>		昭和51.1.1政 令に追加。

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
65	酸又はアルカリによる表面処理施設 【金属製品およびプラスチック製品の酸またはアルカリによる洗浄施設（陽極酸化処理施設、酸またはアルカリを使用する化成被膜施設、エッチング施設、ガラス製品の弗酸による洗浄施設、フェノール類による塗料はく離施設およびドラム缶のアルカリ洗浄施設）】		
66	電気めっき施設 【電気化学的に金属めっきを行う施設の総体（前処理または後処理工程における洗浄、脱脂、酸洗、中和または水洗のための施設ならびにめっき工程中のめっき浴回収、濃縮、ろ過、酸洗、または水洗（フォッグスプレーを含む。）のための施設を含む。）】		
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）		平成24.5.25政令に追加。
66の3	イ 旅館業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ちゅう房施設 【調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設】 ロ 洗濯施設 【洗濯機、脱水機等が配置され、その施設内において専ら洗濯が行われる施設】 ハ 入浴施設 【浴槽を設け、人を入浴させる施設】	－ 旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）	昭和49.12.1政令に追加。
66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	－ 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設	昭和63.10.1政令に追加。
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が360m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	772 配達飲食サービス業のうち仕出し料理・弁当屋 0997 すし・弁当・調理パン製造業のうち弁当製造業	昭和63.10.1政令に追加。
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	761 食堂・レストラン	昭和63.10.1政令に追加。

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店に設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	763（そば・うどん店） 764（すし店） 767（喫茶店） 769（その他の飲食店）	昭和63.10.1政令に追加。
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 （業務の用に供する部分の総床面積が1,500m ² 未満の事業場に係るものを除く。）	7622 料亭 766 バー、キャバレー、ナイトクラブ	昭和63.10.1政令に追加。
67	洗濯業の用に供する洗浄施設 【洗濯機（ドライクリーニング用のものを含む。コインオペレーションクリーニング営業施設に設置されるものを除く。）】	781 洗たく業	
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 【写真フィルムの現像および洗浄施設であって、現像および洗浄の操作をすべて自動式で行うもの】	746 写真業のうち写真現像業	
68の2	イ 病院で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ちゅう房施設 【調理用の設備、器具が配置され、その施設内において調理が行われる施設】 ロ 洗浄施設 【機械、器具、検体、衣類等の洗浄を行う施設（写真フィルム現像洗浄施設、検査専用の廃ガス洗浄施設を含む。）】 ハ 入浴施設 【浴槽を設け、人を入浴させる施設】	－ 病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。）で病床数が300以上であるもの	昭和54.5.1政令に追加。
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 【獣畜または死亡獣畜を解体するための施設の総体】	と畜場法第3条第2項でいうと畜場または化成場等に関する法律第1条第3項でいう死亡獣畜取扱場に該当する952（と畜場）および8891（死亡獣畜取扱業）	

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
69の2	<p>中央卸売市場に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）</p> <p>イ 卸売場 【卸売市場法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けた卸売業者が卸売業務を行う施設】</p> <p>ロ 仲卸売場 【卸売市場法第33条第1項により開設者の許可を受けた仲卸の業務を行う施設】</p>	<p>一 中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。）</p>	<p>昭和51.6.1政令に追加。</p>
69の3	<p>地方卸売市場に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が1,000m²未満の事業場に係るものを除く。）</p> <p>イ 卸売場 【卸売市場法第58条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた卸売業者が卸売業務を行う施設】</p> <p>ロ 仲卸売場 【卸売市場法第68条の規定に基づく都道府県条例により仲卸売業者が仲卸の業務を行う施設】</p>	<p>一 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）</p>	<p>昭和57.7.1政令に追加。</p>
70	<p>海洋汚染防止法第3条第14号に規定する廃油処理施設 （船舶内において生じた不要な油を処理する施設をいい、港湾の付属施設として設けられるものの他、精油所等の内部に設けられるものも含まれる。）</p>		
70の2	<p>自動車特定整備事業の用に供する洗車施設 （屋内作業場の総面積が800m²未満の事業場に係るものおよび71号に掲げるものを除く。） 【道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第1号の屋内作業場】</p>	<p>一 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する自動車特定整備事業</p>	<p>昭和57.7.1政令に追加。</p>
71	<p>自動式車両洗淨施設 【洗淨ブラシが自動となっているもの、またはスプレー式の自動式車両洗淨施設（ガソリンステーション、旅客、貨物運輸業等に係る事業場に設置されているものもこれに該当する。）】</p>		

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
71の2	<p>科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設 【機械、器具、検体等の洗浄を行う施設（写真フィルム現像洗浄施設、実験専用の廃ガス洗浄施設等を含む。）】</p> <p>ロ 焼入れ施設 【金属熱処理のために使用する焼入槽及び焼入装置（浸炭焼入れに使用する焼入槽を含む。）】</p>	<p>一 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査または専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの</p> <p>水質汚濁防止法施行規則第1条の2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国または地方公共団体の試験研究機関（人文学科のみに係るものを除く。） 2 大学およびその附属試験研究機関（人文学科のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文学科のみに係るものを除く。）または製品の製造もしくは技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産または工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設 	昭和49.12.1政令に追加。
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設		昭和54.5.10政令に追加。
71の4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚泥の脱水施設（処理能力10m³/日超） 3 汚泥（PCB処理物除く。）の焼却施設（処理能力5m³/日超） 4 廃油の油水分離施設（処理能力10m³/日超）※海洋汚染防止法§3⑭の廃油処理施設を除く 5 廃油（廃PCB等除く。）の焼却施設（処理能力1m³/日超）※海洋汚染防止法§3⑭の廃油処理施設を除く 6 廃酸・廃アルカリの中和施設（処理能力50m³/日超） 8 廃プラスチック類（PCB汚染物除く。）の焼却施設（処理能力0.1t/日超） 11 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 	昭和57.1.1政令に追加。

令別表の 号 番 号	施設の種類【主要例】	産業分類・適用業種等	沿 革 等
	ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式排ガス洗浄施設を有するものに限る。）	12 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 13 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設	平成10.6.17政令に追加。
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） 【機械や金属に付着した油等をトリクロロエチレン等によって洗浄する施設等】		平成3.10.1政令に追加。 平成11.3.1ジクロロメタン追加。
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） 【洗浄等に使用后、油等が混じったトリクロロエチレン等を蒸留して再使用可能なトリクロロエチレン等を抽出する施設等】		平成3.10.1政令に追加。 平成11.3.1ジクロロメタン追加。
72	し尿処理施設 【し尿浄化槽以外のし尿処理施設および建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽（し尿処理を専業とするものに限らず、事業場、団地等に併設されるものを含む。）】		
73	下水道終末処理場（下水道法第2条第6号に規定する施設）		
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設 【複数の特定事業場から排出される水の共同処理施設及び特定事業場から排出される水を別の事業場において処理する場合の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）】		

（参考：日本標準産業分類（昭和24年制定、平成25年最終改正）

2 条例の汚水等排出施設

(法第29条) (条例第2条第9号、規則第5条・別表第3 昭和47年規則58号)

規則別表号番号	施設の種類	産業分類・適用業種等	沿革等
1	湿式集じん施設又は廃ガス洗淨施設	水質汚濁防止法施行令別表第一各号に掲げる業に用いる以外のもの	

3 法の有害物質貯蔵指定施設

(法第5条第3項) (令第4条の4)

有害物質(令第2条に規定する物質)を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいう。

4 構造等に関する基準及び定期点検の方法

(法第12条の4、第14条第5項) (規則第8条の2、第9条2の2)

(条例第29条の2) (規則第89条第2項)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設(条例に定める健康有害物質使用汚水等排出施設を含む。)を設置している者は、当該施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のために遵守すべき構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

また、これを定期的に点検し、その結果を記録し、保存しなければならない。(構造等に関する基準及び定期点検方法については次表参照)

なお、適用される基準は、以下のとおり2つに区分されている。(当該施設が水質汚濁防止法改正の施行時点(平成24年6月1日)で設置済み又は設置中である場合に既設と判断)

A基準: 新設の施設を対象とした措置

B基準: 既設の施設を対象とした措置

ただし、条例で規定する施設については、改正条例の施行時点(平成25年10月1日)で既存対象施設が存在しなかったことから、A基準が適用される。

表1-1	～	1-2	床面及び周囲にかかる基準
表2-1	～	2-2	施設本体にかかる基準
表3-1	～	3-2	施設本体に付帯する配管等にかかる基準(地上配管)
表4-1	～	4-2	施設本体に付帯する配管等にかかる基準(地下配管)
表5-1	～	5-2	施設本体に接続する排水溝等
表6-1	～	6-2	地下貯蔵施設
表7			使用の方法

〈参考〉(129～130 ページ)

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表

表1-1 床面及び周囲（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法		
A基準	<p>第8条の3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第8条の6に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）</p>		
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数
		1 施設本体が設置される床面及び周囲（第8条の3ただし書に規定する場合を除く。）	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
			防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		2 施設本体が設置される床面及び周囲（第8条の3ただし書に規定する場合に限る。）	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上

表1-2 床面及び周囲（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法															
A基準	第8条の3に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検															
B基準	<p>(附則) 第3条 施設本体（この省令の施行の際現に存するものに限る。）が設置されている床面及び周囲のうち新規則第8条の3に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該床面及び周囲が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。</p> <p>ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。</p> <p>2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第8条の3第1号イの基準に適合しない場合であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第8条の3に規定する基準に適合すること。</p>	<p>(附則) 第3条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）による改正後の水質汚濁防止法（以下「新法」という。）第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の1の項から3の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設定の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="758 719 1404 2040"> <thead> <tr> <th data-bbox="758 719 970 949">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定</th> <th data-bbox="970 719 1161 949">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1161 719 1404 949">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 949 970 1267">1 施設本体が設置される床面及び周囲</td> <td data-bbox="970 949 1161 1133">床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1161 949 1404 1133">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1133 970 1267"></td> <td data-bbox="970 1133 1161 1267">防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td> <td data-bbox="1161 1133 1404 1267">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1267 970 1451">2 施設本体</td> <td data-bbox="970 1267 1161 1451">施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1161 1267 1404 1451">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1451 970 2040"></td> <td data-bbox="970 1451 1161 2040">施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1161 1451 1404 2040">1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数	1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上		防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上	2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上		施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設定	点検を行う事項	点検の回数															
1 施設本体が設置される床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上															
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上															
2 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上															
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月に1回以上。ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。															

表 2-1 施設本体（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A基準	基準なし	<p>（点検事項及び回数）</p> <p>第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 施設本体</td> <td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td>1年に1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上		施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
3 施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上									
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上									

表 2-2 施設本体（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法
A基準	基準なし	※表 2-1 施設本体（新設）を参照。
B基準	基準なし	※表 1-2 床面及び周囲（既設）を参照。

表3-1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A基準	<p>第8条の4 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>1 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</p> <p>2 略</p>	<p>第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="778 813 1420 1312"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 813 991 1039">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="991 813 1203 1039">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1203 813 1420 1039">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="778 1039 991 1173">4 配管等（地上に設置されている場合に限る。）</td> <td data-bbox="991 1039 1203 1173">配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1203 1039 1420 1173">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 1173 991 1312"></td> <td data-bbox="991 1173 1203 1312">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1203 1173 1420 1312">1年に1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	4 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
4 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上									
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上									

表3-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A基準	第8条の4第1号に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検			
B基準	<p>(附則) 第4条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の4に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>1 配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</p> <p>2 略</p>	(附則) 第4条（左欄の続き）			
		2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の4の項から6の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		1 配管等（地上に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上		

表4-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法													
A基準	<p>第8条の4 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>1 略</p> <p>2 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) トレンチの中に設置されていること。</p> <p>(2) (1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</p> <p>ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。</p> <p>(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じ</p>	<p>第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="726 728 1412 1960"> <thead> <tr> <th data-bbox="726 728 933 952">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="941 728 1173 952">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1181 728 1412 952">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="726 963 933 1366" rowspan="3">5 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）</td> <td data-bbox="941 963 1173 1052">配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1181 963 1412 1052">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="941 1064 1173 1187">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td> <td data-bbox="1181 1064 1412 1187">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="941 1198 1173 1366">トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1181 1198 1412 1366">1年に1回以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1377 933 1960">6 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）</td> <td data-bbox="941 1377 1173 1960">配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1181 1377 1412 1960">1年^(※)に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第62条の5の3に規定する地下埋設配管であつて消防法（昭和23年法</p>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	5 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上	6 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年 ^(※) に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数													
5 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1年に1回以上													
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上													
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上													
6 配管等（地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年 ^(※) に1回以上。ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。													

	<p>られていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハイ又は口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>律第186号) 第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、1月)に1回以上行う場合にあっては、3年</p>
--	--	--

表4-2 施設本体に付帯する配管等(既設地下配管)(既設)

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法			
A基準	第8条の4第2号	第9条の2の2の規定に基づく点検			
B基準	<p>(附則) 第4条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している配管等(この省令の施行の際現に存するものに限る。)のうち新規則第8条の4に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該配管等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>1 略</p> <p>2 配管等を地下に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、次のいずれかに適合すること。</p> <p>イ トレンチの中に設置されていること。</p> <p>ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>ハイ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	(附則) 第4条(左欄からの続き)			
		2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の4の項から6の項までの規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号ハに適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。			
		有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	
		2 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合に限る。)	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	
配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上				
トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上				
3 配管等(地下に設置され、かつ、トレンチの中に設置されている場合を除く。)	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月)に1回以上			

表5-1 排水溝等（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A基準	<p>第8条の5 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。</p> <p>ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="699 763 1417 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="699 763 938 994">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="938 763 1177 994">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1177 763 1417 994">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="699 994 938 1131">7 排水溝等</td> <td data-bbox="938 994 1177 1131">排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td data-bbox="1177 994 1417 1131">1年（※）に1回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年</p>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年（※）に1回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
7 排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年（※）に1回以上						

表5-2 排水溝等（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法								
A基準	第8条の5に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検								
B基準	<p>(附則) 第5条 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続している排水溝等（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の5に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該排水溝等が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>1 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>(附則) 第5条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の7の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第2号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">排水溝等</td> <td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td> <td>6月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td> <td>1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数								
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	6月に1回以上								
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1月（有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上								

表6-1 地下貯蔵施設（新設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法						
A基準	<p>第8条の6 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>第9条の2の2 法第14条第5項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第1の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第8条の3第2号、第8条の4第2号ハ、第8条の5第2号、第8条の6第2号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <p>別表第1（第9条の2の2関係）（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="662 719 1465 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="662 719 906 947">有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th data-bbox="906 719 1141 947">点検を行う事項</th> <th data-bbox="1141 719 1465 947">点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="662 947 906 1402">8 地下貯蔵施設</td> <td data-bbox="906 947 1141 1402">地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td data-bbox="1141 947 1465 1402">1年（※）に1回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであつて消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3月）に1回以上行う場合にあっては、3年</p>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	8 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年（※）に1回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数						
8 地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年（※）に1回以上とする。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。						
	※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表3-1 又は4-1 を参照							

表6-2 地下貯蔵施設（既設）

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法									
A基準	第8条の6に適合すること	第9条の2の2の規定に基づく点検									
B基準	<p>(附則) 第6条 地下貯蔵施設（この省令の施行の際現に存するものに限る。）のうち新規則第8条の6に定める基準に適合しないものに係る基準については、同条の規定は、当該地下貯蔵施設が次の各号のいずれかに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。</p> <p>ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p> <p>2 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 新規則第8条の6第1号ハに適合すること。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</p> <p>3 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>	<p>(附則) 第6条（左欄からの続き）</p> <p>2 前項の場合において、新法第14条第5項の規定による点検は、新規則別表第1の8の項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、前項第3号に適合する場合は、講じられた措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備</th> <th>点検を行う事項</th> <th>点検の回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 地下貯蔵施設（2の項に掲げるものを除く。）</td> <td>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上</td> </tr> <tr> <td>2 地下貯蔵施設（前項第2号に適合するもの及び前項第3号に適合するもの（第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）</td> <td>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td> <td>1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数	1 地下貯蔵施設（2の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上	2 地下貯蔵施設（前項第2号に適合するもの及び前項第3号に適合するもの（第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする
有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設又は当該施設の設備	点検を行う事項	点検の回数									
1 地下貯蔵施設（2の項に掲げるものを除く。）	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上									
2 地下貯蔵施設（前項第2号に適合するもの及び前項第3号に適合するもの（第2号と同等以上の効果を有する措置が講じられているものに限る。）に限る。）	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする									
※地下貯蔵施設本体に接続する配管等 → 表3-2 又は4-2 を参照											

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法
A基準	<p>第8条の7 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。</p> <p>1 次のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。</p> <p>ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。</p> <p>2 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。</p>	<p>第9条の2の2 (略)</p> <p>2 法第14条第5項の規定による使用の方法に関する点検は、第8条の7第2号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、1年に1回以上点検を行うものとする。</p>
B基準	※A基準を参照	※A基準を参照

B基準	附則第3条 床面及び周囲		附則第4条1号 配管等(地上)		附則第4条2号 配管等(地下)		附則第5条 排水溝等		附則第6条 地下貯蔵施設 地下貯蔵施設本体			使用の方法			
	1号	2号	イ	ロ	ハ	1号	2号	1号	2号	3号	配管等				
	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず	●トレンチ中 設置	●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●地下浸透 確認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●内部コー ティング	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)			●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)		
構造 設備	地下浸透防止	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず												
	流出防止	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず												
管理	漏えい防止		規定せず												
	漏えい・地下浸透防止		規定せず												
	漏えい又は地下浸透 確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床 面に接している かつ ・接する床面はA 基準に適合) ●漏えい等確 認構造(検査管等) ○同等以上	規定せず	●トレンチ中 設置	●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●地下浸透 確認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●内部コー ティング	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	●水の量を確 認する措置 ●漏えい等確 認構造 (検査管、 流量変動把 握等)	
飛散・流出・浸透防止															
定期点 検	破損等の 異常の確認	目視等	【底面以外】 Y	6M (配管) (トレンチ)											
		検査													
	漏えい・浸 透・ 流出の有無	目視等	【底面】※ M	Y※ 又は 左記、床面及 び周囲の方 法で行う	6M (配管)										
		設備 使用	【底面】※ M												
備考		※目視又は漏えい等を確認するた めの装置の適切な配置以外の方法 による場合は、方法に応じた適切な 回数で実施	※床面及び 周囲の基準 がA基準に適 合する場合												
			※有害物質 の濃度を測定 する場合												

(注)定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
(備考1) Y:1年1回以上、6M:6月1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要の場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す口
(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

第4節 その他の基準等

1 緊急時の措置（法第18条、令第6条）

都道府県知事が、排出水の量の減少等の措置命令などを発動する場合は、次の場合である。

異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の2倍に相当する程度（人の健康に係る物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）を超える状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

2 事故時の措置（法14条の2）

(1) 事故時の措置の対象者

ア 特定事業場の設置者 イ 指定事業場の設置者 ウ 貯油施設等の設置者

(2) 対象となる事故の種類

ア 特定事業場の設置者 有害物質を含む水若しくはその汚染状態が生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水の公共用水域への流出、又は地下浸透

イ 指定事業場の設置者 有害物質又は指定物質を含む水の公共用水域への流出、又は地下浸透

ウ 貯油施設等の設置者 油を含む水の公共用水域への流出、又は地下浸透

(3) 指定物質（60物質）（令第3条の3）

ホルムアルデヒド	ヒドラジン	ヒドロキシルアミン	過酸化水素
塩化水素	水酸化ナトリウム	アクリロニトリル	水酸化カリウム
アクリルアミド	アクリル酸	次亜塩素酸ナトリウム	二硫化炭素
酢酸エチル	MTBE	硫酸	ホスゲン
1,2-ジクロロプロパン	クロルスルホン酸	塩化チオニル	クロロホルム
硫酸ジメチル	クロルピクリン	ジクロロボス又はDDVP	オキシデプロホス又はESP
トルエン	エピクロロヒドリン	スチレン	キシレン
p-ジクロロベンゼン	フェノブカルブ又はBPMC	プロピザミド	クロロタロニル又はTPN
フェニトロチオン又はMEP	イプロベンホス又はIBP	イソプロチオラン	ダイアジノン
イソキサチオン	クロルニトロフエン又はCNP	クロルピリホス	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
アラニカルブ	クロルデン	臭素	アルミニウム及びその化合物
ニッケル及びその化合物	モリブデン及びその化合物	アンチモン及びその化合物	塩素酸及びその塩
臭素酸及びその塩	クロム及びその化合物（六価クロムを除く。）	マンガン及びその化合物	鉄及びその化合物
銅及びその化合物	亜鉛及びその化合物	フェノール類及びその塩類	ヘキサメチレンテトラミン
ペルフルオロオクタン酸及びその塩（PFOA）	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）及びその塩（PFOS）	アニリン	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

(4) 貯油施設等（令第3条の5）

ア 油を貯蔵する貯油施設 イ 油を含む水を処理する油水分離施設

(5) 対象となる油の種類（令第3条の4）

ア 原油 イ 重油 ウ 潤滑油 エ 軽油 オ 灯油 カ 揮発油 キ 動植物油

3 生活排水対策

水質汚濁防止法の一部改正（平成2年法律第38号、平成2.6.22公布、平成2.9.22施行）により、生活排水対策を総合的に推進していくための枠組みが設定された。その概要は次のとおり。

新しく設けられた生活排水対策に関する規定の概要	法律条文
1 目的規定の改正 ● 水質汚濁防止法の目的に、生活排水対策の実施を推進することを加える	1条
2 生活排水の定義 ● 「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水をいうこととした。	2条9項
3 生活排水対策に係る行政及び国民の責務の明確化 (行政の責務)	
● 市町村は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、生活排水処理施設の整備及び生活排水対策の啓発等の実施に努めなければならない。	14条の5 1項
● 都道府県は、生活排水対策に係る広域にわたる施設の実施及び市町村が行う生活排水対策の総合調整に努めなければならない。	同条 2項
● 国は、生活排水の排出による公共用水域の水質汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するための技術上及び財政上の援助に努めなければならない。 (国民の責務等)	同条 3項
● 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、国又は地方公共団体による生活排水対策の実施に協力しなければならない。	14条の6
● 生活排水を排出する者は、生活排水の処理に資する設備の整備に努めなければならない。	14条の7
4 生活排水対策の計画的推進 (生活排水対策重点地域)	
● 都道府県は、水質環境基準が確保されていない等生活排水対策の実施が特に必要であると認められる地域を「生活排水対策重点地域」に指定する。 (生活排水対策推進計画の策定)	14条の8
● 生活排水対策重点地域に指定された場合は、当該地域内の市町村は、生活排水処理施設の整備、啓発事業の進め方等に関して生活排水推進計画を定める。	14条の9

第5節 その他

1 水質汚濁防止法届出事項一覧

番号	届出等を必要とする場合	届出等の期間	法令等条文	届出等様式
1	特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（法）又は汚水等排出施設（条例）を設置（新設、増設）しようとするとき	実施の制限があるので、工事着工予定日の少なくとも60日前（法第9条）（条例第28条）	法第5条第1項、第2項 法第5条第3項 条例第24条	特定施設設置届出書（省令様式第1） 汚水等排出施設設置届出書（県要綱様式第6号）
2	事業場に設置してある施設が、法令の改正等により新たに特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）として指定されたとき（設置工事中を含む。）	新たに特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）となった日から30日以内	法第6条第1項 条例第25条	
3	上記1、2の届出をした特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）の次の事項を変更しようとするとき (1) 構造 (2) 設備（有害物質関係施設のみ） (3) 使用の方法 (4) 汚水等の処理の方法（有害物質貯蔵指定施設除く） (5) 排水水（特定地下浸透水）の汚染状態及び量（有害物質貯蔵指定施設除く） (6) 浸透の方法（特定地下浸透水がある場合のみ） (7) 用水、排水の系統	実施の制限があるので、工事着工予定日の少なくとも60日前（法第9条）（条例第28条）	法第7条 条例第26条	
4	届出書に記載した (1) 届出者の住所、名称又は代表者氏名 (2) 工場、事業場の名称又は所在地に変更があったとき	変更後30日以内	法第10条 条例第28条第2項	氏名変更等届出書（省令様式第5）（県要綱様式第2号）
5	届出をした特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）の使用を廃止したとき	使用廃止後30日以内	法第10条 条例第28条第2項	使用廃止届出書（省令様式第6）（県要綱様式第3号）
6	届出をした者から特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（又は汚水等排出施設）を譲り受け、借り受け、又は相続、合併により承継したとき	承継後30日以内	法第11条第3項 条例第28条第2項	承継届出書（省令様式第7）（県要綱様式第4号）

番号	届出等を必要とする場合	届出等の期間	法令等条文	届出等様式
7	事故が発生し、有害物質を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるとき	直ちに	法第14条の2第1項	定めはない
8	事故が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるとき	直ちに	法第14条の2第2項	定めはない
9	事故が発生し、油を含む水が、貯油事業場等から公共用水域に排出され又は地下浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるとき	直ちに	法第14条の2第3項	定めはない

(注) 総量規制に関わる部分は省略した。

2 水質汚濁防止法罰則一覧

(最近改正平成23年6月22日)

1	特定施設、有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置若しくは変更届出に対する計画変更命令（廃止を含む。）又は特定施設、有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備(有害物質関係施設のみ)、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法等に対する改善命令（排水若しくは特定地下水の浸透又は有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を含む。）に違反した者（第8条、第13条第1項、第13条の2第1項、第13条の3第1項）	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (法第30条)
2	地下水の浄化命令に違反した者 (第14条の3第1項、第2項)	
3	排水基準に適合しない排水を排出した者 (第12条第1項)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第31条第1項)
4	事故時における措置命令に違反した者 (第14条の2第4項)	
5	緊急時における排水量の削減等の措置命令に違反した者（第18条）	

6	3に同じ（過失の場合）	3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金 （法第31条第2項）
7	特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （第5条、第7条）	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 （法第32条）
8	特定施設、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （第6条）	30万円以下の罰金（法第33条）
9	実施制限期間の短縮許可を受けることなく、届出受理後60日以前に工事に着手した者（第9条第1項）	
10	排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の記録をせず、又は、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者（第14条第1項）	
11	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検の記録をせず、又は、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者（第14条第5項）	
12	法第22条に基づき知事が求めた報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は、立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
13	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前記（1～12）に違反した者	行為者のほか、法人又は人は各条項の罰金 （法第34条）
14	氏名等変更の届出（廃止を含む：第10条）又は承継届（法第11条第3項）をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料（法第35条）

（注）総量規制に関わる部分は省略した。

3 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日環水管第119号 最近改正平成24年8月8日 環水大water発120725002号)

項目	暫定除去基準	備考
水 銀	<p>水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。</p> <p>ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。</p> $C=0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} \text{ (ppm)}$ <p>ΔH=平均潮差（m） J=溶出率 S=安全率</p>	<p>(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副震動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。</p> $\Delta H = \text{副震動の平均振幅 (m)} \times \frac{12 \times 60 \text{ (分)}}{\text{平均周期 (分)}}$ <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定められた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を見込むことは差し支えない。</p> <p>1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。</p> <p>2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。</p> <p>3) 2)の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。</p>
P C B	<p>PCBを含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量あたり）は、10ppm以上とする。</p>	<p>魚介類のPCB汚染の推移をみてさらに問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。</p>

4 地下水の浄化基準

水質汚濁防止法第14条の3に基づく地下水質の浄化命令の基準

(施行規則別表第2：平成8年7月5日総理府令第38号 最近改正平成27年9月18日省令33号)

有害物質の種類	基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルピメトス及びEPNに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	鉛 0.01
六価クロム化合物	六価クロム 0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.01
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	水銀 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	シス、トランス合計量 0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン及びその化合物	セレン 0.01
ほう素及びその化合物	ほう素 1
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10
塩化ビニルモノマー	0.002
1,4-ジオキサン	0.05

注) 分析方法は、「水質汚濁防止法施行規則9条の4の規定に基づき、環境大臣が定める測定方法」
(平成8年9月19日環境庁告示55号 最近改正平成31年3月20日環告53) による。

5 水浴場の水質判定基準（環境省通知）

(1) 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- ア ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- イ 「不適」ではない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」（水質が良好な水浴場）とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これ以外のものを「水質C」とする。

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (水深1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	水深1m未満～50cm以上
不 適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(2) 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- ア 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。
- イ 油膜が認められたもの。

6 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省）

項 目	基 準
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下
濁度	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。 また、1.0mg/L以下が望ましいこと。
二酸化塩素濃度 (二酸化塩素により消毒を行う場合)	0.1mg/L以上 0.4mg/L以下であること。 (亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。)
大腸菌	検出されないこと。
一般細菌	200CFU/mL以下
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましい。

7 トリクロロエチレン等に適用される主な関係法令等

関係法令等	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・区分 ・環境汚染防止のための措置に関する容器、包装等の表示 ・トリクロロエチレン又はクリーニング業者以外の事業に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止装置に関する技術上の指針 ・クリーニング業者に係るテトラクロロエチレンの環境汚染防止措置に関する技術上の指針	第2種特定化学物質 該 当 適 用	第2種特定化学物質 該 当 適 用 適 用
環境基本法 ・水質汚濁に関する環境基準	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
水質汚濁防止法 ・有害物質を含む地下浸透水の地下への浸透 ・排水基準（許容限界） ・構造、設備及び使用の方法に関する基準 ・特定施設（洗浄施設、蒸留施設）の設置及び変更の届出	禁 止 0.1mg/L 該 当 該 当	禁 止 0.1mg/L 該 当 該 当
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・公害防止管理者及び代理者の選任 汚水等排出施設で排水量が1万m ³ /日以上 汚水等排出施設で排水量が1万m ³ /日未満の工場	水質関係第1種公害防止管理者 水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種公害防止管理者 水質関係第2種公害防止管理者
下水道法 ・水質基準	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
水道法 ・水道水質基準	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気中への排出に係る暫定対策ガイドライン（環境省） ・大気環境指針（暫定値）（年平均値）	250 μg/m ³ （25℃、1気圧で47ppb）	230 μg/m ³ （25℃、1気圧で34ppb）
労働安全衛生法 ・名称等を表示すべき有毒物 ・有機溶剤中毒予防規則 ・作業環境評価基準（管理濃度）	該 当 第1種有機溶剤 50ppm	該 当 第2種有機溶剤 50ppm
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・有害物質 ・特別管理産業廃棄物 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ・特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付	該 当 該 当 該 当 該 当	該 当 該 当 該 当 該 当

8 ゴルフ場使用農薬に係る指導指針

通 知 名	基 準 等																																																		
<p>「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の策定について」 環境省水・大気環境局長通知 〔令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号、最終改正：令和5年10月12日〕</p>	<p>ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度の指針値</p> <p>ゴルフ場からの排水水中の農薬濃度は、排水口（排水水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点）において、次に掲げる水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。</p> <p>また、この値を下回る場合においても、農薬の流出を極力低減させるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 水濁指針値</p> <p>① 農薬取締法第4条第1項第9号に基づく、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成20年環境省告示第60号に定められているもの。以下「水濁基準値」という。）が設定されている農薬については、その値の10倍値</p> <p>② 別表に掲げる農薬については、同表右欄の値（暫定指導指針値）</p> <p>(2) 水産指針値</p> <p>農薬取締法第4条第1項第9号に基づく、水産動植物被害に係る農薬登録保留基準（平成18年環境省告示第143号に定められているもの。以下「水産基準値」という。）が設定されている農薬について、その値の10倍値</p> <p><水濁基準値及び水産基準値の確認方法></p> <p>以下の環境省ホームページに掲載されている。 ※改定される場合もあるので、随時確認すること。 （水濁基準値）https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html （水産基準値）https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html</p> <p>別表（暫定指導指針値）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農薬名</th> <th style="text-align: center;">水濁指針値 (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【殺虫剤】</td> </tr> <tr> <td>ダイアジノン</td> <td style="text-align: center;">0.02</td> </tr> <tr> <td>チオジカルブ</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> <tr> <td>トリクロルホン (DEP)</td> <td style="text-align: center;">0.05</td> </tr> <tr> <td>ベルメトリン</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>ベンスルタップ</td> <td style="text-align: center;">0.42</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【殺菌剤】</td> </tr> <tr> <td>イプロジオン</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩</td> <td style="text-align: center;">0.061 (イミノクタジンとして)</td> </tr> <tr> <td>シプロコナゾール</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> </tr> <tr> <td>チウラム (チラム)</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> <tr> <td>チオファネートメチル</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>テトラコナゾール</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> </tr> <tr> <td>トルクロホスメチル</td> <td style="text-align: center;">1.7</td> </tr> <tr> <td>バリダマイシン</td> <td style="text-align: center;">9.5</td> </tr> <tr> <td>ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>ベノミル</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【除草剤】</td> </tr> <tr> <td>シクロスルファミロン</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> </tr> <tr> <td>シマジン (CAT)</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> </tr> <tr> <td>トリクロピル</td> <td style="text-align: center;">0.06</td> </tr> <tr> <td>ナプロバミド</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> </tr> <tr> <td>フラザスルブロン</td> <td style="text-align: center;">0.34</td> </tr> <tr> <td>MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩</td> <td style="text-align: center;">0.051 (MCPAとして)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。 指針値＝{ADI(mg/kg体重/日)×53.3(kg)×0.1(ADIの10%配分)/2(L/人/日)}×10</p> <p>注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合には、その値の10倍値を指針値とする。</p>	農薬名	水濁指針値 (mg/L)	【殺虫剤】		ダイアジノン	0.02	チオジカルブ	0.2	トリクロルホン (DEP)	0.05	ベルメトリン	1	ベンスルタップ	0.42	【殺菌剤】		イプロジオン	3	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.061 (イミノクタジンとして)	シプロコナゾール	0.3	チウラム (チラム)	0.2	チオファネートメチル	3	テトラコナゾール	0.1	トルクロホスメチル	1.7	バリダマイシン	9.5	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1	ベノミル	0.2	【除草剤】		シクロスルファミロン	0.8	シマジン (CAT)	0.03	トリクロピル	0.06	ナプロバミド	0.3	フラザスルブロン	0.34	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)
農薬名	水濁指針値 (mg/L)																																																		
【殺虫剤】																																																			
ダイアジノン	0.02																																																		
チオジカルブ	0.2																																																		
トリクロルホン (DEP)	0.05																																																		
ベルメトリン	1																																																		
ベンスルタップ	0.42																																																		
【殺菌剤】																																																			
イプロジオン	3																																																		
イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.061 (イミノクタジンとして)																																																		
シプロコナゾール	0.3																																																		
チウラム (チラム)	0.2																																																		
チオファネートメチル	3																																																		
テトラコナゾール	0.1																																																		
トルクロホスメチル	1.7																																																		
バリダマイシン	9.5																																																		
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1																																																		
ベノミル	0.2																																																		
【除草剤】																																																			
シクロスルファミロン	0.8																																																		
シマジン (CAT)	0.03																																																		
トリクロピル	0.06																																																		
ナプロバミド	0.3																																																		
フラザスルブロン	0.34																																																		
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)																																																		

9 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6.4.15 水質保全局長通知 環水土第86号)

農 薬 名	種 類	評価指針値 (mg/L)
イプロジオン	殺菌剤	0.3以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006以下
シメトリン	除草剤	0.06以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002以下
フサライド	殺菌剤	0.1以下
ブタミホス	除草剤	0.004以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01以下
プレチラクロール	除草剤	0.04以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05以下
ブロモブチド	除草剤	0.04以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1以下
マラチオン (馬拉ソソ)	殺虫剤	0.01以下
メフェナセツト	除草剤	0.009以下
メプロニル	殺菌剤	0.1以下
モリネート	除草剤	0.005以下

(以上、27農薬)

10 参考

(1) 水産用水基準 (社)日本水産資源保護協会2018年版

項目		水域		淡水域				海域
				河川		湖沼		
				一般	サケ・マス アユ	一般	サケ・マス アユ	
1 有機物・ 栄養塩類	有機物	自然繁殖条件	(BOD) 3mg/L以下	(BOD) 2mg/L以下	(COD _{Mn}) 4mg/L以下	(COD _{Mn}) 2mg/L以下	(COD _{OH}) 1mg/L以下 (ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸では 2mg/L以下)	
		成育条件	(BOD) 5mg/L以下	(BOD) 3mg/L以下	(COD _{Mn}) 5mg/L以下	(COD _{Mn}) 3mg/L以下		
	全	燐	-	-	コイ・フナ 0.1mg/L 以下	ワカサギ 0.05mg/L 以下	サケ科・アユ 0.01mg/L以下	水産第1種0.03mg/L以下 水産第2種0.05mg/L以下 水産第3種0.09mg/L以下 ノリ養殖の最低必要濃度= 0.007~0.014 (無機態リン) mg/L
全	窒素	-	-	コイ・フナ 1.0mg/L 以下	ワカサギ 0.6mg/L 以下	サケ科・アユ 0.2mg/L 以下	水産第1種0.3mg/L以下 水産第2種0.6mg/L以下 水産第3種1.0mg/L以下 ノリ養殖の最低必要濃度= 0.07~0.1 (無機態窒素) mg/L ワカメ養殖の最低必要濃度 =0.028 (無機態窒素) mg/L	
2	溶存酸素(DO)		6mg/L以上	7mg/L以上	6mg/L以上	7mg/L以上	6mg/L以上(内湾漁場の夏 季低層4.3mg/L以上)	
3	pH ^{※1}		6.7~7.5				7.8~8.4	
4	懸濁物質(SS)		25mg/L以下 (人為的増加5mg/L以下)	(温水性魚類) 3.0mg/L以下	(サケ・マス・アユ) 1.4mg/L以下	(人為的増加分) 2mg/L以下	海藻類の繁殖に適した水深 において必要な照度が保持 され、その繁殖と生長に影 響を及ぼさないこと。	
5	着色		光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。					
6	水温		水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化のないこと。					
7	大腸菌群数		MPN1,000/100mL以下(ただし、生食カキ飼育は70/100mL以下)					
8	油分		水中には油分が含まれないこと。水面には油膜が認められないこと。					
9	有害物質		有害物質の基準値は、別表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。					
10	底質		河川、湖沼では有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。	乾泥として COD _{OH} (アルカリ性法) 20mg/g乾泥以下 硫化物 0.2mg/g乾泥以下 油分 ^{※2} 0.1%以下				
<p>備考 1 ※1 生息する生物に悪影響を及ぼすほどのpHの急激な変化がないこと。</p> <p>※2 ノルマルヘキサン抽出物</p> <p>2 蓄積の可能性のある成分については人体に対する安全性を考慮した水産動植物中の許容含有量の決定をまって基準値を定める。</p> <p>3 放射性物質については関係法規に定められた基準に従う。</p> <p>4 分析方法は環境庁告示の公定法によるほか、海洋観測指針第1部(1999)、水質汚濁調査指針(1980)、沿岸環境調査マニュアル(底質・微生物篇)(1990)、環境測定分析法注解(1985)による。</p>								

(別表)

項目名	単位	基準値	
		淡水域	海域
カドミウム	mg/L	0.003	0.003
全シアン	mg/L	0.005	0.001
鉛	mg/L	0.003	0.003
六価クロム	mg/L	0.0002	0.01
砒素	mg/L	0.01	0.01
総水銀	mg/L	0.0002	0.0001
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	0.001
PCB	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.002
チウラム	mg/L	0.006	-
シマジン	mg/L	0.003	-
チオベンカルブ	mg/L	0.001	0.02
ベンゼン	mg/L	0.01	0.01
セレン	mg/L	0.002	0.01
硝酸態窒素	mg/L	9	7
亜硝酸態窒素	mg/L	0.03	0.06
ふっ素	mg/L	0.8	1.4
ほう素	mg/L	1	4.5
亜鉛	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
クロロホルム	mg/L	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.1	0.07
イソキサチオン	mg/L	0.008	0.008
ダイアジノン	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン (MEP)	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	mg/L	0.04	0.04
オキシ銅 (有機銅)	mg/L	0.006	-
クロロタロニル (TPN)	mg/L	0.001	0.002
プロピザミド	mg/L	0.008	-
EPN	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロボス (DDVP)	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
フェノブカルブ (BPMC)	mg/L	検出されないこと	0.003
イプロベンホス (IBP)	mg/L	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	mg/L	0.0009	0.08
トルエン	mg/L	0.6	0.3
キシレン	mg/L	0.4	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.001	0.06
ニッケル	mg/L	0.004	0.007
モリブデン	mg/L	0.07	0.07
アンチモン	mg/L	0.008	0.4
マンガン	mg/L	0.2	0.2
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	1
アンモニア態窒素	mg/L	0.01	0.03
残留塩素	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
銅	mg/L	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	mg/L	検出されないこと	0.1
鉄	mg/L	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	mg/L	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ (a) ピレン	mg/L	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	mg/L	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	mg/L	-	検出されないこと
フェノール類	mg/L	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	mg/L	0.5	0.04

注：-は基準値が設定されていない。

(2) 農業（水稲）用水基準

項 目		取水点における 基 準 値	備 考
水素イオン濃度 (pH)		6.0~7.5	1 農林省公害研究会の基準である。 2 数値はかんがい用水の取水点における許容濃度である。 3 重金属の数値は水耕液中の濃度により定めた。現地では、土壌中への蓄積活性化率等を考慮して適用する必要がある。 4 ここに示した濃度に対する水稲の感受性は天候、品種、栽培法、土壌等によって異なり、また汚濁水中に含まれる成分相互の相乗作業、拮抗作用などによって変わるものである。したがってこの基準値を利用する際には現地の諸条件を考慮し利用する必要がある。
化学的酸素要求量 (COD)		6mg/L以下	
浮遊物質 (SS)		100mg/L以下	
溶存酸素量 (DO)		5mg/L以上	
全窒素 (T-N)		1mg/L以下	
電気伝導度		0.3mS/cm以下	
重 金 属	砒素 (As)	0.05mg/L以下	
	亜鉛 (Zn)	0.5mg/L以下	
	銅 (Cu)	0.02mg/L以下	

第3章 土壤汚染対策法関係

第3章 土壤汚染対策法関係

第1節 環境基準 (環境基本法第16条)

1 土壤の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最近改正令和2年4月2日環境省告示第44号)

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	JIS K0102の38に定める方法 (JIS K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又はJIS K0102の31.1に定める方法のうちがスクラム法以外のもの(アゾジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	JIS K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	JIS K0102の65.2 (JIS K0102の65.2.7を除く。)に定める方法 (ただし、JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、JIS K0170-7の7(a)又は(b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	JIS K0102の34.1 (JIS K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34.1.1c) (注(2)第3文及びJIS K0102の34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

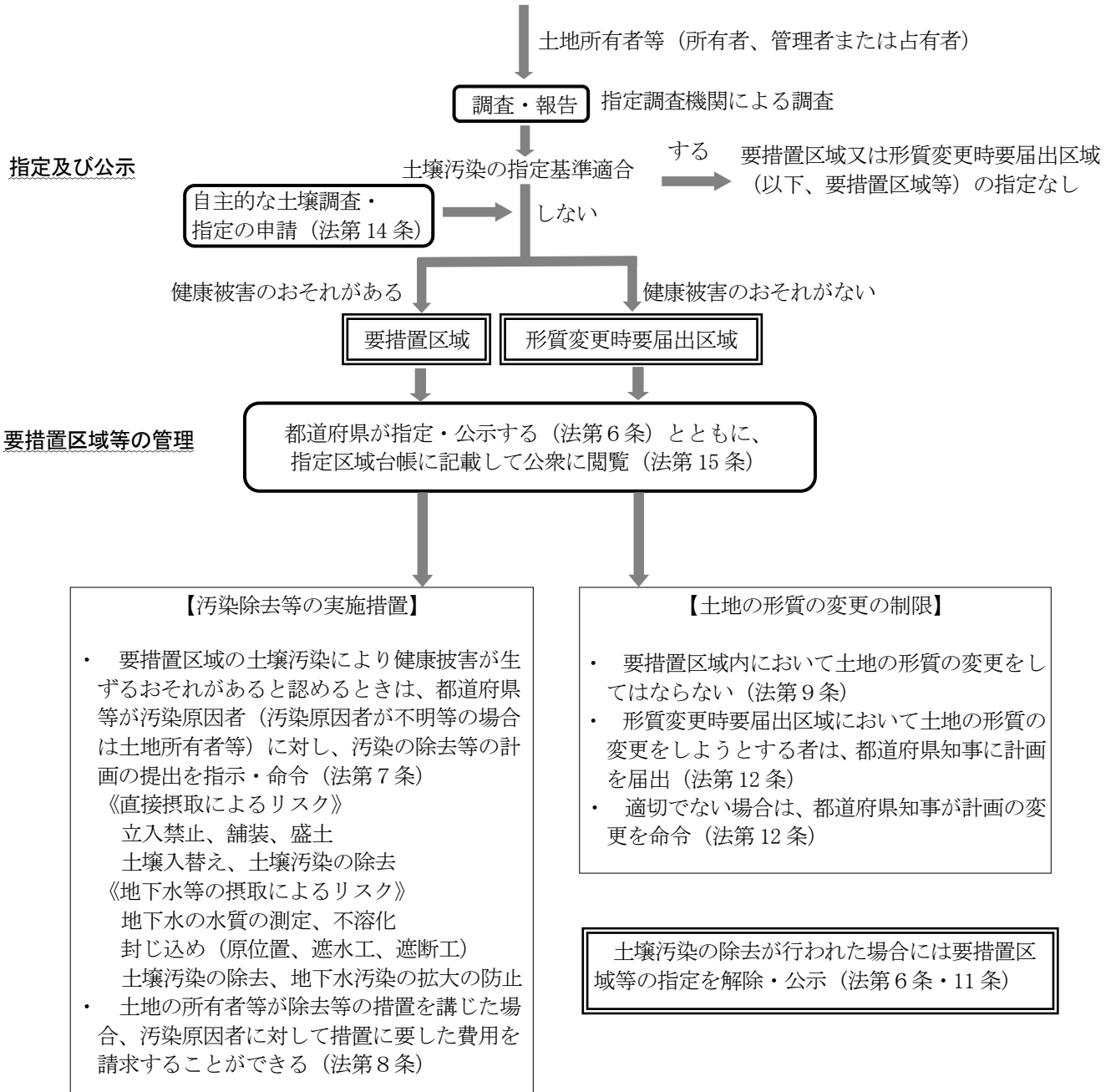
*付表は省略

第2節 土壤汚染対策法関係

1 土壤汚染対策法の体系図（平成14年法律第53号）（最近改正 平成29. 6. 2法律第45号 平成31. 4. 1施行）

土壤汚染状況調査

- ・ 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条第1項）
- ・ 一時免除中の土地における形質の変更^{※1}時（法第3条第7項）
- ※1 900㎡以上
- ・ 一定規模以上の土地の形質の変更^{※2}時、汚染のおそれがあると認めるとき（法第4条）
- ※2 一時免除申請中の土地：900㎡以上、左記以外の土地：3,000㎡以上
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき（法第5条）



指定支援法人

土壤汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置の費用を助成し、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置（法第44条～53条）

2 対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）

法の対象となる物質（特定有害物質、法第2条）は、「それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの」であり、

- ・地下水等の摂取によるリスク
- ・直接摂取によるリスク

の2種類のリスクから選定されている。

具体的には、地下水等の摂取の観点から定められた土壤の汚染に係る環境基準における溶出基準項目を対象物質とし、そのうち、人が摂取する可能性のある表層土壤中に高濃度の状態で蓄積し得ると考えられる重金属等を、直接摂取によるリスクの観点からの対象物質としている。

これらの物質によって汚染されている区域を指定する基準（指定基準、法第6条）は土壤含有量基準、土壤溶出量基準として、表1のように定められている。

表1 対象物質（特定有害物質）とその基準（指定基準）

	特定有害物質 (法第2条)	指定基準 (法第6条)		(参考)	(参考)
		直接摂取によるリスク 土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水の摂取によるリスク 土壤溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	自然的原因による含有量値の上限の目安 (mg/kg)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素		0.002	0.02	
	1,2-ジクロロエタン		0.004	0.04	
	1,1-ジクロロエチレン		0.1	1	
	1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.4	
	1,3-ジクロロプロペン		0.002	0.02	
	ジクロロメタン		0.02	0.2	
	テトラクロロエチレン		0.01	0.1	
	1,1,1-トリクロロエタン		1	3	
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006	0.06	
	トリクロロエチレン		0.01	0.1	
	ベンゼン		0.01	0.1	
	クロロエチレン		0.002	0.02	
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	45	0.003	0.09
六価クロム化合物		250	0.05	1.5	—
シアン化合物		50(遊離シアンとして)	検液中に検出されないこと	1	
水銀及びその化合物		15	0.0005	0.005	1.4
アルキル水銀			検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
セレン及びその化合物		150	0.01	0.3	2.0
鉛及びその化合物		150	0.01	0.3	140
砒素及びその化合物		150	0.01	0.3	39
ふっ素及びその化合物		4,000	0.8	24	700
ほう素及びその化合物	4,000	1	30	100	
第三種特定有害物質 (農業等)	シマジン		0.003	0.03	
	チウラム		0.006	0.06	
	チオベンカルブ		0.02	0.2	
	PCB		検液中に検出されないこと	0.003	
	有機りん化合物		検液中に検出されないこと	1	

3 調査の対象地と対象物質

土壤汚染調査の対象となる土地と物質は、表2のとおりである。

表2 土壤汚染状況調査の対象となる土地と物質

土 地	物 質
使用が廃止された、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第2条）に係る工場または事業場の敷地であった土地（法第3条第1項）	施設において使用等していた物質
有害物質使用特定施設に係る工場または事業場の敷地であった土地で土壤汚染状況調査を一時免除された土地において、土地の形質変更の届出を受けた土地（法第3条第7項）	施設において使用等していた物質
土地の形質の変更の届出を受けた場合において、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める土地（法第4条）	都道府県知事が特定した物質
土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地（法第5条）	都道府県知事が特定した物質

4 必要な調査

土壤汚染調査には、土壤ガス調査、土壤溶出量調査、土壤含有量調査があり、物質の分類ごとに表3に示されるように実施することが定められている。

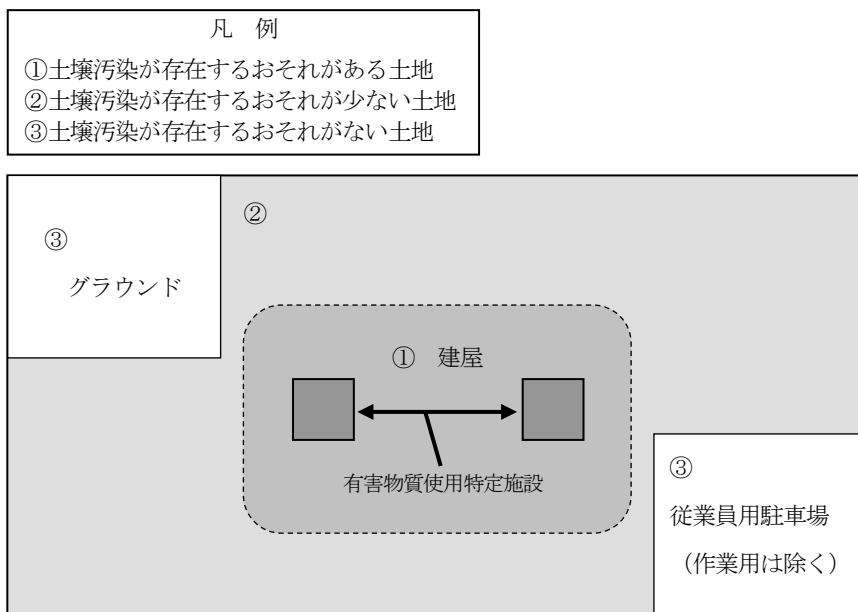
表3 物質ごとに必要な調査

特定有害物質 (法第2条)	土壤ガス調査	土壤溶出量調査	土壤含有量調査
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	○	○ 土壤ガス調査で特定有害物質が検出された場合	
重金属等 (第2種特定有害物質)		○	○
農薬等 (第3種特定有害物質)		○	

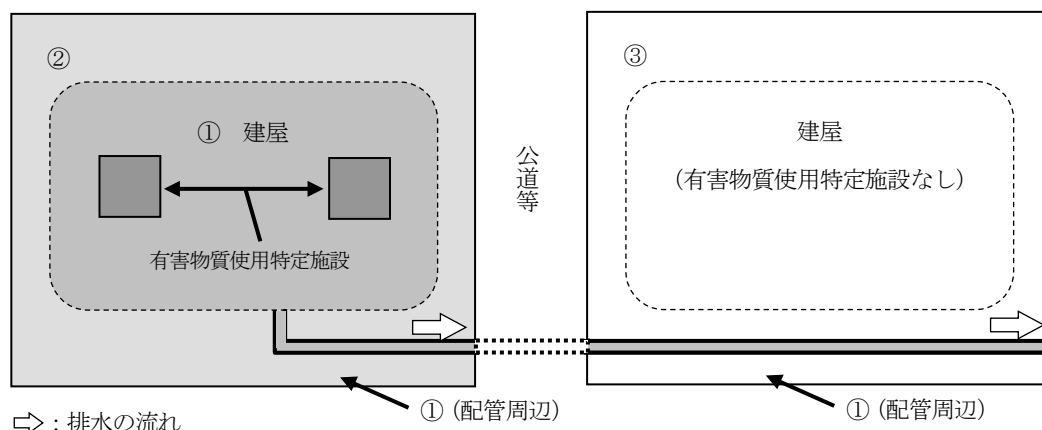
5 調査地点

土壤ガス調査、土壤溶出量調査、土壤含有量調査のいずれも、調査地点を100㎡に1地点の割合で調査区域内均等に選定する（図1中の①）。ただし、汚染が存在するおそれの少ないと認められる区域（図1中の②）（就業中の従業員が出入りまたは利用する事務所、通路、駐車場、中庭等）では900㎡に1地点の割合とし、汚染が存在するおそれがないと認められる区域（図1中の③）（グラウンド、従業員用居住施設、山林等）では採取を行わなくともよい。

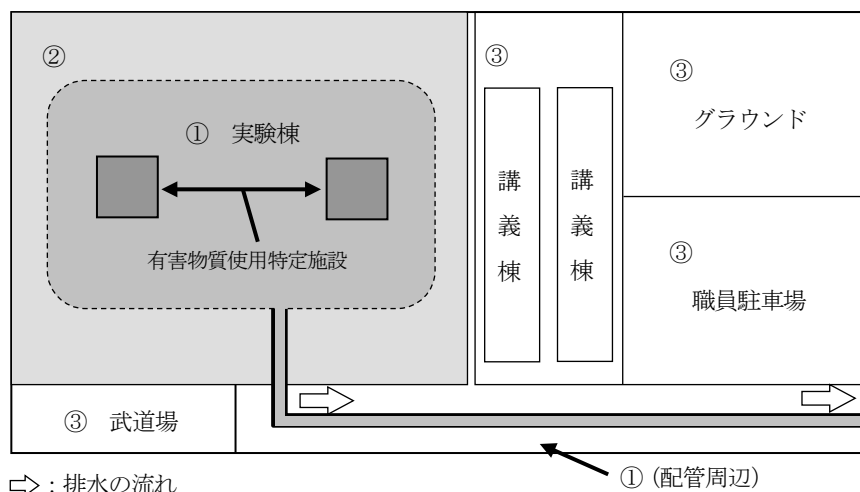
図1 土壤汚染のおそれの分類



土壤汚染の存在する土地の判断ケース（工場又は事業場、その1）



土壤汚染の存在する土地の判断ケース（工場又は事業場、その2）



土壤汚染の存在する土地の判断ケース（大学等）

第3節 土壌及び地下水汚染防止に関する規制（県条例関係）

1 規制対象者

次に定める施設で、健康有害物質を取扱う施設を設置している者

①汚水等排出施設（規則別表第3（第5条、第20条、第43条関係））

②水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設

③廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定による許可を受けている者が設置している当該許可に係る廃棄物の積替え若しくは保管の場所又は同条第6項の規定により許可を受けている者が設置している当該許可に係る廃棄物の保管場所

2 土壌又は地下水の届出に係る基準

土壌の基準（規則第33条、第35条関係 別表16）

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	JIS K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	シアン化合物	検液中に検出されないこと	JIS K0102の38に定める方法（JIS K0102の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表1に掲げる方法
3	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）付表1に掲げる方法又はJIS K0102の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表2に掲げる方法）
4	鉛及びその化合物	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0102の54に定める方法
5	6価クロム化合物	検液1リットルにつき0.05ミリグラム	JIS K0102の65・2（JIS K0102の65・2・7を除く。）に定める方法（ただし、JIS K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、JIS K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
6	ひ素及びその化合物	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0102の61に定める方法
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	水質汚濁に係る環境基準について付表3及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表3に掲げる方法
9	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
10	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
12	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
13	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
14	1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法

16	1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム	シス体にあつてはJIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき1ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
18	1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
19	1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
20	チウラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5に掲げる方法
21	シマジン	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
22	チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
23	ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
24	セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
25	ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつき1ミリグラム	JIS K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
26	ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつき0.8ミリグラム	JIS K0102の34・1 (JIS K0102の34の備考1を除く。)若しくは34・4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34・1・1c) (注(2)第3文及びJIS K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
27	塩化ビニルモノマー	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
28	1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表8に掲げる方法

備考

- 1 検液中濃度は付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ひ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.003ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、1ミリグラム及び0.8ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.009ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、3ミリグラム及び2.4ミリグラムとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

地下水の基準（規則第33条、第35条関係 別表17）

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム	JIS K 0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	シアン化合物	検出されないこと。	JIS K0102の38・1・2（JIS K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、JIS K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、JIS K0102の38・1・2及び38・5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
3	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム	JIS K0102の54に定める方法
4	6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.02ミリグラム	JIS K0102の65.2（65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 JIS K0102の65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 JIS K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（65.の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合2に定めるところによるほか、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
5	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム	JIS K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表2に掲げる方法
7	アルキル水銀化合物	検出されないこと	水質汚濁に係る環境基準について付表3に掲げる方法
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	水質汚濁に係る環境基準について付表4に掲げる方法
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
13	1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
14	1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
15	1, 2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	シス体にあつてはJIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法

16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0,006 ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
18	1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002 ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
19	チウラム	1 リットルにつき0.006 ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5に掲げる方法
20	シマジン	1 リットルにつき0.003 ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表6の第1又は第2に掲げる方法
21	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02 ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	ベンゼン	1 リットルにつき0.01 ミリグラム	JIS K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
23	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン0.01 ミリグラム	JIS K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
24	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素1 ミリグラム	JIS K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
25	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素0.8 ミリグラム	JIS K0102の34・1 (JIS K0102の34の備考1を除く。)若しくは34・4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K0102の34・1・1c) (注(2)第3文及びJIS K0102の34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計10 ミリグラム	亜硝酸化合物にあってはJIS K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあってはJIS K0102の43・2・1、43・2・3、43・2・5又は43・2・6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
27	塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002 ミリグラム	地下水の水質汚濁に係る環境基準について付表に掲げる方法
28	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05 ミリグラム	水質汚濁に係る環境基準について付表8に掲げる方法
備考 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			

3 その他

(1) 測定等の義務及び届出等に関する事項一覧

- ① 健康有害物質の使用状況等の調査を年1回実施。
- ② 土壌又は地下水の測定を年1回以上実施。
- ③ 測定結果が2に掲げる基準値を超えたときは知事に届出。
- ④ 基準値を超えたときは必要な措置を講ずること。
- ⑤ 譲渡又は貸与する時は記録を引継ぐこと。

(2) 土壌又は地下水汚染に関する罰則等一覧

1	土壌又は地下水の汚染が判明したにもかかわらず、必要な措置を講じていないことに対する措置命令に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金 (条例第95条)
2	土壌又は地下水の汚染が判明したにもかかわらず、必要な措置を講じていないことに対する勧告に従わなかった場合	公表 (条例第73条第2項)

4 土壤汚染対策指針について(平成18年4月1日施行、平成31年3月14日改正(平成31年4月1日施行))

★指針の概要★

1 土壤汚染対策指針とは

この指針は、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)に基づいて実施する土壤調査の実施方法、土壤汚染があった場合の汚染土壤の処理方法について示したものです。

2 内容

(1) 土壤調査の実施方法

健康有害物質を取扱う事業者は、1年に1回以上、土壤又は地下水のどちらかの測定が必要です。また、工場を廃止した時には、工場敷地内の土壤の汚染状態の測定が必要です。事業者の方は、次により必要な調査の実施方法を判断してください。

なお、条例に基づき工場を廃止した時の土壤の汚染状態の測定の義務が生じている土地が、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条に規定する土壤汚染状況調査の対象となる場合は、同条に基づく調査の実施(同条ただし書に定める調査義務の猶予を含む。)を優先してください。

地下水の測定を実施する場合

敷地内に井戸等がある場合はその井戸を、敷地内に井戸がない場合は、地下水の流動の状況を勘察し、地下水の汚染状況を的確に把握できる敷地周辺の地点の井戸で実施してください。

土壤の測定を実施する場合

土壤調査の実施方法

- ・1年に1回以上の定期測定
- ・工場の廃止時の調査

使用している有害物質

揮発性有機化合物

土壤ガス調査
(簡易測定法)

工場の廃止時のみ

土壤溶出量調査
(揮発性有機化合物)

重金属、農薬等

土壤溶出量調査
(重金属、農薬等)

詳しくは
別図を参照

○調査実施機関

できるだけ、土壤汚染対策法に定める指定調査機関に調査を依頼してください。

○土壤汚染対策法に基づいて実施した測定結果の活用

土壤汚染対策法第3条第1項に規定する土壤汚染状況調査又はそれと同等以上の調査を実施した場合には、当該土壤調査の結果を条例に基づく土壤汚染状態測定の結果とすることができます。

(2) 土壤汚染があった場合の汚染の拡散防止措置

土壤汚染があった場合には、下表に定める方法により汚染の拡散防止措置を行ってください。
また、土地の汚染の状況に応じて、汚染の拡散防止を行う区域からの汚染土壌又は健康有害物質の飛散、揮散又は流出の防止のための応急的な対策を、事前に講じてください。

第二溶出基準 適合or不適合	揮発性有機化合物		重金属等		農薬等	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
汚染拡散防止措置						
地下水の水質の測定	○*	×	○*	×	○*	×
原位置封じ込め	○	△	○	△	○	×
遮水工封じ込め	○	△	○	△	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
不溶化	×	×	○	×	×	×
土壤汚染の除去	○	○	○	○	○	○
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○

※：土壤の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。
△：基準不適合土壌を第二溶出基準に適合させた上で、原位置封じ込め又は遮水工封じ込めを行うことが必要。

① 詳細調査の実施

2 (1) の調査を実施した結果、土壤汚染が発覚した場合は、土壤汚染対策法に定める方法により実施してください。

② 指定調査機関

土壤汚染対策法に定める指定調査機関に調査や汚染除去を依頼してください。

③ 汚染土壌管理票の利用

掘削した汚染土壌を工場等の敷地の外へ搬出する場合には、できるだけ汚染土管理票を使用してください。

④ 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期を明確に

汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期を明らかにするとともに、主要な工事の実施時期を示してください。

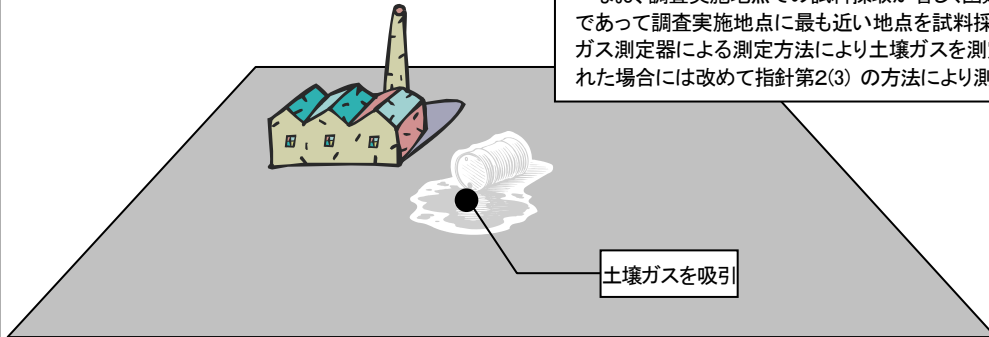
⑤ 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

汚染の拡散防止措置の実施期間中は、周辺環境に支障を及ぼすことがないように、必要に応じて環境保全上の対策を講じてください。(詳しくは、指針本文を参照)

(3) 地下水・土壤汚染に係る県民への情報提供

土壤汚染が発覚した時は、「地下水・土壤汚染に係る情報提供指針（平成17年4月1日施行）」に定める公表の基準に従って公表について判断してください。

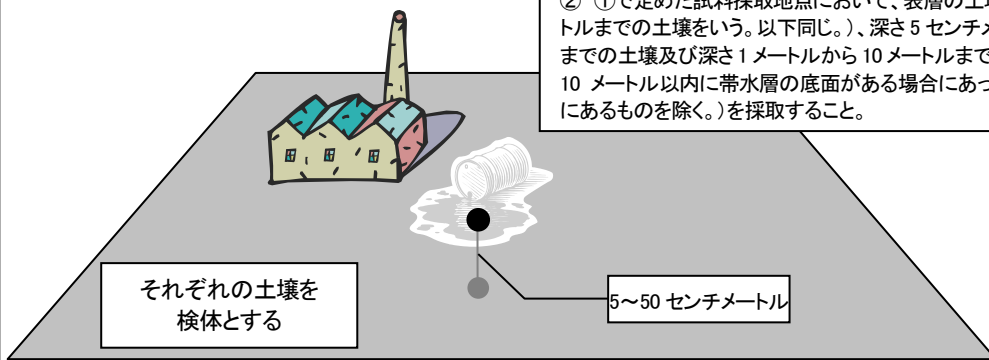
**土壌ガス調査
(揮発性有機化合物)**



条例規則第 33 条第 1 項第 2 号に定める測定方法により、指針第2(1) で選定した調査実施地点において測定を実施すること(ただし、条例 69 条第 1 項及び第 2 項に基づく測定を実施する場合には、指針第2(1) で選定した調査実施地点を中心として数地点とすること)。

なお、調査実施地点での試料採取が著しく困難な場合は、試料採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。検知管式ガス測定器による測定方法により土壌ガスを測定し、健康有害物質が検出された場合には改めて指針第2(3) の方法により測定すること。

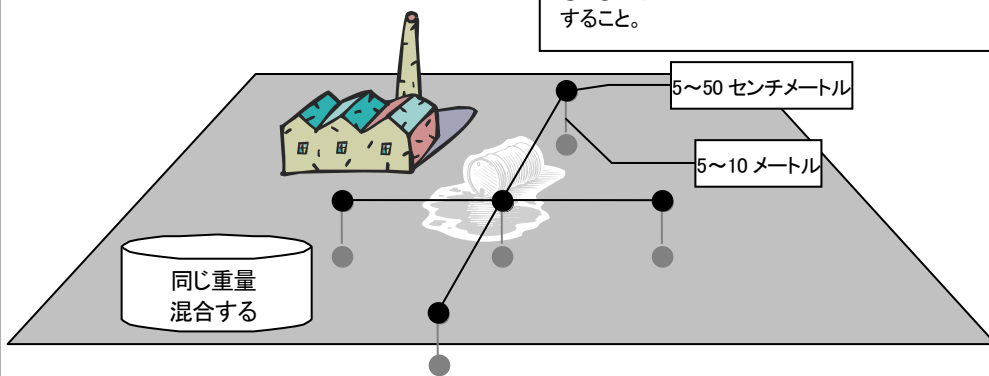
**土壌溶出量調査
(揮発性有機化合物)**



① 試料の採取を行う地点(以下「試料採取地点」という。)は、指針第2(1) で選定した調査実施地点を中心として数地点とすること。なお、調査実施地点での試料採取が著しく困難な場合は、試料採取が可能であって調査実施地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

② ①で定めた試料採取地点において、表層の土壌(地表から深さ 5 センチメートルまでの土壌をいう。以下同じ。)、深さ 5 センチメートルから 50 センチメートルまでの土壌及び深さ 1 メートルから 10 メートルまでの 1 メートルごとの土壌(深さ 10 メートル以内に帯水層の底面がある場合にあっては、当該底面より深い位置にあるものを除く。)を採取すること。

**土壌溶出量調査
(重金属、農薬等)**



① 試料採取地点は、指針第2(1) で選定した調査実施地点及び調査実施地点から四方位に 5 メートルから 10 メートルまで離れた各地点とすること。なお、これらの地点のうち、試料採取が著しく困難な地点があった場合は、試料採取が可能であって当該地点に最も近い地点を試料採取地点とすること。

② ①で定めた各試料採取地点において、表層の土壌及び深さ 5 センチメートルから 50 センチメートルまでの土壌を採取すること。

③ ②の規定により採取された表層の土壌と、深さ 5 センチメートルから 50 センチメートルまでの土壌とを同じ重量混合すること。

④ ③の規定により混合された各試料採取地点の土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

公表の基準

岩手県環境生活部

土壌汚染対策法又は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に定める基準に適合しない土壌の存在（以下「土壌汚染」という。）が確認されたときは、以下により公表について判断します。

（ケース1）

- ア** 土壌汚染が存在する土地の周辺（敷地内外問わず）で、地下水汚染が生じ、かつ、周辺で地下水の飲用利用がある場合は、周辺で地下水を飲用することにより人への健康被害が生ずるおそれが非常に高いことから、県（広域振興局等）が公表すること。
ただし、当該事業者等が、自主的に公表することを妨げるものではない。

（ケース2）

- イ** 土壌汚染が存在する工場敷地内に観測井戸を設けていないなど、工場敷地内・周辺の地下水汚染の状況が不明であり、かつ、周辺で地下水の飲用利用がある場合は、汚染が工場敷地を超えて拡散している可能性があり、人への健康被害が生ずるおそれが否定できないことから、県（広域振興局等）が公表すること。
ただし、当該事業者等が、自主的に公表することを妨げるものではない。

（ケース3）

- ウ** 土壌汚染が存在する土地の周辺（敷地内外問わず）で、現に地下水汚染が生じているものの、周辺で地下水の飲用利用がない場合は、周辺で地下水を飲用することにより、人への健康被害が生ずるおそれが低いことから、高濃度の汚染、広範囲の汚染並びに社会的に注目を集めるようなPCB及びダイオキシン類等による汚染がある場合など、個別の状況に応じ、県（広域振興局等）が公表すること。
ただし、当該事業者等が、自主的に公表することを妨げるものではない。

（ケース4）

- エ** 土壌汚染が存在する土地の工場敷地内で、地下水の汚染が留まっている場合は、周辺で地下水を飲用することにより、人への健康被害が生ずるおそれが低いことから、当該事業者等は自主的に公表することが望ましい。

（ケース5）

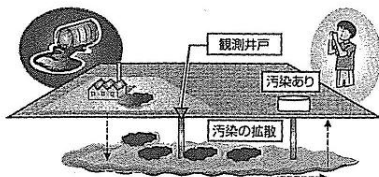
- オ** 地下水汚染が認められない場合は、土壌汚染が存在するのみであるため、人への健康被害が生ずるおそれが極めて低いことから、公表を要しないが、当該事業者等は自主的に公表することが望ましい。

なお、アからオにより難しいときやご不明な点があるときには、管轄する広域振興局等と個別に相談してください。

公表の基準

ケース1 健康被害のおそれが非常に高い場合

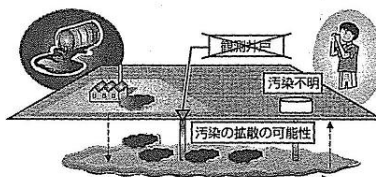
土壌汚染が存在する土地の周辺（敷地内外問わず）で、地下水汚染が生じ、かつ、周辺で地下水の飲用利用がある場合



県が公表しますが、できるだけ事業者が自主的に公表してください

ケース2 敷地内・周辺の地下水汚染の状況が不明であるため、健康被害のおそれがある場合

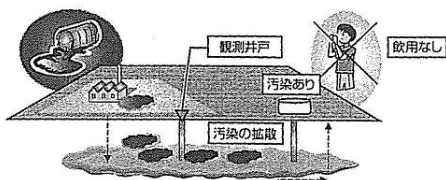
土壌汚染が存在する工場敷地内に観測井戸を設けていないなど、工場敷地内・周辺の地下水汚染の状況が不明であり、かつ、周辺で地下水の飲用利用がある場合



県が公表しますが、できるだけ事業者が自主的に公表してください

ケース3 周辺に地下水汚染が拡散しているが、飲用利用がないため、健康被害のおそれが低い場合

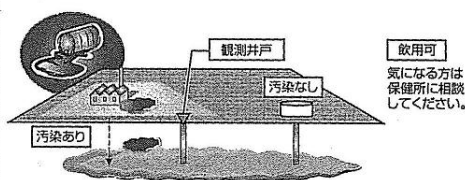
土壌汚染が存在する土地の周辺（敷地内外問わず）で、地下水汚染が生じ、かつ、周辺で地下水の飲用利用がない場合



事業者が自主的に公表することが望ましい
県は状況に応じ公表する場合があります

ケース4 地下水汚染が敷地内に留まっている場合

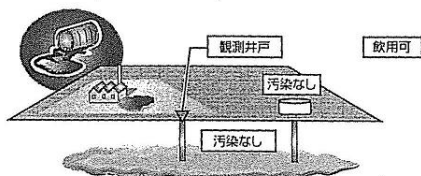
土壌汚染が存在する工場敷地内で、地下水の汚染が留まっている場合



事業者が自主的に公表することが望ましい

ケース5 地下水汚染がない場合

土壌汚染のみで、地下水汚染が認められない場合



事業者が自主的に公表することが望ましい

公表する主体
県民に健康被害が生ずるおそれがある場合には県が公表します。
ただし、事業者が自主的に公表することを妨げるものではありません。

公表する内容

ア 原則として公表する項目

- ① 汚染土壌が存在する土地の管理者、所有者又は占有者
- ② 基準値を超過した物質と濃度の範囲
- ③ 周辺への影響の可能性
- ④ 当該土地の所有者の敷地内の応急対策内容と今後の対策方針（周辺環境への拡散防止、浄化対策方針）
- ⑤ 連絡窓口

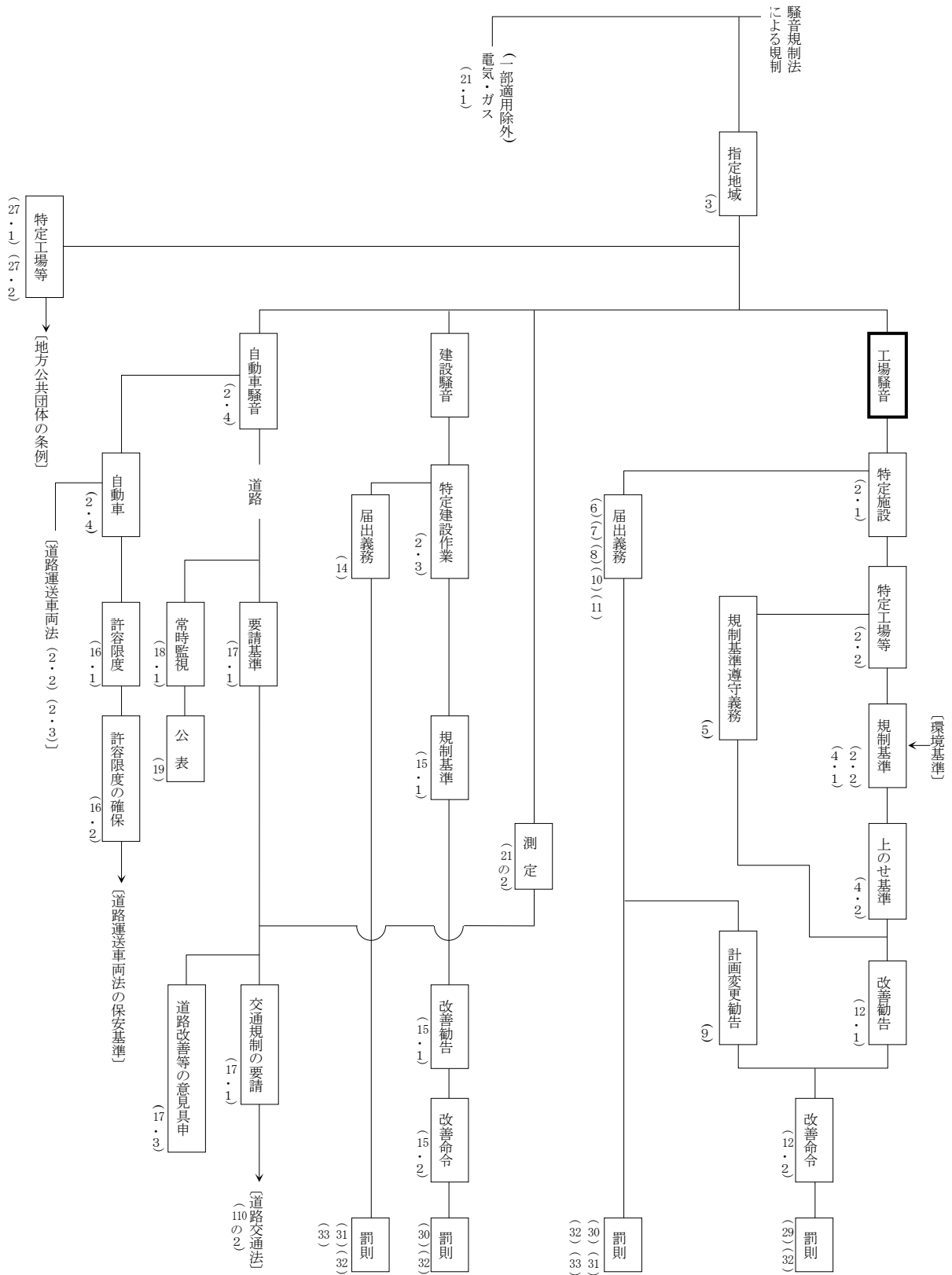
イ 必要に応じて公表する項目

- ① 汚染原因事業所の概要
- ② 土壌汚染調査を実施した契機
- ③ 基準を超過した物質の使用履歴と現在の状況
- ④ 土壌汚染が発生した原因

公表とは、住民説明会、ピラの配布、報道機関への情報提供等の方法で県民にお知らせすることです。

第4章 騒音規制法関係

騒音規制法の体系図



(注) 1 図に掲げた項目以外に、経過措置(7)、小規模の事業者に対する配慮(13)、立入検査(20)、事務の委任(25)、条例との関係(27)等について定めている。
 2 図中の() 書きは条文である。例えば(2・1)は法第2条第1項を意味する。

第4章 騒音規制法関係

各種の騒音から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、次表のとおりそれぞれの基準が定められている。

各種騒音と基準との対応表

(令和6年3月現在)

騒音の種類	環境基準		規制基準		その他の規制等
	種類	指定地域	種類	指定地域 (規制地域)	
工場・事業場騒音	騒音環境基準	25市町村	特定工場等の規制基準	25市町村	
建設作業騒音			特定建設作業の規制基準	25市町村	
自動車騒音	騒音環境基準	25市町村	自動車騒音の限度 (要請限度)	25市町村	
航空機騒音	航空機騒音環境基準	花巻市の一部			
新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音環境基準	沿線地域の一定地域			
夜間における近隣騒音	騒音環境基準	25市町村			夜間の静穏の保持義務
商業宣伝の拡声機騒音	騒音環境基準	25市町村			拡声機の使用基準

第1節 環境基準（環境基本法第16条）

1 騒音環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

（平成24年3月30日 県告示第246号）

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 （用途地域との原則的対応）	地域の区分	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第1種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域				
田園住居地域				
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第1種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第2種住居地域			
準住居地域				
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	近隣商業地域	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	商業地域			
	準工業地域			
工業地域				
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下の道路の端から15m	70デシベル以下	65デシベル以下
	高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線を越える道路の端から20m	備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

参考 騒音環境基準の評価方法

(1) 道路に面する地域

道路に面する地域の評価は、評価範囲（原則道路端から50m）内の近接空間／非近接空間区分及び環境基準に係る地域の類型ごとの騒音レベル別住居等戸数を算定し、道路に面する地域の環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を算出すること（いわゆる「面的評価」）により行う。

（近接空間：2車線以下の道路においては道路端から15m、2車線を越える道路においては道路端から20m。）

(2) 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

一般地域における騒音環境基準の達成状況の地域としての評価は、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して行う。

環境基準の達成状況は、地域の類型ごとに概ね一定の面積となるように評価区域を設定し、その地点数の割合をもって達成割合を把握することが考えられる。

2 航空機騒音環境基準（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

花巻空港における航空機騒音環境基準の地域指定は次のとおりである。

（昭和60年10月11日県告示第1019号）

環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	57デシベル以下	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要がある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）
II	62デシベル以下	別図に示す区域のうち、住専地域等以外の地域。ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び花巻空港の敷地である区域を除く。

※ 別図は岩手県環境生活部環境保全課及び花巻市役所に備え、縦覧に供する。

3 新幹線鉄道騒音環境基準 (昭和50年 7月29日環境庁告示第46号)

岩手県における新幹線鉄道騒音環境基準の地域指定は次のとおりである。

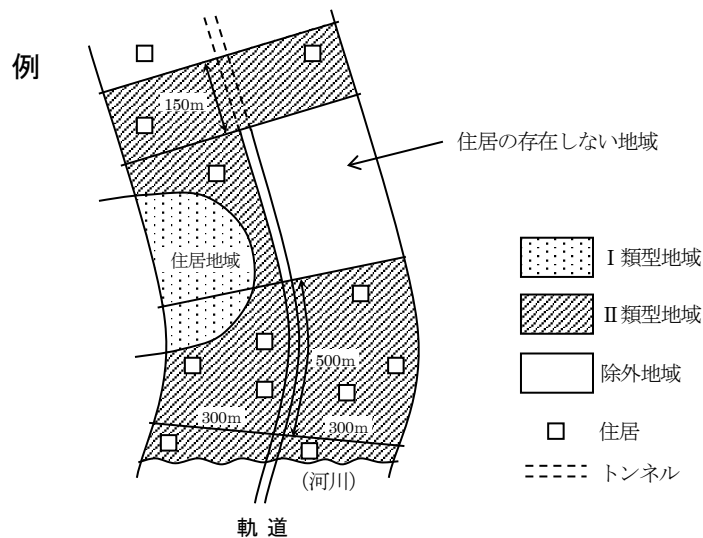
(昭和52年 9月30日県告示第1221号)

環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	70デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

備考 1 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。

2 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。

3 沿線区域のうち、トンネルの出入り口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に定める河川区域は、当てはめる地域から除く。



第2節 規制基準等

1 地域の指定（法第3条第1項、条例第33条第1項）

特定工場等（法第2条第2項）、騒音特定工場等（条例第33条第1項）、特定建設作業（法第2条第3項及び自動車（法第2条第4項）から発生する騒音を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。


指定(告示) 年 月 日	施行年月日	市 町 村 名
昭和48. 3. 30	昭和48. 4. 1	盛岡市(旧告示45. 2. 27)、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市(以上旧告示46. 2. 26)、大船渡市、久慈市、遠野市
48. 10. 30	48. 11. 1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
49. 3. 18	49. 4. 1	北上市、二戸市
49. 12. 14	50. 1. 1	岩泉町
53. 3. 10	53. 4. 1	山田町
54. 3. 16	54. 4. 1	岩手町
55. 3. 14	55. 4. 1	雫石町、一戸町
62. 3. 13	62. 4. 1	紫波町
平成5. 3. 23	平成5. 4. 1	八幡平市
令和3. 4. 1	令和3. 7. 1	陸前高田市
合 計		14市10町1村

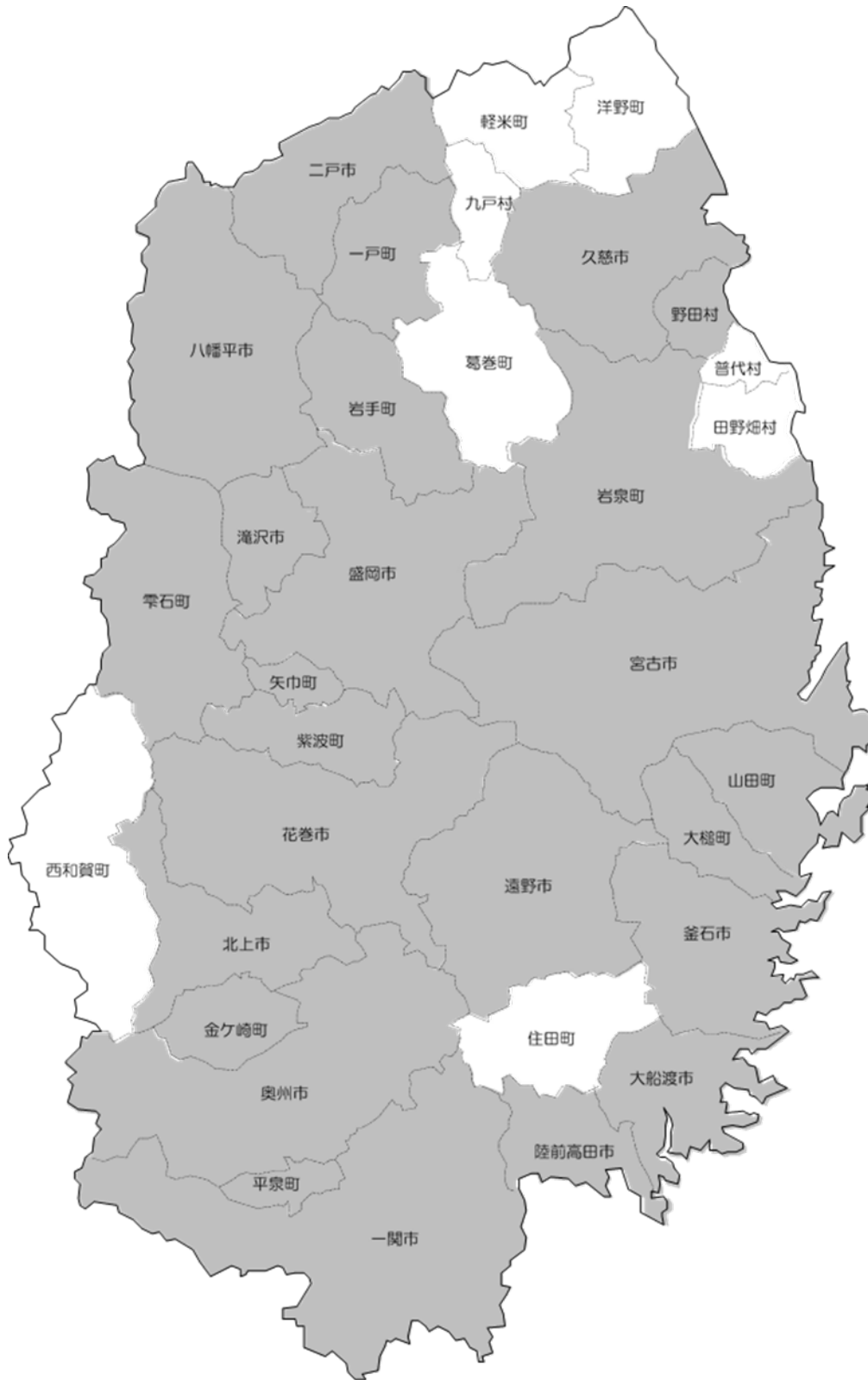
指定地域（騒音規制地域）の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。（都市計画法による用途地域の区分は、各市町村において定める。）

地域の指定は、各市町村において定められた用途地域の区分に基づき、市の区域内の地域については市長が、それ以外の地域については岩手県知事が行う。

区 域 の 区 分	用 途 地 域 の 区 分
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第 2 種 区 域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域

備考 地域の指定については法では「指定地域」、条例では「騒音規制地域」という用語を使用しているが地域の範囲は同一である。

指定地域（騒音規制地域）を有する市町村 



2 特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準（法第4条第1項、条例第34条第1項）

指定地域（騒音規制地域）内の特定工場等及び騒音特定工場等における騒音の規制基準は次表のとおりである。

昭和43年11月27日 厚農通運告示第1号

昭和48年3月30日 県告示第423号 平成14年3月26日 県告示第306号

区域の区分		基準値（単位：デシベル）								
		6	朝	8	昼間	18	夕	22	夜間	6
第1種区域	第1種低層住居専用地域									
	第2種低層住居専用地域		45		50		45		40	
	田園住居地域									
第2種区域	第1種中高層住居専用地域									
	第2種中高層住居専用地域									
	第1種住居地域		50		55		50		45	
	第2種住居地域 準住居地域									
第3種区域	近隣商業地域									
	商業地域		60		65		60		50	
	準工業地域									
第4種区域	工業地域		65		70		65		55	

備考 下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は次表のとおりである。

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業 限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
85デシベル	午後7時 から翌日 の午前7 時まで	午後10時 から翌日 の午前6 時まで	10時間	14時間	6日		日曜日その他 の休日

- (注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
 2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。
 3. 2号基準から5号基準については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和48年3月30日 県告示第424号）

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種区域（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域） (2) 第2種区域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域） (3) 第3種区域（近隣商業地域、商業地域及び準工業地域） (4) 第4種区域（工業地域）に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域

4 自動車騒音の限度（要請限度）（法第17条第1項）

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成12年3月2日 総理府令第15号）

（平成12年3月14日 県告示 第214号）

区域の区分	あてはめ地域	車線	基準値（単位：デシベル）	
			昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
a 区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b 区域	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	準住居地域	2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般道路 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	75デシベル以下	70デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

上表にかかわらず、学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事が公安委員会と協議して限度値を定めることができる。

第3節 施設等

1 特定施設（法第2条第1項）

指定地域内において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は特定工場等となり、騒音規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模等	
1	金属加工 機械	(イ)圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものであること。
		(ロ)製管機械	すべてのもの。
		(ハ)ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		(ニ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ホ)機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものであること。
		(ヘ)せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		(ト)鍛造機	すべてのもの。
		(チ)ワイヤーフォーミング マシン	すべてのもの。
		(リ)ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		(ヌ)タンブラー	すべてのもの。
	(ル)切断機	といしを用いるものであること。	
2	空気圧縮機※及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		
4	織機	原動機を用いるものであること。	
5	建設用資 材製造機 械	(イ)コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものであること。
		(ロ)アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものであること。
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。	
7	木材加工 機械	(イ)ドラムバーカー	すべてのもの。
		(ロ)チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		(ハ)碎木機	すべてのもの。
		(ニ)帯のこ盤	製材用のもにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		(ホ)丸のこ盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
(ヘ)かんな盤			
8	抄紙機	すべてのもの。	
9	印刷機械	原動機を用いるものであること。	
10	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。	
11	鋳造型機	ジョルト式のものであること。	

※ 空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。(ただし、当便覧編集時点において発生する騒音が生活環境保全上問題ないと評価できる機器は存在しない。)

2 騒音発生施設（条例第2条第11号）

騒音規制地域内において次表に掲げる騒音発生施設を有する工場・事業場は、騒音特定工場等となり、県条例によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式のものであること)	すべてのもの。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75 kW以上7.5 kW未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 未満であること。
4	木材加工機械	(1) チッパー 原動機の定格出力が2.25 kW未満であること。
	(2) 製材用帯のご盤及び丸のご盤	原動機の定格出力が7.5 kW以上15 kW未満であること。
	(3) 木工用帯のご盤及び丸のご盤	原動機の定格出力が1.5 kW以上2.25 kW未満であること。
	(4) かんな盤	
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75 kW以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75 kW以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が1時間当たり50L以上であること。

備考 冷凍機は空調装置を含む。

3 特定建設作業（法第2条第3項）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要になる。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

備考 6バックホウ、7トラクターショベル及び8ブルドーザーは、平成9年10月1日から。

第4節 その他の基準等

1 在来線鉄道の新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針

(平成7年12月20日環大一第174号 大気保全局長通知)

在来鉄道の新線又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止する上で目標となる当面の指針は次のとおりである。

新線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7~22時) については60dB(A)以下、夜間 (22~翌日7時) については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

新線：鉄道事業法第8条又は軌道法第5条の公示の施行認可を受けて公示を施行する区間

大規模改良線：複線化、複々線化、道路との立体交差化又はこれに準ずる立体交差化 (以下「高架化」という)

を行うため、鉄道事業法第12条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則 (大正12年内務・鉄道省令) 第11条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて公示を施行する区間

なお、平成7年12月19日以前に既に新線又は大規模改良線として公示が認可申請されている区間は、指針の適用対象外とする。

2 拡声機騒音に関する規制 (条例第45条第1項)

商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、次の基準を守らなければならない。

1 店頭又は街頭に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
- (2) 拡声機の1回の連続放送時間は1時間をこえないものとし、かつ、放送時間1時間につき連続15分以上の休止時間をおくこと。
- (3) 拡声機の設置場所は、地上10メートル以下とすること。
- (4) 2以上の拡声機を同時に使用する場合の間隔は、50メートル以上とすること。
- (5) 地上5メートル以上の位置で使用するときは拡声機の中心の延長が道路又は広場に落ちるようにし、その位置は拡声機の直下から10メートル以内であること。
- (6) 幅員8メートル未満の道路においては、拡声機を設置しないこと。
- (7) 特定工事等において発生する騒音の規制に関する基準 (昭和43年厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号) 第1条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (8) 放送音量の基準は、音源直下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。

2 自動車に設置して使用する場合

- (1) 拡声機の使用時間は、午前8時から午後7時までの間とすること。
- (2) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準第1条ただし書に規定する施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、使用しないこと。
- (3) 放送音量の基準は、音源直下の地点から10メートルの距離における地上1.2メートルの高さで70デシベル以下とすること。

(4) 1地点における1回の連続放送時間は、10分（幅員6メートル未満の道路上では5分）をこえないこと。

3 航空機に設置して使用する場合

(1) 拡声機の使用時間は、午前9時から午後5時までとすること。

(2) 同一地域の上空での施回は、2回までとすること。

(3) 放送音量の基準は、地上において65デシベル以下とすること。

3 夜間における近隣騒音に関する事項

夜間における近隣騒音に関する具体的な規制はないが、条例では次のとおり夜間の静穏の保持を義務付けている。

1 何人も、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下次項について同じ。）においては、道路その他の公共の場において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。（条例第46条第1項）

2 飲食店営業その他の規則で定める営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。（条例第46条第2項）

夜間の静穏を保持すべき営業（条例第46条第2項）

(1) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業

(2) ボーリング場営業

[参 考]

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例（昭和59年条例第50号）における近隣騒音等の規制

① 風俗営業に係る騒音及び振動の規制（第8条第1項）

法律15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定めるとおりとする。

法律15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

② 深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制（第8条第1項）

法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄（深夜に係る部分に限る。）に定めるとおりとする。

別表第2（第7条、第14条関係）

区 分	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
第1種低層住居専用地域等	50デシベル	45デシベル	40デシベル
商 業 地 域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第1種低層住居専用地域及び商業地域 以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備 考 1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。

2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前零時前の時間をいう。

4 騒音測定方法

区 分	測 定 機 器	聴感補正 回 路	動 特 性	測定地点等
騒音環境基準 〔昭和46. 5. 25〕 閣議決定 平成10年 9月30日 環境庁告示第64号 最近改正 平成17. 5. 26	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	原則として 速 (FAST)	屋外で測定する。道路に面する地 域では建物から道路側1~2m地点 で、道路に接している場合は道路 端で行う。 〔ただし、工場、事業場、建設作 業場、飛行場、鉄道等の敷地は 除く。〕
新幹線鉄道騒音 環境基準 〔昭和50. 7. 29〕 環境庁告示第46号 最近改正 平成5. 10. 28	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	遅 (SLOW)	屋外において地上1. 2mの高さで 測定する。 〔軌道中心から概ね25mの地点に 測定点を設定する。〕
航空機騒音 環境基準 〔昭和48. 12. 27〕 環境庁告示第154号 最近改正 平成5. 10. 28	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	遅 (SLOW)	屋外で測定する。
特定工場等の 規制基準 〔昭和43. 11. 27〕 厚・農・通・運告示第1号 最近改正 平成5. 10. 28	計量法第71条の条件 に合格した騒音計	A特性	速 (FAST)	敷地境界線において測定する。
特定建設作業の 規制基準 〔昭和46. 6. 22〕 厚・建告示第1号 最近改正 平成5. 10. 28				
自動車騒音の 要請基準 〔平成12. 3. 2〕 総理府令第15号	計量法第71条の条件 に合格した騒音計 (簡易騒音計の使用は 適当ではない)	原則と して A特性	速 (FAST)	道路に面した建物に到達する騒音 の大きさを測定できる地点で計測 する。道路に接している場合は車 道端で行う。

備考 1 騒音計 (J I S C 1509) 簡易騒音計 (J I S C 1503)

2 エネルギー平均

n個の測定値 ($L_1 L_2 L_3 \dots L_n$) のエネルギー平均 \bar{L} は次により求められる。

$$\bar{L} = 10 \log_{10} \left\{ 10^{\frac{L_1}{10}} + 10^{\frac{L_2}{10}} + 10^{\frac{L_3}{10}} + \dots + 10^{\frac{L_n}{10}} \right\} - 10 \log_{10} n$$

測定期間・回数	測定値の評価
<p>朝・夕それぞれ1回以上 昼間・夜間それぞれ2回以上の測定を行う。 当面は観測時間を1時間とし、1時間毎、1日24時間（昼間16時間、夜間8時間）の測定を行う。</p>	<p>原則として等価騒音レベル（L_{Aeq}）</p>
<p>上り・下りの列車を合わせて原則として連続して通過する20本の列車について測定を行う。</p>	<p>ピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものエネルギー平均値</p>
<p>原則として連続する7日間について測定を行う。</p>	<p>個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルL_{AE}に昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、時間平均を取って1日ごとのL_{den}を算出し、全測定日数のエネルギー平均からL_{den}を算出する。</p>
<p>特に定めはない。</p>	<p>(1) 指示値が変動しないか、少ないときはその指示値とする。 (2) 指示値が周期的又は間欠的に変動し、その最大値がおおむね一定の場合は、その変動毎の最大指示値の平均値とする。 (3) 指示値が不規則かつ大幅に変動するときは測定値の90%レンジの上端値とする。 (4) 指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合、その変動ごとの指示値の90%レンジの上端値とする。</p>
<p>連続する7日間のうち、当該地域の騒音を代表すると認める3日間について行う。</p>	<p>時間の区分ごとに全時間を通じたエネルギー平均値</p>

3 L_{den} の詳細は参考資料を参照

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）： ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。

第5節 その他

1 騒音規制法届出事項一覧

番号	届出の種類	提出者	届出の期限
1	特定施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで
2	経過措置に伴う届出(使用の届出)		指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
3	特定施設の種類ごとの数の変更の届出	特定施設の設置又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで
4	騒音防止の方法の変更の届出		
5	氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内
6	特定施設のすべての使用の廃止の届出		使用廃止の日から30日以内
7	承継の届出	承継者	承継の日から30日以内
8	特定建設作業の実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の7日前まで (災害等緊急に行う場合はすみやかに届け出る)

届出者の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
特定施設設置届出書 (様式第1)	①特定施設の配置図 ②特定工場等及びその付近 の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 5万円以下の罰金	交付	法6①、30
特定施設使用届出書 (様式第2)		無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法7①、31
特定施設の種類ごとの数 変更届出書 (様式第3)				法8①、31
騒音の防止の方法変更届 出書 (様式第4)				
氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書 (様式第6)	不 要	無届及び虚偽の届出の場合 1万円以下の過料	なし	法10、33
特定施設使用全廃届出書 (様式第7)				
承継届出 (様式第8)				法11③、33
特定建設作業実施届出書 (様式第9)	①特定建設作業の工程を明 示した工事工程表 ②特定建設作業の場所の付 近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法14①、31

2 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出事項一覧

番号	届出の種類	提出者	届出の期限
1	騒音発生施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで
2	経過措置に伴う届出 (使用の届出)		騒音規制地域となった日又は騒音発生施設となった日から30日以内
3	騒音発生施設の種類ごとの数の変更の届出	騒音発生施設の設置 又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで
4	騒音防止の方法の変更の届出		
5	氏名の変更等の届出		変更の日から30日以内
6	騒音発生施設のすべての使用の廃止の届出		使用廃止の日から30日以内
7	承継の届出	承継者	承継の日から30日以内
8	環境保全監督者の選任又は解任の届出	設置者	すみやかに

届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
騒音発生施設設置（使用）届出書 (様式第7号)	①騒音発生施設の配置図 ②騒音特定工場等及びその付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 15万円以下の罰金	交付	条例36①、98
騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書 (様式第8号)		無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金		条例37①、99
騒音の防止の方法変更届出書 (様式第9号)				条例38①、99
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書 (様式第2号)	不 要	な し	なし	条例40
騒音発生施設使用廃止届出書 (様式第3号)				
承継届出書 (様式第4号)				
環境保全監督者選任（解任）届出書 (様式第18号)				条例90②

【参考】 音の大きさのめやす

音の大きさ (デシベル)			40	50	60	70	80	90	100
日常生活のいろいろ	家庭用設備	エアコン		██████████					
		温風ヒーター		██████████					
		換気扇		██████████					
		風呂又は給排水管			██████████	██████████			
	家庭用機器	洗濯機				██████████			
		掃除機				██████████	██████████		
		目覚まし時計				██████████	██████████		
		電話のベル音				██████████			
	音響機器	ピアノ						██████████	
		エレクトーン						██████████	
		ステレオ					██████████	██████████	
		テレビ			██████████	██████████			
	その他	犬の鳴き声							██████████
		子供のかけ足			██████████	██████████			
		ふとんをたたく音				██████████			
		ドア、窓の開閉音					██████████	██████████	
車のアイドリング						██████████	██████████		
人の話し声				██████████	██████████			██████████	

「生活騒音の現状と今後の課題」(昭和58年環境庁) から作成

騒音の影響

1) うるささ

騒音によってイライラするといったように不愉快な感じを覚えることがあります。

これについては、騒音の性状、個人と発生源との関係、生活環境、心身の状態などに左右されます。

2) 聴取妨害

騒がしいところでは、会話が妨げられたり、電話やテレビの声が聞こえない、と言ったことをしばしば経験します。

これはいくつかの音が重なって、聞きたい音が聞こえにくくなるためです。

3) 作業能率の低下

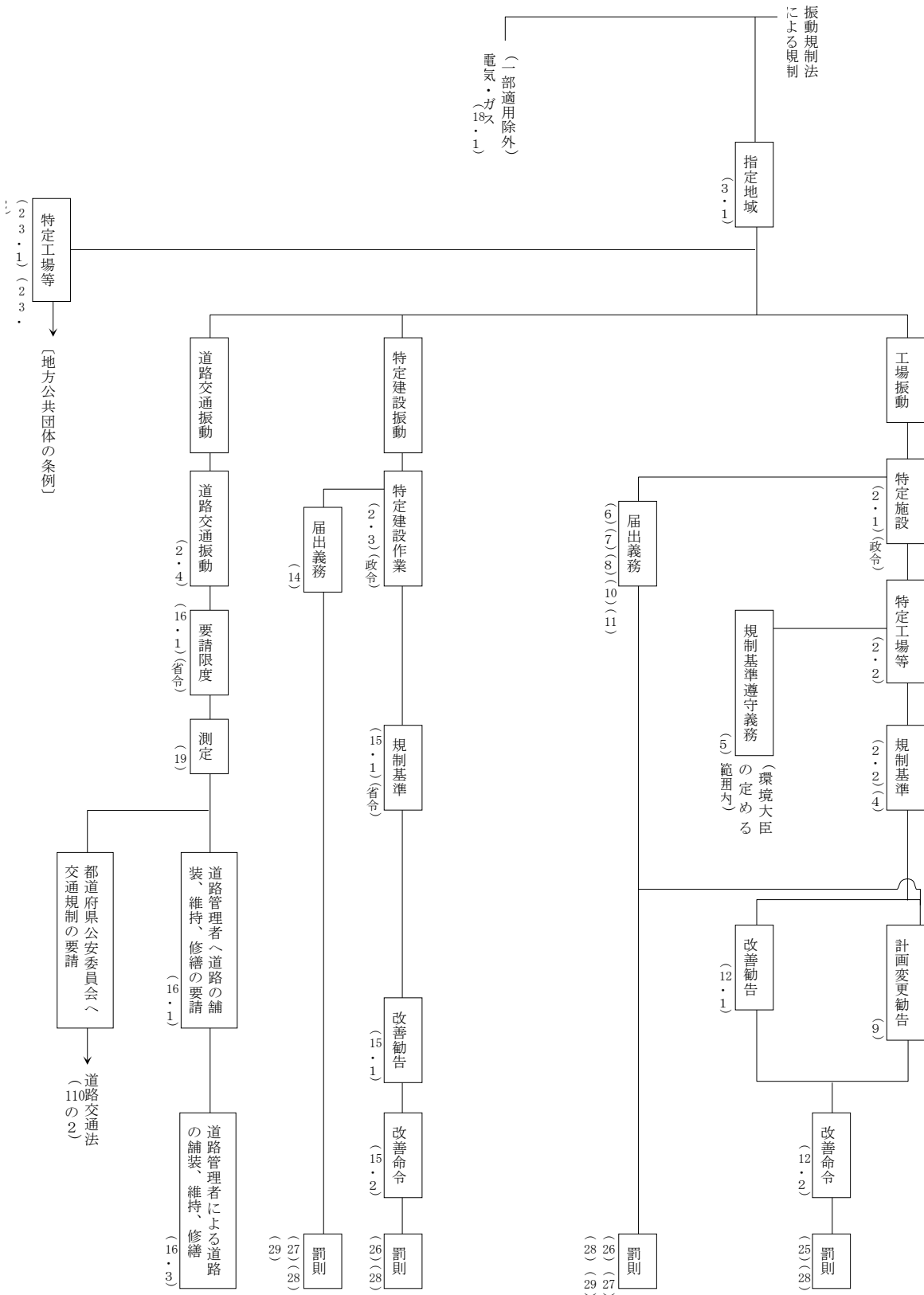
騒音のため作業能率が低下することがあります。複雑な思考、記憶を必要とする作業をしているときほど妨害されます。

4) 睡眠妨害

騒音によって就眠が妨げられたり、眠りが浅くなったり、あるいは、目が覚めたりすることがあります。

第 5 章 振動規制法関係

振動規制法の体系図



(注) 1 図に掲げた項目以外に、報告徴収・立入検査(17)、事務の委任(23)、条例との関係(24)等について定めている。
 2 図中の() 書きは条文である。例えば(2.1)は法第2条第1項を意味する。

第5章 振動規制法関係

各種の振動から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、次表のとおりそれぞれの基準などが定められている。

各種振動と基準等との対応表

(令和6年3月現在)

振動の種類	規 制 基 準		その他の規制等
	種 類	指定地域 (規制地域)	
工場・事業場振動	特定工場等の規制基準	25市町村	
建設作業振動	特定建設作業の規制基準	25市町村	
道路交通振動	道路交通振動の限度 (要請基準)	25市町村	
新幹線鉄道振動			新幹線鉄道振動対策指針


第1節 規制基準等

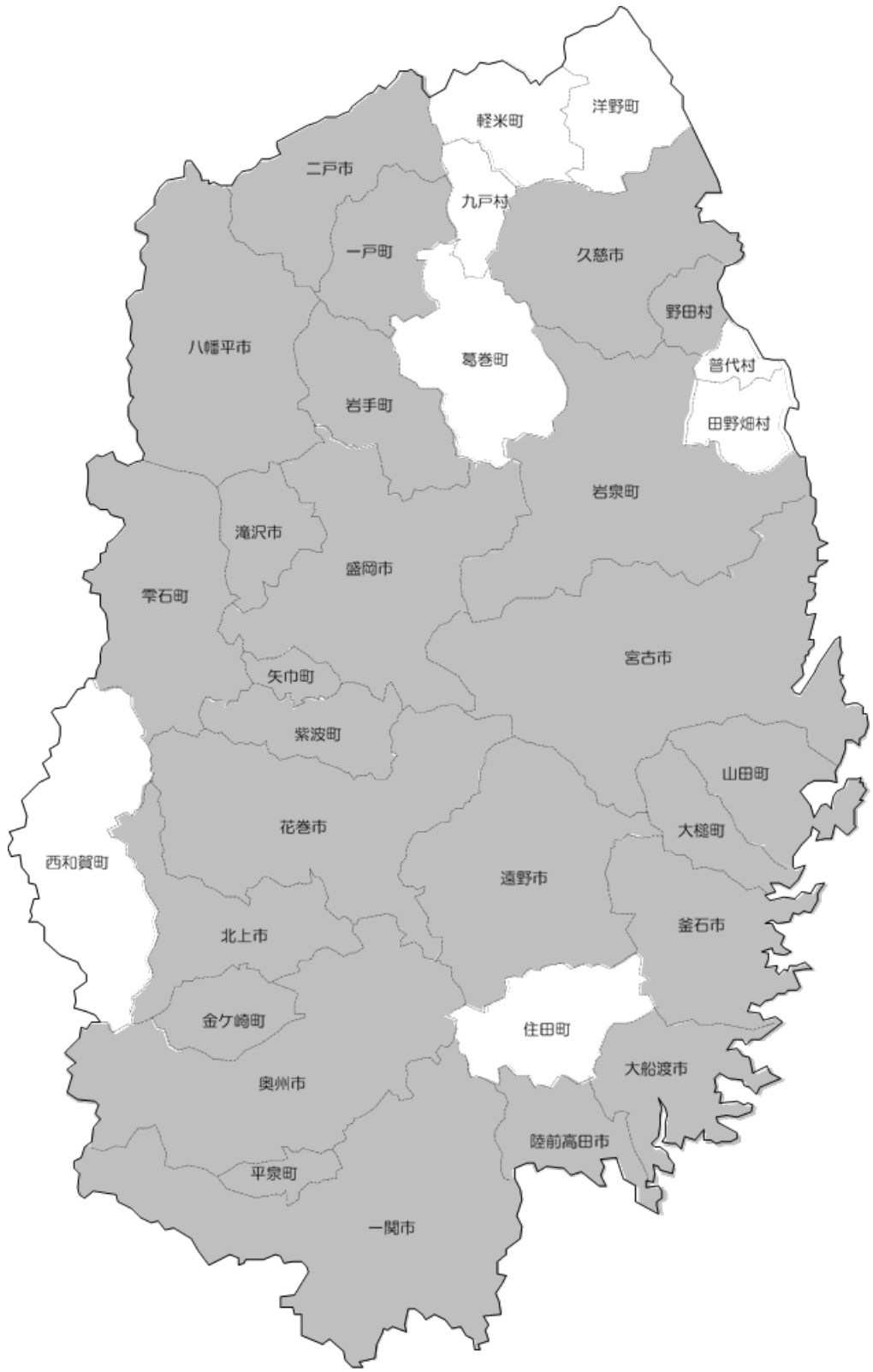
1 地域の指定 (法第3条第1項)

特定工場等(法第2条第2項)及び特定建設作業(法第2条第3項)から発生する振動を規制する地域を指定した市町村は、次表のとおりである。

指定(告示) 年 月 日	施行年月日	市 町 村 名
昭和53. 3. 10	昭和53. 4. 1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
54. 3. 16	54. 4. 1	二戸市、久慈市、遠野市、滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町
55. 3. 14	55. 4. 1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
56. 3. 13	56. 4. 1	雫石町、一戸町
62. 3. 13	62. 4. 1	紫波町
平成5. 3. 23	平成5. 4. 1	八幡平市
令和3. 4. 1	令和3. 7. 1	陸前高田市
合 計		14市10町1村

(現在、騒音の指定地域を有する市町村と同じである。)

指定地域を有する市町村 



指定地域の区域の区分は、原則として次表のとおり都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。(都市計画法による用途地域の区分は、各市町村において定める。)

地域の指定は、各市町村において定められた用途地域の区分に基づき、市の区域内の地域については市長が、それ以外の地域については岩手県知事が行う。

区 域 の 区 分	用 途 地 域 の 区 分
第 1 種 区 域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域
第 2 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2 特定工場等の規制基準 (法第4条第1項)

指定地域内の特定工場等における振動の規制基準は、次のとおりである。

(平成24年3月30日 県告示第245号)

区 域 の 区 分		基 準 値 (単位：デシベル)				
	当 て は め 地 域	7	昼間	20	夜間	7
第 1 種 区 域	第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	60			55	
	第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域					
	第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域					
	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域					
	第 1 種 住 居 地 域					
	第 2 種 住 居 地 域					
第 2 種 区 域	準 住 居 地 域	65			60	
	田 園 住 居 地 域					
	近 隣 商 業 地 域					
	商 業 地 域					
	準 工 業 地 域					
	工 業 地 域					

- 備 考 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
- 2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

3 特定建設作業の規制基準（法第15条第1項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

（施行規則第11条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75デシベル	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日その他の休日

(注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 75dB を超える大きさの振動が発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は、次のとおりである。

第1号区域 (昭和53年3月10日 県告示第335号)	指定地域のうち、次の区域とする。 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域 (2)第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3)近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4)工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80m区域内
第2号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

4 道路交通振動の限度（要請限度）（法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（施行規則第12条）

区域の区分		限度（単位：デシベル）				
	当てはめ地域	7	昼間	20	夜間	7
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域		65		60	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70		65	

備考 岩手県における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

第2節 施設等

1 特定施設（法第2条第1項）

指定地域内において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は、特定工場となり、振動規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要である。

番号	施設名		規模
1	金属加工 機械	(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ロ)機械プレス	すべてのもの
		(ハ)せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
		(ニ)鍛造機	すべてのもの
		(ホ)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
2	圧縮機		一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4	織機		原動機を用いるものに限る。
5	(1)コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。
6	木材加工 機械	(イ)ドラムバーカー	すべてのもの
		(ロ)チップパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
7	印刷機械		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機		すべてのもの
10	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

2 特定建設作業（法第2条第3項）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

第3節 その他の基準等

1 新幹線鉄道振動対策指針

新幹線鉄道による振動対策として、次の指針が出されている。

環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）の抜粋

（昭和51年3月12日付け 環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

I 指針

- (1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

2 振動測定方法

区 分	測 定 機 器	振動感覚補正回路	動 特 性
特定工場等の規制基準 （昭和51.11.10 環境庁告示第90号） 最近改正 平成13.3.5	計量法第71条の条件に合格した振動レベル計	鉛直振動特性 (Z方向)	遅 (S l o w)
特定建設作業の規制基準 (振動規制法施行規則第11条 (別表第1))			
道路交通振動の要請基準 (振動規制法施行規則第12条 (別表第2)) 最近改正平成5.10.28			
新幹線鉄道振動の指針 (昭和51.3.12 環大特第32号) 環境庁長官から運輸大臣あて	特に限定しない		

測定地点及び測定条件	測定回数等	測定値の評価
<p>敷地境界線において測定を行う。</p> <p>振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等に行われている堅い場所</p>	<p>特になし</p>	<p>(1) 指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値</p> <p>(2) 指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値</p> <p>(3) 指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔100個、又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値</p>
<p>(2) 傾斜及び^{おうとつ}凹凸がない水平面を確保できる場所</p> <p>(3) 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所</p>	<p>当該地域の振動を代表すると認める1日について昼間、夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行う。</p>	<p>5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔個数の測定値の80%レンジの上端値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値</p>
<p>測定地点は特に限定しないが、振動ピックアップの設置場所は、上に同じ</p>	<p>上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの振動のピークレベルを読み取る。</p>	<p>ピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものの算術平均値</p>

第4節 その他

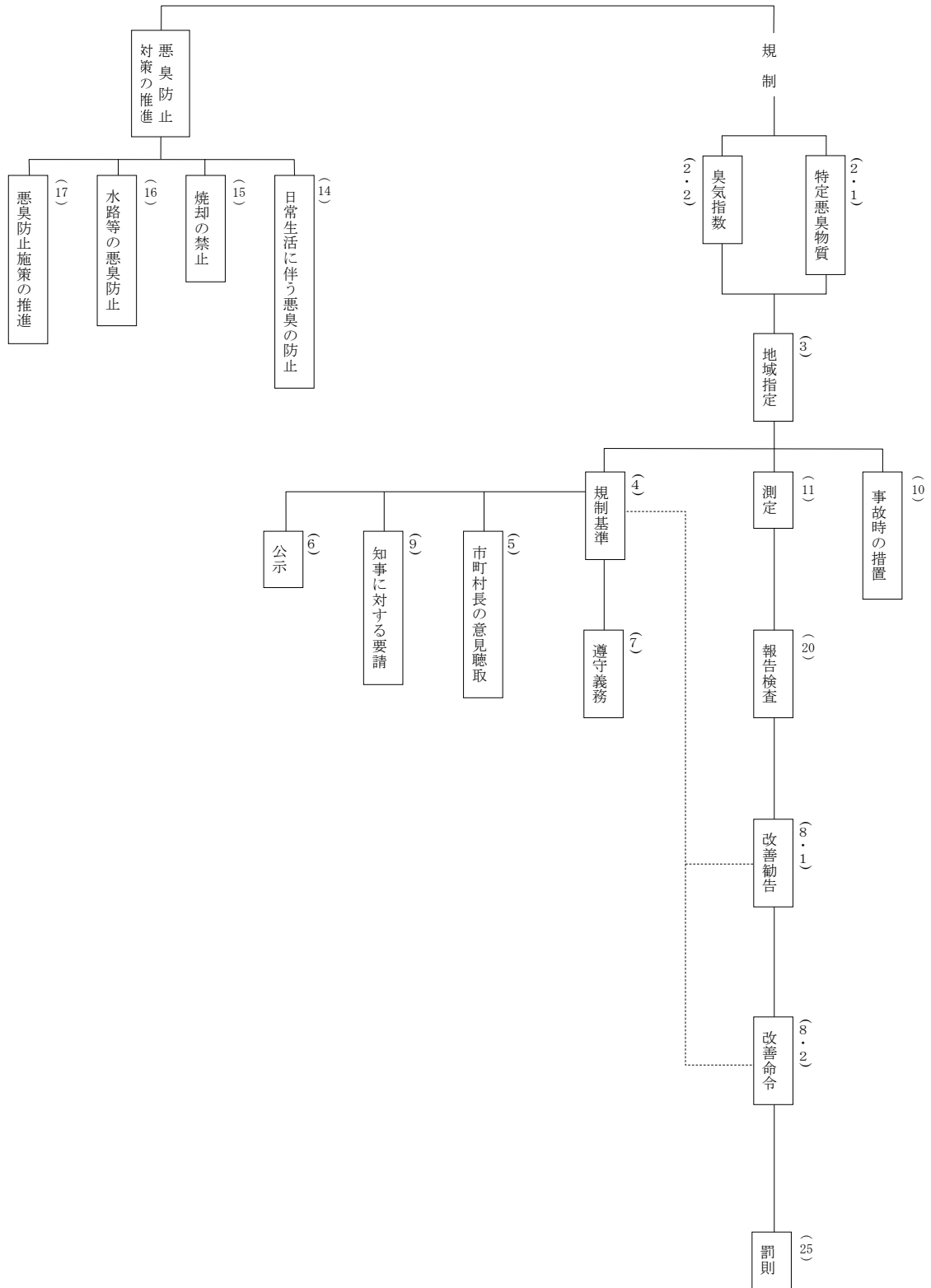
1 振動規制法届出事項一覧

番号	届出の種類	提出者	届出の期限	
1	特定施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の30日前まで	
2	経過措置に伴う届出 (使用の届出)		指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	
3	特定施設の種類及び能力ごとの数の変更の届出	特定施設の設置又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の30日前まで	
4	特定施設の使用方法の変更の届出			
5	振動防止の方法の変更の届出			
6	氏名の変更等の届出			変更の日から30日以内
7	特定施設のすべての使用の廃止の届出			使用廃止の日から30日以内
8	承継の届出	承継者	承継の日から30日以内	
9	特定建設作業の実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の7日前まで (災害等緊急に行う場合はすみやかに届け出る)	

届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
特定施設設置届出書 (様式第1)	①特定施設の設置図 ②特定工場等及びその付近の見取図	無届及び虚偽の届出の場合 30万円以下の罰金	交付	法6① 法26
特定施設使用届出書 (様式第2)		無届及び虚偽の届出の場合 10万円以下の罰金		法7① 法27
特定施設の種別及び能力 ごとの数変更届出書 (様式第3)				法8① 法27
特定施設の使用の方法変更届出書 (様式第4)				
振動の防止の方法変更届出書 (様式第4)				
氏名(名称、住所、所在地) 変更届出書 (様式第6)	不 要	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の過料	なし	法10 法29
特定施設使用全廃届出 (様式第7)				
承継届出書 (様式第8)				
特定建設作業実施届出書 (様式第9)				①特定建設作業の工程を 明示した工事工程表 ②特定建設作業の場所の 付近の見取図

第6章 悪臭防止法関係

悪臭防止法の体系図



(注) 1 図に掲げた項目以外に、測定の実施(12)、事務の委任(23)、条令との関係(24)等について定めてある。

2 図中のカッコ書は条文である。例えば(8.1)は法第8条第1項を意味する。

第6章 悪臭防止法関係

第1節 規制基準等

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質から生活環境を保全し、健康の保護に資するため、以下のとおりの規制が行われる。

1 地域の指定（法第3条）

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定した市町は、次表のとおりである。

なお、花巻市及び奥州市では、条例でも規制をかけている。

（令和6年3月現在）

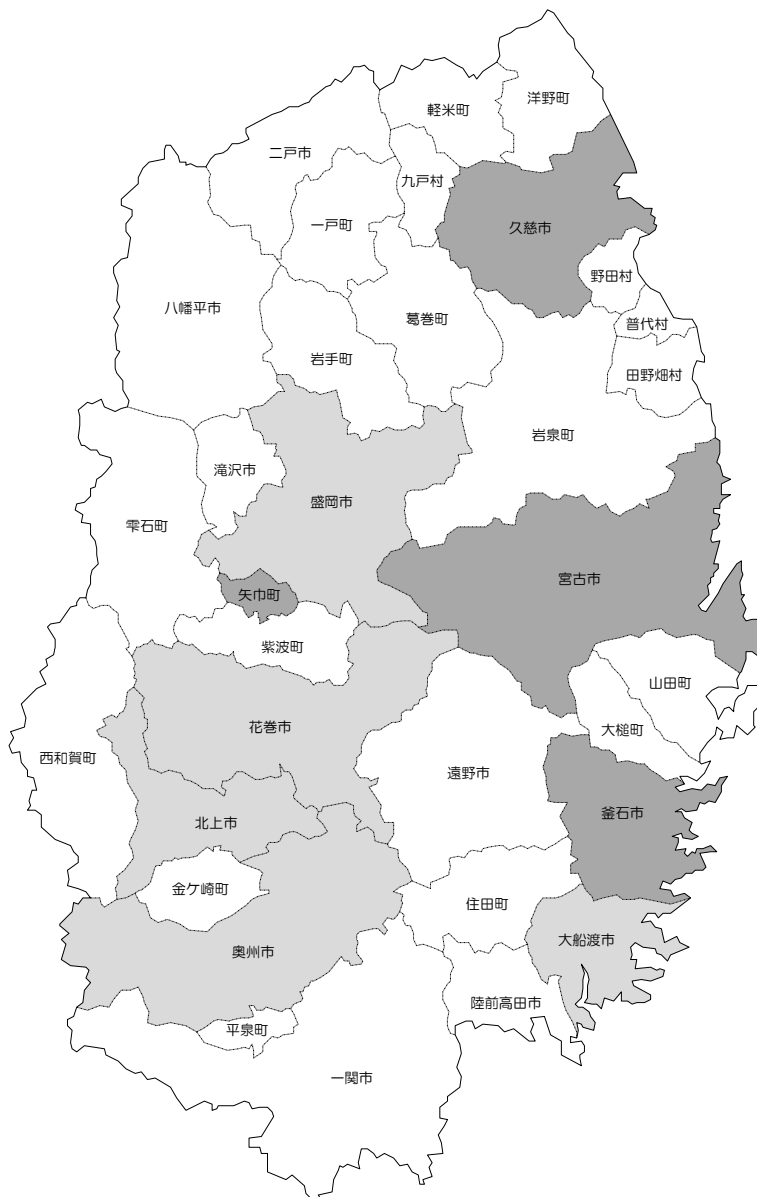
指定（告示）年月日	施行年月日	市町村名
昭和49.3.18	昭和49.4.1	北上市
49.12.14	50.1.1	盛岡市、宮古市、釜石市、大船渡市
61.3.14	61.4.1	花巻市、久慈市
63.3.15	63.4.1	奥州市
平成6.3.25	平成6.4.1	矢巾町
合	計	8市1町

規制地域を有する市町

特定悪臭物質による規制地域：



臭気指数による規制地域：



2 規制基準

(1) 敷地境界線上における規制基準（法第4条第1項第1号、法第4条第2項第1号）（第1号規制）

知事（市の区域内の地域については、市長。）は、六段階臭気強度表示法（においの強さを0から5の6段階で評価する方法。）による臭気強度2.5から3.5の範囲において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度を定めることとなっている。（臭気強度については第2節を参照のこと。）

また、特定悪臭物質による規制では十分な規制効果が見込まれない区域に対しては、臭気指数による規制を行うことができる。（同一の区域には、特定悪臭物質濃度の規制又は臭気指数の規制のいずれか一方が適用される。）臭気指数は、臭気強度2.5から3.5に対応する臭気指数（10から21）の範囲において定めることとなっている。

知事及び市長が定めた規制基準を基礎として、排出口における規制基準、事業場の敷地外における排出水の規制基準が定められることになっている。

岩手県は、臭気指数による規制を導入しており、岩手県知事が定めた規制地域内における事業場の敷地境界線の地表における規制基準は、次表のとおりである。

なお、県が定める規制基準が適用されるのは、当便覧編集時点において、矢巾町のみである。

(平成24年3月30日 県告示第244号)

規制地域の区分	臭気指数
第1種区域 (規制地域のうち第2種区域以外の区域)	12
第2種区域 (規制地域のうち都市計画法の工業地域及び工業専用地域)	15

(2) 排出口における規制基準(第2号規制)

① 特定悪臭物質濃度による規制を導入している場合(法第4条第1項第2号)

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した悪臭物質の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 流量 (Nm³/h)

排出口の高さの補正算式は硫黄酸化物

He : 有効煙突高さ (m)

の基準の補正算式に同じ・・・9ページ参照

Cm : 敷地境界線上の基準値 (ppm)

ただし、Heが5m未満となる場合には、この式は適用しないものとする。

② 臭気排出強度又は臭気指数による規制を導入している場合(法第4条第2項第2号)

臭気排出強度又は臭気指数の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに、排出口の高さの区分ごとに次の式により算出した値とする。

イ 排出口の実高さが15m以上の施設

次の式により算出した臭気排出強度とする。

$$q_t = (60 \times 10^A) / (F_{max})$$

$$A = (L) / (10) - 0.2255$$

q_t : 排出ガスの臭気排出強度

F_{max} : 規則別表第三に定める式により算出されるF(x)の最大値。ただし、F(x)の最大値として算出される値が、一を排出ガスの流量(Nm³/s)で除した値を超えるときは、一を排出ガスの流量で除した値とする。

L : 敷地境界線上の基準値

ロ 排出口の実高さが15m未満の施設

次の式により算出した臭気指数とする。

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = (L) / (10)$$

I : 排出ガスの臭気指数

K : 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が 0.6m未満の場合	0.69
排出口の口径が 0.6m以上 0.9m未満の場合	0.20
排出口の口径が 0.9m以上の場合	0.10

H_b : 周辺最大建物の高さ (m)。ただし、算出される値が 10 未満である場合又は 10 以上であって排出口の実高さ (m) の値の 1.5 倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ (m) とする。

10 未満	6.7m以上	10m
	6.7m未満	排出口の実高さの 1.5 倍
10 以上であって排出口の実高さ (m) の値の 1.5 倍以上		排出口の実高さの 1.5 倍

L : 敷地境界線上の基準値

(3) 排出水中における規制基準 (第3号規制)

①特定悪臭物質濃度による規制を導入している場合 (法第4条第1項第3号)

特定悪臭物質 (ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。) の規制基準は、次の式により算出した排出水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

C_{Lm} : 排出水中の濃度 (mg/L)

k : 下表の値

C_m : 敷地境界線上における規制基準値 (ppm)

悪臭物質	流 量 Q (m ³ /秒)		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫 化 水 素	5.6	1.2	0.26
硫 化 メ チ ル	32	6.9	1.4
二 硫 化 メ チ ル	63	14	2.9

(注) メチルメルカプタンについては、0.002mg/Lを規制基準の下限とする。

②臭気指数規制を導入している場合 (法第4条第2項第3号)

臭気指数の規制基準は、敷地境界線上における規制基準値をもとに次の式により算出した値とする。

$$I_w = L + 16$$

I_w : 排出水の臭気指数

L : 敷地境界線上の基準値

第2節 臭気強度等

1 臭気物質の濃度と臭気強度の関係

(臭気物質濃度 単位：ppm)

	物質名	臭気強度							
		1 やっと感知 できるにお い	2 何におい てあるか 弱におい におい	2.5	3 らくに感 知でき るにお い	3.5	4 強にお いにお い	5 強烈にお いにお い	
含硫 黄化 合物	硫化水素	0.0005	0.0056	0.019	0.063	0.21	0.72	8.1	
	メチルメルカプタン	0.00012	0.00065	0.0016	0.0041	0.01	0.026	0.16	
	エチルメルカプタン	0.000017	0.00029	0.0012	0.005	0.021	0.086	1.5	
	硫化メチル	0.00012	0.0023	0.01	0.044	0.19	0.83	16	
	硫化エチル	0.00039	0.0033	0.0095	0.028	0.08	0.23	2.0	
	二硫化メチル	0.00028	0.0029	0.0092	0.03	0.096	0.31	3.2	
含酸 素化 合物	アル デヒ ド類	ホルムアルデヒド	0.41	1.9	3.9	8.4	18	38	170
		アセトアルデヒド	0.0015	0.015	0.047	0.14	0.46	1.4	14
		アクロレイン	0.03	0.14	0.29	0.63	1.4	2.9	13
		プロピオンアルデヒド	0.0015	0.015	0.046	0.14	0.45	1.4	13
		n-ブチルアルデヒド	0.00032	0.0029	0.0089	0.027	0.082	0.25	2.3
		イソブチルアルデヒド	0.0009	0.0079	0.023	0.069	0.21	0.61	5.3
		n-バレールアルデヒド	0.00071	0.0038	0.009	0.021	0.049	0.11	0.62
		イソバレールアルデヒド	0.00019	0.0011	0.0025	0.0059	0.014	0.032	0.18
	ケト ン類	アセトン	30	110	210	400	760	1400	5200
		メチルエチルケトン	2.9	10	13	35	64	120	410
		メチルイソブチルケトン	0.17	0.68	1.4	2.8	5.5	11	45
	エス テル 類	酢酸メチル	7.3	21	36	61	100	180	510
		酢酸エチル	0.25	1.4	3.2	7.4	17	40	220
		アクリル酸メチル	0.0029	0.017	0.041	0.1	0.24	0.59	3.5
		アクリル酸エチル	0.0002	0.0013	0.0032	0.008	0.02	0.05	0.31
		メタアクリル酸メチル	0.15	0.47	0.82	1.4	2.5	4.4	14
		酢酸n-ブチル	0.066	0.5	1.4	3.8	10	29	220
		アクリル酸n-ブチル	0.00028	0.0027	0.0087	0.027	0.087	0.27	2.7
	脂 肪 酸 類	プロピオン酸	0.0024	0.013	0.03	0.069	0.16	0.37	1.9
		n-酪酸	0.000068	0.00041	0.001	0.0024	0.006	0.015	0.087
		イソ酪酸	0.0014	0.007	0.016	0.035	0.078	0.18	0.88
		n-吉草酸	0.0001	0.00045	0.00093	0.0019	0.004	0.0082	0.035
		イソ吉草酸	0.000053	0.00044	0.0013	0.0037	0.011	0.03	0.25
	旨 方 類	メチルアルコール	57	200	374	700	1300	2500	8600
		エチルアルコール	0.36	6.1	25	100	410	1700	28000
		イソブタノール (イソブチルアルコール)	0.012	0.22	0.93	4.0	17	74	1400
	芳 香 類	フェノール	0.012	0.059	0.13	0.3	0.68	1.5	7.7
		o-クレゾール	0.00038	0.0061	0.025	0.099	0.4	1.6	26
		m-クレゾール	0.00013	0.0024	0.01	0.044	0.19	0.81	15
		p-クレゾール	0.000042	0.0019	0.013	0.086	0.58	3.9	180
		アンモニア	0.15	0.59	1.2	2.3	4.6	9.2	37
		メチルアミン	0.00095	0.0089	0.027	0.084	0.26	0.79	7.4
		ジメチルアミン	0.00077	0.013	0.055	0.23	0.94	3.9	66
トリメチルアミン		0.00011	0.0014	0.0052	0.019	0.067	0.24	3.0	
ジエチルアミン		0.03	0.3	0.95	3.0	9.5	30	300	
芳 香 族 炭 化 水 素 類	トルエン	0.92	4.8	11	25	56	130	660	
	スチレン	0.033	0.17	0.38	0.84	1.9	4.3	22	
	キシレン(o:m:p=1:2:1)	0.11	0.52	1.1	2.3	4.9	10	47	
	o-キシレン	0.18	0.72	1.4	2.9	5.7	11	46	
	m-キシレン	0.12	0.56	1.2	2.7	6.5	13	63	
	p-キシレン	0.12	0.52	1.1	2.3	4.7	9.8	42	
	イソプロピルベンゼン	0.015	0.11	0.29	0.79	2.1	5.7	42	
	1,2,4-トリメチルベンゼン	0.028	0.22	0.6	1.7	4.6	13	98	
	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.036	0.29	0.81	2.3	6.5	18	150	
そ の 他	(配合ブテン)	1.1	4.2	8.1	16	31	60	230	
	イソブテン	6.5	20	35	62	110	190	590	
	テトラクロロエチレン	1.8	8.0	17	35	72	150	640	

注) 下線を付した物質は、現在悪臭防止法において臭気強度2.5~3.5に対応する濃度範囲内で規制基準が設定されている。

2 悪臭物質と主要発生源事業場

物質名	化学式	におい	主な発生源
アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	CH_3SSCH_3		
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	CH_3CHO	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$		
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$		
ノルマルパレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソパレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$		
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	$\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$		
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$		
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい	化学工場、化粧合板製造工場等
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$		

3 業種別悪臭の臭気強度と臭気指数の関係

業 種		各臭気強度に対応する臭気指数		
		2.5	3.0	3.5
畜産農業	養豚業	12	15	18
	養牛業	11	16	20
	養鶏業	11	14	17
飼料・肥料製造業	魚腸骨処理場	13	15	18
	獣骨処理場	13	15	17
	複合肥料製造工場	11	13	15
食料品製造工場	水産食品製造工場	13	15	18
	油脂系食料品製造工場	14	18	21
	でんぷん製造工場	15	17	19
	調理食料品製造工場	13	15	17
	コーヒー製造工場	15	18	21
	その他	12	14	17
化学工場	化学肥料製造工場	11	14	17
	無機化学工業製品製造工場	10	12	14
	プラスチック工場	12	14	17
	石油化学工場	14	16	18
	油脂加工品製造工場	11	16	20
	アスファルト製造工場	12	16	19
	クラフトパルプ製造工場	14	16	17
	その他のパルプ・紙工場	11	14	16
	その他	14	16	18
その他の製造工場	繊維工場	11	16	20
	印刷工場	12	13	15
	塗装工場	14	16	19
	窯業・土石製品製造工場	14	17	21
	鋳物工場	11	14	16
	輸送用機械器具製造工場	10	13	15
	その他	14	17	20
サービス業・その他	廃棄物最終処分場	14	17	20
	ごみ焼却場	10	13	15
	下水処理場	11	13	16
	し尿処理場	12	14	17
	クリーニング店・洗濯工場	13	17	21
	飲食店	14	17	21
	その他	13	15	18
最 大 値		15	18	21
最 小 値		10	12	14

第3節 測定方法等

1 特定悪臭物質の測定方法

(昭和47年5月30日環境庁告示第9号 最近改正 令和2年1月23日環境省告示第8号)

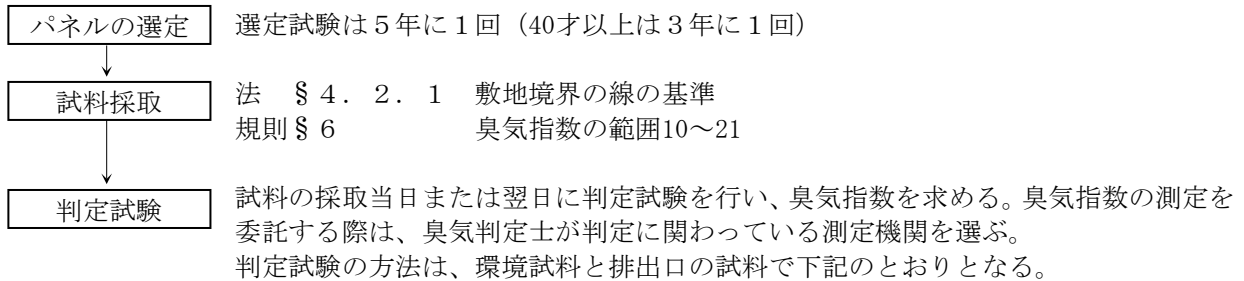
別表	悪臭物質	区分	採取法	濃縮法
第1	アンモニア	敷地境界	ほう酸溶液捕集	
			J I S K 0 0 9 9	
		排出口		
第2	メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル	敷地境界	試料採取袋	低温濃縮
		排出口 (硫化水素のみ)		
		排水口	試料採取瓶	
第3	トリメチルアミン	敷地境界 排出口	硫酸溶液捕集	低温濃縮
第4	アセトアルデヒド プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド	敷地境界 排出口 (アセトアルデヒドを除く)	試料採取袋	D N P H捕集
				常温吸着
				D N P H捕集
第5	イソブタノール	敷地境界 排出口	試料採取袋	低温濃縮
第6	酢酸エチル メチルイソブチルケトン	敷地境界	試料採取袋	低温濃縮
		排出口		常温吸着
第7	トルエン スチレン キシレン	敷地境界	試料採取袋	低温濃縮
		排出口		常温吸着
第8	プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	敷地境界	常温吸着 (直接採取) (ガラスビーズ)	
第9	イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン	敷地境界	試料採取袋	常温吸着
		排出口		
第10	イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン キシレン スチレン	敷地境界	試料採取袋	常温吸着
		排出口		

標準採取量	測定法	使用機器
50L	吸光光度法（インドフェノール法）	分光光度計又は光電光度計
20L	イオンクロマトグラフ法	イオンクロマトグラフ
J I S Z 8 8 0 8 に定める方法により測定した排出ガス量に、J I S K 0 0 9 9 に定める方法により測定した排出ガス中のアンモニアの濃度を乗じて算出する。		
5 L	ガスクロマトグラフ法	炎光光度検出器（FPD）付きガスクロマトグラフ分析装置
500mL～1L(満水)	ヘッドスペース法	
50L	ガスクロマトグラフ法	水素炎イオン化検出器（FID）付きガスクロマトグラフ分析装置
30L	ガスクロマトグラフ法	アルカリ熱イオン化検出器（FTD）付き又は同等の性能を有するガスクロマトグラフ分析装置
5 L	ガスクロマトグラフ質量分析法	電子衝撃イオン化法（EI法）が可能で選択イオン検出法又はこれと同等の性能を有する測定が可能なガスクロマトグラフ質量分析装置
30L	高速液体クロマトグラフ法	吸光光度検出器付き高速液体クロマトグラフ分析装置
5 L	ガスクロマトグラフ法	水素炎イオン化検出器（FID）付きガスクロマトグラフ分析装置
5 L	ガスクロマトグラフ法	水素炎イオン化検出器（FID）付きガスクロマトグラフ分析装置
5 L	ガスクロマトグラフ法	水素炎イオン化検出器（FID）付きガスクロマトグラフ分析装置
25L	ガスクロマトグラフ法	水素炎イオン化検出器（FID）付きガスクロマトグラフ分析装置
10L	ガスクロマトグラフ法	水素炎イオン化検出器（FID）付きガスクロマトグラフ分析装置
10L	ガスクロマトグラフ質量分析法	電子衝撃イオン化法（EI法）が可能で選択イオン検出法又はこれと同等の性能を有する測定が可能なガスクロマトグラフ質量分析装置

2 臭気指数算定方法 (平成7年9月13日 環境庁告示第63号)

臭気指数とは、嗅覚測定法(三点比較式臭袋法)により、あらかじめ嗅覚が正常であることの検査(嗅覚検査)に合格した被検者(パネル)が臭気を感じなくなるまで試料を希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数値に10を乗じた数値をいうものである。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log[\text{臭気濃度}]$$

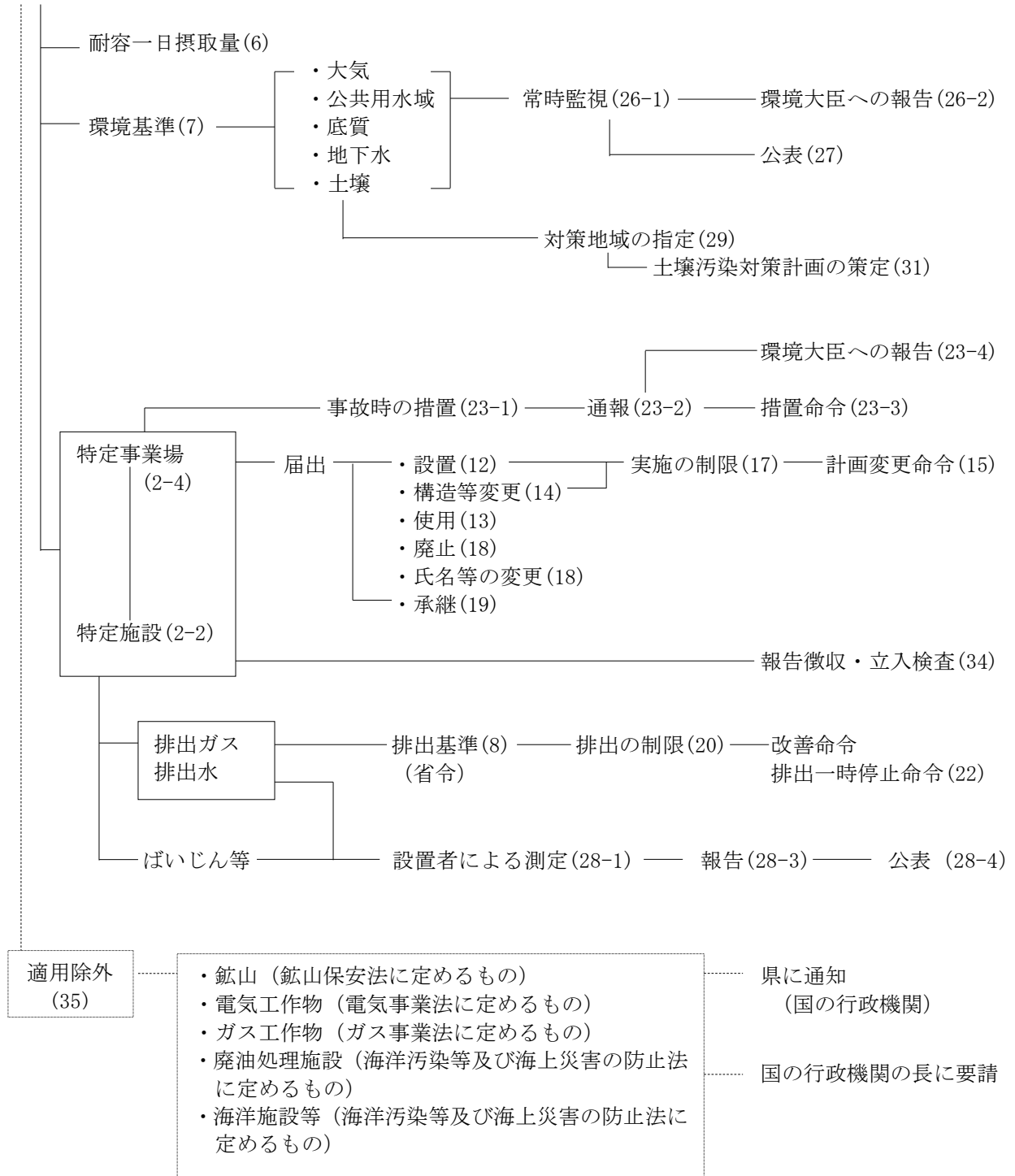


環境試料	排出口試料																																																																																																									
<p>最初にオペレータが当初希釈倍数を設定する。その希釈倍数で、におい袋3つ1組のセットをパネル全員に配り、試験を始める。</p> <p>これを同じ希釈倍数で3回行う。</p> <p>この1回目の試験で正解率が0.58以下であれば、試験を終了する。正解率が0.58以上であれば、さらに10倍高い希釈倍数で同様に試験を行う。この試験では、全員の正解率が0.58以下になるまで試験を続ける。</p> <p>0.58の正解率は、そのにおいの値を示す値と規定しており、これが0.58以上であればおいを感知できていると判定するものである。</p> <p>【環境試料における臭気指数算出方法の一例】</p> <p>① 算定式</p> $Y = 10 \times \log (M \times 10^{(r1-0.58)} / (r1-r0))$ <p>Y : 臭気指数 M : 最初の試験の希釈倍数 r1 : 最初の試験の平均正解率 r0 : 2回目の試験の平均正解率</p> <table border="1"> <tr> <td>正解に</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>不正解に</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>不明に</td> <td>0.33</td> </tr> </table> <p>② 試験結果の例</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">最初の試験結果</td> <td colspan="2">2回目の試験結果</td> </tr> <tr> <td>パネル</td> <td>10倍希釈</td> <td>パネル</td> <td>100倍希釈</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>○ ○ ×</td> <td>A</td> <td>○ × ×</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>○ ○ △</td> <td>B</td> <td>○ ○ ×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>× ○ ×</td> <td>C</td> <td>× △ ×</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>○ ○ ○</td> <td>D</td> <td>○ × ○</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>○ × ○</td> <td>E</td> <td>× ○ ×</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>△ ○ ○</td> <td>F</td> <td>× × ○</td> </tr> </table>	正解に	1.00	不正解に	0.00	不明に	0.33	最初の試験結果		2回目の試験結果		パネル	10倍希釈	パネル	100倍希釈	A	○ ○ ×	A	○ × ×	B	○ ○ △	B	○ ○ ×	C	× ○ ×	C	× △ ×	D	○ ○ ○	D	○ × ○	E	○ × ○	E	× ○ ×	F	△ ○ ○	F	× × ○	<p>この結果、誤った解答を行ったパネルについては試験を終了し、正しい解答者にはさらに約3倍高い希釈倍数のにおい袋セットについて試験を行う。このようにして順次希釈倍数を上げて、パネル全員(又は1名を除いて全員)が不正解になるまで試験を続ける。</p> <p>この方法では、値の最も高い人及び最も低い人の値を除いて臭気指数を計算することとされている。</p> <p>【排出口試料における臭気指数算出方法の一例】</p> <p>① 算定式</p> $X_i = \frac{\log M_{1i} + \log M_{0i}}{2}$ <p>X_i : パネル i の閾値 (常用対数表) M_{1i} : パネル i の回等が正解である最大の希釈倍数 M_{0i} : パネル i の回等が不正解又は不明である最大の希釈倍数</p> $X = \frac{X_1 + X_2 + X_3 + X_4}{4} \quad (\text{パネルの数が6人の場合})$ <p>臭気指数 $Y = 10X$</p> <p>② 試験結果の例</p> <table border="1"> <tr> <th>希釈倍数</th> <th>30</th> <th>100</th> <th>300</th> <th>1000</th> <th>3000</th> <th>1万</th> <th>各パネルの閾値</th> <th>最大・最小カット</th> </tr> <tr> <td>対数値</td> <td>1.48</td> <td>2.00</td> <td>2.48</td> <td>3.00</td> <td>3.48</td> <td>4.00</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">パネル</td> <td>A</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>3.24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td>カット</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>カット</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td>3.24</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>3.74</td> </tr> </table>	希釈倍数	30	100	300	1000	3000	1万	各パネルの閾値	最大・最小カット	対数値	1.48	2.00	2.48	3.00	3.48	4.00			パネル	A	/	/	○	○	×	3.24		B	/	/	○	×			カット	C	/	/	○	○	○		カット	D	/	/	○	○	○	×	3.74	E	/	/	○	○	×		3.24	F	/	/	○	○	○	×	3.74
正解に	1.00																																																																																																									
不正解に	0.00																																																																																																									
不明に	0.33																																																																																																									
最初の試験結果		2回目の試験結果																																																																																																								
パネル	10倍希釈	パネル	100倍希釈																																																																																																							
A	○ ○ ×	A	○ × ×																																																																																																							
B	○ ○ △	B	○ ○ ×																																																																																																							
C	× ○ ×	C	× △ ×																																																																																																							
D	○ ○ ○	D	○ × ○																																																																																																							
E	○ × ○	E	× ○ ×																																																																																																							
F	△ ○ ○	F	× × ○																																																																																																							
希釈倍数	30	100	300	1000	3000	1万	各パネルの閾値	最大・最小カット																																																																																																		
対数値	1.48	2.00	2.48	3.00	3.48	4.00																																																																																																				
パネル	A	/	/	○	○	×	3.24																																																																																																			
	B	/	/	○	×			カット																																																																																																		
	C	/	/	○	○	○		カット																																																																																																		
	D	/	/	○	○	○	×	3.74																																																																																																		
	E	/	/	○	○	×		3.24																																																																																																		
	F	/	/	○	○	○	×	3.74																																																																																																		
<p>③ 計算</p> $r1 = \frac{1.00 \times 12 + 0.00 \times 4 + 0.33 \times 2}{18} = 0.70$ $r0 = \frac{1.00 \times 7 + 0.00 \times 10 + 0.33 \times 1}{18} = 0.41$ $Y = 10 \times \log (10 \times 10^{(0.70-0.58)} / (0.70-0.41)) = 14$ <p>(小数点以下四捨五入)</p>	<p>③ 計算</p> $X = \frac{3.24 + 3.74 + 3.24 + 3.74}{4} = 3.49$ $Y = 10 \times 3.49 = 34.9 = 35$ <p>(小数点以下四捨五入)</p>																																																																																																									

第7章 ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類対策特別措置法の体系図

本法による規制等



第7章 ダイオキシン類対策特別措置法

第1節 耐容一日摂取量（法第6条、令第2条）

耐容一日摂取量	4 pg-TEQ/kg/日
---------	---------------

参 考

ダイオキシン類とは、次に掲げるものをいい、測定されたダイオキシン類の量を2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の毒性に換算し、毒性等量（TEQ）により評価する。

- 1 ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）
- 2 ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- 3 コプラナーポリ塩化ビフェニル（co-PCB）

第2節 環境基準（法第7条）

（平成11年12月27日環境庁告示第68号 最終改正令和4年11月25日環境省告示第89号）

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水質の底質を除く)	1 pg-TEQ/L以下	JIS K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

- 備考
- 1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 - 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 - 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定する場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

第3節 排出基準（法第8条）

1 大気基準適用施設に係る許容限度

（規則第1条の2 別表第1）

（規則附則第2条第1項 附則別表第2）

規制対象施設			大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	
令別表 第一の 号番号	特定施設の種類の 種類	施設規模要件	新設施設	既設施設
			H12年1月 16日以降に 設置	H12年1月 15日までに 設置済
1	焼結鉍の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力1t/時以上	0.1	1
2	製鋼用電気炉	変圧器の定格容量1,000kVA以上	0.5	5
3	亜鉛回収施設	焙焼炉	原料の処理能力0.5t/時以上	1
		焼結炉		
		溶鉍炉		
		溶解炉		
4	アルミニウム合 金製造施設	焙焼炉	原料の処理能力0.5t/時以上	1
		乾燥炉		
		溶解炉	容量1t以上	5
5	廃棄物焼却炉	焼却能力4t/時以上	0.1	1
		焼却能力2t/時以上～4t/時未満	1	5
		焼却能力2t/時未満	5	10

注) 1 排出ガスを測定する場合は、JIS K0311に定める方法（高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いる方法）によること（規則第2条第1項）。

注) 2 法第28条の規定による「設置者による測定」のうち、廃棄物焼却炉からの「排出ガス」（焼却能力2,000kg/時未満）及び「ばいじん及び焼却灰その他燃え殻」の測定は、下記の簡易測定方法により行うことができる（規則第2条第1項第4号、第2項第2号）。

イ ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法（生物検定法）

ロ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法（生物検定法）

ハ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（機器分析法）

※詳細は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成17年9月14日環境省告示第92号 最近改正平成22年3月31日環境省告示第26号）」参照

注) 3 排出ガスの採取に当たっては、通常の操業状態において、原則4時間以上採取すること（規則第2条第1項）。

注) 4 許容限度は、温度が零度で圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする（規則第2条第1項）。

注) 5 平成9年12月2日以降に設置工事が着手された廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上又は焼却能力200kg/時以上）及び製鋼用電気炉の許容限度は、新設施設の許容限度を適用する（規則附則第2条第1項）。

2 水質基準対象施設に係る許容限度

(規則第1条の2 別表第2)

規制対象施設		水質排出基準 (pg-TEQ/L)		
令別表第二の号番号	特定施設の種類の種類	新設施設	既設施設	
1	クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造用の塩素系漂白施設	10	10	
2	カーバイド法アセチレンの製造用のアセチレン洗浄施設			
3	硫酸カリウムの製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設			
4	アルミナ繊維の製造用施設のうち、廃ガス洗浄施設			
5	担体付き触媒の製造 (塩素及び塩素化合物を使用するもの) 用焼成炉の排ガス処理施設のうち、廃ガス洗浄施設			
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設			
7	カプロラクタムの製造 (塩化ニトロシルを使用するもの) 用施設のうち			硫酸濃縮施設
				シクロヘキサン分離施設
				廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造用施設のうち			水洗施設
				廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造用施設のうち			ろ過施設
				乾燥施設
				廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造用施設のうち			ろ過施設
				廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロー [3,2-b ^{3'} ,2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット) の製造用施設のうち			ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
				ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
				ジオキサジンバイオレット洗浄施設
		熱風乾燥施設		
12	アルミニウム・同合金の製造用培焼炉、溶解炉又は乾燥炉の排ガス処理施設のうち	廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) 用施設のうち	精製施設		
		廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属回収用施設のうち	ろ過施設		
		精製施設		
		廃ガス洗浄施設		
15	廃棄物焼却炉 (大気基準適用施設)	廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
		汚水等を排出する灰の貯留施設		
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設			
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			
17	フロン類の破壊 (環境省令で定める方法のもの) 用施設のうち	プラズマ反応施設		
		廃ガス洗浄施設		
		湿式集じん施設		
18	上記の施設に係る汚水等を含む下水を処理する下水道終末処理施設			
19	上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設			

注) 排出水を測定する場合は、JIS K0312に定める方法で行うものとする。

第4節 特定施設（法第2条第2項）

1 大気基準適用施設

（令第1条 別表第1）

No	施設名	規模	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する	焙焼炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
		溶解炉	容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力（※）50kg/時以上のもの ※廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計	

2 水質基準対象施設

(令第1条 別表第2)

令別表 第二の 号番号	特定施設の種類の	産業分類・適用業種等
1	塩素又は塩素化合物による漂白施設	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造業
2	アセチレン洗浄施設	カーバイド法アセチレンの製造業
3	廃ガス洗浄施設	硫酸カリウムの製造業
4	廃ガス洗浄施設	アルミナ繊維の製造業
5	廃ガス洗浄施設	担体付き触媒の製造業 (塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)
6	二塩化エチレン洗浄施設	塩化ビニルモノマーの製造業
7	イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	カプロラクタムの製造業 (塩化ニトロシルを使用するものに限る。)
8	イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造業
9	イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造業
10	イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造業
11	イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b·3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造業
12	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設
13	イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設
14	イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設
15	イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設 (汚水又は廃液を排出するもの)	令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	フロン類(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設
18	下水道終末処理施設	第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

第5節 その他の規定

1 事故時の措置（法第23条）

(1) 事故時の措置の対象者

特定施設の設置者

(2) 対象となる事故の種類

特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合

(3) 事故の対応

設置者は応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するように努めるとともに、直ちに事故の状況を都道府県知事に通報する。

2 排出基準に係る毒性等価係数（法第8条第2項第1号）

2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算表

(規則第3条 別表第3)

種類	異 性 体	係 数
ポ リ 塩 化 ジ ベ ン ゾ ー ジ オ キ シ ン	2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
	1, 2, 3, 7, 8-五塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	1
	1, 2, 3, 4, 7, 8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
	1, 2, 3, 6, 7, 8-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
	1, 2, 3, 7, 8, 9-六塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.1
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-七塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.01
	八塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	0.0003
	ポ リ 塩 化 ジ ベ ン ゾ フ ラ ン	2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾフラン
1, 2, 3, 7, 8-五塩化ジベンゾフラン		0.03
2, 3, 4, 7, 8-五塩化ジベンゾフラン		0.3
1, 2, 3, 4, 7, 8-六塩化ジベンゾフラン		0.1
1, 2, 3, 6, 7, 8-六塩化ジベンゾフラン		0.1
1, 2, 3, 7, 8, 9-六塩化ジベンゾフラン		0.1
2, 3, 4, 6, 7, 8-六塩化ジベンゾフラン		0.1
1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-七塩化ジベンゾフラン		0.01
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-七塩化ジベンゾフラン		0.01
八塩化ジベンゾフラン		0.0003
コ プ ラ ナ ー ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	3, 4, 4', 5-四塩化ビフェニル	0.0003
	3, 3', 4, 4'-四塩化ビフェニル	0.0001
	3, 3', 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.1
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-六塩化ビフェニル	0.03
	2', 3, 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3', 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4'-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 4, 4', 5-五塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-六塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5-六塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-六塩化ビフェニル	0.00003
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-七塩化ビフェニル	0.00003

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準

(法第24条第1項、令第4条第2項、規則第7条の2第1項)

ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準：3 ng-TEQ /g

※ 平成12年1月15日までに設置工事が着手されている廃棄物焼却炉から発生するばいじん及び焼却灰その他燃え殻については、次の方法により処分された場合は、上記基準を適用しない（規則附則第2条第3項）。

- 1 セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- 2 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 3 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

第6節 その他

1 ダイオキシン類対策特別措置法届出・報告事項一覧

番号	届出・報告を必要とする場合	届出の時期	法令条文	届出様式
1	特定施設を設置しようとする場合	工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第17条）	法第12条	特定施設設置（使用、変更）届出書 （規則様式第1）
2	工場・事業場に設置している施設が法令の改正等により新たに特定施設となった場合（設置の工事中を含む。）	新たに特定施設となった日から30日以内	法第13条	
3	上記1又は2の届出をした特定施設の 1 構造 2 使用方法 3 発生ガス、汚水等の処理方法を変更しようとするとき	変更工事着手予定日の60日以上前（実施の制限：法第17条）	法第14条	
4	特定施設の届出に係る 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者 2 特定事業場の名称及び所在地に変更があったとき	変更の日から30日以内	法第18条	氏名等変更届出書 （規則様式第3）
5	届出に係る特定施設の使用を廃止したとき	使用廃止した日から30日以内	法第18条	特定施設使用廃止届出書 （規則様式第4）
6	届出をした者から特定施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併又は分割により承継した場合	承継した日から30日以内	法第19条	承継届出書 （規則様式第5）

番号	届出・報告を必要とする場合	届出の時期	法令条文	届出様式
7	大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者が排出ガス又は排出水の汚染状況について測定を行ったとき		法第28条第3項	ダイオキシン類測定結果報告書 (規則様式第6)
8	廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん等の汚染状況について測定を行ったとき		法第28条第3項	ダイオキシン類測定結果報告書 (規則様式第6)

注 総量規制に係る部分は省略した。

2 ダイオキシン類対策特別措置法罰則一覧

1	特定施設に係る計画変更命令（計画の廃止を含む。）、改善命令又は使用の一時停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第44条）
2	排出者が排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第45条）
3	特定施設の設置者が事故によりダイオキシン類を大気中又は公共用水域に多量に排出させたときに、その事故の拡大又は再発防止のための措置命令に違反した場合	
4	過失による2の場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法第45条、第46条）
5	特定施設設置届出若しくは変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
6	特定施設使用届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	20万円以下の罰金（法第47条）
7	特定施設の設置又は変更に係る実施の制限期間に違反した場合	
8	報告徴収及び立入検査において報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	行為者を罰するほか、法人又は人に対して各本条の罰金（法第48条）
9	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が法人又は人の業務に関し、法第44～47条の違反行為をしたとき	
10	水質基準対象施設が大気基準適用施設となった際の使用届出、大気基準適用施設が水質基準対象施設となった際の使用届出、若しくは氏名の変更等の届出又は承継届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10万円以下の過料（法第49条）

第 8 章 環境影響評估

第8章 環境影響評価

環境影響評価法（H9.6.13法律第81号）

岩手県環境影響評価条例（H10.7.15条例第42号）

環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。（法第2条第1項、条例第2条第1項）

1 該当する事業

（1） 第1種事業（法第2条第2項、条例第2条第2項）

規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価を実施するもの（法：別表1、条例：別表2）

（2） 第2種事業（法第2条第3項、条例第2条第3項）

第1種事業に準ずる規模を有するものと、条例の場合は、加えて環境の保全上特に配慮が必要と認められる地域において実施されるものについて、法では免許等許認可権を有する大臣が、条例では知事が、環境影響評価を行う必要があるかどうかを判定するもの（法：別表1、条例：別表2）

○ 特に配慮が必要と認められる地域

次のア及びイに掲げる地域等をいう。

ア 特別地域

- ① 自然公園法による国立公園又は国定公園の特別地域
- ② 自然環境保全法による自然環境保全地域の特別地区
- ③ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区の特別保護地区
- ④ 県立自然公園条例による県立自然公園の特別地域
- ⑤ 岩手県自然環境保全条例による自然環境保全地域の特別地区

イ 普通地域（事業が特別地域にわたって実施される場合は、その部分も算入）

- ① 自然公園法による国立公園又は国定公園の普通地域
- ② 自然環境保全法による自然環境保全地域の普通地区
- ③ 県立自然公園条例による県立自然公園の普通地域
- ④ 岩手県自然環境保全条例による自然環境保全地域の普通地区

（3） 準用事業（条例第38条）

別表2に掲げる事業のうち、第1種事業及び第2種事業に該当しない事業を実施しようとする者が、環境影響評価等の手続の実施を知事に申し出たもの

2 手続

法は図1のとおり、条例は図2のとおり

3 調査・予測・評価の項目の選定、手法の選定及び環境保全措置の指針

(1) 法の対象事業の場合

対象事業の免許等大臣が事業ごとに定めている。

(2) 条例の対象事業の場合（図3）

岩手県環境影響評価技術指針（平成11年1月14日告示第19号の3）を定めている。

別表1 環境影響評価法の対象事業一覧

区分	第一種事業	第二種事業
1 道路		
* 高速自動車道	すべて	—
* 首都高速道路等	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ15km以上20km未満
2 河川		
ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
* 湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道		
* 新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—
普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
軌道（普通鉄道相当）	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
* 4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		—
* 水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満
* 地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上1万kW未満
* 原子力発電所	すべて	—
* 風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上5万kW未満
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満
* 6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
* 7 埋立、干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
* 10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
13 宅地の造成の事業 ※1	面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
港湾計画 ※2	埋立・掘込み面積 300ha以上	

*印は、県条例で対象としていない。

※1：住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※2：港湾環境アセスメントの対象

別表2 岩手県環境影響評価条例の対象事業一覧

区分	第一種事業	第二種事業
1 道路		
* 一般国道	—	4車線以上・長さ5km以上7.5km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
* 県道、市町村道、農道	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km以上10km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
* 林道（法の対象事業）	—	幅員6.5m以上・長さ10km以上15km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
林道（法の対象事業以外）	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km以上20km未満又は特別地域で車道の幅3m以上・長さ2km以上
2 河川		
* ダム（法の対象事業）	—	貯水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上75ha未満
ダム（法の対象事業以外）	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上100ha未満
* 堰（法の対象事業）	—	湛水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上75ha未満
堰（法の対象事業以外）	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上100ha未満
* 放水路（法の対象事業）	—	改変面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上75ha未満
放水路（法の対象事業以外）	改変面積100ha以上	改変面積50ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上100ha未満
3 鉄道		
* 普通鉄道・軌道	—	長さ5km以上7.5km未満 又は 特別地域で長さ2km以上
鉄道等（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、鋼索鉄道、浮上式鉄道、索道）	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満 又は 特別地域で長さ2km以上
4 電気工作物		
* 火力発電所	—	出力3万kW以上11.25万kW未満
* 太陽電池発電所（注3）	面積50ha以上	面積20ha（特別地域1ha、普通地域10ha）以上50ha未満
* 風力発電所	出力0.75万kW	—
送電線路	—	特別地域で50万V以上・長さ2km以上
5 廃棄物処理施設		
* 廃棄物最終処分場	—	面積5ha以上25ha未満
ごみ処理施設（焼却による処理をするもの）	処理能力4t/時以上	処理能力2t/時以上4t/時未満

区分	第一種事業	第二種事業
し尿処理施設	処理能力 4 kL/時以上	処理能力 2 kL/時以上 4 kL/時未満
産業廃棄物中間処理施設(焼却施設又は中和等施設)	焼却能力 4 t/時以上 又は 処理能力 4 m ³ /時以上	焼却能力 2 t/時以上 4 t/時未満 又は 処理能力 2 m ³ /時以上 4 m ³ /時未満
6 土地区画整理事業		
* 法の対象事業	—	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 75ha 未満
法の対象事業以外	面積100ha 以上	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 100ha 未満
* 7 新住宅市街地開発事業	—	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 75ha 未満
* 8 新都市基盤整備事業	—	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 75ha 未満
* 9 流通業務団地造成事業	—	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 75ha 未満
10 宅地その他の用地の造成事業		
* 法の対象事業	—	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 75ha 未満
法の対象事業以外(注1)	面積100ha 以上	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 100ha 未満
11 スポーツ・レクリエーション施設(注2)	面積100ha 以上	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 100ha 未満
12 岩石等の採取	面積50ha 以上	面積25ha(特別地域 1 ha、普通地域 5 ha)以上 50ha 未満
13 鉱物の採掘	面積100ha 以上	面積50ha(特別地域 1 ha、普通地域10ha)以上 100ha 未満
14 工場又は事業場(注3) (製造工場、ガス供給業、 熱供給業)	排出ガス量 20万m ³ /時以上 又は 排水量 1万m ³ /日以上	排出ガス量 10万m ³ /時以上20万m ³ /時未満 又は 排水量 5,000m ³ /日以上 1万m ³ /日未満
15 下水道終末処理場	排水量 1万m ³ /日以上	排水量5,000m ³ /日以上 1万m ³ /日未満
16 畜産農業施設	排水量1,000m ³ /日以上	排水量500m ³ /日以上1,000m ³ /日未満
17 建築物(注3)	高さ100m 以上 又は 延べ面積10万m ² 以上	高さ50m 以上100m 未満 又は 延べ面積 5万m ² 以上10万m ² 未満
18 その他、上記1から17と類似したものであって規則で定める事業(当面なし)		

(注1) 住宅団地、工業団地、農用地(草地含む)、石油貯蔵施設、自動車テストコース、変電所、水道施設、大規模店舗、駐車場、墓地、競輪場、競馬場、自動車競走場、学校、研究所又は卸売市場の用地造成

(注2) キャンプ場、遊園地、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場、弓場、乗馬場、植物園、動物園、射撃場、都市公園のいずれかの開発事業、又は、関連施設を含んで一団として行われるこれらの複合事業

(注3) 造成済の工業専用区域において行われる事業については、第2種事業

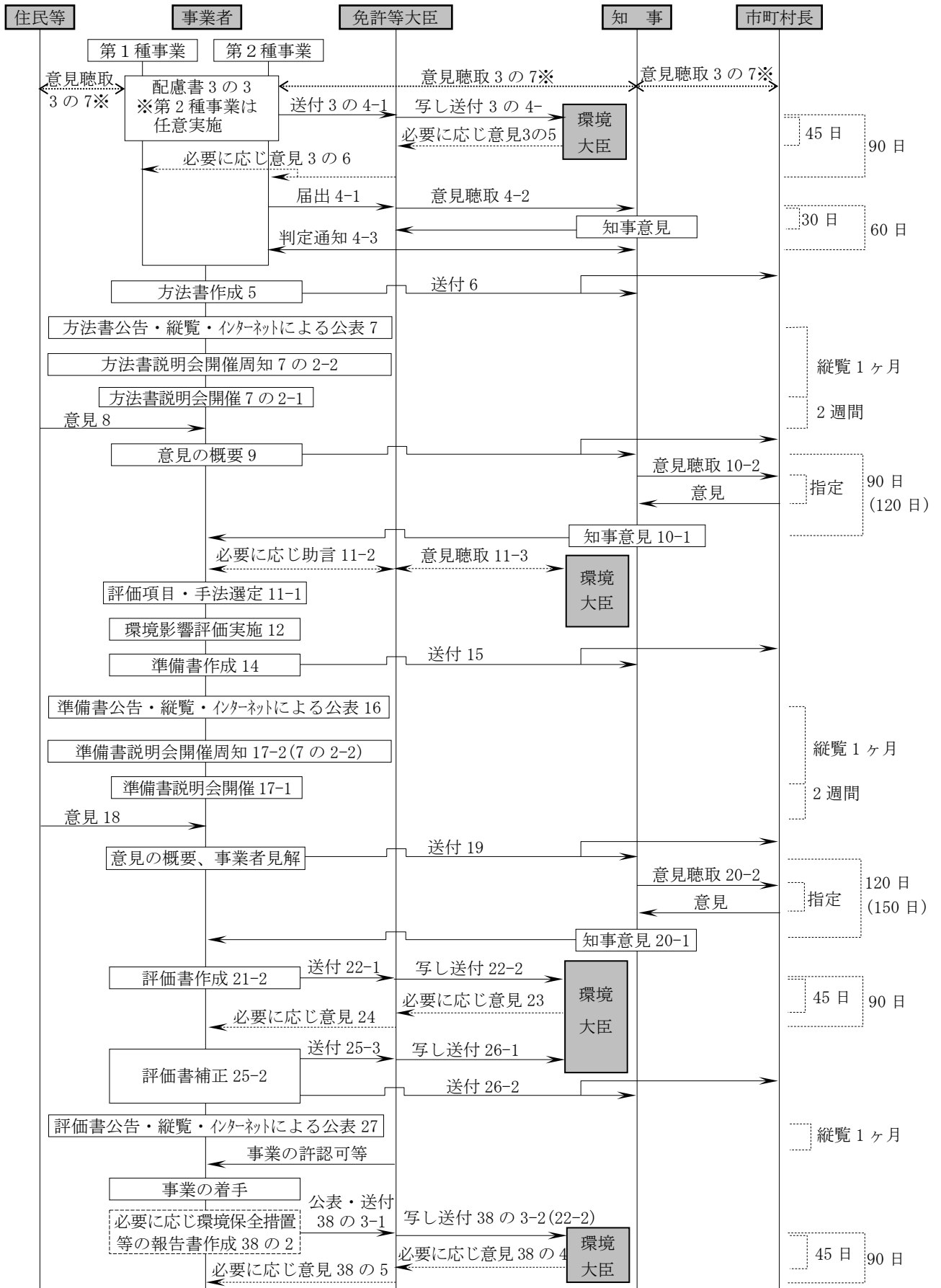
(注) 「特別地域」とは、自然公園法等で特別地域等として指定している地域

(注) 「普通地域」とは、自然公園法等で普通地域として指定している地域

*印は、法対象の事業規模以下のもの

図1 環境影響評価法の手続概要

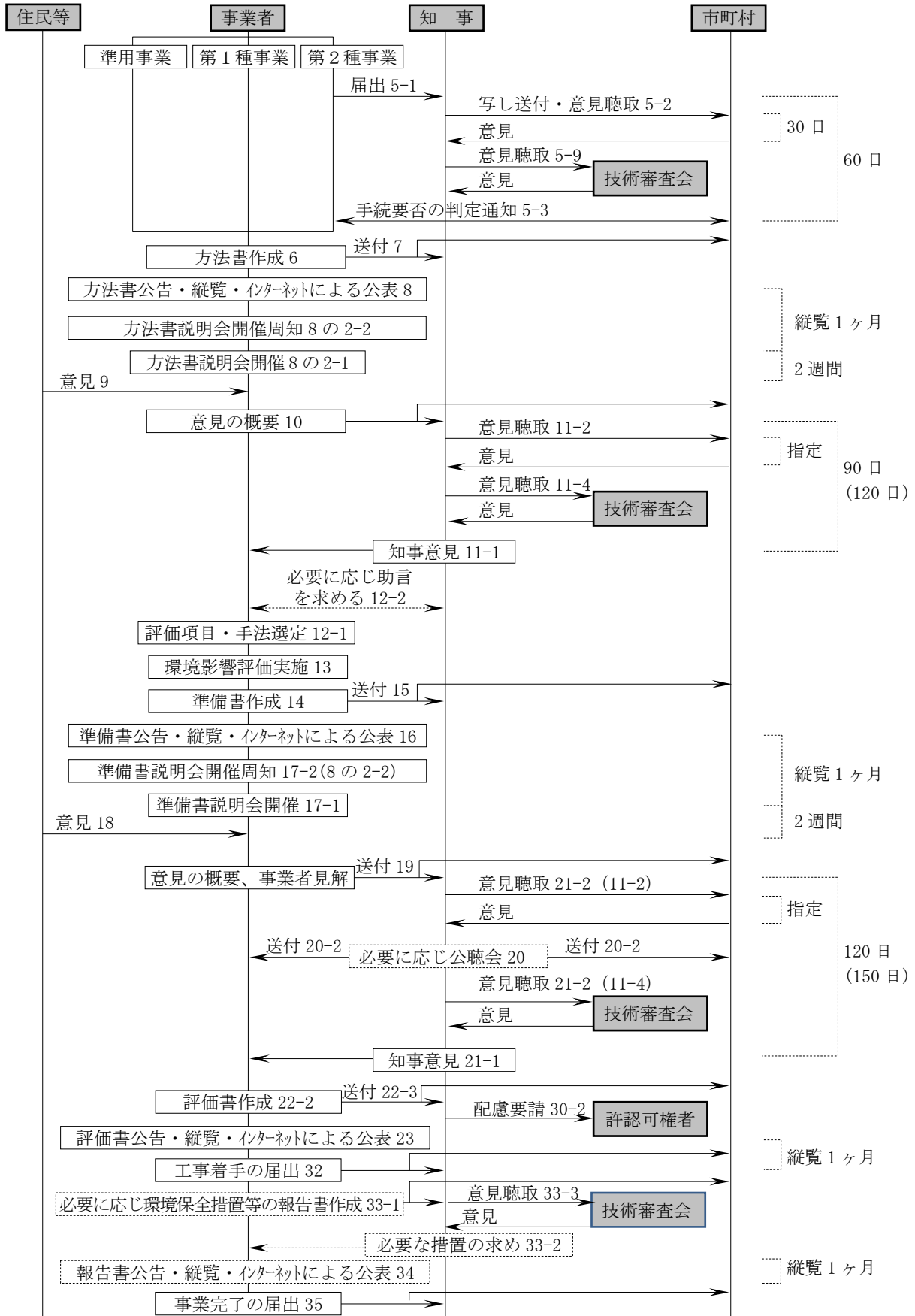
(数字は法律の条番号)



※3の7の規定に基づく意見聴取は、事業種ごとの主務省令で定めるところによる。

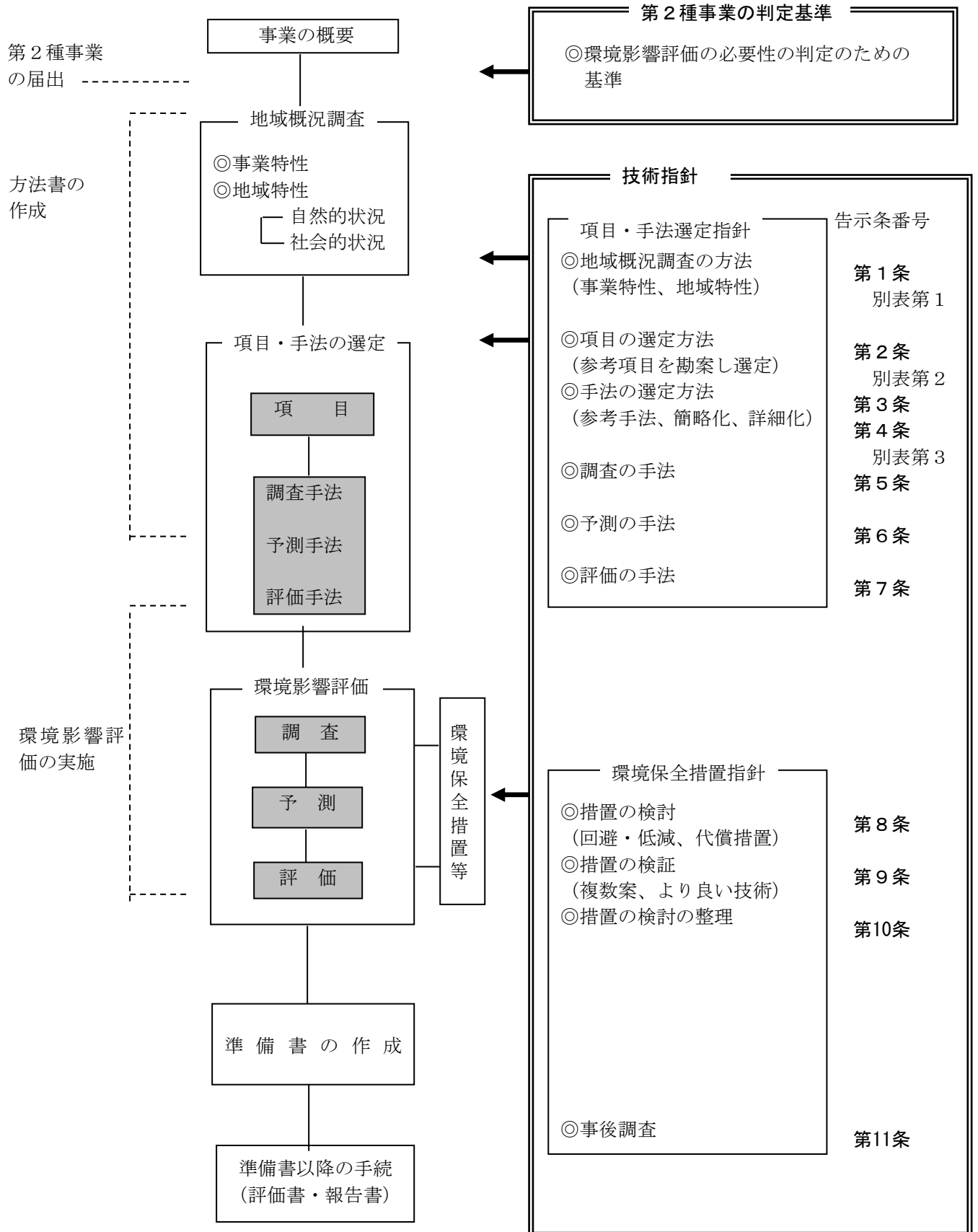
図2 岩手県環境影響評価条例の手續概要

(数字は条例の条番号)



(注) ・第1種事業：必ず環境影響評価を実施する事業
 ・第2種事業：環境影響評価の実施の要否を知事が判定する事業
 ・準用事業：第1種事業及び第2種事業に満たない規模の事業であって、事業者の申し出により環境影響評価を実施する事業

図3 条例の環境影響評価手続と告示内容との関係



第9章 浄化槽法

第9章 浄化槽法

(昭和58年法律第43号)

第1節 浄化槽 (法第2条)

便所と連結して、し尿を又はし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて、市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

第2節 浄化槽に関する基準 (法第4条)

1 浄化槽の構造基準及び性能 (建築基準法施行令第32条)

処理対象人員 浄化槽を 設ける区域	処理対象人員 (単位 人)	性 能		建設省告示 第1292号の区分
		BOD除去率 (%)	放流水のBOD (mg/L)	
特定行政庁が衛生上特に 支障があると認めて規則 で指定する区域	50以下	65以上 (90以上)	90以下 (20以下)	第1 ()は合併処理 浄化槽の場合
	51以上500以下	70以上	60以下	第2
	501以上	85以上	30以下	第3

- 備考 1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣の定める方法により行うものとする。
- 2 この表において、BOD除去率とは、浄化槽への流入水のBODの数値から、浄化槽からの放流水のBODの数値を減じた数値を浄化槽への流入水のBODの数値で除して得た割合をいうものとする。

2 浄化槽の保守点検及び清掃（法第8条、第9条）

※浄化槽の保守点検回数（施行規則第6条）

通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに1回以上行う必要がある。

単独処理

処理対象人員 (単位 人)	20以下	21以上 300以下	301以上	備 考
処理方式				
全 ば っ 気 方式	3月	2月	1月	この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。 ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。
分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	4月	3月	2月	
散 水 ろ 床 方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6月			

合併処理

処理対象人員 (単位 人)	20以下	21以上 50以下	①砂ろ過装置、 活性炭吸着装置 又は凝集槽を有する 浄化槽	②スクリーン及び流量 調整タンク又は流量調 整槽を有する浄化槽（① を除く）	①、② 以外の 浄化槽	備 考
処理方式						
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱室ろ床接触ばっ気方式	4月	3月				この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」に定めるところによるものとする。 ただし、1未満の端数は、切り上げるものとする。
活性汚泥方式	1週					
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散 水 ろ 床 方式			1週	2週	3月	

第3節 浄化槽の水質に関する検査

1 設置後等の水質検査（法第7条）

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後3月を経過した日から5月間に、当該浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない。

2 定期検査（法第11条）

浄化槽管理者は、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて、毎年1回指定検査機関の行う水質検査を受けなければならない。（ただし、使用の休止の届出があった浄化槽を除く。）

水質検査の各検査項目の望ましい範囲

水素イオン濃度		5.8～8.6
汚泥沈澱率	単独処理	10%以上60%以下
	合併処理	10%以上
溶存酸素量	単独処理	0.3 mg/L 以上
	合併処理	1.0mg/L 以上
透視度	BODの処理目標水質	
	90 mg/L 以下	7度以上
	60 " "	10 "
	30 " "	15 "
	20 " "	20 "
塩素イオン濃度	単独処理	90 mg/L～140 mg/L
残留塩素		検出されること。
BOD		処理目標水質以下であること。

第4節 浄化槽の放流水の目標水質

浄化槽の放流水の水質については、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が20mg/L以下であること、BOD除去率が90%以上であること（合併処理浄化槽の場合。環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2）。

第5節 特定既存単独処理浄化槽（法附則第11条）

既存単独処理浄化槽であって、法第11条の検査の結果その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものを特定既存単独処理浄化槽といい、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言・指導、勧告・命令をすることができる。

第10章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第10章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和45年法律第137号)

1 一般廃棄物処理施設の種類 (法第8条第1項)

一般廃棄物処理施設の種類	設置にあたり許可が必要となる規模
ごみ処理施設 (焼却施設以外)	一日当たりの処理能力が5 t 以上
ごみ処理施設 (焼却施設)	一時間当たりの処理能力が200kg 以上 又は火格子面積が2㎡以上
し尿処理施設	(全て)
一般廃棄物の最終処分場	(全て)

2 産業廃棄物処理施設の種類 (法第15条第1項)

産業廃棄物処理施設の種類	設置にあたり許可が必要となる規模
汚泥の脱水施設	一日当たりの処理能力が10m ³ 超
汚泥の乾燥施設 (天日乾燥以外) (天日乾燥)	一日当たりの処理能力が10m ³ 超 一日当たりの処理能力が100m ³ 超
汚泥の焼却施設	(次のいずれか) 一日当たりの処理能力が5 m ³ 超 一時間当たりの処理能力が200kg 以上 火格子面積が2 m ² 以上
廃油の油水分離施設	一日当たりの処理能力が10m ³ 超
廃油の焼却施設	(次のいずれか) 一日当たりの処理能力が1 m ³ 超 一時間当たりの処理能力が200kg 以上 火格子面積が2 m ² 以上
廃酸又は廃アルカリの中和施設	一日当たりの処理能力が50m ³ 超
廃プラスチック類の破碎施設	一日当たりの処理能力が5 t 超
廃プラスチック類の焼却施設	(次のいずれか) 一日当たりの処理能力が100kg 超 火格子面積が2 m ² 以上

産業廃棄物処理施設の種類	設置に当たり許可が必要となる規模
木くず又はがれき類の破碎施設	一日当たりの処理能力が5 t 超
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	(全て)
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	(全て)
廃水銀等の硫化施設	(全て)
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	(全て)
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	(全て)
廃ポリ塩化ビフェニル (以下 PCB) 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	(全て)
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	(全て)
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	(全て)
産業廃棄物 (汚泥、廃油、廃プラスチック類及び PCB を除く) の焼却施設	(次のいずれか) 一時間当たりの処理能力が200kg 以上 火格子面積が 2 m ² 以上
遮断型最終処分場 (有害な産業廃棄物の埋立地)	(全て)
安定型最終処分場 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の埋立地)	(全て)
管理型最終処分場 (有害な産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立地)	(全て)

3 産業廃棄物の種類と処分の例

業種	No.	産業廃棄物		処分の例	
		種類	具体例		
全ての業種が対象	1	廃プラスチック類	廃タイヤ、発泡スチロール、廃農業用フィルム等の全ての廃プラスチック類	溶解 → 再利用 15cm以下に破碎・焼却後→埋立→ ※自動車等破碎物等は管理型埋立 〔焼却灰は管理型埋立〕	安定型処分場
	2	ゴムくず	天然のゴムくず(切断くずなど)		
	3	金属くず	鉄くず、空き缶などの全ての金属くず	破碎等 → 再利用	
	4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器くず、レンガなどのくず、コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	大きいものは破碎後 → 埋立 → ※廃石膏ボード、自動車等破碎物等は管理型埋立	
	5	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材		管理型処分場
	6	燃え殻	焼却残灰、石炭がら等の焼却残渣	無害を確認後 → 埋立 →	
	7	汚泥	製造業、工業廃水等の処理後に残る泥状のもの	無害を確認 → 再利用 焼却・脱水後 → 埋立 →	
	8	廃油	鉱物性油及び動植物性油に係る全ての廃油、廃溶剤	無害を確認 → 再利用 → 焼却(タールピッチ類を除く) →埋立→	
	9	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの全ての酸性廃液	中和・イオン交換等	
	10	廃アルカリ	廃ソーダ液などの全ての廃アルカリ性廃液	→ 蒸発、焼却等 〔埋立禁止〕	
	11	銻さい	電気炉からの残さい、廃鋳物砂		
12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト	飛散防止措置後 → 埋立 →	管理型処分場	
13	紙くず	紙製品製造業、出版業等の紙くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の紙くず(包装材、段ボール、壁紙くず等)	→ 再利用		
14	木くず	木材・木製品製造業の木くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の木くず(型枠、足場材等、内装・建具工事等残材、抜根、伐採材、解体木材等)、物品賃貸業、貨物の流通のために使用したパレット※等	焼却後 → 「燃え殻」 →埋立→		
15	繊維くず	繊維工業等の天然繊維くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の繊維くず(廃ウエス、縄、ロープ等)			
16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品の製造業及び香料製造業の動植物性残さ	→ 再利用 焼却・脱水等 → 埋立 →		
17	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場からの固形不要物	→ 再利用(制限あり) 焼却 → 埋立 →		
18	動物のふん尿	畜産農業から出る牛、豚等のふん尿又は死体	→ 再利用 焼却・脱水等 → 埋立 →		
19	動物の死体				
	20	1～19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの		無害の確認 → 埋立 →	

※貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)については、業種の限定がありません。

4 特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		性状及び具体例
廃	油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類（引火点70℃未満のもの）（タールピッチ類及びその他の廃油を除く。）
		〔関連事業〕 紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃	酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
廃	アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
		〔関連事業〕 カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物 （血液の付着した注射針、採血管など）
		〔関連事業〕 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	汚泥のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、紙くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの、木くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、繊維くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、金属くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの、がれき類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等	○特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ○水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	○建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹きつけ石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材及び除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの ○大気汚染防止法の特定粉じん発生装置を有する事業所の集じん装置で集められたものなど
	その他の有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん等の産業廃棄物で特定施設等から排出されるもので有害物質を判定基準を超えて含むもの 〔有害物質〕 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

5 特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質（金属等）の名称	汚泥、鉱さい、燃え殻、ばいじん	廃酸、廃アルカリ
	溶出試験（mg/L）	含有量試験（mg/L）
アルキル水銀化合物	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005 以下	0.05 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 以下	0.3 以下
鉛又はその化合物	0.3 以下	1 以下
有機燐化合物	1 以下	1 以下
六価クロム化合物	1.5 以下	5 以下
砒素又はその化合物	0.3 以下	1 以下
シアン化合物	1 以下	1 以下
ポリ塩化ビフェニル *	0.003 以下	0.03 以下
トリクロロエチレン *	0.1 以下	1 以下※
テトラクロロエチレン *	0.1 以下	1 以下※
ジクロロメタン *	0.2 以下	2 以下※
四塩化炭素 *	0.02 以下	0.2 以下※
1,2-ジクロロエタン *	0.04 以下	0.4 以下※
1,1-ジクロロエチレン *	1 以下	10 以下※
シス-1,2-ジクロロエチレン *	0.4 以下	4 以下※
1,1,1-トリクロロエタン *	3 以下	30 以下※
1,1,2-トリクロロエタン *	0.06 以下	0.6 以下※
1,3-ジクロロプロペン *	0.02 以下	0.2 以下※
チウラム	0.06 以下	0.6 以下
シマジン	0.03 以下	0.3 以下
チオベンカルブ	0.2 以下	2 以下
ベンゼン *	0.1 以下	1 以下※
セレン又はその化合物	0.3 以下	1 以下
1,4-ジオキサン *	0.5 以下	5 以下※

注1) *印の有害物質を含む廃油は、特別管理産業廃棄物となります。（ポリ塩化ビフェニルのみ、0.5mg/kgが基準値であり、その他は※印のある廃酸、廃アルカリの判定基準と同じ）

注2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する「特定施設」から発生した「汚泥」、「燃え殻」、「ばいじん」等のうち、ダイオキシン類を試料1グラムあたり3ナノグラム以上含むものも、特別管理産業廃棄物になります。

第11章 循環型地域社会の形成に関する 条例関係

第11章 循環型地域社会の形成に関する条例関係

第1節 循環型地域社会の形成に関する条例

(平成14年岩手県条例第73号)

1 岩手県再生資源利用認定製品品質基準

品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格</p> <p>(2) 公益財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3) 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める規格等</p> <p>(4) 岩手県土木工事共通仕様書に定める規格等</p> <p>(5) その他認定製品の規格等として知事が相当と認めるもの</p> <p>2 1の(3)から(5)までの規格等に適合する製品にあっては、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 廃棄物処理法第2条第3項の特別管理一般廃棄物又は同条第5項の特別管理産業廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>(2) 土壌に溶出する可能性のあるものについては、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。</p> <p>(3) その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。</p>
再生資源の配合率	<p>1 エコマーク商品認定基準に定めのある製品については、エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準をおおむね満たしていること（エコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針（平成14年3月26日岩手県環境生活部制定）で定める配合率の基準を下回る場合を除く。）。</p> <p>2 エコマーク商品認定基準に定めのない製品であって岩手県グリーン購入基本方針に定めのある製品及びエコマーク商品認定基準で定める配合率の基準が岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を下回る製品については、岩手県グリーン購入基本方針で定める配合率の基準を満たしていること。</p> <p>3 エコマーク商品認定基準及び岩手県グリーン購入基本方針のいずれにも定めのない製品については、学識経験を有する者等の意見を聴いて知事が相当と認める再生資源の配合率の基準を満たしていること。</p>

2 行政処分基準（第19条、規則第12条）

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
無許可営業	第7条第1項	許可を受けずに一般廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	100
	第7条第6項	許可を受けずに一般廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条第1項	許可を受けずに産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条第6項	許可を受けずに産業廃棄物の処分を業として行った場合	
	第14条の4第1項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行った場合	
	第14条の4第6項	許可を受けずに特別管理産業廃棄物の処分を業として行った場合	
不正手段による営業許可取得	第7条第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第7条第2項		
	第7条第6項		
	第7条第7項		
	第14条第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第14条第2項		
	第14条第6項		
	第14条第7項		
	第14条の4第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の営業許可を受けた場合	
	第14条の4第2項		
第14条の4第6項			
第14条の4第7項			
無許可変更	第7条の2第1項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
	第14条の2第1項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
	第14条の5第1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに事業の範囲を変更した場合	
不正手段による変更許可取得	第7条の2第1項	不正の手段により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合	
	第14条の2第1項	不正の手段により、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合	
	第14条の5第1項	不正の手段により、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業範囲変更許可を受けた場合	
事業の停止命令等違反	第7条の3	法又は法に基づく処分に違反した一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	
	第14条の3	法又は法に基づく処分に違反した産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	
	第14条の6	法又は法に基づく処分に違反した特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者に出された事業停止命令等に違反した場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
措置命令違反	第19条の4第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の4の2第1項	一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の5第1項	産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の6第1項	排出事業者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
委託基準違反	第6条の2第6項	事業者が一般廃棄物の委託基準に違反した場合	
	第12条第5項	事業者が産業廃棄物の委託基準に違反した場合	
	第12条の2第5項	事業者が特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合	
名義貸しの禁止	第7条の5	一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	
	第14条の3の3	産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	
	第14条の7	特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者が自己の名義をもって他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた場合	
処理施設の無許可設置	第8条第1項	一般廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合	
	第15条第1項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった場合	
不正手段による処理施設の設置許可取得	第8条第1項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合	
	第15条第1項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた場合	
処理施設の構造等の無許可変更	第9条第1項	一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更に当たって許可を受けなかった場合（省令で定める軽微な変更であるときを除く。）	
	第15条の2の6第1項	産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更に当たって許可を受けなかった場合（省令で定める軽微な変更であるときを除く。）	
不正手段による処理施設の構造等の変更許可取得	第9条第1項	不正の手段により、一般廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合	
	第15条の2の6第1項	不正の手段により、産業廃棄物処理施設の処理能力、構造等の変更許可を受けた場合	
廃棄物の輸出確認違反	第10条第1項	環境大臣の確認を受けずに、一般廃棄物を輸出した場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けずに、産業廃棄物を輸出した場合	
受託禁止違反	第14条第15項	許可を受けずに、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合	
	第14条の4第15項	許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託した場合	
投棄禁止違反	第16条	廃棄物をみだりに捨てた場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
焼却禁止違反	第16条の2	廃棄物を焼却した場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	第16条の3	指定有害廃棄物を保管、収集、運搬又は処分した場合（第16条の3に掲げる方法による場合を除く。）	
廃棄物の輸出確認違反未遂	第10条第1項	環境大臣の許可を受けずに、一般廃棄物を輸出する行為に着手した場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の許可を受けずに、産業廃棄物を輸出する行為に着手した場合	
投棄禁止違反未遂	第16条	廃棄物をみだりに捨てる行為に着手した場合	
焼却禁止違反未遂	第16条の2	廃棄物を焼却する行為に着手した場合（第16条の2に掲げる場合を除く。）	
委託基準違反、再委託禁止違反	第6条の2第7項	事業者が一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合	
	第7条第14項	一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合	
	第12条第6項	事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合	
	第12条の2第6項	事業者が特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わない場合	
	第14条第16項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
	第14条の4第16項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した場合（政令で定める再委託処理基準に従って委託する場合その他省令で定める場合を除く。）	
処理施設改善命令等違反	第9条の2	一般廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
	第15条の2の7	産業廃棄物処理施設の改善命令等に従わない場合	
改善命令違反	第19条の3	事業者又は処理業者が改善命令に従わない場合	
事業を廃止した者等に対する措置命令違反	第19条の10第1項	事業を廃止した者等が一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
	第19条の10第2項	事業を廃止した者等が産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない保管を行い、生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設の無許可譲受け等	第9条の5第1項	許可を受けずに、一般廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
	第15条の4	許可を受けずに、産業廃棄物処理施設の譲受け、又は借受けを行った場合	
国外廃棄物の輸入禁止違反	第15条の4の5第1項	環境大臣の許可を受けずに、産業廃棄物を輸入した場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
輸入許可条件違反	第15条の4の5第4項	産業廃棄物の輸入許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	
投棄禁止違反目的収集運搬	第16条	廃棄物をみだりに捨てる目的で、収集又は運搬をした場合	
焼却禁止違反目的収集運搬	第16条の2	廃棄物を焼却する目的で、収集又は運搬をした場合（第16条の2に掲げる方法による場合を除く。）	
廃棄物の輸出確認違反予備	第10条第1項	環境大臣の確認を受けないで、一般廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
	第15条の4の7第1項	環境大臣の確認を受けないで、産業廃棄物を輸出する目的で準備をした場合	
産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）未交付等	第12条の3第1項	管理票を交付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付した場合	90
	第15条の4の7第2項		
	第12条の3第3項前段	運搬受託者が管理票交付者に管理票の写しを送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	
	第12条の3第3項後段	運搬受託者が処分委託者に管理票を回付しなかった場合	
	第12条の3第4項	処分受託者が管理票の写しを管理票交付者に送付せず、又は法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した場合	
	第12条の3第5項		
第12条の5第6項			
管理票保存義務違反	第12条の3第2項	管理票交付者がその交付した管理票の写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第6項	管理票交付者が送付された管理票の写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第9項	運搬受託者が管理票又はその写しを保存しなかった場合	
	第12条の3第10項	処分受託者が管理票を保存しなかった場合	
管理票の虚偽記載等	第12条の4第1項	産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者が受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した場合	
受取禁止違反	第12条の4第2項	管理票の交付を受けないで産業廃棄物の引渡しを受けた場合	
虚偽管理票写し送付・虚偽報告	第12条の4第3項	運搬受託者又は処分受託者が受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合	
	第12条の4第4項	処分受託者が受託した産業廃棄物の処分に係る中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の管理票の写しの送付又は通知を受けていないものについて管理票交付者に管理票の写しを送付し、又は情報処理センターに報告をした場合	
虚偽登録等	第12条の5第1項	電子情報処理組織使用義務者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第2項	電子情報処理組織使用事業者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
	第12条の5第3項	運搬受託者又は処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合	
	第12条の5第4項	処分受託者が情報処理センターに報告せず、又は虚偽の報告をした場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
虚偽登録等	第15条の4の7第2項	国外廃棄物を輸入した者が情報処理センターに虚偽の登録をした場合	
管理票に係る勧告に係る措置命令違反	第12条の6第3項	管理票に係る勧告に係る措置命令に違反した場合	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反	第15条の19第4項	廃棄物が地下にある土地で知事が指定した区域（以下「指定区域」という。）における土地形質変更届出に関して出された計画変更命令に違反した場合	
	第19条の11第1項	指定区域における土地形質変更届出に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る変更命令等違反	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設の設置に係る届出（変更の届出を含む。）に対する変更命令等に違反した場合	
	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設に対する改善命令等に違反した場合	
事故時の応急措置命令違反	第21条の2第2項	特定処理施設の設置者が当該特定処理施設の事故に関して生活環境の保全上出された措置命令に違反した場合	
処理施設使用開始前受検義務違反	第8条の2第5項	一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した場合	60
	第9条第2項	処理能力や構造等を変更した一般廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
	第15条の2第5項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
	第15条の2の6第2項	処理能力、構造等を変更した産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に当該施設を使用した場合	
定期検査受検義務違反	第8条の2の2第1項	一般廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	30
	第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る届出義務違反	第9条の3の3第1項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30
	第9条の3の3第3項	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
事業場外保管事前届出義務違反	第12条第3項	産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管するときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	30
	第12条の2第3項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管するときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
土地形質変更事前届出義務違反	第15条の19第1項	指定区域において届出をせずに土地形質を変更し、又は虚偽の届出をした場合	
通知義務違反	第14条第13項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
通知義務違反	第14条の2第4項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の3の2第3項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の4第13項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が収集、運搬又は処分が困難になったときに、通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の5第4項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
	第14条の6	特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知せず、又は虚偽の通知をした場合	
通知保存義務違反	第14条第14項	産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の2第5項	産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の3の2第4項	産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の4第14項	特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が通知の写しを保存しなかった場合	
	第14条の5第5項	特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないものが通知の写しを保存しなかった場合	
帳簿備付け保存等義務違反	第7条第15項	事業者及び廃棄物処理業者が帳簿を備えず、若しくは帳簿に法定事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合	
	第7条第16項		
	第12条第13項		
	第12条の2第14項		
	第14条第17項		
	第14条の4第18項		

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
処理業廃止、変更届出義務違反	第7条の2第3項	一般廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第14条の2第3項	産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第14条の5第3項	産業廃棄物処理業者がその事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令で定める事項を変更したときに、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の廃止等届出義務違反	第9条第3項	一般廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の2の6第3項	産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
最終処分場埋立処分終了届出義務違反	第9条第4項	一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の2の6第3項	産業廃棄物最終処分場の埋立処分終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の相続届出義務違反	第9条の7第2項	一般廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
	第15条の4	産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理施設の維持管理事項記録等違反	第8条の4	一般廃棄物処理施設（無害化处理の用に供する施設を含む。）の維持管理に関し省令で定める事項を記録せず、若しくは備え置かず、又は閲覧させない場合	
	第9条の10第8項		
	第15条の2の4		
	第15条の4の4第3項		
処理責任者等設置義務違反	第12条第8項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業場に産業廃棄物処理責任者を置かない場合	
	第12条の2第8項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置かない場合	
報告義務違反	第18条第1項	事業者、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、一般廃棄物処理施設設置者又は産業廃棄物処理施設設置者が求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第18条第2項	産業廃棄物の輸出又は輸入に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査拒否妨害忌避	第19条第1項	都道府県又は市町村職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第19条第2項	国の職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
技術管理者設置義務違反	第21条第1項	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かない場合	
事業場外保管事後届出義務違反	第12条第4項	産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管したときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10
	第12条の2第4項	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外に保管したときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
土地形質変更事後届出義務違反	第15条の19第2項	指定区域内において既に土地の形質変更に着手しているときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
土地形質変更事後届出義務違反	第15条の19第3項	非常災害時に指定区域内において土地の形質変更をしたときに、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	
処理計画提出義務違反	第12条第9項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合	
	第12条の2第10項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した場合	
処理計画実施状況報告義務違反	第12条第10項	産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第12条の2第11項	特別管理産業廃棄物の多量排出事業者が処理計画の実施状況の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という名称を用いた場合	
基準不適合	第14条第5項第1号	産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者の能力が法に定める基準に適合せず、改善が困難と認められる場合	100
	第14条第10項第1号		
	第14条の4第5項第1号		
	第14条の4第10項第1号		
欠格要件該当	第14条第5項第2号	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当する場合	100
許可条件違反	第14条第11項	産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	30
	第14条の4第11項	特別管理産業廃棄物処理業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反した場合	

2 循環型地域社会の形成に関する条例違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
措置命令等違反	第20条第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第20条の3第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第23条第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
報告義務違反・虚偽報告	第20条第2項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第20条第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第31条第1項	再生資源を利用した製品の製造、廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否妨害忌避	第20条第2項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
	第31条第1項		
改善命令等違反	第20条第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第29条第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第30条第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	

3 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
措置命令等違反	第21条の2第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第21条の4第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第21条の7第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
報告義務違反・虚偽報告	第21条の2第2項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第21条の2第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第30条の4	廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査等拒否妨害忌避	第21条の2第2項 第31条第1項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	
改善命令等違反	第21条の2第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条の5第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第21条の13第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第21条の14第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	

4 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例違反

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
立入検査等拒否妨害忌避	第6条第1項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	30

許可の取消し等の基準

基準点数	9点以下	10～29点	30～59点	60～89点	90～99点	100点以上
処分内容	なし	事業停止10日	事業停止30日	事業停止60日	事業停止90日	許可取消

3 事前協議書に添付する書類及び図面

番号	項目	新規			変更			譲受け又は借受け		
		積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場
【様式】										
1	事業計画書	様式第8号(1)	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿	様式第8号(2)	○	○	○	※	※	※	○	○
3	処理委託先処理業者名簿	様式第8号(3)	○	○	○	※	※	※	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書	様式第9号	○	●	○	■	■	■	○	●
5	周辺生活環境調査結果書	様式第10号(1)	○	●	○	■	■	■	○	●
6	生活環境の保全上留意すべき事項等	様式第10号(2)	○	●	○	■	■	■	○	●
7	廃棄物処理施設等変更設備等対照表	様式第11号	—	—	—	○	○	○	—	—
8	積替え・積替えのための保管施設計画書	様式第12号	○	—	—	※	—	—	—	—
9	中間処理施設計画書	様式第13号	—	○	—	—	※	—	—	—
10	最終処分場計画書	様式第14号	—	—	○	—	—	※	—	—
11	出入口への表示立札	様式第17号	○	○	—	※	※	—	—	—
【図面】										
12	位置図		○	○	○	○	○	○	○	○
13	見取図		○	○	○	○	○	○	○	○
14	構造図		○	○	○	※	※	※	—	—
15	土地の登記事項証明書		○	○	○	※	※	※	○	○
16	公図		○	○	○	※	※	※	○	○
17	施設設置事業場用地の現況写真		○	○	○	○	○	○	○	○
18	求積図		○	○	○	※	※	※	—	—
19	賃貸借契約書の写し		○	○	○	※	※	※	○	○
20	施設設置事業場平面図		○	○	○	※	※	※	○	○
21	施設設置事業場縦横断図		○	○	○	※	※	※	—	—
22	処理工程図		○	○	○	※	※	※	—	—
23	現況平面図		—	—	○	—	—	※	—	—
24	配置平面図		—	—	○	—	—	※	—	—
25	埋立平面図		—	—	○	—	—	※	—	—
26	横断図		—	—	○	—	—	※	—	—
27	縦断図		—	—	○	—	—	※	—	—
28	地質調査報告書(地質柱状図、透水係数計算書を含む。)		—	—	○	—	—	※	—	—
29	事業計画工程書		—	—	○	—	—	※	—	—
30	設計計算書・仕様書		○	○	○	※	※	※	—	—
31	管理体制系統図		○	○	○	※	※	※	○	○
32	運転管理仕様書		○	○	○	※	※	※	○	○
33	保管計画図		○	○	—	※	※	—	—	—
34	保管面積・保管容量計算書		○	○	—	※	※	—	—	—
35	実証試験結果及びその評価		◇	◇	◇	※	※	※	—	—
36	標準作業書		▲	▲	—	※	※	—	▲	▲

- 備考 1 事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、○印の付された書類等を添付すること。
 2 ※印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。
 3 ●印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。
 4 ■印の付された書類等については、第16条第10項(事前説明不要)の場合には添付を要しないこと。
 5 廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証(廃棄物処理条第8条第1項及び第15条第1項の許可を要する場合に限る。)、産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。
 6 解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破砕業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。
 7 施設設置事業場縦横断図については、土木工事(造成工事)がある場合に限り、添付すること。
 8 ◇印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造、処理方法により廃棄物を処理する場合に限り、添付すること。
 9 ▲印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

4 住民説明を要する変更の内容

自動 車リサ イクル 施設	<p>1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>2 主要な設備（破碎業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更</p>
そ の 他 処 理 施 設	<p>1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>2 位置又は処理方式</p> <p>3 構造及び設備に係る変更であって、次の(1)から(14)までに掲げるその他処理施設の種類に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更</p> <p>(1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの 脱水機</p> <p>(2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル（天日乾燥施設にあっては100立方メートル）以下のもの 乾燥設備</p> <p>(3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃焼室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートル以下のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 油水分離設備</p> <p>(5) 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 燃焼室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの</p> <p>イ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ウ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートル以下のもの 中和槽</p> <p>(7) 廃プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(8) 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃焼室</p> <p>ア 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(9) 産業廃棄物の焼却施設（(3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。）であって次のいずれにも該当しないもの 燃焼室</p> <p>ア 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>イ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>(10) 木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以下のもの 破碎機</p> <p>(12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解砕施設 熱解砕機</p> <p>(13) 動物のふん尿及び有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備（中間処理施設に係る保管設備を除く。）</p> <p>4 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量（排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。）又は処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p> <p>5 維持管理に関する計画に係る事項</p> <p>(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）</p> <p>(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、維持管理に関する事項</p>

5 切土ののり面^{こう}勾配

地山の土質	切土高	勾配 ^{こう}
硬岩 中硬岩	一段 5メートル以下	1 : 1.0以上
軟岩 砂 砂質土 砂利又は岩塊まじりの砂質土（玉石） 粘性土等 岩塊又は玉石まじりの粘性土		1 : 1.5以上

備考1 のり面は無処理又は植生工程度の保護工を前提としたものであること。

- 2 土質構成などにより単一^{こう}勾配としないときは、^{こう}勾配の変化点には小段を設けること。
- 3 小段には若干の^{こう}勾配を設けること。

第2節 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

(平成14年岩手県条例第74号)

1 県外産業廃棄物の処理方法等の基準

- (1) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 専ら製品の製造又はエネルギー回収のため原材料又は燃料として循環的に利用するためのものであること（原材料又は燃料として県内で循環的に利用するために中間処理を行うものを含む。）。
 - イ 貴金属の回収を行うためのものであること。
 - ウ 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第7条第1項の規則で定める圏域から搬入されるものであること（規則で定める圏域…青森県及び秋田県の区域）。
 - エ その他本県で処理せざるを得ない特殊事情があると知事が認めるものであること。
- (2) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の排出事業場から搬入施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。
- (3) 県内に搬入しようとする県外産業廃棄物の運搬に伴う当該県外産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭、騒音及び振動の発生防止その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。

2 環境保全協力金の金額の目安

- (1) 搬入後埋立て等最終処分を行う場合 搬入量1トンにつき500円
- (2) 搬入後破砕、焼却等中間処理を行う場合 搬入量1トンにつき200円
- (3) 搬入後再生利用等を行う場合 搬入量1トンにつき50円

第12章 県民の健康で快適な生活を確保 するための環境の保全に関する条例

第12章 県民の健康で快適な生活を確保するための
環境の保全に関する条例（通称：生活環境保全条例）
（平成13年岩手県条例第71号）
（最終改正 平成28年11月18日 条例第67号）

1 焼却行為に関する規制（条例第52条、第53条）

1 次の廃棄物焼却炉の使用を禁止する。

(1) 工場又は事業場に設置される廃棄物焼却炉（火床面積0.5平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり50キログラム未満のもの（注1の施設を除く。）に限る。）

（注1） ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第10条第1項に規定する大気基準適用施設であるもの、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設であるもの

(2) 工場又は事業場以外の場所に設置される火格子がある廃棄物焼却炉（火格子面積2平方メートル未満であって焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のものに限る。）

(3) 工場又は事業場以外の場所に設置される火格子がない廃棄物焼却炉（焼却能力が1時間当たり200キログラム未満のものに限る。）

ただし、次の各号を全て満たす場合は使用が許される。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7に規定する構造を有すること。

(2) 環境大臣の定める焼却の方法（平成9年厚生省告示第178号）に規定する焼却の方法により焼却すること。

(3) 煙突の先端から排出される排出ガスに含まれるダイオキシン類の量が 5 ng-TEQ/N m^3 以下であること。

（備考）

1 ng-TEQ/N m^3 とは、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるダイオキシン類の量（単位ナノグラム。ただし、次号に規定する方法により測定されるダイオキシン類の量を2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に第3号の規定により換算した量）をいう。

2 測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第2条第1号に定める方法によるものとする。

3 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条に定めるところによるものとする。

2 野外焼却は次を除き禁止する。

(1) 法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却

(2) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革を除く。以下同じ）の焼却

(3) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

- (4) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (5) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (6) 学校教育又は社会教育活動を行うために必要な廃棄物の焼却
- (7) 落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な廃棄物の焼却

3 罰則一覧

焼却行為の停止命令に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第95号）
------------------	----------------------------

2 土壌及び地下水汚染防止に関する規制（条例第66条～第75条）（再掲）

1 規制対象者

次に定める施設で、健康有害物質を取扱う施設を設置している者

- ①汚水等排出施設（条例施行規則別表第3：湿式集じん施設又は廃ガス洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1各号に掲げる業に用いるものを除く。）
- ②水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設
- ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定による許可を受けている者が設置している当該許可に係る廃棄物の積替え若しくは保管の場所又は同条第6項の規定により許可を受けている者が設置している当該許可に係る廃棄物の保管場所

2 土壌又は地下水の届出に係る基準：第3章参照

3 その他

(1) 測定等の義務及び届出等に関する事項一覧

- ①健康有害物質の使用状況等の調査を年1回実施。
- ②土壌又は地下水の測定年1回以上実施。
- ③測定結果が2に掲げる基準値を超えたときは知事に届出。
- ④基準値を超えたときは必要な措置を講ずること。
- ⑤譲渡又は貸与する時は記録を引継ぐこと。

(2) 土壌又は地下水汚染に関する罰則等一覧

1	土壌又は地下水の汚染が判明したにもかかわらず、必要な措置を講じていないことに対する措置命令に違反した場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（条例第95条）
2	土壌又は地下水の汚染が判明したにもかかわらず、必要な措置を講じていないことに対する勧告に従わなかった場合	公表（条例第73条第3項）

3 自動車等の原動機停止（アイドリングストップ）に関する規制（条例第78条～第80号）

1 規制対象施設

自動車等の駐車のために供する部分の面積500㎡以上の次の施設

- (1) 駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。）
- (2) 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和43年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。）
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場
- (4) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設
- (5) 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設
- (6) 客待ち又は貨物の積卸しのため自動車が駐車するために設置される駐車施設

2 規制内容

規制対象施設の駐車場等管理者は、看板、放送、書面等により原動機の停止を周知しなければならない。

4 地球温暖化の対策に関する規制（条例第81条～第86条）

1 規制対象事業者（二酸化炭素排出事業者）

二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者である二酸化炭素排出事業者に対して、計画的に排出抑制等のための措置を講ずるよう促すための仕組みとして、特に条例で地球温暖化対策計画書の作成・提出を義務付けるものである。

- (1) 二酸化炭素の排出量が相当程度多い工場又は事業場を設置する者
 - ・ 県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計が原油換算で1500キロリットル／年以上
 - ・ フランチャイズチェーンであって、県内に設置しているすべての店舗におけるエネルギー使用量の合計が原油換算で1500キロリットル／年以上
- (2) 自動車を一定台数以上使用する事業者
 - ・ 40台以上の自動車

2 地球温暖化対策計画書

次に掲げる事項を含むものであること。

- (1) 二酸化炭素の排出の状況
- (2) 二酸化炭素の排出の抑制のための措置
- (3) その他の地球温暖化の対策に関する事項

3 その他

- (1) 地球温暖化の対策に関する届出等事項一覧

番号	届出などを必要とする事項	提出等の期間	条 文	届出等様式
1	二酸化炭素排出事業者が該当することとなった場合に、地球温暖化対策計画書を知事に提出	二酸化炭素排出事業者が該当することとなった年度の翌年度の6月末日までに	第82条第1項	様式第14号
2	1で提出した地球温暖化対策計画書の内容を変更したとき変更計画書を知事に提出	変更後速やかに	第82条第2項	様式第14号
3	地球温暖化の対策の実施の状況を知事に提出	次年度の6月末までに	第83条	様式第15号

(2) 地球温暖化対策に関する指導助言等規定

1	地球温暖化対策計画書が地球温暖化対策指針に照らして不十分であると認めるとき	指導助言
2	地球温暖化の対策の実施状況が地球温暖化対策計画書に照らして不十分であると認めるとき	指導助言
3	地球温暖化対策計画書を提出しないとき	勧告

5 地球温暖化対策指針(条例第84条第1項) 平成14年3月22日 県告示第225号

第1 趣旨

この指針は、条例第84条第1項の規定により、条例第82条第1項に規定する地球温暖化対策計画の的確な作成に資するための指針を定めるものとする。

第2 地球温暖化対策計画の記載事項

1 二酸化炭素の排出の状況に関する事項

事業者は、燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。)又は電気の年間使用実績(条例第82条第1項に規定する地球温暖化対策計画の初年度の前年度(4月1日から3月31日まで)の使用実績をいう。)を基に二酸化炭素の排出量を算定すること。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 事業者は、生産計画、販売計画等を含む事業の見通しを踏まえて、二酸化炭素の排出抑制の対策を自主的に定めること。

また、対策を定めるに当たっては、できるだけ具体的な目標を設定することが望ましいものであること。

(2) 記載に当たっては、次に掲げる例を参考としながら、業態や業務内容に応じて取組事項を具体的に記載すること。

ア 条例第82条第1項の規則で定める二酸化炭素の排出量が相当程度多い工場又は事業場を設置している者の取組例

(ア) エネルギーの使用の合理化(冷暖房の適正な温度管理、製造工程等における熱効率の向上等)

(イ) 省エネルギー型の設備及び機器の導入

(ウ) 環境負荷の少ないエネルギー(太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギー等)の利用

イ 条例第82条第1項の規則で定める台数以上の自動車を使用している者の取組例

(ア) 自動車の運転方法の配慮(駐車時の原動機の停止、急発進及び急加速の抑制等)

(イ) 輸送方法の合理化(共同輸送等)

(ウ) 低公害車(低燃費車、ハイブリッド車等)の導入

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

(1) 事業者は、2(2)ア及びイに掲げる例のほか、地球温暖化の対策に資する取組を行おうとする場合は、次に掲げる例を参考としながら、業態及び業務内容に応じて取組事項を具体的に記載すること。

ア 廃棄物の排出抑制、リサイクル及び適正処理

イ 水の有効利用

ウ 環境に配慮した物品の購入

エ 二酸化炭素の排出削減に配慮した製品の開発及び製造等

オ 緑化及び森林保全の推進並びに木材製品の利用

第13章 その他の関係法

第13章 その他の関係法

第1節 航空法（昭和27年法律第231号）

1 航空機の騒音基準等

(1) 騒音の基準

ア－1 航空機（ターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2006年1月1日前になされたものに限る。）の騒音の基準は下記の左に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ右に掲げるとおりとする。

航空機の区分 (最大離陸重量別)	騒音の基準(単位 EPNdB)		
	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
35,000kg以下の 航空機	94以下であること。	98以下であること。	次の算式により得られる 値以下であること。ただし、 この値が89以下である 場合は、89以下である こと。 $A - \frac{4}{\log_{10} 2}$ $\times \log_{10} \frac{385,000}{W}$
35,000kgを超え 280,000kg以下の 航空機	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}} \times$ $\log_{10} \frac{W}{35,000} + 94$	次の算式により得られる 値以下であること $\frac{7}{3 \log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{35,000}$ +98	
280,000kgを超え 385,000kg以下の 航空機	105以下であること。	105以下であること。	A以下であること。
385,000kgを超え 400,000kg以下の 航空機			
400,000kgを超える 航空機	103以下であること。		

- 備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。
- 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。
- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量(単位kg)とする。
- 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。

ア－2 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか1又は2の測定点における騒音値がア－1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、ア－1の基準にかかわらず、当該航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

- ① その超える騒音値の当該超える部分がいずれも2EPNdB以下であること。
- ② その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が3EPNdB以下であること。
- ③ それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値がア－1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

イー 1 航空機(最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日以後 2017 年 12 月 31 日前になされたもの若しくは最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2006 年 1 月 1 日以後 2020 年 12 月 31 日前になされたものに限る。)の騒音の基準は上記ア-1 の表に定めるとおりとする。

イー 2 イー 1 に掲げる航空機は次に掲げる基準に適合しなければならない。

- ① 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とア-1 の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 10 E P N d B 以上であること。
- ② 側方測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれの 2 の測定点における騒音値とア-1 の表の備考のそれぞれに対応する 2 の測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が 2 E P N d B 以上であること。

イー 3 ア-1 に掲げる航空機であってイー 1 の適用を受けようとするものにあつては、イー 2 の基準に適合しなければならない。

ウー 1 航空機(最大離陸重量が 55,000kg 以上のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2017 年 12 月 31 日以後になされたもの若しくは最大離陸重量が 55,000kg 未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であって、その形式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が 2020 年 12 月 31 日以後になされたものに限る。)の騒音の基準は下記の左に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ右に掲げるとおりとする。

航空機の区分 (最大離陸重量別)	騒音の基準 (単位 E P N d B)		
	側方測定点における 離陸中の騒音値	進入測定点における 着陸中の騒音値	離陸測定点における 離陸中の騒音値
2,000kg 以下の 航空機	88.6 以下であること。	93.1 以下であること。	80.6 以下であること。
2,000kg を超え 8,618kg 以下の 航空機	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{51 \log_{10} \frac{4,309}{1,000}}{27} \times \log_{10} \frac{W}{2,000} + 88.6$	次の算式により得られる 値以下であること。 $10 \log_{10} \frac{4,309}{1,000} \times \log_{10} \frac{W}{2,000} + 93.1$	次の算式により得られる 値以下であること。 $89 - \frac{4}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{8,618}{W}$
8,618kg を超え 35,000kg 以下の 航空機	94 以下であること。	98 以下であること。	次の算式により得られる 値以下であること。ただし、 この値が 89 以下であ

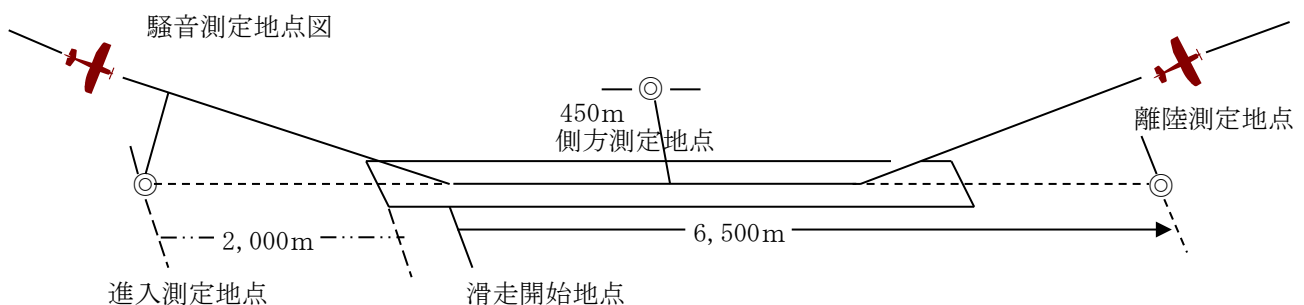
35,000kg を超え 280,000kg 以下の 航 空 機	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{9}{\log_{10} \frac{80}{7}} \times \log_{10} \frac{W}{35,000} + 94$	次の算式により得られる 値以下であること。 $\frac{7}{31 \log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{W}{35,000} + 98$	る場合は、89以下である こと。 $A - \frac{4}{\log_{10} 2} \times \log_{10} \frac{385,000}{W}$
280,000kg を超え 385,000kg 以下の 航 空 機			
385,000kg を超え 400,000kg 以下の 航 空 機		105以下であること。	A以下であること。
400,000kg を超える 航 空 機	103以下であること。		

- 備考 1 航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はE P N d B とする。
- 2 側方測定点とは、滑走路の縦方向の中心線及びその延長線から450mの距離にある滑走路を含む平面上の直線上当該航空機の離陸中に最大の騒音値が得られる点をいう。
- 3 進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000mの距離にある点をいう。
- 4 離陸測定点とは、滑走路の縦方向の中心線又はその延長線上で当該航空機が離陸のための滑走を開始する点から離陸方向に6,500mの距離にある点をいう。
- 5 Wは、当該航空機の最大離陸重量（単位 kg）とする。
- 6 Aは、当該航空機の発動機の数、2基以下の場合にあつては101、3基の場合にあつては104、4基以上の場合にあつては106とする。

ウー2 ウー1に掲げる航空機は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- ① 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とウー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差を合計して得た値が17E P N d B以上であること。
- ② 側方測定点、進入測定点及び離陸測定点における騒音値とウー1の表の備考のそれぞれの測定点における騒音値の上限との差がいずれも1E P N d B以上であること。

ウー3 アー1、イー1に掲げる航空機であつてウー1の適用を受けようとするものにあつては、ウー2の基準に適合しなければならない。



第2節 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）

1 対策地域の指定要件（法第3条第1項）

(1) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件（昭和46年 政令第204号）

（最近改正 平成22. 6. 16）

特定有害物質	指 定 要 件	
カドミウム（Cd） 及びその化合物	1 米1kgにつきカドミウムの量が0.4mgを超えると認められる地域 2 1の近傍地域のうち、イ、ロの要件に該当する地域であって、米1kg当たりのCdの量が0.4mgを超えるおそれが著しいと認められる地域 イ 1の地域内の農用地の土壌に含まれるCdの量と同程度以上であること。 ロ 1の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること	米について 0.4ppm 超過
銅（Cu）及びその化合物	田の土壌1kgにつき銅の量が125mg以上と認められる地域	土壌について 125ppm 以上
砒素（As）及びその化合物	田の土壌1kgにつき砒素の量が15mg（特別の場合、都道府県知事が土壌1kgにつき10mg～20mgの範囲内で定める別の値）以上と認められる地域	土壌について 15ppm 以上

(2) 土性の分類基準（次官通達昭和46. 6. 30 農政第3341号）

土 性 区 分	分 類 基 準
1 微 粒 質	土層（作土0～5cm）の粘土含量25%以上
2 細 粒 質	〃 15～25%
3 中 粒 質	〃 （ただし、砂含量85%以下） 0～15%
4 粗 粒 質	〃 （ただし、砂含量85%以上） 0～15%

（注） この表中の粘土および砂の定義ならびにそれらの含量の測定方法は、国際土壌学会の定めた方法による。

2 対策地域の指定状況

現在、対策地域の指定はありません

3 参考

農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準値（昭和59. 11. 8 環水土第149号環境庁水質保全局長通知）

土壌（乾土） 1kgにつき亜鉛120mg

第3節 下水道法（昭和33年法律第79号）

1 処理施設の構造の技術上の基準（法第7条第1項の政令で定めるもの）

(1) 水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

（最近改正 平成24. 4. 1）

計画放流水質			方 法
生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕 (mg/L 5日間)	窒素含有量 〔N〕 (mg/L)	磷含有量 〔P〕 (mg/L)	
10以下	10以下	0.5以下	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）又は嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
		0.5を超え 1以下	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
		1を超え 3以下	循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
			循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法、嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
	10を超え 20以下	1以下	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
		1を超え 3以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
			嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法
		1以下	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
		1を超え 3以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法
			標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法

計画放流水質			方 法
生物化学的 酸素要求量 〔BOD〕 (mg/L 5 日間)	窒素含有量 〔N〕 (mg/L)	磷含有量 〔P〕 (mg/L)	
10を超え 15以下	20以下	3 以下	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）
			嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法
		3 以下	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法
			標準活性汚泥法

(2) 前項の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であって、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

2 放流水の水質の技術上の基準（法第8条の政令で定めるもの）

（最近改正 平成27. 7. 19）

(1) 法第8条に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の表のとおりとする。検定方法は、国土交通省令・環境省令で定める方法による。

水素イオン濃度 〔pH〕 (水素指数)	大腸菌群数 (個/cm ³)	浮遊物質 〔SS〕 (mg/L)	生物化学的酸素要求量、 窒素含有量及び磷含有量 〔BOD〕〔N〕〔P〕 (mg/L)
5.8以上 8.6以下	3,000以下	40以下	1の2)に規定する計画 放流水質に適合する数値

(2) 合流式の下水道からの放流水についての技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、1リットルにつき5日間に40ミリグラム以下であることとする。

(3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、第1項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

(4) 前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、水質排出基準が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類の量に係る水質の基準とする。

3 下水道法の規定に基づく下水排除基準

対象者対象物質又は項目		終末処理場を設置している公共下水道の使用者			備考	
		特定事業場		非特定事業場		
排水量 (m ³ /日)		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満			
条例で定める基準	温度	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	45℃ (40℃) 未満	注5	
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 (125) 未満	380 (125) 未満	380 (125) 未満	注5, 7	
	水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	5を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)	注5, 10	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	注5, 10	
	浮遊物質 (SS)	600 (300) 未満	600 (300) 未満	600 (300) 未満	注5, 10	
	汚濁物質消費量	220未満	220未満	220未満		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5以下	5以下	5以下	注10
		動植物油類含有量	30以下	30以下	30以下	
	窒素含有量	240 (150) 未満	240 (150) 未満	240 (150) 未満	注4, 5, 6, 10	
	リン含有量	32 (20) 未満	32 (20) 未満	32 (20) 未満	注4, 5, 6, 10	
	フェノール類	5以下	5以下	5以下	注8, 9	
	銅及びその化合物	3以下	3以下	3以下	注8, 9	
	亜鉛及びその化合物	2以下	2以下	2以下	注8, 9	
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	10以下	注8, 9	
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	10以下	注8, 9	
	クロム及びその化合物	2以下	2以下	2以下	注8, 9	
	政令の基準	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	注8
		シアン化合物	1以下	1以下	1以下	注8
		有機リン化合物	1以下	1以下	1以下	注8
		鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8
六価クロム化合物		0.2以下	0.2以下	0.2以下	注8	
砒素及びその化合物		0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005以下	0.005以下	0.005以下	注8	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	注8	
ポリ塩化ビフェニル		0.003以下	0.003以下	0.003以下	注8	
トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8	
テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8	
ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下	0.2以下	注8	
四塩化炭素		0.02以下	0.02以下	0.02以下	注8	
1, 2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下	0.04以下	注8	
1, 1-ジクロロエチレン		1以下	1以下	1以下	注8	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下	0.4以下	注8	
1, 1, 1-トリクロロエタン		3以下	3以下	3以下	注8	
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下	0.06以下	注8	
1, 3-ジクロロプロペン		0.02以下	0.02以下	0.02以下	注8	
チウラム		0.06以下	0.06以下	0.06以下	注8	
シマジン	0.03以下	0.03以下	0.03以下	注8		
チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	0.2以下	注8		
ベンゼン	0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8		
セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	0.1以下	注8		
ほう素及びその化合物	10 (230) 以下	10 (230) 以下	10 (230) 以下	注8, 11		
ふっ素及びその化合物	8 (15) 以下	8 (15) 以下	8 (15) 以下	注8, 11		
1, 4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	0.5以下	注8		
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ /L以下	10pg-TEQ /L以下	注8		
生物化学的酸素要求量に類似した項目及び大腸菌群数を除き、都道府県の横出し条例で終末処理場からの放流水に基準が定められている場合、その項目と数値を下水排除基準として条例で定められる。						

注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。

2 〇内は直罰対象の排除基準、□内は除害施設の義務づけに係る排除基準を示す。

3 「条例で定める基準」は条例で定める排除基準の限度、「政令の基準」は政令で定められた一律の排除基準を示す。

4 窒素含有量、リン含有量は、放流水がこれらの項目について規制を受ける下水道に排除される下水についてのみ定められる。

5 温度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素含有量、リン含有量の括弧内は、製造業又はガス供給業から排除される汚水の合計量が終末処理場で処理される汚水の量の1/4以上であるとき等の場合は条例で定める排除基準が限度となる。

6 窒素含有量、リン含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の2倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。

7 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ基準が定められているときはその基準値の3.8倍(括弧内は1.25倍)の値を基準とする。

8 フェノール類からダイオキシン類までの項目は、水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法に基づく上乗せ条例が定められているときは、その値が基準になる。

9 フェノール類からクロム及びその化合物までの項目は、水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例により裾切りが縮小されている場合は、50m³/日未満の事業場も直罰の対象となる。

10 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、リン含有量についての直罰に係る基準は、水質汚濁防止法により特例(ゆるやかな基準)が認められているときは、その基準が限度となる。

11 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る基準は、河川(括弧内は海域)を放流先とする公共下水道へ排除する場合を示す。

4 下水汚泥等の埋立処分（法第21条の2第1項の政令で定めるもの）

（処理施設のスクリーン、沈砂池又は沈殿池から除去した発生汚泥等の埋立処分）

（最近改正 平成17.11.1）

埋立処分方法	
1	地中にある空間を利用する処分の方法以外の方法によること。
2	埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）には、周囲に囲いを設けるとともに、下水汚泥等の処分の場所であることを表示すること。
3	埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染することのないように必要な措置を講ずること。
4	沈殿池から除去した汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、当該汚泥をあらかじめ、熱しゃく減量15%以下に焼却し、又は含水率85%以下にすること。
5	沈殿池から除去した汚泥の水面埋立処分を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しゃく減量15%以下に焼却し、又は消化設備を用いて消化し、若しくは有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものとする。
6	下水汚泥等（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及び沈砂池から除去した砂を除く。以下この号において同じ。）の埋立処分を行う場合には、埋め立てる下水汚泥等の一層の厚さは、おおむね3m（沈殿池から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したものと有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のもの以外のものにあつては、おおむね0.5m）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね0.5m覆うこと。ただし、埋立地の面積が1万㎡以下又は埋立容量が5万㎡以下の埋立処分（次号において「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。
7	沈殿池から除去した汚泥（熱しゃく減量15%以下に焼却したもの、消化設備を用いて消化したものと有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。）の埋立処分を行う場合には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。
8	埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
9	埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

5 有害物質を含む汚泥の処理の基準

（最近改正 平成17.11.1）

法第21条の2第1項に規定する有害物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有害物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46政令第300号）別表第3の3に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第6条の5第1項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

第4節 水道法（昭和32年法律第177号）

1 水質基準（平成15. 5. 30 厚生労働省令第101号、最終改正：令和2. 4. 1 施行）

番号	項目名	基準
1	一般細菌	1 mL の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg/L 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下であること。
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下であること。
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下であること。
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下であること。
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下であること。
27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、プロモジクロロ メタン及びプロモホルムのそれぞれの 濃度の総和）	0.1 mg/L 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下であること。
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下であること。

番号	項目名	基準
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L 以下であること。
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下であること。
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR) -オクタヒドロ- 4, 8a-ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール（別名：ジェオスミン）	0.00001 mg/L 以下であること。
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別 名：2-メチルイソボルネオール）	0.00001 mg/L 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下であること。
47	pH 値	5.8以上、8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

2 水質管理目標設定項目（平成15.10.10 健発第1010004号、最終改正：令和2.4.1適用）

番号	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02 mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002 mg/L 以下（暫定）
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02 mg/L 以下
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
5	トルエン	0.4 mg/L 以下
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08 mg/L 以下
7	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
8	二酸化塩素	0.6 mg/L 以下
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下（暫定）
10	抱水クロラール	0.02 mg/L 以下（暫定）
11	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下※
12	残留塩素	1 mg/L 以下
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10 mg/L 以上 100 mg/L 以下
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/L 以下
15	遊離炭酸	20 mg/L 以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下
18	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg/L 以下
19	臭気強度（TON）	3 以下
20	蒸発残留物	30 mg/L 以上 200 mg/L 以下
21	濁度	1 度以下
22	pH 値	7.5 程度
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける
24	従属栄養細菌	1 mL の検水で形成される集落数が2,000 以下（暫定）
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1 mg/L 以下
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として0.0005mg/L 以下（暫定）

※総農薬方式

DI が 1 を超えないこと

$$DI = \sum \frac{DVi}{GVi}$$

DVi : 農薬 i の検出値

GVi : 農薬 i の目標値

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト

（令和4.4.1適用）

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	殺虫剤	0.05
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02
4	EPN 注2)	殺虫剤	0.004
5	MCPA	除草剤	0.005
6	アシュラム	除草剤	0.9
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
8	アトラジン	除草剤	0.01
9	アニコホス	除草剤	0.003
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03
12	イソキサチオン 注2)	殺虫剤	0.005
13	イソフェンホス 注2)	殺菌剤	0.001
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.3
16	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09
18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
19	インダノファン	除草剤	0.009
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	殺虫剤	0.01
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
24	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
25	オリサストロビン 注4)	殺虫剤、殺菌剤	0.1
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006
27	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008
28	カルタップ 注5)	殺虫剤、殺菌剤、 除草剤	0.08
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02
30	カルボフラン	代謝物	0.0003
31	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005
32	キャプタン	殺菌剤	0.3
33	クミルロン	除草剤	0.03
34	グリホサート 注6)	除草剤	2
35	グルホシネート	除草剤、 植物成長調整剤	0.02
36	クロメプロップ	除草剤	0.02
37	クロルニトロフェン (CNP) 注7)	除草剤	0.0001
38	クロルピリホス 注2)	殺虫剤	0.003
39	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
40	シアナジン	除草剤	0.001
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008
45	ジクワット	除草剤	0.01
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	殺虫剤、殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)

番号	農 薬 名	用途	目標値 (mg/L)
48	ジチオピル	除草剤	0.009
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05
53	シメトリン	除草剤	0.03
54	ダイアジノン 注2)	殺虫剤、殺菌剤	0.003
55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、 除草剤	0.8
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソシアネート 注9)	殺菌剤	0.01
57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
58	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
60	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002
63	テルブカルブ (MB PMC)	除草剤	0.02
64	トリクロピル	除草剤	0.006
65	トリクロルホン (DE P)	殺虫剤	0.005
66	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.1
67	トリフルラリン	除草剤	0.06
68	ナプロパミド	除草剤	0.03
69	パラコート	除草剤	0.005
70	ピペロホス	除草剤	0.0009
71	ピラクロニル	除草剤	0.01
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
78	フェントロチオン (ME P) 注2)	殺虫剤、殺菌剤、 植物成長調整剤	0.01
79	フェノブカルブ (B PMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
81	フェンチオン (MP P) 注10)	殺虫剤	0.006
82	フェントエート (P AP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
83	フェントラザミド	除草剤	0.01
84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
85	ブタクロール	除草剤	0.03
86	ブタミホス 注2)	除草剤	0.02
87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03
89	プレチラクロール	除草剤	0.05
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09
91	プロチオホス 注2)	殺虫剤	0.007
92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
93	プロビザミド	除草剤	0.05
94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
96	ベノミル 注11)	殺菌剤	0.02
97	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1

番号	農 薬 名	用途	目標値 (mg/L)
98	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005
100	ベンタゾン	除草剤	0.2
101	ペンディメタリン	除草剤、 植物成長調整剤	0.3
102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02
103	ベンフルラリン (バスロジン)	除草剤	0.01
104	ベンフレセート	除草剤	0.07
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005
106	マラチオン (マラソン) 注2)	殺虫剤	0.7
107	メコプロップ (MCPP)	除草剤	0.05
108	メソミル	殺虫剤	0.03
109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
110	メチダチオン (DMTP) 注2)	殺虫剤	0.004
111	メトミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
112	メトリブジン	除草剤	0.03
113	メフェナセット	除草剤	0.02
114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
115	モリネート	除草剤	0.005

注1) 1,3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキソン体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン (CNP) の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ) 及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシンスルホキシド及びMPPオキシンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

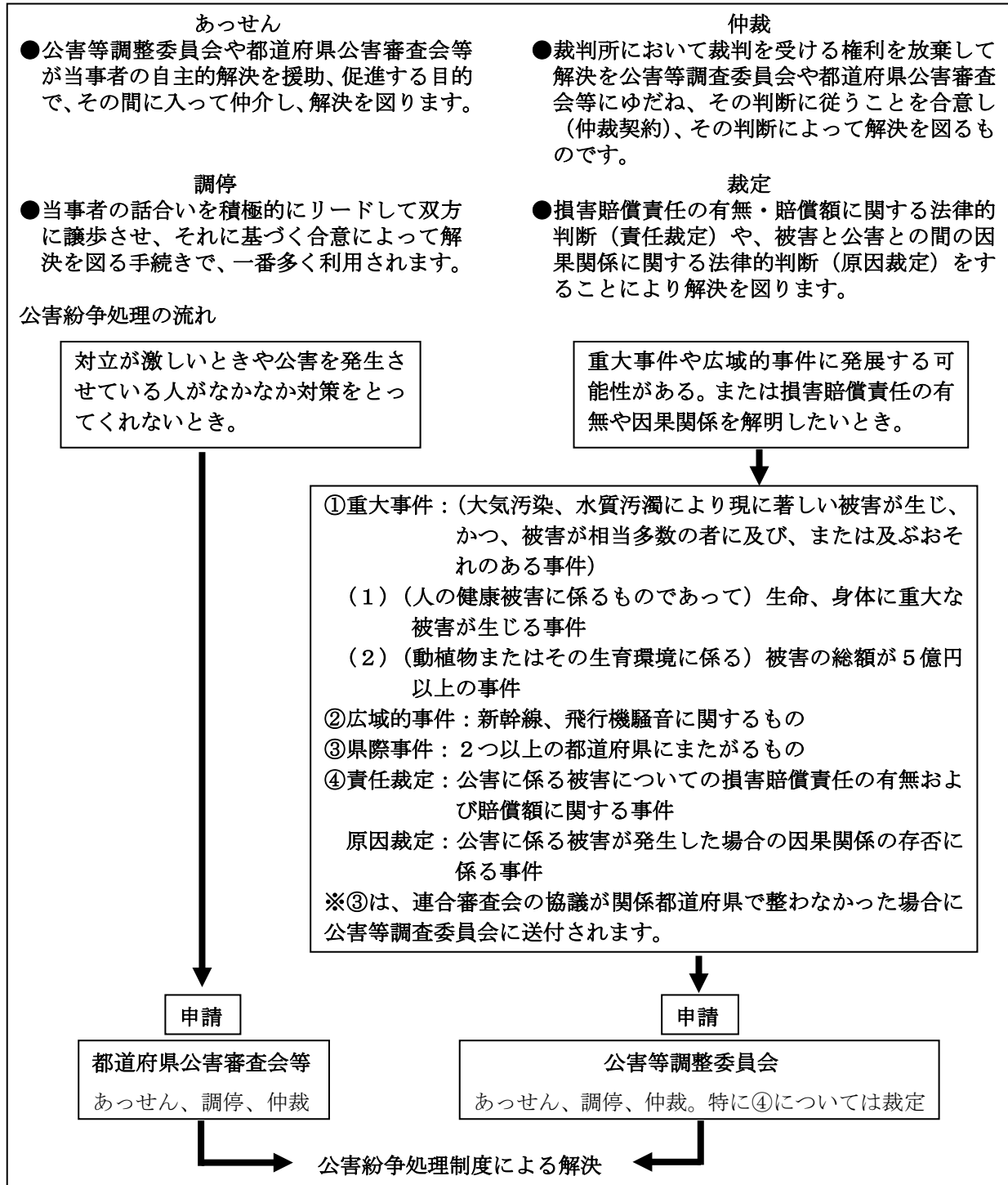
注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。

第5節 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）

1 公害紛争処理制度における紛争解決のための手続き

公害紛争処理制度は、公害紛争を民事訴訟で争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題があったことから生まれた制度です。このため、この制度には、民事訴訟に比べて、①迅速な解決が図られる ②費用が安い ③専門的な知識が活用できるといった特色があります。

公害紛争解決のための手続きとしては、次のものがあり、岩手県公害審査委員や総務省の公害等調整委員会が担当します。このうち、重大事件や広域的な事件、損害賠償や因果関係の問題（裁定手続）は公害等調整委員会が担当します。



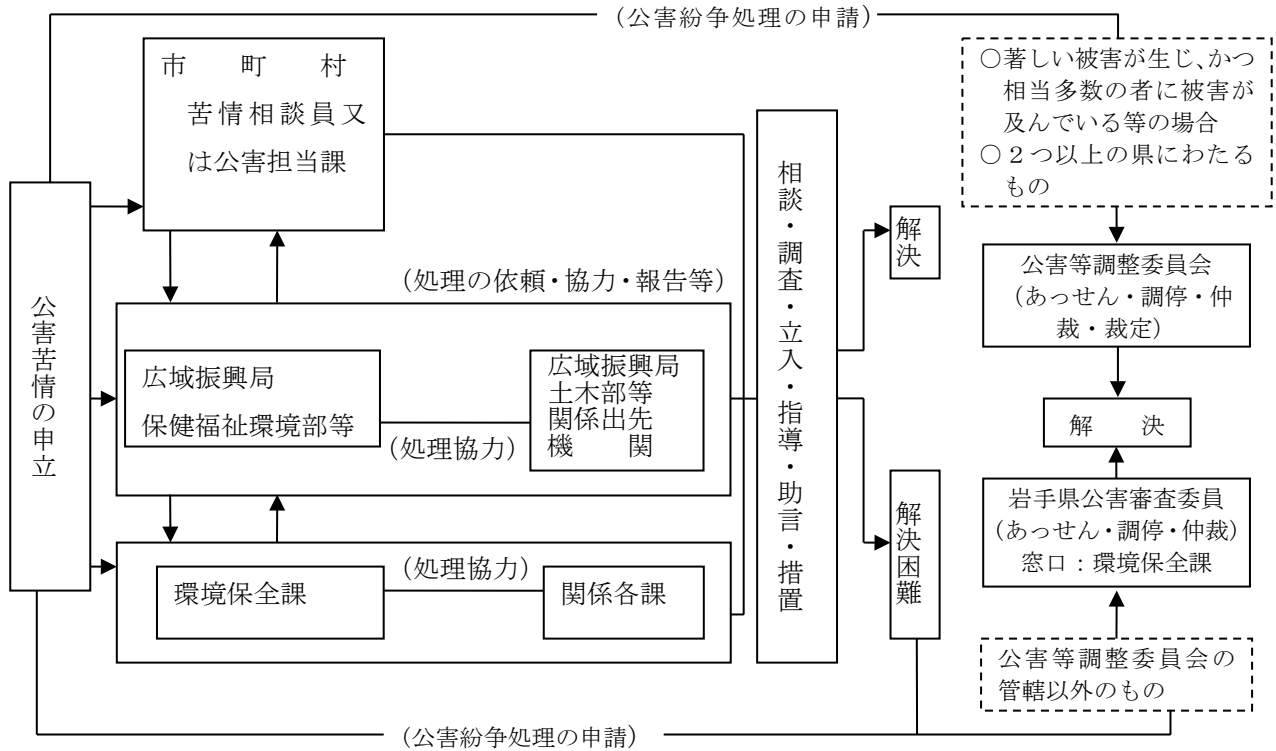
2 手数料

公害紛争処理の手續きに要する費用等に関する条例（昭和45年条例第48号）第3条

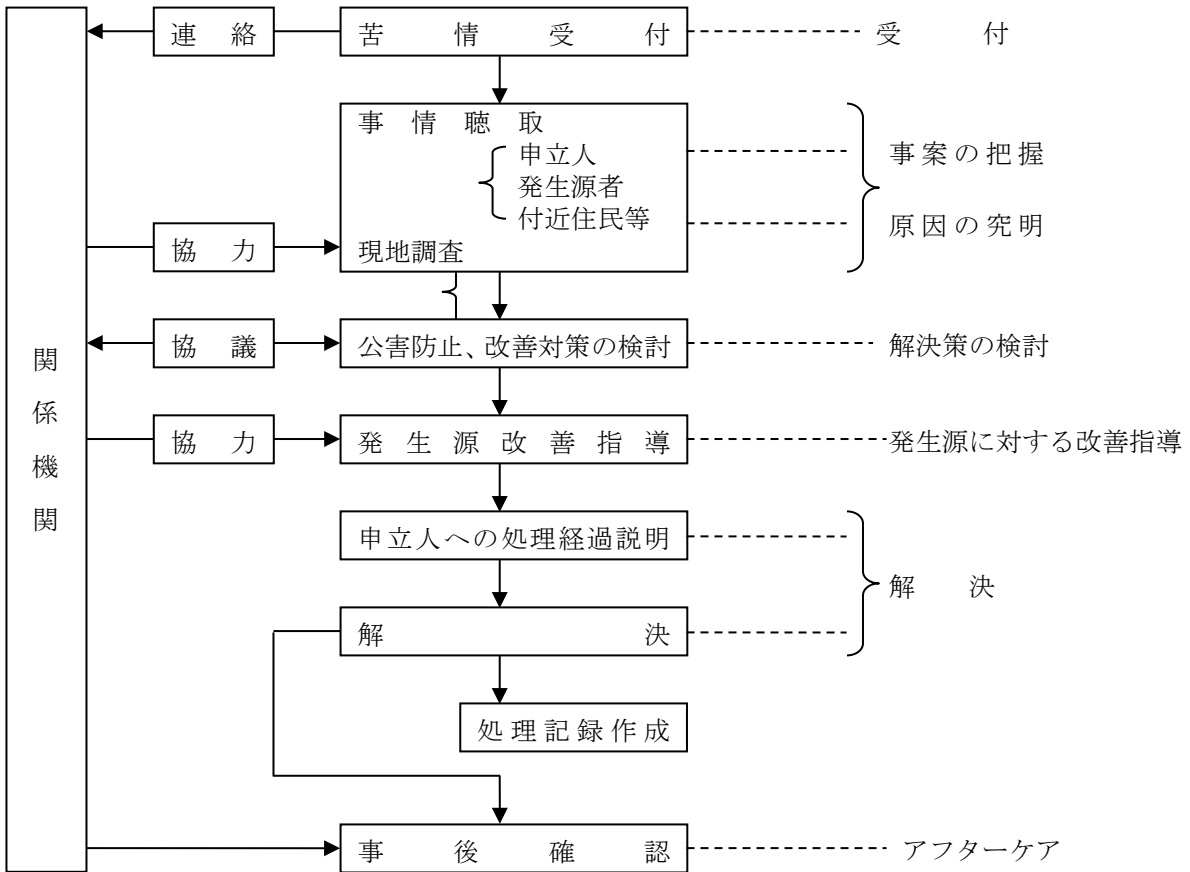
（最近改正 平成19.10.19）

区分	調停又は仲裁を求める事項の価額	金 額
調停	(1) 100万円以下の場合	1,000円
	(2) 100万円を超え1,000万円以下の場合	1,000円に100万円を超える部分が10,000円に達するごとに7円を加えた金額
	(3) 1,000万円を超え1億円以下の場合	7,300円に1,000万円を超える部分が10,000円に達するごとに6円を加えた金額
	(4) 1億円を超える場合	61,300円ごとに1億円を超える部分が10,000円に達するごとに5円を加えた金額
仲裁	(1) 100万円以下の場合	2,000円
	(2) 100万円を超え1,000万円以下の場合	2,000円に100万円を超える部分が10,000円に達するごとに20円を加えた金額
	(3) 1,000万円を超え1億円以下の場合	20,000円に1,000万円を超える部分が10,000円に達するごとに15円を加えた金額
	(4) 1億円を超える金額	155,000円に1億円を超える部分が10,000円に達するごとに10円を加えた金額
法第23条の4第1項の規定による調停の手續きへの参加		調停の申請の項により算出して得た金額
調停打ち切り等の後引き続き仲裁を求める場合		仲裁の申請の項により算出して得た金額から調停の申請に際して納付した手数料を差し引いた金額

3 公害苦情相談と公害紛争処理のしくみ



4 公害苦情処理事務の流れ



第6節 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）

1 対象工場（特定工場）及び施設区分による公害防止管理者の種類

対象工場（特定工場）及び施設の区分			
左欄に掲げる業種に属し、かつ右欄に掲げる施設を設置している工場を対象とする。			規 模
業 種	施 設 の 種 類		
製造業（物品の加工業を含む。） 電気供給業 ガス供給業 熱供給業 （法第2条、令第1条）	ばい煙発生施設 （法第2条第1号）	有害物質（窒素酸化物を除く。）を発生する施設 （令第2条第2項第1号、令第7条第1項第1号）	排ガス量 4万Nm ³ /h以上
			4万Nm ³ /h未満
		上記施設以外のばい煙発生施設 （令第2条第2項第2号、令第7条第1項第2号）	排ガス量 4万Nm ³ /h以上
			4万Nm ³ /h未満 1万Nm ³ /h以上
	汚水等排出施設 （法第2条第2号）	有害物質を排出するもの （令第3条第2項第1号、令第7条第2項第1号、令別表第1）	排出水量 1万m ³ /d以上
			1万m ³ /d未満
		有害物質を排出しないもの （令第3条第2項第2号、令第7条第2項第2号）	排出水量 1万m ³ /d以上
			1万m ³ /d未満 1,000m ³ /d以上
	騒音発生施設 （法第2条第3号）	機械プレス（令第4条第1号）	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。
		鍛造機（令第4条第2号）	落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。
	特定粉じん発生施設 （法第2条第4号）	大気汚染防止法で規定する特定粉じん発生施設 （令第4条の2）（大防法令別表第2の2）	すべてのもの
	一般粉じん発生施設 （法第2条第5号）	大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設 （令第5条）（大防法令別表第2）	
	振動発生施設 （法第2条第6号）	液圧プレス（矯正プレスを除く。） （令第5条の2第1号）	呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。
		機械プレス （令第5条の2第2号）	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。
鍛造機 （令第5条の2第3号）		落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。	
ダイオキシン類発生施設 （法第2条第7号）	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設 （令第5条の3）（ダイ特法令別表第1第1号から第4号まで、同令別表第2第1号から第14号まで）	すべてのもの	

※ 平成16年12月1日の政令の改正により、騒音関係及び振動関係については、二つの区分を統合し、新たに「騒音・振動関係公害管理者」となった。ただし、すでに騒音関係公害防止管理者又は振動関係公害防止管理者の資格を有している者は、改正後もそれぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する。
(平成18年4月1日施行)

選任すべき公害防止 管理者の種類	選任できる資格者の種類 (○印のいずれかを有する者)												備考	
	大気関係				水質関係				関 特 定 粉 じ ん 係	関 一 般 粉 じ ん 係	関 騒 音 ・ 振 動	ン ダ イ オ キ シ ン 類 関 係		
	一 種	二 種	三 種	四 種	一 種	二 種	三 種	四 種						
大気関係第1種 公害防止管理者	○													
大気関係第2種 公害防止管理者	○	○												
大気関係第3種 公害防止管理者	○		○											
大気関係第4種 公害防止管理者	○	○	○	○										
水質関係第1種 公害防止管理者					○									
水質関係第2種 公害防止管理者					○	○								
水質関係第3種 公害防止管理者					○		○							
水質関係第4種 公害防止管理者					○	○	○	○						
騒音・振動関係 公害防止管理者											○			
特定粉じん関係 公害防止管理者	○	○	○	○					○					
一般粉じん関係 公害防止管理者	○	○	○	○					○	○				
騒音・振動関係 公害防止管理者											○			
ダイオキシン類関 係公害防止管理者												○		

2 公害防止管理者の業務

	業 務
公害防止統括者	<p>次の業務を統括管理すること（法第3条第1項、規則第3条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ばい煙発生施設その他の公害発生施設の使用方法の監視 2 ばい煙処理施設その他の公害防止施設の維持・使用 3 ばい煙の量又は排水若しくは特定地下浸透水の汚染状態の測定・記録 4 ばい煙又は排水に係る緊急時の措置 5 大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の事故時の措置等
公害防止管理者	<p>次の技術的事項を管理すること（法第4条第1項、規則第6条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃料、原材料の検査 2 ばい煙発生施設その他の公害発生施設の点検 3 ばい煙処理施設その他の公害発生施設の操作・点検・補修 4 ばい煙量・ばい煙濃度・排水の汚染状態又は排出ガス若しくは排水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施・結果の記録 5 測定器の点検・補修 6 ばい煙又は排水に係る緊急時における必要な措置の実施 7 大気汚染防止・水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法の事故時における応急措置の実施等
<p>公害防止主任管理者</p> <p>（排出ガス量が1時間当たり4万m³以上であり、かつ、排水量が1日当たり1万m³以上の特定工場においては選任しなければならない。）</p>	<p>大気関係及び水質関係の公害防止管理者の業務に係る技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮すること（法第5条）</p>
<p>公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の代理人</p>	<p>公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、それぞれの職務を代理して行う（法第6条）</p>

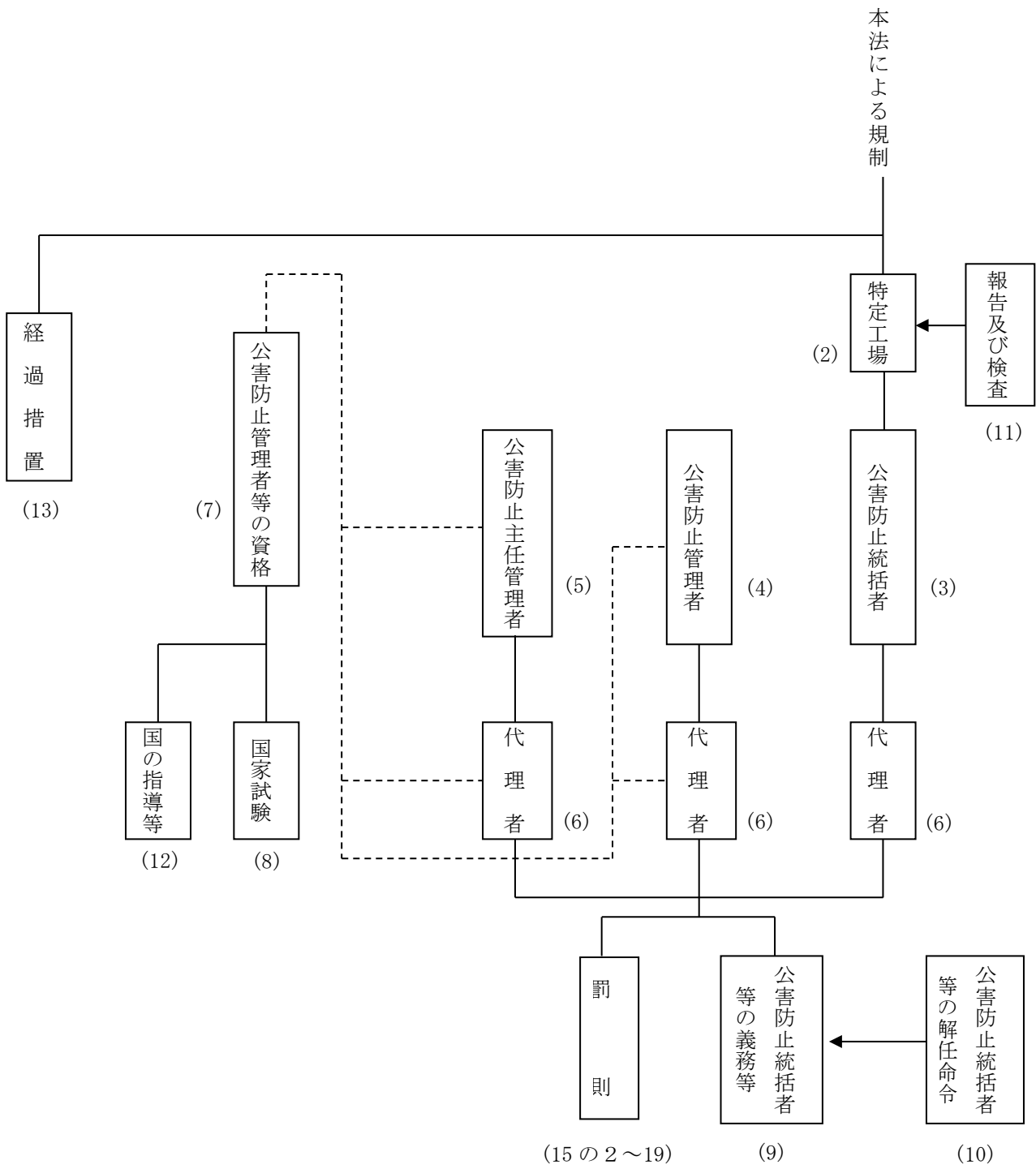
資 格	選 任 手 続 等	備 考
<p>特定資格は規定されていないが、当該特定工場における事業の実施を統括管理する者（すなわち工場長に相当する者）であることを要する （法第3条第2項）</p>	<p>選任事由が発生してから30日以内に選任し、選任した日から30日以内に管轄都道府県知事に届け出ること（法第3条第1項、第3項、規則第2条） 解任、死亡の場合も同様</p>	<p>常時使用従業員20人以下の事業者は、公害防止統括者の選任義務を免除（法第3条第1項、令第6条）</p>
<p>① 公害防止管理者試験合格者 ② 資格認定講習を終了した者（法第7条第1項第1号、令第10条）</p>	<p>選任事由が発生した日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に管轄都道府県知事に届け出ること（法第4条第1項、第3項、規則第5条） 解任、死亡の場合も同様</p>	<p>公害防止管理者は、施設の区分ごとに、資格を有する者を選任しなければならない （法第4条第1項、第2項、令第7条、第8条） 二つ以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはならない。ただし、同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合、親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において同一人を選任する場合、事業協同組合等で同一都道府県内の組合員（常時使用従業員50人以下）が共同で公害防止業務を行う際に同一人を選任する場合、及び近隣の同業種の中小企業者が共同で公害防止業務を行う際に同一人を選任する場合は、兼務できる（規則第5条）</p>
<p>① 公害防止主任管理者試験合格者 ② 資格認定講習を終了した者（法第7条第1項第2号、令第11条） ③ 大気関係第1種又は第3種有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は、第3種有資格者である者（法第7条第1項第1号、令第11条）</p>	<p>同 上 （法第5条第1項、第3項、規則第8条）</p>	<p>排出ガス量が4万Nm³/h以上で、かつ排出水量1万m³/d以上の特定工場のみ選任を必要とする（令第9条）。ただし、ばい煙並びに汚水及び廃液が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することができる（令第9条）。 二つ以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはならない（規則第8条）</p>
<p>それぞれ公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の資格と同じ資格が必要（法第6条第2項）</p>	<p>それぞれ公害防止統括者、公害防止管理者、又は公害防止主任管理者の選任手続き等と同じ手続（法第6条第2項）</p>	

3 資格認定講習受講資格（公害防止主任管理者は省略）

受験資格の区分		公害防止管理者の種別				大 気				水 質				騒音・振動	粉じん	ダイオキシン	
		1種	2種	3種	4種	1種	2種	3種	4種	1種	2種	3種	4種				
技 術 士	化学部門（全選択科目）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	金属部門 （非鉄冶金、鋼鉄生産システム、非鉄生産システム）	○	○														
	環境部門（環境保全計画、環境測定）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	機械部門（動力エネルギー、熱工学）			○	○												
	金属部門（鉄鋼生産システム、非鉄生産システム）			○	○												
	衛生工学部門（大気管理）			○	○											○	
	応用理学部門（物理及び化学）			○	○						○	○	○	○			
	上下水道部門（全科目選択）					○	○	○	○								
	衛生工学部門（水質管理）					○	○	○	○								
	農業部門（農芸化学）							○	○								
技 術 資 格	機械部門 （機械加工及び加工機、加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械、機械力学・制御）													○			
	化学部門（化学装置及び設備）														○		
	環境計量士（濃度）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	環境計量士（騒音・振動）													○			
	衛生工学衛生管理者（1年以上その職務に従事したもの）		○						○					○	○	○	
	毒物劇物取扱責任者（1年以上その職務に従事したもの）		○						○								○
	保安技術管理者等有資格者		○	○					○	○							○
	鉱害防止係員有資格者		○	○					○	○							○
	薬剤師		○			○	○	○	○								○
	エネルギー管理士（熱管理士を含む）			○	○												
	甲種ガス主任技術者			○	○				○								
	乙種ガス主任技術者				○				○								
	特級ボイラー技士免許			○	○												
	一級ボイラー技士免許				○												
	第1種、第2種電気主任技術者			○	○												
	第1種、第2種ボイラー・タービン主任技術者			○	○												
	採石業務管理者（同実務1年以上）											○			○		
	生物由来製品製造管理者（同実務1年以上）											○					
	再生医療等製品製造管理者（同実務1年以上）											○					
	第1種作業環境測定士														○	○	
大気関係第1種又は第2種公害防止管理者有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は第2種公害防止管理者有資格者																○	
学 歴 及 び 実 務 経 験 資 格	実務の経験年数																
	1 大学又は旧大学令に基づく大学卒業者（薬学、工学、化学）		3	5	3									3	3	3	
	2 大学又は旧大学令に基づく大学卒業者（薬学、工学、化学、農学）※水産学含み農業経済学除く									3	5	3					
	3 短期大学又は旧専門学校例に基づく専門学校卒業者（薬学、工学、化学）		5	7	5									5	5	5	
	4 短期大学又は旧専門学校例に基づく専門学校卒業者（薬学、工学、化学、農学）※水産学含み農業経済学除く									5	7	5					
	5 高等学校又は旧中学校令に基づく中学校卒業者		7	9	7					7	9	7		7	7	7	
	6 1,3,5のいずれにも該当しない場合		10	12	10									10	10	10	
7 2,4,5のいずれにも該当しない場合									10	12	10						

備考) 実務とはそれぞれ管理者種別に対応するばい煙、汚水、騒音など発生施設、処理、防止施設の維持及び管理の業務である。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律体系図



注1 図に掲げた項目以外に、試験事務の委任（8の2～8の18）、事務の委任(14)等について定めている。

2 図中の（ ）内数字は条文を示す。例えば(2)は法第2条を意味する。

第7節 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

(昭和48年法律第117号)

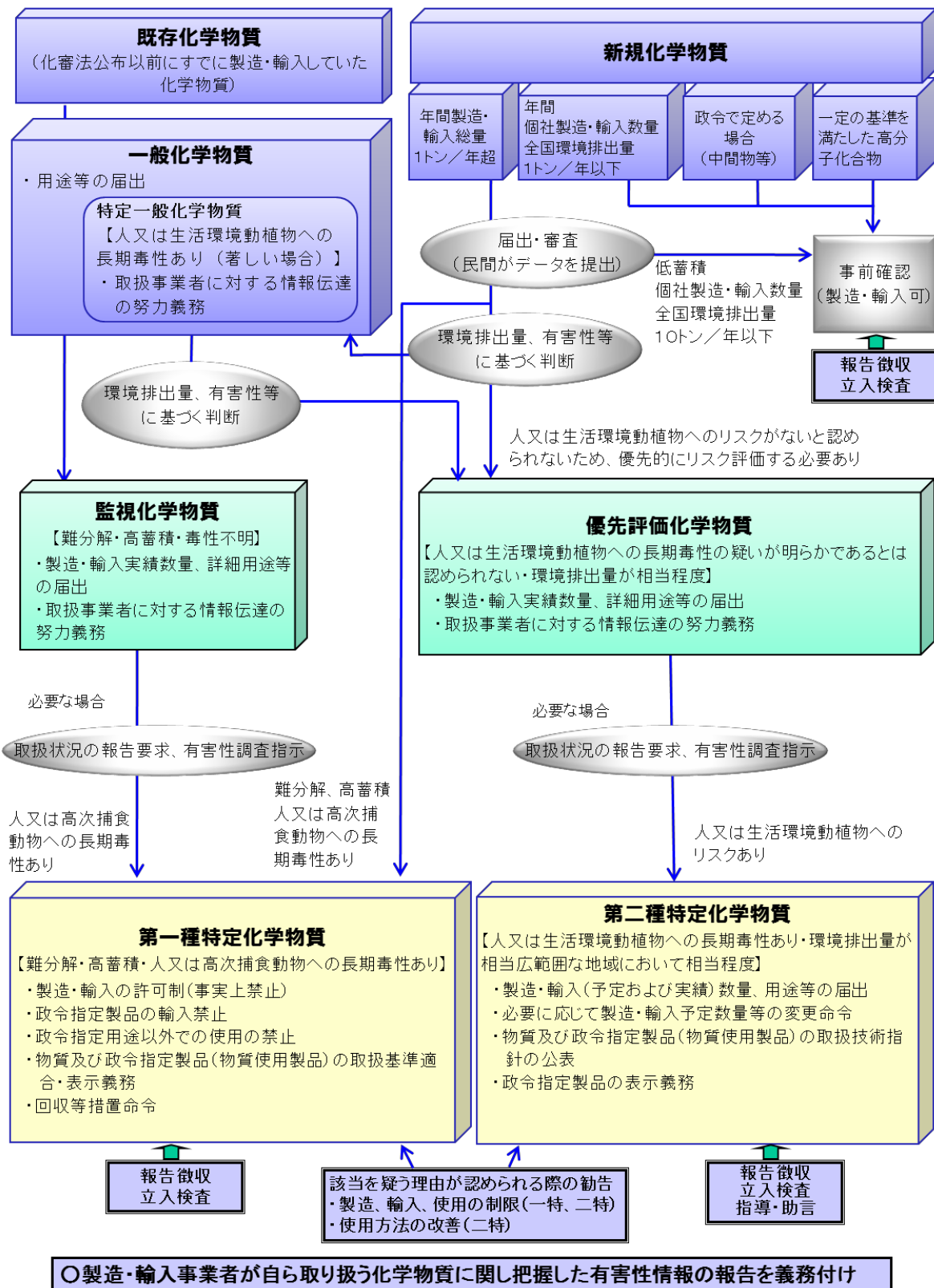
(最終改正 令和5年12月13日号外法律第84号)

1 化学物質の主な規制内容

区分	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質
定義	① 難分解性のあるもの 自然的作用による化学変化を生じにくいもの ② 高蓄積性のあるもの 生物の体内に蓄積されやすいもの ③ 長期毒性のあるもの 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれのあるもの、又は、高次捕食動物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの ④ 自然的作用による化学変化により、容易に①、②及び③に該当する物質を生成するもの	① 人への長期毒性又は、生活環境動植物への長期毒性のあるもの ② 自然的作用による化学変化により、容易に①に該当する物質を生成するもの 上記①又は②のいずれかに該当し、かつ相当広範囲の地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康にかかる被害又は生活環境動植物の生息もしくは生育に係る被害を生じおそれがあると認められるもの
指定	政令（第1条）	政令（第2条）
該当化学物質	PCB、PCN（塩素数が2以上のもの）、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン、2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール又は2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-ターシャリ-ブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromoピフェニル、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテル、ヘプタブromoジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブromoシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）、デカブromoジフェニルエーテル、PFOA又はその塩、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、トリフェニルスズ化合物（7種）、トリブチルスズ（13種）
規制	製造・輸入業者及び使用者に対する規制（第17条～第34条） 製造・輸入の許可、用途制限等（製造・輸入及び使用の事実上の禁止） 政令指定製品の輸入禁止等	製造又は輸入する者に対する規制 ① 製造又は輸入予定数量等の届出と予定数量の遵守（第35条第1項・第3項） ② 製造又は輸入予定数量の変更命令と変更数量の遵守（第35条第5項） ③ 製造又は輸入数量等の届出（第35条第6項） 取扱事業者に対する規制 ① 主務大臣は、環境汚染防止のための技術上の指針を公表し、必要と認めるときは適切な勧告をする（第36条） ② 容器、包装又は送り状に環境汚染防止のための措置に関する指示（第37条） ③ 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う（第39条）

監視化学物質	優先評価化学物質
① ①第一種特定化学物質の定義①及び②に該当するものであり、かつ、③に該当するかどうか明らかでないもの ② 自然的作用による化学変化により、容易に①に該当する物質を生成するもの	① ①第二種特定化学物質の①又は②に該当する疑いのあるもの
厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣による指定 (第2条第4項) (第2条第5項)	
酸化水銀(Ⅱ)等 37物質	二硫化炭素等 88物質
製造又は輸入した者に対する規制 ① 製造又は輸入数量等の届出(第13条第1項) ② 有害性の調査とその結果報告(第14条) 取扱事業者に対する規制 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う(第39条)	製造又は輸入した者に対する規制 ① 製造又は輸入数量等の届出(第9条第1項) ② 有害性の調査とその結果報告(第10条第1項) 取扱事業者に対する規制 主務大臣は、製造・運搬・使用等取扱いの方法に関して指導・助言を行う(第39条)

2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律体系図



第8節 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(通称：化管法)

1 法律の目的と概要

- ① 人の健康を損なうおそれのある等の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置
(P R T R : Pollutant Release and Transfer Register)
 - ・ 事業者は、指定化学物質（**第一種指定化学物質**）の事業所からの排出量を、自ら把握し都道府県知事を経して、国に報告
 - ・ 国は報告されたデータを集計し公表、また個別の事業所データを請求に基づき開示
- ② 事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置
(S D S : Safety Data Sheet)
 - ・ 指定化学物質（**第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質**）を取り扱う事業者は、化学物質の譲渡提供の相手方事業者に対して、化学物質の性状等を記録した文書の交付を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること

図1 PRTRによる排出量及び移動量の把握

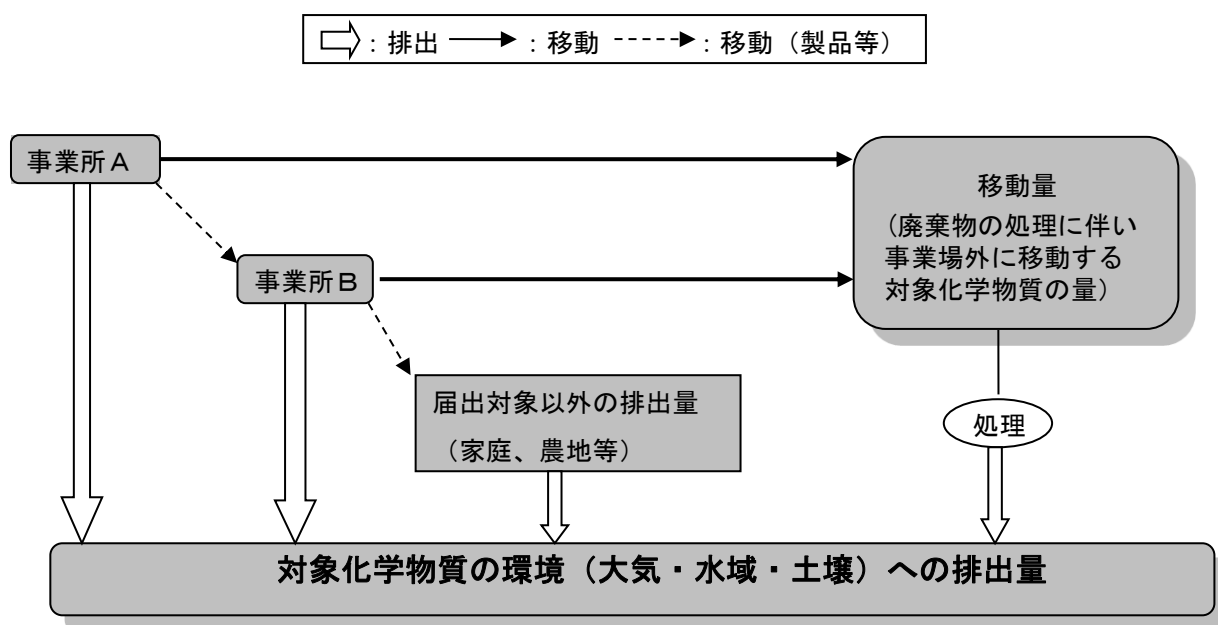
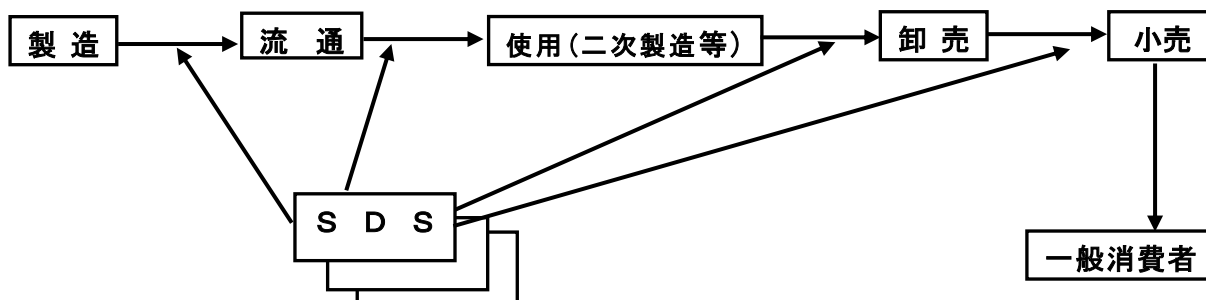
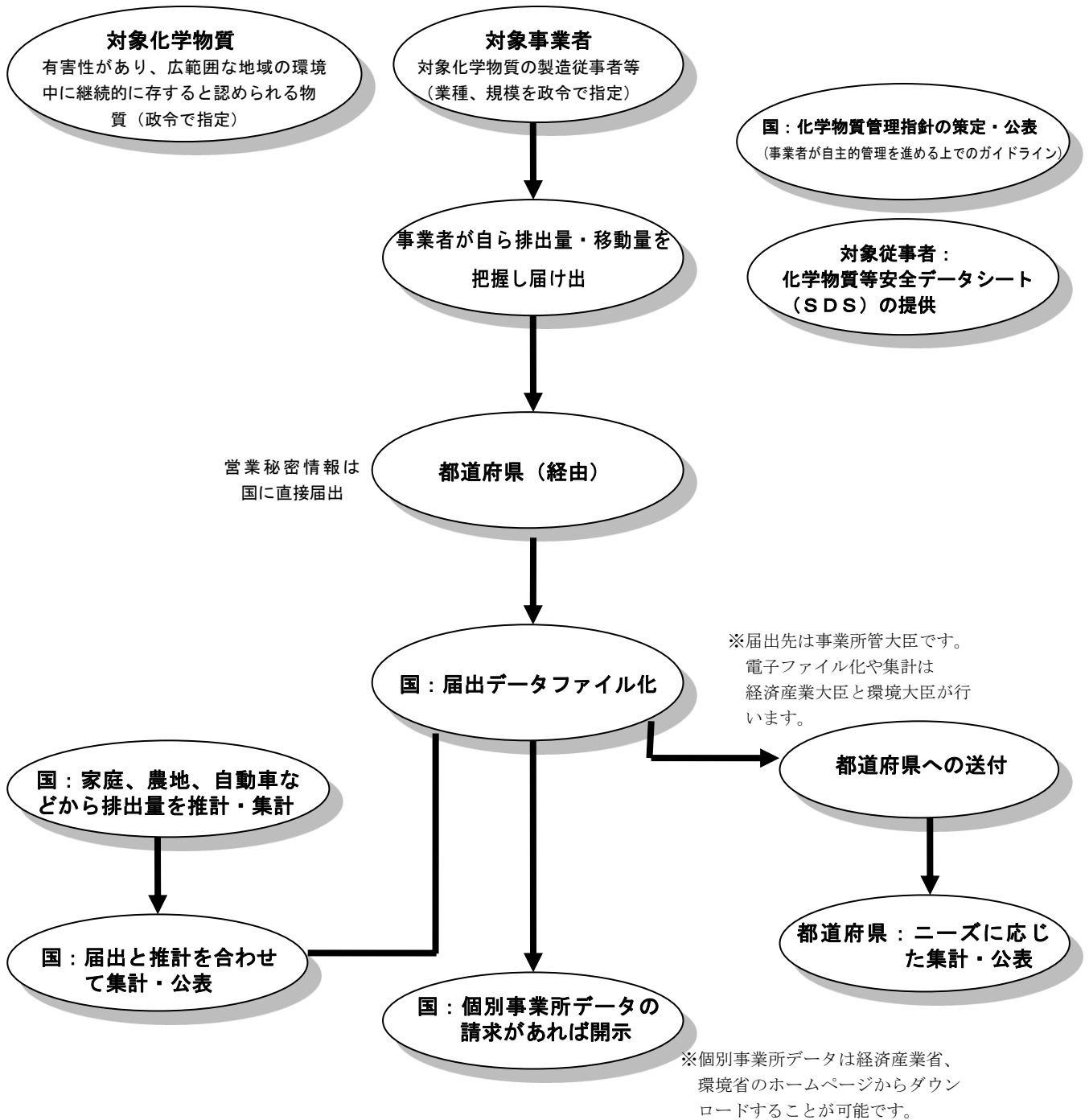


図2 化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供 (S D S) の交付の仕組み



2 化学物質の排出量等の措置（P R T R）実施の手順

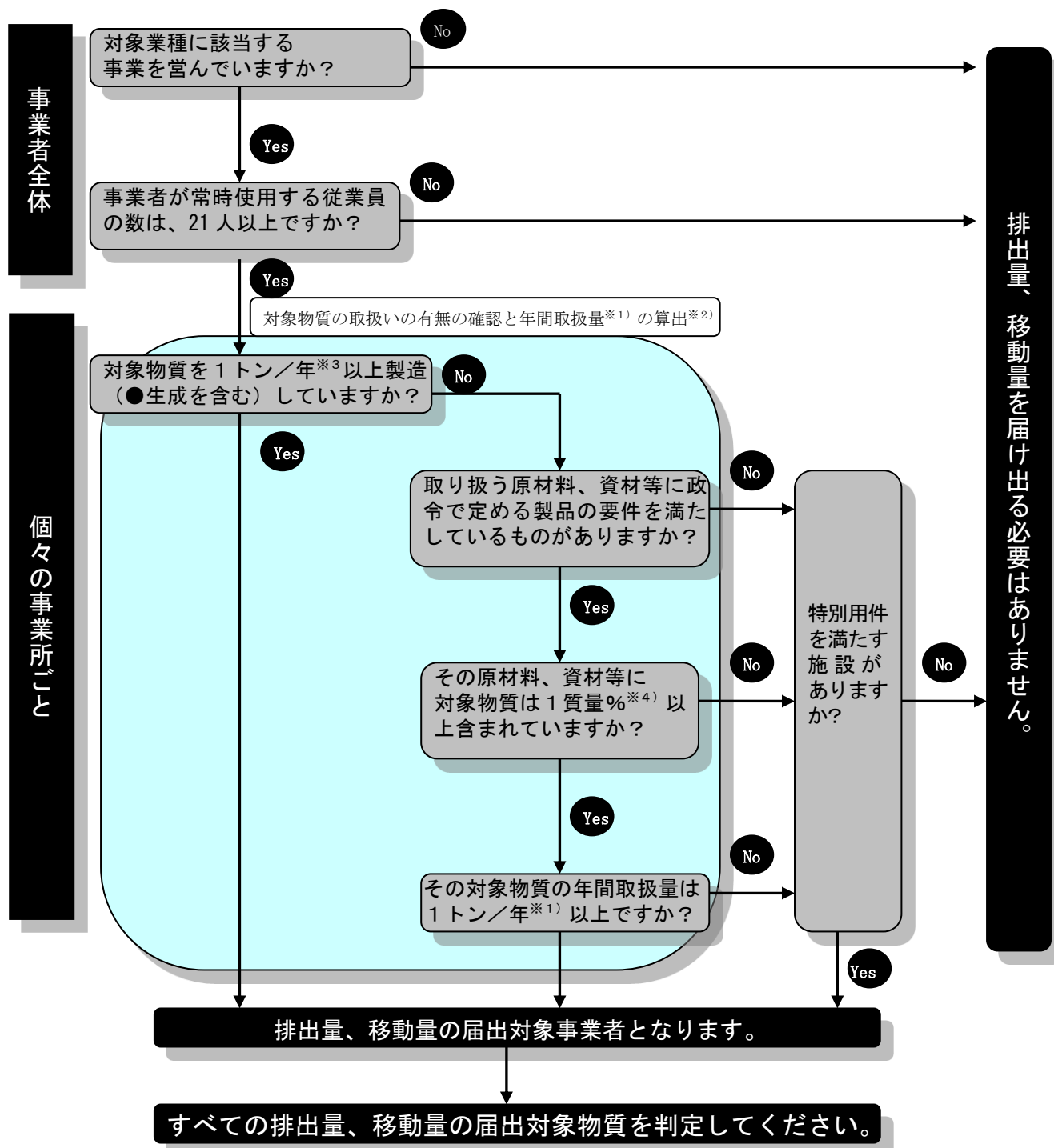


○化管法では、さらに国や地方公共団体が支援措置に努めるよう定めています。

- ① 化学物質の有害性などの科学的知見の充実
- ② 化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
- ③ 事業者に対する技術的な助言
- ④ 化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
- ⑤ ③や④のための人材の育成

3 届出の対象となる事業者

(1) 対象事業者の判定フロー



* 1 年間取扱量とは、年度1年間（年度初め4月～年度末3月）の取扱量を意味します。

* 2 本フロー図では、届出対象事業者の判定用に対象物質の年間取扱量の算出方法を簡略化して示しております。

* 3 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.5トン/年

* 4 政令で定める特定第一種指定化学物質0.1質量%

(2) 届出対象業種

対象となる事業者の要件のうち対象業種は以下に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

対象業種

- | | |
|------------------|---|
| 1 金属鉱業 | 7 下水道業 |
| 2 原油・天然ガス鉱業 | 8 鉄道業 |
| 3 製造業 | 9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る) |
| a 食料品製造業 | 10 石油卸売業 |
| b 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 鉄スクラップ卸売業 ^{*)} |
| c 繊維工業 | ^{*)} 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| d 衣服・その他の繊維製品製造業 | 12 自動車卸売業 ^{*)} |
| e 木材・木製品製造業 | ^{*)} 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| f 家具・装備品製造業 | 13 燃料小売業 |
| g パルプ・紙・紙加工品製造業 | 14 洗濯業 |
| h 出版・印刷・同関連産業 | 15 写真業 |
| i 化学工業 | 16 自動車整備業 |
| j 石油製品・石炭製品製造業 | 17 機械修理業 |
| k プラスチック製品製造業 | 18 商品検査業 |
| l ゴム製品製造業 | 19 計量証明業(一部計量証明業を除く) |
| m なめし革・同製品・毛皮製造業 | 20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る) |
| n 窯業・土石製品製造業 | 21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処理業を含む) |
| o 鉄鋼業 | 22 医療業 |
| p 非鉄金属製造業 | 23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く) |
| q 金属製品製造業 | 24 自然科学研究所 |
| r 一般機械器具製造業 | 注：公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。 |
| s 電気機械器具製造業 | |
| t 輸送用機械器具製造業 | |
| u 精密機械器具製造業 | |
| v 武器製造業 | |
| w その他の製造業 | |
| 4 電気業 | |
| 5 ガス業 | |
| 6 熱供給業 | |

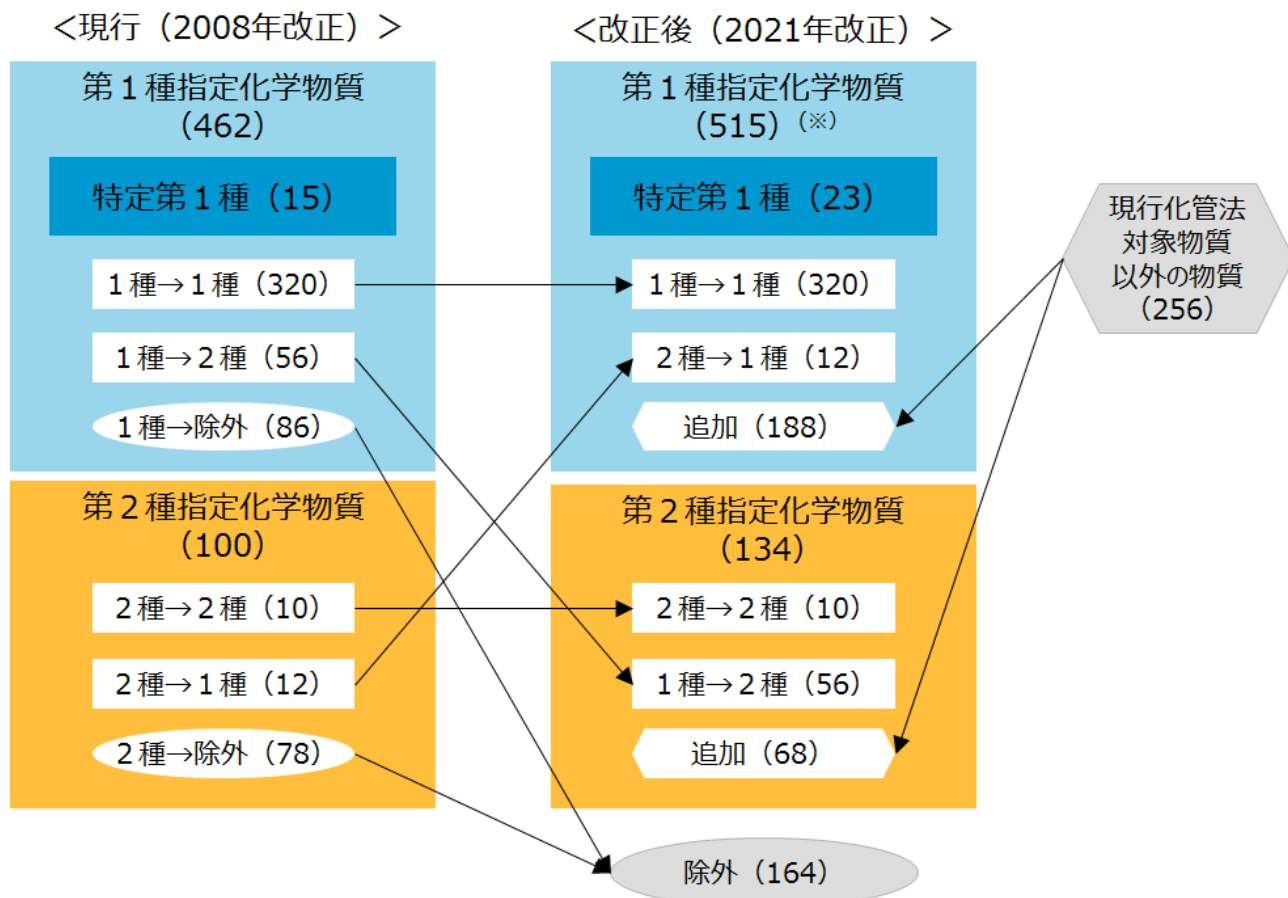
(3) 特別要件施設

- ① 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営む事業者にあつては、鉱山保安法第8条第1項に規定する建築物、工作物その他の施設
- ② 下水道業を営む事業者にあつては、下水道終末処理施設
- ③ ごみ処分業、又は産業廃棄物処分業を営む事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設

4 PRTR及びSDS対象化学物質

(1) 令和3年10月の政令改正による対象化学物質の変更

・対象物質数の概況



※構造が類似する物質等の統合、「有機スズ化合物」の分離により、最終的に515物質となる。

(2) 管理番号

令和3年10月の政令改正により、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号(※1)とは異なる管理番号(※2)が付与された。PRTR制度においては、令和6年度の届出から、現在の政令番号に代わって管理番号が使用される方針である。SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではないが、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨する。

- ※1 政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合がある。
- ※2 化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、1指定化学物質に対応する固有の1番号となる管理番号は原則維持される。

2021年（令和3年）政令改正後の指定化学物質リスト

2008（H20）改正指定化学物質（今回の見直しで種別変更となる物質、除外される物質もそのまま記載）

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一	亜鉛の水溶性化合物	第一
2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第二	アクリルアミド	第二
3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一	アクリル酸エチル	第一
4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第二	アクリル酸及びその水溶性塩	第二
5	2439-35-2	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル		1-007	第一	アクリル酸2-（ジメチルアミノ）エチル	第一
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		2-001	第二	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	第二
7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一	アクリル酸ノルマルブチル	第一
8	96-33-3	アクリル酸メチル		1-010	第二	アクリル酸メチル	第二
9	107-13-1	アクリロニトリル		1-011	第一	アクリロニトリル	第一
10	107-02-8	アクロレイン		1-012	第一	アクロレイン	第一
11	26628-22-8					アジ化ナトリウム	第一
12	75-07-0	アセトアルデヒド		1-017	特定第一	アセトアルデヒド	第一
13	75-05-8					アセトニトリル	第一
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン		1-018	第一	アセトンシアノヒドリン	第二
15	83-32-9	アセナフテン		1-019	第一	アセナフテン	第一
16	78-67-1					2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル	第二
17	90-04-0					オルト-アニジジン	第一
18	62-53-3	アニリン		1-020	第一	アニリン	第一
19	82-45-1	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		2-003	第二	1-アミノ-9, 10-アントラキノン	第二
20	141-43-5	2-アミノエタノール		1-021	第一	2-アミノエタノール	第一
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン	クロリダゾン	1-022	第一	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3（2H）-オン（別名クロリダゾン）	第一
22	120068-37-3	5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール	フィブロニル	1-023	第一	5-アミノ-1-〔2, 6-ジクロロ-4-（トリフルオロメチル）フェニル〕-3-シアノ-4-〔（トリフルオロメチル）スルフィニル〕ピラゾール（別名フィブロニル）	第一
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール		1-025	第一	パラ-アミノフェノール	第一
24	591-27-5					メタ-アミノフェノール	第一
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン	メトリブジン	1-026	第一	4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン（別名メトリブジン）	第一
26	107-11-9					3-アミノ-1-プロパン	第一
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン	メタミトロン	1-027	第一	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5（4H）-オン（別名メタミトロン）	第一
28	107-18-6	アリルアルコール		1-028	第一	アリルアルコール	第一
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン		1-029	第一	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	第一
30		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）		1-045	第一	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	第一
31		アンチモン及びその化合物		1-048	第一	アンチモン及びその化合物	第一
32	120-12-7	アントラセン		1-049	第一	アントラセン	第二
33	1332-21-4	石綿		1-051	特定第一	石綿	特定第一
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		1-053	第一	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	第一
35	78-84-2					イソブチルアルデヒド	第一
36	78-79-5	イソブレン		1-054	第一	イソブレン	第一
37	80-05-7	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェノールA	1-055	第一	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノールA）	第一
38	4162-45-2					2, 2'-〔イソプロピリデンビス〔（2, 6-ジブromo-4, 1-フェニレン）オキシ〕〕ジエタノール	第一
39	22224-92-6					N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-（3-メチル-4-メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）	第一
40	149877-41-8	イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマー	ビフェナゼート	1-059	第一	イソプロピル=2-（4-メトキシピフェニル-3-イル）ヒドラジノホルマー（別名ビフェナゼート）	第一
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド	フルトラニル	1-060	第一	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）	第一
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン		2-006	第二	2-イミダゾリジンチオン	第一
43	13516-27-3	1, 1'-〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン	イミノクタジン	2-007	第二	1, 1'-〔イミノジ（オクタメチレン）〕ジグアニジン（別名イミノクタジン）	第一
44		インジウム及びその化合物		1-062	第一	インジウム及びその化合物	第一
45	75-08-1					エタンチオール	第一
46	76578-14-	エチル=2-〔4-（6-クロロ-2-	キザロホップエ	1-064	第一	エチル=2-〔4-（6-クロロ-2-	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
	8	キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	チル			キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	
47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロメタトリル)ニセカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート	ブタミホス	1-068	第一	O-エチル=O-(6-ニトロメタトリル)ニセカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	第一
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	EPN	1-069	第一	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	第一
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	ペンディメタリン	1-070	第一	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ペンディメタリン)	第一
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート	モリネート	1-071	第一	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	第一
51	149-57-5					2-エチルヘキササン酸	第一
52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート	アラニカルブ	1-072	第一	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ)アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)	第一
53	100-41-4	エチルベンゼン		1-073	第一	エチルベンゼン	第一
54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート	ホスチアゼート	1-074	第一	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート(別名ホスチアゼート)	第一
55	151-56-4					エチレンイミン	第一
56	75-21-8	エチレンオキシド		1-075	特定第一	エチレンオキシド	特定第一
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル		1-076	第二	エチレングリコールモノエチルエーテル	第二
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル		1-078	第二	エチレングリコールモノメチルエーテル	第二
59	107-15-3	エチレンジアミン		1-079	第一	エチレンジアミン	第一
60	60-00-4					エチレンジアミン四酢酸	第一
61	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	マンネブ	1-081	第一	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	第一
62	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	マンコゼブ又はマンゼブ	1-082	第一	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)	第一
63	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット	1-083	第一	1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	第一
64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス	1-085	第一	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブロックス)	第一
65	106-89-8	エピクロロヒドリン		1-086	第一	エピクロロヒドリン	第一
66	106-88-7	1,2-エポキシブタン		1-087	第二	1,2-エポキシブタン	第二
67	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール		2-011	第二	2,3-エポキシ-1-プロパノール	第一
68	75-56-9	1,2-エポキシプロパン	酸化プロピレン	1-088	第一	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	第一
69	122-60-1					2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	第一
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物	2-012	第二	エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物)	第一
71	7705-08-0					塩化第二鉄	第一
72	85535-84-3	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)		1-089	第一	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)	第一
73	111-87-5	1-オクタノール		1-094	第一	1-オクタノール	第一
74	1806-26-4	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		1-043	第一	パラ-オクチルフェノール	第一
75		カドミウム及びその化合物		1-099	特定第一	カドミウム及びその化合物	特定第一
76	105-60-2					イブシロン-カプロラクタム	第二
77	156-62-7					カルシウムシアナミド	第一
78	105-67-9	2,4-キシレノール		1-101	第一	2,4-キシレノール	第一
79	576-26-1	2,6-キシレノール		1-102	第一	2,6-キシレノール	第一
80	1330-20-7	キシレン		1-103	第一	キシレン	第一
81	91-22-5	キノリン		1-104	第一	キノリン	第一
82		銀及びその水溶性化合物		1-105	第一	銀及びその水溶性化合物	第一
83	98-82-8	クメン		1-106	第二	クメン	第二
84	107-22-2	グリオキサール		1-107	第一	グリオキサール	第一
85	111-30-8	グルタルアルデヒド		1-109	第一	グルタルアルデヒド	第一
86	1319-77-3	クレゾール		1-110	第一	クレゾール	第一
87		クロム及び三価クロム化合物		1-111	第一	クロム及び三価クロム化合物	第一
88		六価クロム化合物		1-112	特定第一	六価クロム化合物	特定第一
89	95-51-2	クロロアニリン		1-113	第一	クロロアニリン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン	1-115	第一	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	第一
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン	1-116	第一	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)	第一
92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	1-117	第一	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド (別名トルフェンピラド)	第一
93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	1-118	第一	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (別名メトラクロール)	第一
94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビニル	1-120	特定第一	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	特定第一
95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラトルイジン	フルアジナム	1-121	第一	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファートリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラトルイジン (別名フルアジナム)	第一
96	119446-68-3	1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	1-122	第一	1-(2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキサラン-2-イル]メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名ジフェノコナゾール)	第一
97	611-19-8					1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	第一
98	79-11-8	クロロ酢酸		1-123	第一	クロロ酢酸	第一
99	105-39-5					クロロ酢酸エチル	第一
100	51218-49-6	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール	1-124	第一	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (別名プレチラクロール)	第一
101	15972-60-8	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	1-125	第一	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド (別名アラクロール)	第一
102	97-00-7					1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン	第一
103	75-68-3	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCF C-1 4 2 b	1-129	第一	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (別名HCF C-1 4 2 b)	第一
104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	HCF C-2 2	1-130	第一	クロロジフルオロメタン (別名HCF C-2 2)	第一
105	2837-89-0	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCF C-1 2 4	1-137	第一	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (別名HCF C-1 2 4)	第一
106		クロロトリフルオロエタン	HCF C-1 3 3	1-138	第一	クロロトリフルオロエタン (別名HCF C-1 3 3)	第一
107	75-72-9					クロロトリフルオロメタン (別名CFC-1 3 3)	第一
108	93-65-2	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ	1-139	第一	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸 (別名メコプロップ)	第一
109	95-49-8	オルトクロロトルエン		2-020	第二	オルトクロロトルエン	第一
110	106-43-4	パラクロロトルエン		2-021	第二	パラクロロトルエン	第二
111	121-87-9					2-クロロ-4-ニトロアニリン	第一
112	88-73-3					2-クロロニトロベンゼン	第一
113	122-34-9	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	1-140	第一	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン (別名シマジン又はCAT)	第一
114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン	2-023	第二	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン (別名インダノファン)	第一
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド	1-144	第一	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド (別名フェントラザミド)	第一
116	78587-05-0	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス	2-024	第二	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)	第一
117	107534-96-3	(RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール	1-145	第一	(RS)-1-パラクロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール (別名テブコナゾール)	第一
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル	ミクロブタニル	2-028	第二	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル (別名ミクロブタニル)	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール	2-030	第二	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル (別名フェンブコナゾール)	第一
120	95-57-8					オルトクロロフェノール	第一
121	106-48-9	パラクロロフェノール		1-146	第一	パラクロロフェノール	第一
122	598-78-7					2-クロロプロピオン酸	第一
123	107-05-1	3-クロロプロペン	塩化アリル	1-147	第一	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)	第一
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素	クミロン	1-148	第一	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア (別名クミロン)	第一
125	108-90-7	クロロベンゼン		1-149	第一	クロロベンゼン	第一
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115	1-150	第一	クロロペンタフルオロエタン (別名CFC-115)	第一
127	67-66-3	クロロホルム		1-151	第一	クロロホルム	第一
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチル	1-154	第一	クロロメタン (別名塩化メチル)	第二
129	59-50-7					4-クロロ-3-メチルフェノール	第一
130	94-74-6					(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸 (別名MCPA又はMCPA)	第一
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		2-033	第二	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	第一
132		コバルト及びその化合物		1-156	第一	コバルト及びその化合物	第一
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	1-157	第一	酢酸2-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	第一
134	108-05-4	酢酸ビニル		1-158	第一	酢酸ビニル	第一
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	1-160	第一	酢酸2-メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	第一
136	90-02-8					サリチルアルデヒド	第一
137	420-04-2	シアナミド		2-036	第二	シアナミド	第一
138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	2-037	第二	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)	第一
139	66841-25-6	(S)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	2-040	第二	(S)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)	第一
140	39515-41-8	(RS)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンプロパトリン	2-041	第二	(RS)-α-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)	第一
141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素	シモキサニル	1-162	第一	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア (別名シモキサニル)	第一
142	615-05-4					2,4-ジアミノアニソール	第一
143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		1-163	第一	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	第一
144		無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)		1-164	第一	無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)	第一
145	100-37-8					2-(ジエチルアミノ)エタノール	第一
146	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	1-167	第一	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)	第一
147	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	1-168	第一	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	第一
148	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	1-169	第一	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名カフェンストロール)	第一
149	56-23-5	四塩化炭素		1-171	第一	四塩化炭素	第一
150	123-91-1	1,4-ジオキサン		1-173	第一	1,4-ジオキサン	第一
151	646-06-0					1,3-ジオキソラン	第一
152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	1-174	第一	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン (別名カルタップ)	第一
153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル= (1RS)-シストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	1-175	第一	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル= (1RS)-シストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン)	第一
154	108-91-8	シクロヘキシルアミン		1-178	第一	シクロヘキシルアミン	第一
155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		2-045	第二	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	第一
156	27134-27-	ジクロロアニリン		1-180	第一	ジクロロアニリン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
	6						
157	107-06-2	1, 2-ジクロロエタン		1-181	第一	1, 2-ジクロロエタン	第一
158	75-35-4	1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	1-182	第一	1, 1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	第一
159	156-59-2					シス-1, 2-ジクロロエチレン	第一
160	101-14-4	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン		1-186	特定第一	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	第一
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12	1-187	第一	ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	第一
162	23950-58-5	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロビザミド	1-188	第一	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロビザミド)	第一
163		ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114	1-189	第一	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	第一
164	306-83-2	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123	1-190	第一	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (別名HCFC-123)	第一
165	95-73-8					2, 4-ジクロロトルエン	第一
166	99-54-7					1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	第一
167	89-61-2					1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	第一
168	36734-19-7	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イプロジオン	1-194	第一	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキサイミダゾリジン-1-カルボキサミド (別名イプロジオン)	第一
169	330-54-1	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDCMU	1-197	第一	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)	第一
170	112281-77-3	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール	2-049	第二	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル (別名テトラコナゾール)	第一
171	60207-90-1	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール	1-198	第一	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)	第一
172	153197-14-9	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン	1-199	第一	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン (別名オキサジクロメホン)	第一
173	50471-44-8					(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン (別名ピンクロゾリン)	第一
174	330-55-2	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニューロン	1-200	第一	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 (別名リニューロン)	第一
175	94-75-7	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA	1-201	第一	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (別名2, 4-D又は2, 4-PA)	第一
176	1717-00-6	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b	1-202	第一	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (別名HCFC-141b)	第一
177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	1-204	第一	ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	第一
178	78-87-5	1, 2-ジクロロプロパン		1-206	特定第一	1, 2-ジクロロプロパン	第一
179	542-75-6	1, 3-ジクロロプロパン	D-D	1-207	第一	1, 3-ジクロロプロパン (別名D-D)	第一
180	91-94-1					3, 3'-ジクロロベンジジン	第一
181	95-50-1	ジクロロベンゼン		1-208	第一	ジクロロベンゼン	第一
182	71561-11-0	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン	ピラゾキシフェン	1-209	第一	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)	第一
183	58011-68-0	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート	ピラゾレート	1-210	第一	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート (別名ピラゾレート)	第一
184	1194-65-6	2, 6-ジクロロベンズニトリル	ジクロベニル又はDBN	1-211	第一	2, 6-ジクロロベンズニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)	第一
185		ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	1-212	第一	ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC-225)	第一
186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メチレン	1-213	第一	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	第一
187	3347-22-6	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	1-215	第一	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)	第一
188	101-83-7	N, N-ジシクロヘキシルアミン		1-216	第一	N, N-ジシクロヘキシルアミン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
189	4979-32-2	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド		2-051	第二	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェニアミド	第一
190	77-73-6	ジシクロペンタジエン		1-217	第一	ジシクロペンタジエン	第一
191	50512-35-1	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	1-218	第一	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	第一
192	17109-49-8					ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル (別名エディフェンホス又はEDDP)	第一
193	298-04-4	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	2-052	第二	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	第一
194	2310-17-0					ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル) メチル] (別名ホサロン)	第一
195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	1-219	第一	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)	第一
196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	1-220	第一	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル) メチル-O, O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)	第一
197	121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル	マラソン又はマラチオン	1-221	第一	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン)	第一
198	60-51-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート	1-222	第一	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル] (別名ジメトエート)	第一
199	16090-02-1	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-ホルキノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート]	CIフルオレスセント260	1-226	第一	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス [5-(4-ホルキノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名CIフルオレスセント260)	第一
200	25321-14-6	ジニトロトルエン		1-227	第一	ジニトロトルエン	第一
201	51-28-5	2, 4-ジニトロフェノール		1-228	第一	2, 4-ジニトロフェノール	第一
202	1321-74-0					ジビニルベンゼン	第一
203	122-39-4	ジフェニルアミン		1-229	第一	ジフェニルアミン	第一
204	101-84-8	ジフェニルエーテル		2-055	第二	ジフェニルエーテル	第一
205	102-06-7	1, 3-ジフェニルグアニジン		2-056	第二	1, 3-ジフェニルグアニジン	第二
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル	カルボスルファン	1-231	第一	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボスルファン)	第一
207	128-37-0	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール		1-232	第一	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	第一
208	96-76-4					2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール	第一
209	124-48-1	ジプロモクロロメタン		1-236	第一	ジプロモクロロメタン	第一
210	10222-01-2	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		1-237	第一	2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	第一
211		ジプロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402	1-238	第一	ジプロモテトラフルオロエタン (別名ハロン-2402)	第一
212	30560-19-1	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート	1-241	第一	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート (別名アセフェート)	第一
213	127-19-5	N, N-ジメチルアセトアミド		1-242	第一	N, N-ジメチルアセトアミド	第一
214	95-68-1					2, 4-ジメチルアニリン	第一
215	87-62-7					2, 6-ジメチルアニリン	第二
216	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン		2-058	第二	N, N-ジメチルアニリン	第一
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム	1-243	第一	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン (別名チオシクラム)	第一
218	124-40-3	ジメチルアミン		1-245	第一	ジメチルアミン	第一
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド		1-250	第一	ジメチルジスルフィド	第二
220						ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	第一
221	82560-54-1	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ	1-251	第一	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンフラカルブ)	第一
222	62850-32-2					N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)	第一
223	112-18-5	N, N-ジメチルドデシルアミン		1-252	第一	N, N-ジメチルドデシルアミン	第一
224	1643-20-5	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		1-253	第一	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	第一
225	52-68-6	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はDEP	1-254	第一	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名)	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						トリクロロホン又はDEP)	
226	57-14-7					1, 1-ジメチルヒドラジン	第一
227	1910-42-5	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	1-255	第一	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)	第一
228	91-97-4					3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	第一
229	23564-05-8	ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート)	チオフアネートメチル	1-257	第一	ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート) (別名チオフアネートメチル)	第一
230	793-24-8	N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		1-260	第一	N- (1, 3-ジメチルブチル) -N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	第一
231	119-93-7					3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルトトリジン)	第一
232	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド		1-264	第一	N, N-ジメチルホルムアミド	第一
233	2597-03-7	2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	1-270	第一	2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ] -2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)	第一
234	7726-95-6	臭素		2-065	第二	臭素	第一
235		臭素酸の水溶性塩		2-066	第二	臭素酸の水溶性塩	第一
236	3861-47-0	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	1-271	第一	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)	第一
237		水銀及びその化合物		1-272	第一	水銀及びその化合物	第一
238	61788-32-7	水素化テルフェニル		1-273	第一	水素化テルフェニル	第一
239						有機スズ化合物	第一
240	100-42-5	スチレン		1-275	第一	スチレン	第一
241	4016-24-4					2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩	第一
242		セレン及びその化合物		1-277	第一	セレン及びその化合物	第一
243		ダイオキシン類		1-278	特定第一	ダイオキシン類	特定第一
244	533-74-4	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン	ダゾメット	1-282	第一	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジジン (別名ダゾメット)	第一
245	62-56-6	チオ尿素		1-284	第一	チオ尿素	第一
246	108-98-5					チオフエノール	第一
247	77458-01-6					チオリン酸O-1- (4-クロロフェニル) -4-ビラゾリル-O-エチル-S-プロピル (別名ビラクロホス)	第一
248	333-41-5	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	1-286	第一	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	第一
249	2921-88-2	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	1-287	第一	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	第一
250	18854-01-8	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	1-288	第一	チオリン酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	第一
251	122-14-5	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン又はMEP	1-289	第一	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェントロチオン又はMEP)	第一
252	55-38-9	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフエニル)	フェンチオン又はMP P	1-290	第一	チオリン酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオフエニル) (別名フェンチオン又はMP P)	第一
253	41198-08-7	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス	2-067	第二	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)	第一
254	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP	1-291	第一	チオリン酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	第一
255	1163-19-5	デカプロモジフェニルエーテル		1-295	第一	デカプロモジフェニルエーテル	第一
256	334-48-5					デカン酸	第一
257	112-30-1	アルカノール (炭素数が10のものに限る。)	デカノール	1-034	第一	デシルアルコール (別名デカノール)	第一
258	100-97-0	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3, 7)] デカン	ヘキサメチレンテトラミン	1-296	第一	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 (3, 7)] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	第一
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム	1-297	第一	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)	第一
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN	1-298	第一	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)	第一
261	27355-22-2	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン	フサライド	1-299	第一	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン (別名フサライド)	第一
262	127-18-4	テトラクロロエチレン		1-301	第一	テトラクロロエチレン	第一
263						テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	第一
264	118-75-2					2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸		1-303	第一	テトラヒドロメチル無水フタル酸	第一
266	79538-32-2	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン	1-306	第一	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)	第一
267	59669-26-0	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ	1-308	第一	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)	第一
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム	1-309	第一	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	第一
269	505-32-8					3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール (別名イソフィトール)	第一
270	100-21-0	テレフタル酸		1-312	第一	テレフタル酸	第一
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル		1-313	第一	テレフタル酸ジメチル	第一
272		銅水溶性塩 (錯塩を除く。)		1-314	第一	銅水溶性塩 (錯塩を除く。)	第一
273	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマル-1-ドデシルアルコール	1-315	第一	1-ドデカノール (別名ノルマル-1-ドデシルアルコール)	第一
274	25103-58-6					ターシャリ-ドデカンチオール	第一
275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム		1-318	第一	ドデシル硫酸ナトリウム	第一
276	112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	2-069	第二	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)	第一
277	121-44-8	トリエチルアミン		1-321	第一	トリエチルアミン	第二
278	112-24-3	トリエチレンテトラミン		2-070	第二	トリエチレンテトラミン	第一
279	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン		1-323	第一	1, 1, 1-トリクロロエタン	第一
280	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン		1-324	第一	1, 1, 2-トリクロロエタン	第一
281	79-01-6	トリクロロエチレン		1-325	特定第一	トリクロロエチレン	第一
282	76-03-9					トリクロロ酢酸	第一
283	108-77-0					2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン	第一
284		トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	1-326	第一	トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113)	第一
285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	1-327	第一	トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)	第一
286	55335-06-3	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル	1-328	第一	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸 (別名トリクロピル)	第一
287	88-06-2	2, 4, 6-トリクロロフェノール		1-329	第一	2, 4, 6-トリクロロフェノール	第一
288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-111	1-330	第一	トリクロロフルオロメタン (別名CFC-111)	第一
289	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン		1-331	第一	1, 2, 3-トリクロロプロパン	第一
290	12002-48-1	トリクロロベンゼン		1-332	第一	トリクロロベンゼン	第一
291	2451-62-9	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン		2-071	第二	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	第一
292	102-82-9	トリブチルアミン		1-335	第一	トリブチルアミン	第一
293	1582-09-8	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン	1-336	第一	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン (別名トリフルラリン)	第一
294	118-79-6	2, 4, 6-トリプロモフェノール		2-074	第二	2, 4, 6-トリプロモフェノール	第一
295	3452-97-9	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		2-076	第二	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール	第一
296	95-63-6					1, 2, 4-トリメチルベンゼン	第一
297	108-67-8					1, 3, 5-トリメチルベンゼン	第一
298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート		1-345	第一	トリレンジイソシアネート	第一
299	95-53-4	トルイジン		1-346	特定第一	トルイジン	第一
300	108-88-3	トルエン		1-347	第一	トルエン	第一
301	25376-45-8	トルエンジアミン		2-077	第二	トルエンジアミン	第一
302	91-20-3	ナフタレン		1-352	第一	ナフタレン	第一
303	3173-72-6					1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート	第一
304	7439-92-1					鉛	第一
305						鉛化合物	特定第一
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン		2-078	第二	二アクリル酸ヘキサメチレン	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
307	7699-43-6					二塩化酸化ジルコニウム	第一
308	7440-02-0	ニッケル		1-354	第一	ニッケル	第一
309		ニッケル化合物		1-355	特定第一	ニッケル化合物	特定第一
310	139-13-9					ニトリロ三酢酸	第一
311	91-23-6					オルト-ニトロアニソール	第一
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン		1-357	第一	オルト-ニトロアニリン	第一
313	55-63-0					ニトログリセリン	第一
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン		1-358	第一	パラ-ニトロクロロベンゼン	第一
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン		2-080	第二	オルト-ニトロトルエン	第一
316	98-95-3	ニトロベンゼン		1-359	第一	ニトロベンゼン	第二
317	75-52-5	ニトロメタン		1-360	第一	ニトロメタン	第一
318	75-15-0	二硫化炭素		1-361	第一	二硫化炭素	第二
319	143-08-8	1-ノナノール	ノルマル-ノニルアルコール	1-362	第一	1-ノナノール (別名ノルマル-ノニルアルコール)	第一
320	25154-52-3	アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		1-042	第一	ノニルフェノール	第一
321		バナジウム化合物		1-363	第一	バナジウム化合物	第一
322	3618-72-2					5'-[N,N-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニル)-4'-メトキシアセトアニリド	第一
323	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	シメトリン	1-367	第一	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン (別名シメトリン)	第一
324	101-90-6					1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	第一
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ銅又は有機銅	1-369	第一	ビス(8-キノリノラト)銅 (別名オキシ銅又は有機銅)	第一
326	74115-24-5					3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン (別名クロフェンチジン)	第一
327	782-74-1					1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	第一
328	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	ジラム	1-370	第一	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名ジラム)	第一
329	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカーバメート	1-371	第一	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)	第一
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニバルオキシド		2-083	第二	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニバルオキシド	第一
331	95465-99-9	S,S-ビス(1-メチルプロピル)O-エチル=ホスホロジチオアート	カズサホス	1-377	第一	S,S-ビス(1-メチルプロピル)O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)	第一
332		砒素及びその無機化合物		1-378	特定第一	砒素及びその無機化合物	特定第一
333	302-01-2	ヒドラジン		1-379	第二	ヒドラジン	第二
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		2-087	第二	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	第一
335	103-90-2					N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	第一
336	123-31-9	ヒドロキノン		1-381	第一	ヒドロキノン	第一
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン		1-382	第二	4-ビニル-1-シクロヘキセン	第二
338	100-69-6	2-ビニルピリジン		2-088	第二	2-ビニルピリジン	第一
339	88-12-0					N-ビニル-2-ピロリドン	第二
340	92-52-4	ビフェニル		1-383	第一	ビフェニル	第一
341	110-85-0	ピペラジン		1-384	第一	ピペラジン	第一
342	110-86-1	ピリジン		1-386	第二	ピリジン	第二
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコール	1-387	第一	ピロカテコール (別名カテコール)	第一
344	96-09-3					フェニルオキシラン	第二
345	100-63-0					フェニルヒドラジン	第一
346	90-43-7	2-フェニルフェノール		1-388	第一	2-フェニルフェノール	第一
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド		1-389	第一	N-フェニルマレイミド	第一
348	95-54-5	フェニレンジアミン		1-390	第一	フェニレンジアミン	第一
349	108-95-2	フェノール		1-391	第一	フェノール	第二
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ペルメトリン	1-392	第一	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)	第一
351	106-99-0	1,3-ブタジエン		1-393	特定第二	1,3-ブタジエン	特定第一
352	131-17-9	フタル酸ジアリル		2-092	第二	フタル酸ジアリル	第一
353	84-66-2	フタル酸ジエチル		2-094	第二	フタル酸ジエチル	第一
354	84-74-2	フタル酸ジブチル		1-395	第一	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	第一
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		1-396	第一	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一
356	85-68-7	フタル酸ブチル=ベンジル		1-397	第一	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	第一
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン	ブプロフェジン	1-399	第一	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						ニオン (別名ブプロフェジン)	
358	112410-23-8	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド	テブフェノジド	1-401	第一	N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)	第一
359	2426-08-6	ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル		2-097	第二	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	第一
360	17804-35-2	N-[1-(N-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	1-402	第一	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル (別名ベノミル)	第一
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	シハロホップブチル	1-403	第一	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート (別名シハロホップブチル)	第一
362	80060-09-9	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素	ジアフェンチウロン	1-404	第一	1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 (別名ジアフェンチウロン)	第一
363	19666-30-9	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン	オキサジアゾン	1-407	第一	5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(3H)-オン (別名オキサジアゾン)	第一
364	134098-61-6	ターシャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート	フェンピロキシメート	2-103	第二	ターシャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート (別名フェンピロキシメート)	第一
365	25013-16-5					ブチルヒドロキシアニソール (別名BH A)	第一
366	75-91-2	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド		2-105	第二	ターシャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド	第一
367	89-72-5					オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	第一
368	98-54-4	4-ターシャリ-ブチルフェノール		2-106	第二	4-ターシャリ-ブチルフェノール	第一
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	プロバルギット又はB P P S	1-413	第一	2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット (別名プロバルギット又はB P P S)	第一
370	96489-71-3	2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン	2-107	第二	2-ターシャリ-ブチル-5-(4-ターシャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン (別名ピリダベン)	第一
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	2-108	第二	N-(4-ターシャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド (別名テブフェンピラド)	第一
372	95-31-8	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		2-109	第二	N-(ターシャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	第一
373	88-60-8					2-ターシャリ-ブチル-5-メチルフェノール	第一
374		ふっ化水素及びその水溶性塩		1-414	第一	ふっ化水素及びその水溶性塩	第一
375	4170-30-3	2-ブテナール		1-415	第一	2-ブテナール	第一
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	1-417	第一	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)	第一
377	110-00-9	フラン		2-110	第二	フラン	第一
378	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	1-419	第一	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	第一
379	107-19-7					2-プロピニ-1-オール	第一
380	353-59-3	プロモクロジフルオロメタン	ハロン-1211	1-420	第一	プロモクロジフルオロメタン (別名ハロン-1211)	第一
381	75-27-4	プロモジクロロメタン		1-423	第一	プロモジクロロメタン	第一
382	75-63-8	プロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	1-424	第一	プロモトリフルオロメタン (別名ハロン-1301)	第一
383	314-40-9	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン	プロマシル	1-425	第一	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオン (別名プロマシル)	第一
384	106-94-5	1-プロモプロパン		1-427	第一	1-プロモプロパン	第一
385	75-26-3	2-プロモプロパン		1-428	第一	2-プロモプロパン	第一
386	74-83-9	プロモメタン	臭化メチル	1-429	第一	プロモメタン (別名臭化メチル)	第一
387	13356-08-6					ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン (別名酸化フェンブタズ)	第一
388	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	1-430	第一	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						シド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド		1-431	第一	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	第一
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		1-434	第一	ヘキサメチレンジアミン	第一
391	822-06-0	ヘキサメチレンニジイソシアネート		1-435	第二	ヘキサメチレンニジイソシアネート	第二
392	110-54-3	ヘキササン		1-436	第一	ノルマルヘキササン	第一
393	135-19-3	ベタナフトール		1-440	第一	ベタナフトール	第一
394		ベリリウム及びその化合物		1-444	特定第一	ベリリウム及びその化合物	特定第一
395		ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		1-445	第一	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	第二
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタサー1-スルホン酸)	PFOS	1-447	第一	ペルフルオロ(オクタサー1-スルホン酸)(別名PFOS)	第一
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド		1-448	特定第一	ベンジリジン=トリクロリド	特定第一
398	100-44-7	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	1-450	第一	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	第一
399	100-52-7	ベンズアルデヒド		1-451	第一	ベンズアルデヒド	第一
400	71-43-2	ベンゼン		1-452	特定第一	ベンゼン	特定第一
401	552-30-7	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物		1-453	第一	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	第一
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセツト	1-455	第一	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツト)	第一
403	119-61-9	ベンゾフェノン		1-456	第一	ベンゾフェノン	第一
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール		1-457	特定第一	ペンタクロロフェノール	第一
405		ほう素化合物		1-458	第一	ほう素化合物	第一
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB	1-459	特定第一	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	第一
407		ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		1-460	第一	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	第一
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)		1-461	第一	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	第一
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		1-463	第一	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	第一
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)		1-462	第一	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	第一
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		1-464	特定第一	ホルムアルデヒド	特定第一
412		マンガン及びその化合物		1-465	第一	マンガン及びその化合物	第一
413	85-44-9	無水フタル酸		1-467	第二	無水フタル酸	第二
414	108-31-6	無水マレイン酸		2-119	第二	無水マレイン酸	第一
415	79-41-4	メタクリル酸		1-468	第一	メタクリル酸	第一
416	688-84-6					メタクリル酸2-エチルヘキシル	第一
417	106-91-2	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル		2-120	第二	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	第一
418	2867-47-2					メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	第一
419	97-88-1	メタクリル酸ブチル		2-121	第二	メタクリル酸ノルマルブチル	第一
420	80-62-6	メタクリル酸メチル		1-469	第一	メタクリル酸メチル	第一
421	674-82-8					4-メチリデンオキセタン-2-オン	第一
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	1-470	第一	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	第一
423	74-89-5					メチルアミン	第一
424	556-61-6	メチルニイソチオシアネート		1-471	第一	メチルニイソチオシアネート	第一
425	2631-40-5					N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)	第一
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	1-475	第一	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	第一
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC	1-476	第一	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	第一
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリブチルフェニル	フェノブカルブ又はBPMC	1-477	第一	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	第一
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート	ハロスルフロメチル	2-122	第二	メチル=3-クロロ-5-(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	第一
430	173584-44-6					メチル=(S)-7-クロロ-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデノ	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						[1, 2-e] [1, 3, 4] オキサジ アジン-4a-カルボキシラート (別名 インドキサカルブ)	
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イル オキシ]フェニル]-3-メトキシアクリ ラート	アゾキシスト ロビン	1-478	第一	メチル=(E)-2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4- イルオキシ]フェニル]-3-メトキシ アクリラート (別名アゾキシストロ ビン)	第一
432	33089-61-1	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリ ル)-1, 3, 5-トリアザペンター-1, 4-ジエン	アミトラズ	2-123	第二	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キシリ ル)-1, 3, 5-トリアザペンター 1, 4-ジエン (別名アミトラズ)	第一
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	1-479	第一	N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カ ーバム)	第一
434	23135-22-0	メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]-1- チオオキササムイミデート	オキサミル	2-127	第二	メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]-1 -チオオキササムイミデート (別名オキサ ミル)	第一
435	136191-64-5					メチル=2-(4, 6-ジメトキシ-2- ピリミジニルオキシ)-6-[1- (メトキシイミノ)エチル]ベンゾア ート (別名ピリミノバックメチル)	第一
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン		1-482	第一	アルファ-メチルスチレン	第一
437	3268-49-3					3-メチルチオプロパナール	第二
438	1321-94-4	メチルナフタレン		1-486	第一	メチルナフタレン	第一
439	108-99-6	3-メチルピリジン		1-488	第一	3-メチルピリジン	第一
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロ ペルオキシド		2-129	第二	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒド ロペルオキシド	第一
441	88-85-7					2-(1-メチルプロピル)-4, 6- ジニトロフェノール	第一
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチルエト キシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニル	1-493	第一	2-メチル-N-[3-(1-メチルエト キシ)フェニル]ベンズアミド (別名 メプロニル)	第一
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオ キシ)チオアセトイミデート	メソミル	1-494	第一	S-メチル-N-(メチルカルバモイル オキシ)チオアセトイミデート (別名メ ソミル)	第一
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2- [[[[(E)-1-[3-(トリフルオ ロメチル)フェニル]エチリデン]アミ ノ]オキシ]メチル]フェニル]アセター ト	トリフロキシ ストロビン	1-495	第一	メチル=(E)-メトキシイミノ(2- {[[{(E)-1-[3-(トリフ ルオロメチル)フェニル]エチリ デン]アミノ]オキシ]メチル}フェ ニル]アセタート (別名トリフロキシ ストロビン)	第一
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート	クレソキシム メチル	1-496	第一	メチル=(E)-メトキシイミノ[2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート (別名クレソキシムメ チル)	第一
446	101-77-9	4, 4'-メチレンジアニリン		1-497	第一	4, 4'-メチレンジアニリン	第一
447	5124-30-1					メチレンビス(4, 1-シクロヘキシ レン)=ジイソシアネート	第一
448	101-68-8	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジ イソシアネート		1-498	第一	メチレンビス(4, 1-フェニレン)= ジイソシアネート	第一
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェ ニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメ ディ ファム	1-502	第一	3-メトキシカルボニルアミノフェ ニル=3'-メチルカルバニラート (別 名フェンメディファム)	第一
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N- メチルチオカルバミン酸O-3-ター シャリ-ブチルフェニル	ピリブチカル ブ	1-503	第一	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)- N-メチルチオカルバミン酸O-3- ターシャリ-ブチルフェニル (別 名ピリブチカルブ)	第一
451	120-71-8					2-メトキシ-5-メチルアニリン	第一
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール		2-132	第二	2-メルカプトベンゾチアゾール	第二
453		モリブデン及びその化合物		1-505	第一	モリブデン及びその化合物	第一
454	95-32-9					2-(モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール	第一
455	110-91-8					モルホリン	第一
456	20859-73-8	りん化アルミニウム		1-508	第一	りん化アルミニウム	第一
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロ ビニル	ジクロロボス 又はDDVP	1-510	第一	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロ ビニル (別名ジクロロボス又はDD VP)	第一
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシ ル)		1-511	第一	りん酸トリス(2-エチルヘキシ ル)	第一
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチ ル)		1-512	第二	りん酸トリス(2-クロロエチ ル)	第二
460	1330-78-5	りん酸トリトリル		1-513	第一	りん酸トリトリル	第一
461	115-86-6	りん酸トリフェニル		1-514	第一	りん酸トリフェニル	第一
462	126-73-8	りん酸トリブチル		1-515	第一	りん酸トリニフルマル-ブチル	第二
463	60-35-5					アセトアミド	第二
464	104-94-9					パラ-アニジジン	第二
465	181587-01-9					5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- 4-トリフルオロメチルフェニル)-4- エチルスルフィニル-1H-ピラゾ ール-3-カルボニル (別名エチプロ ール)	第二
466	61-82-5					3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリア ゾール (別名アミトロール)	第二

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
467	6375-47-9					3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド	第二
468	93-15-2	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		1-031	第一	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	第二
469	68955-20-4					アルキル硫酸エステルナトリウム (アルキル基の炭素数16から18までのもの及びその混合物に限る。)	第二
470	51-79-6					ウレタン	第二
471	103-69-5					N-エチルアニリン	第二
472	834-12-8					2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン (別名アメトリン)	第二
473	13684-56-5					エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート (別名デスメディファム)	第二
474	82558-50-7					N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)	第二
475	2593-15-9					5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール (別名エクロメゾール)	第二
476	26447-14-3	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン		2-010	第二	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン	第二
477	80-51-3	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド		1-093	第一	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド	第二
478	107-20-0					クロロアセトアルデヒド	第二
479	116714-46-6	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ノバルロン	2-018	第二	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア (別名ノバルロン)	第二
480	126-07-8					(1'-S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2,(3H), 1'-シクロヘキサ-2', -エン]-3, 4'-ジオン (別名グリセオフルビン)	第二
481	90-13-1					1-クロロナフタレン	第二
482	140-11-4	酢酸ベンジル		2-035	第二	酢酸ベンジル	第二
483	94-59-7					サフロール	第二
484	66230-04-4					(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート (別名エスフェンバレート)	第二
485	68359-37-5	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	2-042	第二	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフルトリン)	第二
486	156-60-5					トランス-1, 2-ジクロロエチレン	第二
487	79-43-6					ジクロロ酢酸	第二
488	83121-18-0	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン	2-046	第二	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素 (別名テフルベンズロン)	第二
489	118-52-5	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン		2-047	第二	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	第二
490	82692-44-2	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ	1-193	第一	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)	第二
491	611-06-3					2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	第二
492	56-75-7					2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド (別名クロラムフェニコール)	第二
493	126833-17-8	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサニルボキサミド	フェンヘキサミド	2-048	第二	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサニルボキサミド (別名フェンヘキサミド)	第二
494	60168-88-9					2, 4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール (別名フェナリモル)	第二
495	79983-71-4					2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール (別名ヘキサコナゾール)	第二
496	120-83-2					2, 4-ジクロロフェノール	第二
497	120-36-5					(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸 (別名ジクロロプロ)	第二

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6	2008改正物質名※7	2008改正種別※8
						ロップ)	
498	96-23-1	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール		1-205	第一	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	第二
499	103055-07-8	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	ルフェヌロン	2-050	第二	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア(別名ルフェヌロン)	第二
500	612-83-9					3, 3'-ジクロロペンジジン二塩酸塩	第二
501	1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート	CIダイレクトブラック38	2-053	第二	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック38)	第二
502	6459-94-5					ジナトリウム=8-(3, 3'-ジメチル-4'-[4-(パラートリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名CIアシッドレッド114)	第二
503	97-02-9					2, 4-ジニトロアニリン	第二
504	27478-34-8					ジニトロナフタレン	第二
505	99-65-0					メタ-ジニトロベンゼン	第二
506	51-52-5					2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン(別名プロピルチオウラシル)	第二
507	106-93-4	1, 2-ジプロモエタン	二臭化エチレン又はEDB	1-235	第一	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB又は二臭化エチレン)	第二
508	110-52-1					1, 4-ジプロモブタン	第二
509	96-13-9					2, 3-ジプロモ-1-プロパノール	第二
510	109-64-8					1, 3-ジプロモプロパン	第二
511	103-50-4	ジベンジルエーテル		1-240	第一	ジベンジルエーテル	第二
512	87-59-2					2, 3-ジメチルアニリン	第二
513	569-64-2					(4-[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン)シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン(ジメチル)アンモニウム=クロリド(別名マラカイトグリーン塩酸塩)	第二
514	79-44-7					ジメチルカルバモイル=クロリド	第二
515	3761-41-9					O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト(別名メスルフェンホス)	第二
516						臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	第二
517	148-79-8					2-(1, 3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	第二
518	62-55-5					チオアセトアミド	第二
519	21564-17-0					2-(チオシアナートメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール(別名TCMTB)	第二
520	119-12-0					チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	第二
521	5598-13-0					チオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル-O, O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	第二
522	79-34-5	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	四塩化アセチレン	1-300	第一	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	第二
523	2429-74-5					テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート)(別名CIダイレクトブルー15)	第二
524	558-13-4					テトラプロモメタン	第二
525	84-15-1					オルト-テルフェニル	第二
526	72-43-5					1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン(別名メトキシクロル)	第二
527	14484-64-1					トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーマム)	第二
528	75-25-2	トリプロモメタン	プロモホルム	1-337	第一	トリプロモメタン(別名プロモホルム)	第二
529	1694-09-3					ナトリウム=3-(N-[4-(4-(4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-(N-エチル-N-(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ)フェニル]メチレン)-2, 5-シクロヘキサジエ	第二

管理番号 ※1	CAS 登録 番号 ※2	2021 改正 物質名 ※3	2021 改正 別名 ※4	2021 改正 令号 ※5	2021 改正 種別 ※6	2008 改正 物質名 ※7	2008 改正 種別 ※8
						ン-1-イリデン]-N-エチルアンモ ニオ)メチル)ベンゼンスルホナート (別名C Iアシッドバイオレット49)	
530	132-27-4	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2- オラート		1-351	第一	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2- オラート	第二
531	99-09-2					メタ-ニトロアニリン	第二
532	86-30-6					N-ニトロソジフェニルアミン	第二
533	99-08-1					メタ-ニトロトルエン	第二
534	100-02-7					パラ-ニトロフェノール	第二
535	12174-11- 7					パリゴルスカイト (別名アタパルジャイト)	第二
536	77-09-8					3, 3-ビス (4-ヒドロキシフェニ ル) -1, 3-ジヒドロイソベンゾフラ ン-1-オン (別名フェノールフタレイ ン)	第二
537	553-26-4					4, 4'-ビピリジル	第二
538	55179-31- 2					1- (4-ビフェニルオキシ) -3, 3-ジメチル-1- (1H-1, 2, 4- トリアゾール-1-イル) -2-プタ ノール (別名ピテルタノール)	第二
539	156-43-4					パラフェネチジン	第二
540	84-61-7					フタル酸ジシクロヘキシル	第二
541	1120-71-4					1, 3-プロパンスルトン	第二
542	67747-09- 5					N-プロピル-N- [2- (2, 4, 6- トリクロロフェノキシ) エチル] イミ ダゾール-1-カルボキサミド (別名ブ ロクロラズ)	第二
543	106-95-6					3-プロモ-1-プロペン (別名臭化ア リル)	第二
544	67-72-1					ヘキサクロロエタン	第二
545	77-47-4					ヘキサクロロシクロペンタジエン	第二
546	115-28-6					1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロ ピシクロ [2. 2. 1] -5-ヘプテン -2, 3-ジカルボン酸 (別名クロレン ド酸)	第二
547	57-09-0					ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= ブロミド	第二
548	10453-86- 8					5-ベンジル-3-フリルメチル= (1 RS) -シス-トランス-2, 2-ジメ チル-3- (2-メチルプロパ-1-エ ニル) シクロプロパンカルボキシラート (別名レスメトリン)	第二
549	106-51-4					パラ-ベンゾキノン	第二
550	82-68-8					ペンタクロロニトロベンゼン (別名キン トゼン又はPCNB)	第二
551	3825-26-1					ペンタデカフルオロオクタ酸アンモニ ウム	第二
552	100-61-8					N-メチルアニリン	第二
553	2439-01-2	6-メチル-1, 3-ジチオロ [4, 5- b] キノキサリン-2-オン		2-125	第二	6-メチル-1, 3-ジチオロ [4, 5- b] キノキサリン-2-オン	第二
554	99-55-8					2-メチル-5-ニトロアニリン	第二
555	60-34-4					メチルヒドラジン	第二
556	82657-04- 3					2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3- イルメチル= (Z) -3- (2-クロ ロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-ブ ロペニル) -2, 2-ジメチルシクロ プロパンカルボキシラート (別名ピフェ ントリン)	第二
557	10605-21- 7	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカ ルバマート	カルベンダジ ム	1-491	第一	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イル カルバマート (別名カルベンダジム)	第二
558	101-61-1					4, 4'-メチレンビス (N, N-ジメ チルアニリン)	第二
559	6864-37-5					4, 4'-メチレンビス (2-メチルシ クロヘキサミン)	第二
560	10034-93					硫酸ヒドラジン	第二
561	1241-94-7					りん酸 (2-エチルヘキシル) ジフェニ ル	第二
562	2528-36-1	りん酸ジブチル=フェニル		1-509	第一	りん酸ジノルマル=ブチル=フェニル	第二

2021 (R3) 改正追加指定化学物質 (2008 (H20) 物質のうち、今回の見直しで統合、分離、範囲拡大した 8 物質を含む)

管理番号※1	CAS 登録番号※2	2021 改正物質名※3	2021 改正別名※4	2021 改正令番号※5	2021 改正別種別※6
563	13189-00-9	亜鉛=ビス (2-メチルプロパン-2-エノアート)		1-002	第一
564	103-11-7	アクリル酸 2-エチルヘキシル		1-005	第一
565		アクリル酸重合体		1-008	第一
566	25212-19-5	アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン又は N, N'-ビス (2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン) と 2-(クロロメチル)オキシランの重縮合物		1-013	第一
567	103-23-1	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		1-014	第一
568	123-54-6	アセチルアセトン		1-015	第一
569	337458-27-2	1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン	ピリフルキナゾン	1-016	第一
570	95-55-6	オルト-アミノフェノール		1-024	第一
571	27605-76-1	3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキソド	プロベナゾール	1-030	第一
572	123-68-2	アリル=ヘキサノアート		1-032	第一
573	142-19-8	アリル=ヘプタノアート		1-033	第一
574		[(3-アルカンアミドプロピル) (ジメチル)アンモニオ]アセタート (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)及び (Z)-[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル] (ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物		1-035	第一
575		(3-アルカンアミドプロピル) (メチル) [2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム=クロリド (アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が 14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)		1-036	第一
576		アルカン-1-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物		1-037	第一
577	61791-26-2	アルカン-1-アミン (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物		1-038	第一
578		アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルキル基の炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が 16 から 18 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。)並びにこれらの混合物		1-039	第一
579	154518-36-2	アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が 9 から 11 までのもの混合物 (当該アルキル基の炭素数が 10 のものを主成分とするものに限る。))に限る。)		1-040	第一
580		アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が 9 から 11 までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が 1, 000 未満のものに限る。)		1-041	第一
581		アルキル (ベンジル) (ジメチル)アンモニウムの塩 (アルキル基の炭素数が 12 から 16 までのもの及びその混合物に限る。)		1-044	第一
582	39148-24-8	アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート)	ホセチル又はホセチルアルミニウム	1-046	第一
583	120-51-4	安息香酸ベンジル		1-047	第一
584	84-65-1	アントラセン-9, 10-ジオン	アントラキノ	1-050	第一
585	9016-87-9	アルファ (イソシアナトベンジル) -オメガ (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]		1-052	第一
586	101-21-3	イソプロピル=3-クロロカルバニラート	クロロプロファミン又は I P C	1-056	第一
587	103-95-7	3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール		1-057	第一
588	3228-02-2	4-イソプロピル-3-メチルフェノール		1-058	第一
589	57520-17-9	1, 1'- (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリアセタート	イミノクタジン酢酸塩	1-061	第一
590	16219-75-3	エチリデンノルボルネン		1-063	第一
591	1678-91-7	エチルシクロヘキサ		1-065	第一
592	14698-29-4	5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3]ジオキソ [4, 5-g]キノリン-7-カルボン酸	オキソリニック酸	1-066	第一
593		N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩		1-067	第一
594	111-76-2	エチレンジグリコールモノブチルエーテル	ブチルセソルブ	1-077	第一
595	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1-080	第一
596	105024-66-6	(4-エトキシフェニル) [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン	シラフルオフェン	1-084	第一
597		塩化直鎖パラフィン (炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物に限る。)		1-090	第一
598	7790-93-4	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1-091	第一
599	106-02-5	オキサシクロヘキサデカン-2-オン		1-092	第一
600	32536-52-0	オクタプロモジフェニルエーテル		1-095	第一
601	556-67-2	オクタメチルシクロテトラシロキサン		1-096	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6
602		過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩		1-097	第一
603	79-21-0	過酢酸		1-098	第一
604	3699-30-7	カリウム=ジエチルジチオカルバマート		1-100	第二
605		グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩		1-108	第一
606	122548-33-8	1-(2-クロロイミダゾ[1,2-a]ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	イマゾスルフロ	1-114	第一
607	87392-12-9, 178961-20-1 ^{*16}	2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物(2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)	S-メトラクロー	1-119	第一
608	110956-75-7	3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン	ペントキサゾ	1-126	第一
609	3380-34-5	5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール	トリクロサン	1-127	第一
610	123572-88-3	(R,S)-5-クロロ-N-(1,3-ジヒドロ-1,1,3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1,3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	フラマトビル	1-128	第一
611	223580-51-6	3'-クロロ-4,4'-ジメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド	チアジニル	1-131	第一
612	87674-68-8	(R,S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミド	1-132	第一
613	163515-14-8	(S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド	ジメテナミドP	1-133	第一
614	868680-84-6	3-クロロ-N-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホンアミド	メタソスルフロ	1-134	第一
615	153719-23-4	3-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1,3,5-オキサジアジナン-4-イミン	チアメトキサム	1-135	第一
616	210880-92-5	(E)-1-(2-クロロ-1,3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン	クロチアニジン	1-136	第一
617	135410-20-7	トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン	アセタミプリド	1-141	第一
618	138261-41-3	1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン	イミダクロプリド	1-142	第一
619	111988-49-9	3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド	チアクロプリド	1-143	第一
620	473278-76-1	2-[2-クロロ-4-メシル-3-[(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ)メチル]ベンゾイル]シクロヘキサ-1,3-ジオン	テフリルトリオン	1-152	第一
621	156963-66-5	3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルピシクロ[3,2,1]オクタ-3-エン-2-オン	ベンゾピシクロ	1-153	第一
622	799247-52-2	(E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバミン酸メチル	ピリベンカルブ	1-155	第一
623	142-92-7	酢酸ヘキシル		1-159	第一
624	119-36-8	サリチル酸メチル		1-161	第一
625	38640-62-9	ジイソプロピルナフタレン		1-165	第一
626	111-42-2	ジエタノールアミン		1-166	第一
627	112-34-5	ジエチレングリコールモノブチルエーテル		1-170	第一
628	105-95-3	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン		1-172	第二
629	110-82-7	シクロヘキサ		1-176	第一
630	10461-98-0	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル		1-177	第一
631	110-83-8	シクロヘキセン		1-179	第一
632	156-59-2, 156-60-5	1,2-ジクロロエチレン		1-183	第一
633	64359-81-5	4,5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン		1-184	第一
634	224049-04-1	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド	イソチアニル	1-185	第一
635	106917-52-6	2',4-ジクロロ-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホンアニリド	フルスルファミド	1-191	第一
636	57018-04-9	O-(2,6-ジクロロ-パラ-トリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	トルクロホスメチル	1-192	第一
637	212201-70-2	1-(2,4-ジクロロフェニル)-N-(2,4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4,5-ジヒドロ-1H-1,2,4-トリアゾール-4-カルボキサミド	イブフェンカルバジン	1-195	第一
638	32809-16-8	N-(3,5-ジクロロフェニル)-1,2-ジメチルシクロプロパン-1,2-ジカルボキサミド	プロシミドン	1-196	第一
639	41205-21-4	2,3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルマレイミド	フルオリミド	1-203	第一
640	84496-56-0	2-(2,4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ)プロピオンアニリド	クロメブロッブ	1-214	第一
641	81103-11-9	(3R,4S,5S,6R,7R,9R,11R,12R,13S,14R)-4-[(2,6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシル)オキシ]-14-エチル-12,13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3,5,7,9,11,13-ヘキサメチル-6-[[3,4,6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベーター-D-キシロ-ヘキソピラノシル]オキシ]オキサシクロテトラデカン-2,10-ジオン	クラリスロマイシン	1-223	第一
642		ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩		1-224	第一
643	426821-53-6	四ナトリウム=5,8-ビス(カルボジチオアト)-2,5,8,11,14-ペンタアザペンタデカンビス(ジチオアト)		1-225	第一
644	57-41-0	5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン		1-230	第一

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正番号※5	2021改正種別※6
645	131341-86-1	4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロリ-3-カルボニトリル	フルジオキソニル	1-233	第一
646	52888-80-9	N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル	プロスルホカルブ	1-234	第一
647	130000-40-7	2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド	チフルザミド	1-239	第一
648	79-57-2	(4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS)-4-(ジメチルアミノ)-3, 5, 6, 10, 12, 12a-ヘキサヒドロキシ-6-メチル-1, 11-ジオキサ-1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a-オクタヒドロテラセ-2-カルボキサミド	オキシテトラサイクリン	1-244	第一
649	4849-32-5	3-(3, 3-ジメチルウレイド)フェニル=ターシャリ-ブチルカルバマート	カルブチレート	1-246	第一
650	105-87-3	(2E)-3, 7-ジメチルオクタ-2, 6-ジエニル=アセタート	酢酸ゲラニル	1-247	第一
651	124-28-7	N, N-ジメチルオクタデシルアミン		1-248	第一
652	78-69-3	3, 7-ジメチルオクタタン-3-オール		1-249	第一
653		ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン		1-256	第一
654	283594-90-1	3, 3-ジメチルブタン酸=3-メチル-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-4-イル	スピロメシフェン	1-258	第一
655	183675-82-3	(RS)-N-[2-(1, 3-ジメチルブチル)-3-チエニル]-1-メチル-3-(トリフルオロメチル)-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド	ベンチオピラド	1-259	第一
656	494793-67-8	2'-[(RS)-1, 3-ジメチルブチル]-5-フルオロ-1, 3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド	ペンフルフェン	1-261	第一
657	560121-52-0	2, 2-ジメチルプロパン酸=(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1, 3, 4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル	シエノピラフェン	1-262	第一
658	85785-20-2	N-(1, 2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル	エスプロカルブ	1-263	第一
659	79-92-5	2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	カンフェン	1-265	第一
660	272451-65-7	N-[1, 1-ジメチル-2-(メチルスルホニル)エチル]-3-ヨード-N-[2-メチル-4-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]フェニル]フタルアミド	フルベンジアミド	1-266	第一
661	110-71-4	1, 2-ジメトキシエタン		1-267	第一
662	83055-99-6	アルファー(4, 6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-オルト-トルイル酸メチル	ペンスルフロシメチル	1-268	第一
663	135186-78-6	(RS)-7-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルチオ)-3-メチル-2-ベンゾフラン-1(3H)-オン	ピリフタリド	1-269	第一
664		有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)		1-274	第一
665		セリウム及びその化合物		1-276	第一
666		タリウム及びその化合物		1-279	第一
667		炭化けい素		1-280	第一
668	554-13-2	炭酸リチウム		1-281	第一
669	1111-67-7	チオシアン酸銅(I)		1-283	第一
670	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O, O-ジメチル	シアノホス又はCYAP	1-285	第一
671	57-92-1	1, 1'-[(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S)-4-[[5-デオキシ-2-O-[2-デオキシ-2-(メチルアミノ)-アルファー-L-グルコピラノシル]-3-C-ホルミル-アルファー-L-リキソフラノシル]オキシ]-2, 5, 6-トリヒドロキシシクロヘキサ-1, 3-ジイル]ジグアナジン	ストレプトマイシン	1-292	第一
672	168316-95-8	(2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-14-メチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンA)及び(2S, 3aR, 5aS, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bS)-2-[(6-デオキシ-2, 3, 4-トリ-O-メチル-アルファー-L-マンノピラノシル)オキシ]-13-[[4-(ジメチルアミノ)-2, 3, 4, 6-テトラデオキシ-ベータ-D-エリトロ-ヘキソピラノシル]オキシ]-9-エチル-4, 14-ジメチル-2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b-テトラデカヒドロ-1H-as-インダセノ[3, 2-d]オキサシクロドデシン-7, 15-ジオン(別名スピノシンD)の混合物	スピノサド	1-293	第一
673	112-31-2	デカナール	デシルアルデヒド	1-294	第一
674	109-99-9	テトラヒドロフラン		1-302	第一
675	116-14-3	テトラフルオロエチレン		1-304	第一
676	22898-01-7	2, 2, 3, 3-テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム	テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩	1-305	第一
677		テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド		1-307	第一
678	32388-55-9	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5.3.1.0(1,5)]ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン		1-310	第一
679		テルル及びその化合物		1-311	第一
680	112-55-0	ドデカン-1-チオール		1-316	第一
681	683-10-3	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート		1-317	第一
682	108-78-1	1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリアミン	メラミン	1-319	第一
683	122-20-3	トリイソプロパノールアミン		1-320	第一
684	1116-76-3	トリオクチルアミン		1-322	第一
685	133-06-2	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド	キャプタン	1-333	第一
686	68912-13-0	トリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート		1-334	第一
687	75-50-3	トリメチルアミン		1-338	第一

管理番号 ※1	CAS登録 番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名 ※4	2021改正 番号 ※5	2021改正 種別 ※6
688		トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩		1-339	第一
689	79-77-6	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブター-3-エン-2-オン		1-340	第一
690		N,N,N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩		1-341	第一
691	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7	トリメチルベンゼン		1-342	第一
692	97593-00-5	2,4,4-トリメチルペンター-1-エン及び2,4,4-トリメチルペンター-2-エンの混合物		1-343	第一
693	2530-83-8	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン		1-344	第一
694		ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシルアルカンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物		1-348	第一
695	3811-73-2	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ビリジン-2-チオラート		1-349	第一
696	88380-00-1	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート		1-350	第一
697		鉛及びその化合物		1-353	特定第一
698	139-13-9	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩		1-356	第一
699	30525-89-4	パラホルムアルデヒド		1-364	第一
700		ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12,14,16,18又は20のもの及びその混合物に限る。)		1-365	第一
701	7287-19-6	2,4-ビス(イソプロピルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	プロメトリン	1-366	第一
702	142-16-5	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブター-2-エンジオアート		1-368	第一
703	14915-37-8	ビス(2-スルフィドビリジン-1-オラト)銅		1-372	第一
704	13463-41-7	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カップS)-ビリジン-1(2H)-オラト-カップO]亜鉛(II)		1-373	第一
705	52829-07-9	ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ビペリジル)=セバケート		1-374	第一
706	56-35-9	ビス(トリブチルスズ)=オキシド		1-375	特定第一
707		N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8,10,12,14,16又は18のもの及びその混合物に限る。),(Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z,12Z)-N,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9,12-ジエンアミド並びにこれらの混合物		1-376	第一
708		(1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩		1-380	第一
709	120-57-0	ビペロナル	ヘリオトロピン	1-385	第一
710	117-84-0	フタル酸ジオクチル		1-394	第一
711	28159-98-0	2-ターシャリ-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン		1-398	第一
712	3006-82-4	ターシャリ-ブチル=2-エチルペルオキシヘキサノアート		1-400	第一
713	88-41-5	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		1-405	第一
714	32210-23-4	4-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		1-406	第一
715	34014-18-1	1-(5-ターシャリ-ブチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イル)-1,3-ジメチル尿素	テブチウロン	1-408	第一
716	400882-07-7	2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパン酸=2-メトキシエチル	シフルメトフェン	1-409	第一
717	18127-01-0	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)プロパナール		1-410	第一
718	80-54-6	3-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール		1-411	第一
719	88-18-6	2-ターシャリ-ブチルフェノール		1-412	第一
720	7580-85-0	2-ターシャリ-ブチルキシエタノール		1-416	第一
721	98-01-1	フルフラール		1-418	第一
722	122453-73-0	4-ブromo-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロ-3-カルボニル	クロルフェナビル	1-421	第一
723	500008-45-7	3-ブromo-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロビリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	クロラントラニプロール	1-422	第一
724	348635-87-0	3-(3-ブromo-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホニアミド	アミスルプロム	1-426	第一
725	4719-04-4	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン		1-432	第一
726	1222-05-5	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン		1-433	第一
727	1071-93-8	ヘキサンジヒドラジド		1-437	第一
728	6259-76-3	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート		1-438	第一
729	592-41-6	1-ヘキセン		1-439	第一
730	1024-57-3	1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エボキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン	ヘプタクロロエボキシド	1-441	第一
731	142-82-5	ヘプタン		1-442	第一
732	104-67-6	5-ヘプチルオキソラン-2-オン		1-443	第一
733		ペルフルオロオクタタン酸(別名PFOA)及びその塩		1-446	第一
734	101-86-0	2-ペンジリデンオクタナール		1-449	第一
735	1205-17-0	3-(1,3-ペンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール		1-454	第一
736	108-24-7	無水酢酸		1-466	第一
737	108-10-1	メチルイソブチルケトン		1-472	第一
738	24851-98-7	メチル=2-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート		1-473	第一
739	110-25-8	2-[メチル-[(Z)-オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸	オレオイルサルコシン	1-474	第一

管理番号 ※1	CAS登録 番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名 ※4	2021改正 政令番号 ※5	2021改正 種別 ※6
740	137-42-8	N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム	メタムナトリウム塩	1-480	第一
741	7396-58-9	N-メチルジデカン-1-イルアミン		1-481	第一
742	22936-75-0	2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン	ジメタメトリン	1-483	第一
743	111-82-0	メチルニドデカノアート		1-484	第一
744	127-51-5	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン		1-485	第一
745	165252-70-0	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン	ジノテフラン	1-487	第一
746	872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン		1-489	第一
747	75-66-1	2-メチルプロパン-2-チオール		1-490	第一
748		3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの		1-492	第一
749	536-90-3	3-メトキシアニリン		1-499	第一
750	133408-50-1	(E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド	メトミノストロビン	1-500	第一
751	111-77-3	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール		1-501	第一
752	111-96-6	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン		1-504	第一
753	68515-88-8	硫化(2,4,4-トリメチルペンテン)		1-506	第二
754	77-78-1	硫酸ジメチル		1-507	第二
755	999-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル		2-002	第二
756	2797-51-5	2-アミノ-3-クロロ-1,4-ナフトキノ	ACN	2-004	第二
757	81510-83-0	イソプロピルアンモニウム=(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)ニコチナート	イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩	2-005	第二
758	1338-23-4	エチルメチルケトンペルオキシド		2-008	第二
759	91-53-2	6-エトキシ-1,2-ジヒドロ-2,2,4-トリメチルキノリン	エトキシキン	2-009	第二
760	98-88-4	塩化ベンゾイル		2-013	第二
761	111-65-9	オクタン		2-014	第二
762	111-88-6	オクタン-1-チオール		2-015	第二
763	999-81-5	(2-クロロエチル)トリメチルアンモニウムクロリド		2-016	第二
764	542-18-7	クロロシクロヘキサ		2-017	第二
765	101463-69-8	1-[4-(2-クロロ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ)-2-フルオロフェニル]-3-(2,6-ジフルオロベンジル)尿素	フルフェノクスロン	2-019	第二
766	150824-47-8	(E)-N-[6-(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]-N-エチル-N'-メチル-2-ニトロエテン-1,1-ジアミン	ニデンピラム	2-022	第二
767	88402-43-1	N-(4-クロロフェニル)-1-シクロヘキサ-1,2-ジカルボキシミド	クロルブタリム	2-025	第二
768	35367-38-5	1-(4-クロロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンジル)尿素	ジフルベンズロン	2-026	第二
769	110488-70-5	4-[3-(4-クロロフェニル)-3-(3,4-ジメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン	ジメトモルフ	2-027	第二
770	116-29-0	4-クロロフェニル=2,4,5-トリクロロフェニル=スルホン	テトラジホン	2-029	第二
771	134074-64-9	[2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イル](1H-イミダゾール-1-イル)メタノン		2-031	第二
772	96-24-2	3-クロロ-1,2-プロパンジオール		2-032	第二
773	688046-61-9	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2,3,4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタノン	ピリオフェニン	2-034	第二
774	102851-06-9	(RS)- α -アルファ-ジアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ- α -アルファ, α -アルファ, α -トリフルオロパラ-トリル)-D-バリナート	フルバリネート	2-038	第二
775	52315-07-8	α -アルファ-ジアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シペルメトリン	2-039	第二
776	136849-15-5	1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-3-(4,6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素	シクロスルファミロン	2-043	第二
777	121552-61-2	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン	シプロジニル	2-044	第二
778	210631-68-8	[3-(4,5-ジヒドロイソキサゾール-3-イル)-4-メシル-2-メチルフェニル](5-ヒドロキシ-1-メチルピラゾール-4-イル)メタノン		2-054	第二
779	83164-33-4	2',4'-ジフルオロ-2-(3-トリフルオロメチルフェノキシ)ニコチンアニリド		2-057	第二
780	115-95-7	3,7-ジメチルオクタ-1,6-ジエン-3-イル=アセタート	酢酸リナリル	2-059	第二
781	106-24-1	(E)-3,7-ジメチルオクタ-2,6-ジエン-1-オール	ゲラニオール	2-060	第二
782	97886-45-8	S,S'-ジメチル=2-ジフルオロメチル-4-イソブチル-6-トリフルオロメチルピリジン-3,5-ジカルボチオアート	ジチオビル	2-061	第二
783	112-75-4	N,N-ジメチルテトラデカン-1-アミン		2-062	第二
784	131475-57-5	(RS)-N-[2-(3,5-ジメチルフェノキシ)-1-メチルエチル]-6-(1-フルオロ-1-メチルエチル)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン	トリアジフラム	2-063	第二
785	148477-71-8	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4.5]デカ-3-エン-4-イル	スピロジクロフェン	2-064	第二
786	91-17-8	デカヒドロナフタレン		2-068	第二
787	15875-13-5	1,3,5-トリス[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン		2-072	第二
788	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン		2-073	第二

管理番号※1	CAS登録番号※2	2021改正物質名※3	2021改正別名※4	2021改正令番号※5	2021改正種別※6
789	125-12-2	(1R, 2R, 4R) - 1, 7, 7-トリメチルビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-イル=アセタート及び (1S, 2S, 4S) - 1, 7, 7-トリメチルビスクロ [2, 2, 1] ヘプタン-2-イル=アセタートの混合物	イソボルニル=アセタート	2-075	第二
790	79-24-3	ニトロエタン		2-079	第二
791	111-84-2	ノナン		2-081	第二
792	3296-90-0	2, 2-ビス (プロモメチル) プロパン-1, 3-ジオール	ジプロモネオベンチルグリコール	2-082	第二
793	7779-90-0	ビス (りん酸) 三亜鉛		2-084	第二
794	94-13-3	4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	パラオキシ安息香酸プロピル	2-085	第二
795	65405-77-8	2-ヒドロキシ安息香酸 (Z) - 3-ヘキセニル		2-086	第二
796	103-60-6	2-フェノキシエチル=イソブチレート		2-089	第二
797	92-84-2	フェノチアジン		2-090	第二
798	110-65-6	ブタン-2-イン-1, 4-ジオール		2-091	第二
799	84-69-5	フタル酸ジイソブチル		2-093	第二
800	119-06-2	フタル酸ジトリデシル		2-095	第二
801	1861-40-1	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン	ベスロジン又はベンフルラリン	2-096	第二
802	55861-78-4	3- (5-ターシャリ-ブチル-1, 2-オキサゾール-3-イル) - 1, 1-ジメチル尿素	イソウロン	2-098	第二
803	55406-53-6	N-ブチルカルバミド酸=3-ヨード-2-プロピニル		2-099	第二
804	5902-51-2	3-ターシャリ-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル	ターバシル	2-100	第二
805	39807-15-3	5-ターシャリ-ブチル-3- [2, 4-ジクロロ-5- (プロパー-2-イン-1-イルオキシ) フェニル] - 1, 3, 4-オキサジアゾール-2 (3H) -オン	オキサジアルギル	2-101	第二
806	81-14-1	1- (4-ターシャリ-ブチル-2, 6-ジメチル-3, 5-ジニトロフェニル) エタノン		2-102	第二
807	161050-58-4	1-ターシャリ-ブチル-1- (3, 5-ジメチルベンゾイル) - 2- (3-メトキシ-2-メチルベンゾイル) ヒドラジン	メトキシフェノジド	2-104	第二
808	142459-58-3	4-フルオロ-N-イソプロピル-2- (5-トリフルオロメチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イルオキシ) アセトアニリド	フルフェナセット	2-111	第二
809	51-03-6	5-プロパン-1-イル-6- (2, 5, 8-トリオキサドデカン-1-イル) - 1, 3-ベンゾジオキソール	ビペロニルブトキシド	2-112	第二
810	736994-63-1	3-プロモ-1- (3-クロロピリジン-2-イル) -N- [4-シアノ-2-メチル-6- (メチルカルバモイル) フェニル] - 1H-ピラゾール-5-カルボキサミド	シアントラニリプロール	2-113	第二
811	116-15-4	ヘキサフルオロプロペン		2-114	第二
812	123-66-0	ヘキサノ酸エチル	カブロン酸エチル	2-115	第二
813	122-40-7	2-ベンジリデンヘプタナール		2-116	第二
814	89-05-4	ベンゼン-1, 2, 4, 5-テトラカルボン酸		2-117	第二
815	75-12-7	ホルムアミド		2-118	第二
816	80-26-2	2- (4-メチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) プロパン-2-イル=アセタート	酢酸テルピニル	2-124	第二
817	6362-80-7	4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン		2-126	第二
818	13311-84-7	2-メチル-N- [4-ニトロ-3- (トリフルオロメチル) フェニル] プロパンアミド	フルタミド	2-128	第二
819	123-35-3	7-メチル-3-メチレンオクター-1, 6-ジエン	ミルセン	2-130	第二
820	60-24-2	2-メルカプトエタノール		2-131	第二
821	78-97-7	ラクトニトリル		2-133	第二
822	64-67-5	硫酸ジエチル		2-134	第二

※1 管理番号は政令番号とは異なるもので、化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、同じ番号が維持される。PRTR制度においては、令和6年度の届出から現在の政令番号に代わり、本表に記載されている管理番号が使用される方針である。

※2 CAS登録番号は参考情報として掲載しているが、異性体等の存在もあるため、PRTR制度対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行うこと。該当するCAS登録番号が複数存在する物質は一部のみ掲載した。

※3 2021年 (令和3年) に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 (以下「2021(R3)改正」という) 別表1 (第一種指定化学物質) 及び別表2 (第二種指定化学物質) を基にした名称を記載した。

※4 2021(R3)改正の政令名称に記載されている別名を記載した。

※5 2021(R3)改正別表1には号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前に「1-」を、同令別表2の物質には号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前に「2-」を付して表記した。

※6 2021(R3)改正別表1の物質は「第一」、同令別表2の物質は「第二」、同令第4条で規定している特定第一種指定化学物質は「特定第一」と記載した。

※7 2008年（平成20年）に改正された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「2008(H20)改正」という）別表1（第一種指定化学物質）及び別表2（第二種指定化学物質）を基にした名称を記載した。

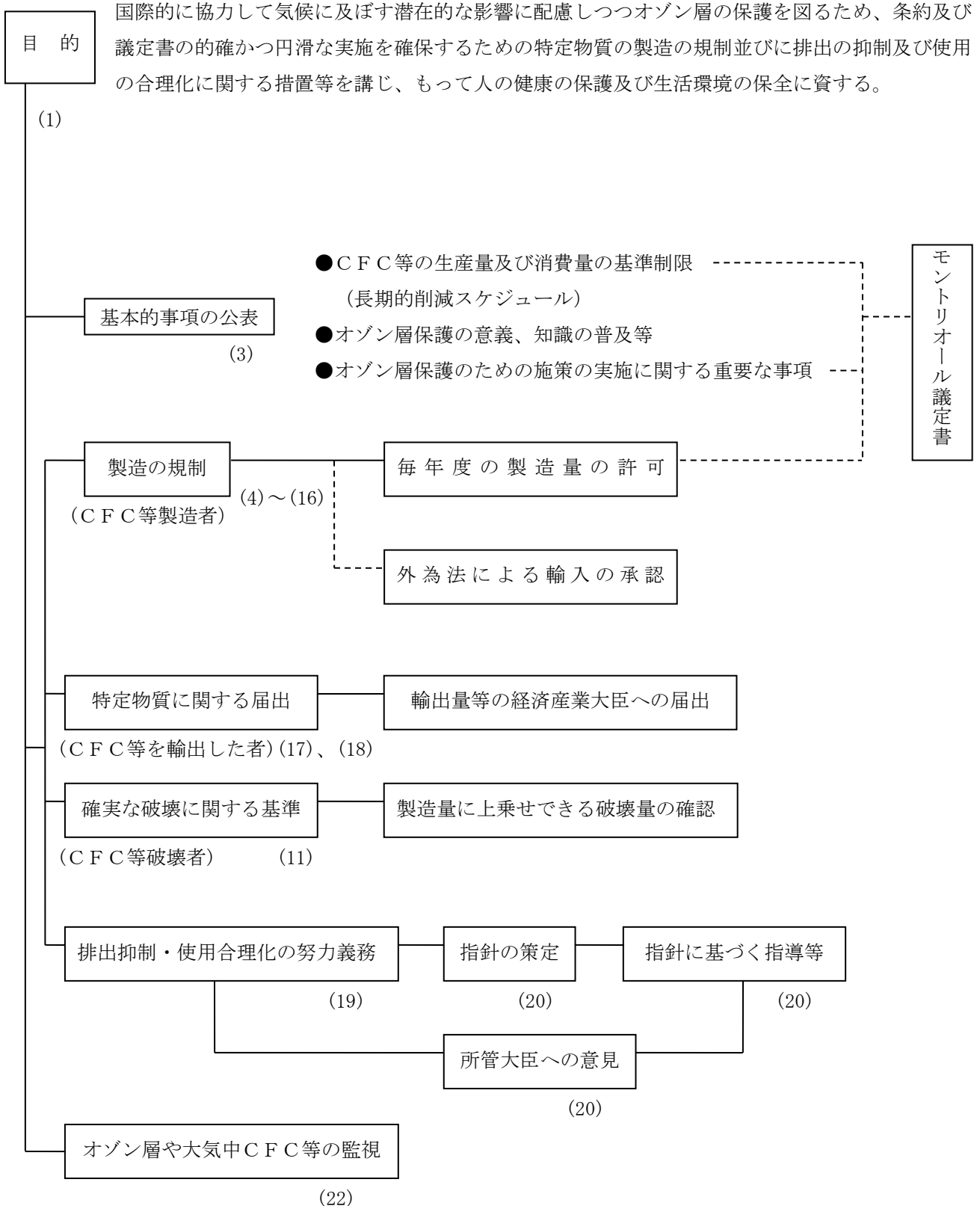
※8 2008(H20)改正別表1の物質は「第一」、同令別表2の物質は「第二」、同令第4条で規定している特定第一種指定化学物質は「特定第一」と記載した。

※2021(R3)改正で削除された化学物質はセルの背景を灰色とした。

第9節 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

(最終改正 平成30年7月4日法律第69号)

1 法の体系



(注) ()内の数字は、法の条文を示す。例えば、(1)は第1条を意味する。

2 モントリオール議定書の対象物質と規制スケジュール

○モントリオール附属書A 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	特定フロン		1994年以降 1986年比75%削減
	CFC-11, 12, 114	1.0	1996年 全廃
	113	0.8	
	115	0.6	
グループ II	ハロン		1994年以降 全廃
	ハロン-1211	3.0	
	1301	10.0	
	2402	6.0	

○同附属書B 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	その他のCFC	1.0	1994年以降 1986年比75%削減 1996年 全廃
グループ II	四塩化炭素	1.1	1995年以降 1989年比75%削減 1996年 全廃
グループ III	1・1・1-トリクロロエタン	0.1	1994年以降 1989年比50%削減 1996年 全廃

○同附属書C 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	HCFC	0.005~0.28	1996年以降 基準量比100%
			2004年 35%削減
			2010年 75%削減
			2015年 90%削減
			2020年 全廃
			※基準量=HCFCの1989年消費量 算定値+CFCの1989年 消費算定値×0.028
グループ II	HBFC	0.1~14	1996年 全廃
グループ III	ブロモクロロメタン	0.12	2002年 全廃

○同附属書E 規制物質

グループ	物質名	オゾン破壊係数	先進国に対する規制スケジュール
グループ I	臭化メチル	0.6	1995年以降 1991年比100%
			1999年 25%削減
			2001年 50%削減
			2003年 70%削減
			2005年 全廃

第10節 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(通称：フロン排出抑制法)

(平成13年法律第64号)

(最終改正 令和元年6月5日法律第25号)

1 フロン類及び特定製品

(1) フロン類

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）とハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン（HFC）をいう。

フロン類の種類と冷媒番号

フロン類	冷 媒 番 号
CFC	R11、R12、R113、R114、R115、R13、R500、R501、R502、R503、R505、R506
HCFC	R123、R124、R22、R401A、R402A、R403A、R405A、R406A、R408A、R409A、R411A、R412A、R509A
HFC	R23、R32、R125、R134a、R143a、R404A、R407C、R407E、R410A、R507A、R508A

(2) 第一種特定製品

次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

- ① エアコンディショナー
- ② 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

(3) 第二種特定製品

使用済自動車の再資源化に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

2 第一種フロン類充填回収業者に係る申請・届出・報告事項一覧

番号	申請・届出・報告を必要とする場合	法令条文	届出様式
1	登録の申請をする場合	法第27条	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書 （施行規則様式第1）
2	登録の更新をする場合	法第30条	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書 （施行規則様式第1）
3	上記1又は2の登録内容を変更しようとするとき	法第31条	第一種フロン類充填回収業者登録変更届出書 （施行規則様式第2）
4	フロン類の充填及び回収量、自ら再生した量、フロン類再生業者へ引き渡した量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他主務省令で定める事項を報告する場合	法第47条	第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書 （施行規則様式第3）

3 フロン類の充填に関する基準（施行規則第14条）

<p>充填前</p>	<p>(1) 充填に先立つ確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填前、点検等の記録の確認、外観の目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認 <p>(2) 管理者及び整備者への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認の結果、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明 <p>(3) 修理等を行うまでの充填の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合（フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合）を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない※¹
<p>充填時</p>	<p>(4) 冷媒の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填しようとするフロン類の種類が、法第87条第3号に基づき製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認 ・ 現に第一種特定製品に充填されている冷媒とは異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該特定製品の管理者の承諾を得ること <p>(5) 充填中及び充填後の漏えい防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないよう必要な措置を実施 <p>(6) 機器・充填に係る十分な知見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な知見を有する者※²が自ら実施又は立会う

※1 ただし、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、点検修理の前に1回に限り充填を行うことができる

※2 「十分な知見を有する者（充填時）」の例

<p>A 冷媒フロン類取扱技術者</p>
<p>第一種（一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会 認定）</p>
<p>第二種（一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 認定）</p>
<p>B 一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習※³を受講した者</p>
<p>一定の資格等の例</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ・ 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会） ・ 上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者 ・ 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・ 自動車電気装置整備士（対象は、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）
<p>C 十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習※³を受講した者</p>
<p>十分な実務経験の例</p>
<p>日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者</p>

※3 環境省及び経済産業省において、講習の内容を確認し、「十分な知見を有する者」を担保するための講習として、その適正性を確認した講習

4 フロン類の回収に関する基準（施行規則第40条）

（1）冷媒回収口における圧力の値が、一定時間経過した後、次表に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、次に掲げる圧力以下になるように吸引すること

フロン類の圧力区分	圧力 (絶対圧力SI単位)
低圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa未満のもの)	0.03MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充てん量が2kg未満のもの)	0.1MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3MPa以上2MPa未満であって、フロン類の充てん量が2kg以上のもの)	0.09MPa
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上のもの)	0.1MPa

（参考1）圧力の換算

	単位	施行規則で扱っている圧力値		
		0.1	0.09	0.03
SI単位(絶対圧力)	MPa	0.1	0.09	0.03
SI単位(ゲージ圧力)	MPa	0	-0.01	-0.07
工学単位(ゲージ圧力)	kgf/cm ²	0	-0.1	-0.7
真空圧力	mmHg	0	-100	-500

（参考2）フロン類の圧力区分と該当する主要な冷媒の対比

フロン類の圧力区分	フロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
低圧ガス	R11、R113	R123	
高圧ガス(常用の温度での圧力が0.3～2MPa未満)	R12、R114、R115 R500、R502	R22	R134a、R32、R407C R407E、R410A R507A、R404A
高圧ガス(常用の温度での圧力が2MPa以上)	R13、R503		R23

（2）フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと

「十分な知見を有する者(回収時)」の例

<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒フロン類取扱技術者 ・冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 ・高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) ・冷凍空気調和機器施工技能士 ・自動車電気装置整備士 	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 ・冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) ・技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
<p>(ただし、平成20年3月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成20年3月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る)</p>	

5 第一種特定製品の所有者等の取り組むべき措置

(1) 「管理者の判断基準」の遵守（法第16条第1項、告示「第一種特定製品の管理者の判断基準となるべき事項」）

管理者とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者

(ア) 適切な場所への設置等

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全

(イ) 機器の点検

点検対象		頻度	実施者
①簡易点検			
全ての第一種特定製品		3ヶ月に1回以上	制限なし
②定期点検			
圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 7.5kW以上の第一種特定製品			専門点検の方法について十分な知見を有する者
冷蔵機器及び冷凍機器	7.5kW以上の機器	1年に1回以上	
エアコンディショナー	50kW以上の機器	1年に1回以上	
	7.5kW以上50kW未満の機器	3年に1回以上	

(ウ) 修理しないままの充填の原則禁止

- ・ フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、漏えい又は故障等に係る点検及び修理
- ・ 修理を行うまでは原則フロン類の充填禁止

(エ) 点検整備の記録・保存

- ・ 第一種特定製品ごとに、点検及び修理並びに冷媒の充填及び回収等の履歴を記録し、当該管理第一種特定製品の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日から3年を経過するまで保存
- ・ 第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収業者から、当該記録の提示を求められたときは、速やかに、これに応じること

(2) フロン類算定漏えい量の報告（法第19条）

第一種特定製品の管理者は、一年度内に管理する第一種特定製品の使用等に際して排出されるフロン類の量を算定した結果、当該算定量（フロン類算定漏えい量）が1,000 t-CO₂以上の場合、毎年度7月末日までに、前年度のフロン類算定漏えい量等を、第一種特定製品の管理者から事業所管大臣に対して報告しなければならない

(3) 整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託

- ・ 第一種特定製品整備時に、フロン類の充填又は回収が必要な場合、第一種フロン類充填回収業者へ、フロン類の充填・回収を委託しなければならない（法第43条）
- ・ 第一種特定製品の整備を発注する際、フロン類の回収、再生、破壊等に必要なる費用を負担する（法第74条）

(4) 解体工事を発注時の第一種特定製品の確認（法第42条）

- ・ 建築物等の解体工事を発注しようとする場合は特定解体工事発注者となり、特定解体工事元請業者が第一種特定製品の有無を確認する際に協力し、当該確認の結果についての書面を3年間保存

(5) 廃棄時等におけるフロン類及び第一種特定製品の引渡し

- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際には、第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡さなければならない（法第41条）
- ・ その際のフロン類の回収、再生、破壊等に必要な費用を負担する（法第74条）
- ・ 第一種特定製品の廃棄等にして、当該製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際、引取証明書等の写しを交付する（法第45条の2）

（6）行程管理表の交付、保存

- ・ 第一種特定製品の廃棄等の際、第一種フロン類充填回収業者に直接フロン類を引き渡す場合は回収依頼書を、第一種フロン類充填回収業者の登録を持たない設備業者、解体業者、販売業者等（第一種フロン類引渡受託者）に第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託する場合は、委託確認書を交付し、その写しを3年間保存する（法第43条）
- ・ 第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを他の者に再委託する場合には、第一種特定製品廃棄等実施者は再委託承諾書を交付し、その写しを3年間保存する（法第43条）
- ・ フロン類の回収が終了したら、第一種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付又は送付を受け、当該引取証明書を3年間保存する（法第45条）
- ・ 回収依頼書又は委託確認書を交付後30日以内（建物解体の場合は90日以内）に引取証明書が第一種フロン類回収業者から交付又は送付されなかった場合等には、都道府県知事にその旨を報告する（法第45条）

6 フロン排出抑制法罰則一覧

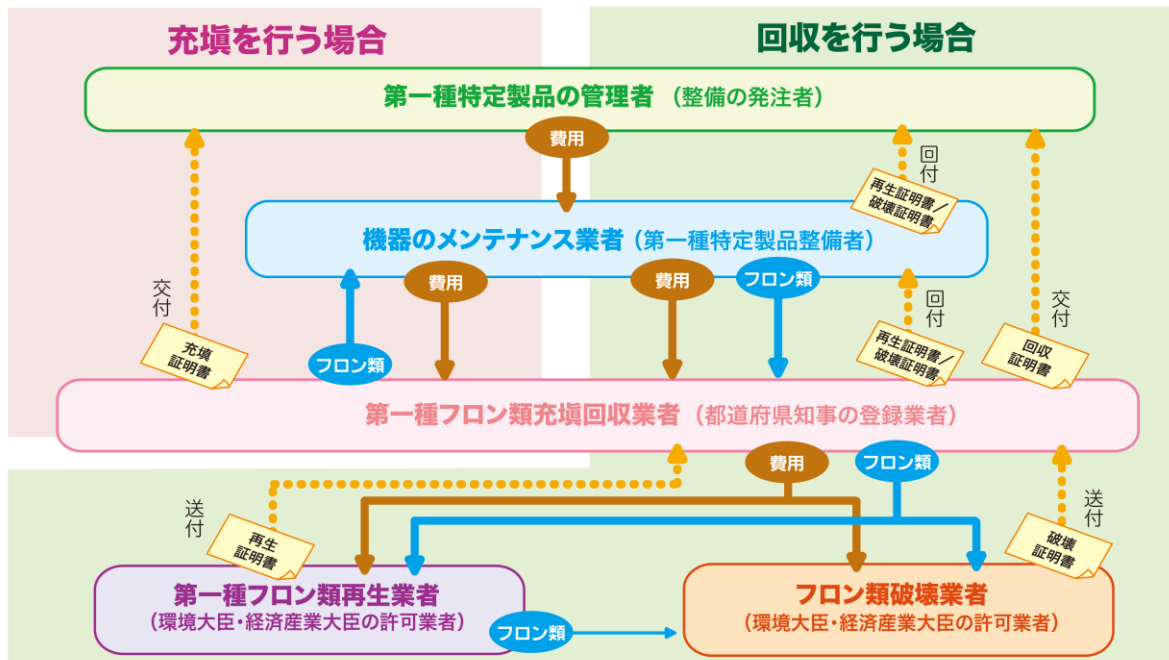
1	登録を受けないでフロン類の充填又は回収を業として行った者	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (法第103条)
2	不正の手段によって第一種フロン類充填回収業者の登録（登録の更新を含む。）を受けた者	
3	業務の停止の命令に違反した者（第一種フロン類充填回収業者）	
4	許可を受けないでフロン類の再生を業として行った者	
5	不正の手段によって第一種フロン類再生業者許可（許可の更新を含む。）を受けた者	
6	許可を受けずに次の事項を変更した者（第一種フロン類再生業者） 1 再生をしようとするフロン類の種類 2 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力 3 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	
7	業務の停止の命令に違反した者（第一種フロン類再生業者）	
8	許可を受けないでフロン類の破壊を業として行った者	
9	不正の手段によってフロン類破壊業者許可（許可の更新を含む。）を受けた者	
10	許可を受けずに次の事項を変更した者（フロン類破壊業者） 1 破壊しようとするフロン類の種類 2 フロン類の破壊の用に供する施設（以下「フロン類破壊施設」という。）の種類、数、構造及びその破壊の能力 3 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	
11	業務の停止の命令に違反した者（フロン類破壊業者）	
12	特定製品に冷媒として充填されているフロン類をみだりに大気中に放出した者	
13	第一種特定製品（圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上のものに限り）管理者の判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であった場合の使用等に関し必要な措置を取るべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
14	第一種特定製品整備者であって、フロン類の充填又は回収の際に第一種フロン類充填回収業者への整備を発注した第一種特定製品管理者の氏名又は名称等及び情報処理センターの利用の有無等の通知、第一種フロン類充填回収業者であって、充填証明書又は回収証明書の第一種特定製品管理者への交付に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
15	第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の充填又は回収に係る情報処理センターへの登録手続に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	

16	第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類引渡受託者であって、フロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しに関する書面の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	50万円以下の罰金 (法第104条)	
17	第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の引取りを証する書面の交付に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
18	第一種フロン類回収業者であって、フロン類の充填又は回収に関する基準若しくはフロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
19	第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者であって、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
20	第一種フロン類再生業者であって、フロン類の再生、運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告又はフロン類破壊業者へ引渡しをすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
21	第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種フロン類再生業者であって、再生証明書の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
22	フロン類破壊業者であって、フロン類の破壊に関する基準を遵守すべき旨の勧告又はフロン類の引取り若しくは破壊をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
23	第一種特定製品整備者、第一種フロン類充填回収業者又はフロン類破壊業者であって、破壊証明書の交付又は回付及び保存に係る規程を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者		
24	第一種特定製品廃棄等実施者であって、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、冷媒として充填されているフロン類を引き渡さずに第一種特定製品の廃棄を行った者（第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除く）		
25	下記以外で、第一種特定製品の引取り等を行った者 1 第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合 2 引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときに引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合 3 その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合		
26	第一種フロン類充填回収業者、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者であって、登録又は許可申請書の記載事項に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者		30万円以下の罰金 (法第105条)

27	フロン類充填量及び回収量等の記録、フロン類再生量等の記録又はフロン類破壊量等の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者	20万円以下の罰金 (法第107条)
28	フロン類充填量及び回収量等の報告、フロン類再生量等の報告又はフロン類破壊量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
29	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	
30	第一種特定製品廃棄等実施者で、第一種フロン類充填回収業者へ回収依頼書若しくは第一種特定製品内のフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合に委託確認書を交付せず、又は法で規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして回収依頼書若しくは委託確認書を交付した者	
31	第一種特定製品廃棄等実施者で、回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを交付した日から3年間保存しなかった者	
32	第一種特定製品廃棄等実施者で、引取証明書を交付又は送付を受けた日から3年間保存しなかった者	
33	第一種特定製品廃棄等実施者で、第一種特定製品引取等実施者に第一種特定製品を引き渡すときに、引取証明書の写しを交付せず、又は回付しなかった者	
34	引取証明書の写しの交付又は回付を受けた第一種特定製品引取等実施者で、引取証明書の写しを3年間保存しなかった者	各本条の罰金刑 (法第108条)
35	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前記(1～34まで)の違法行為をしたとき、行為者のほか、法人又は人	
36	フロン類算定漏えい量等の報告をせず、又は虚偽の報告をした者	10万円以下の過料 (法第109条)
37	廃業等の届出を怠った者	

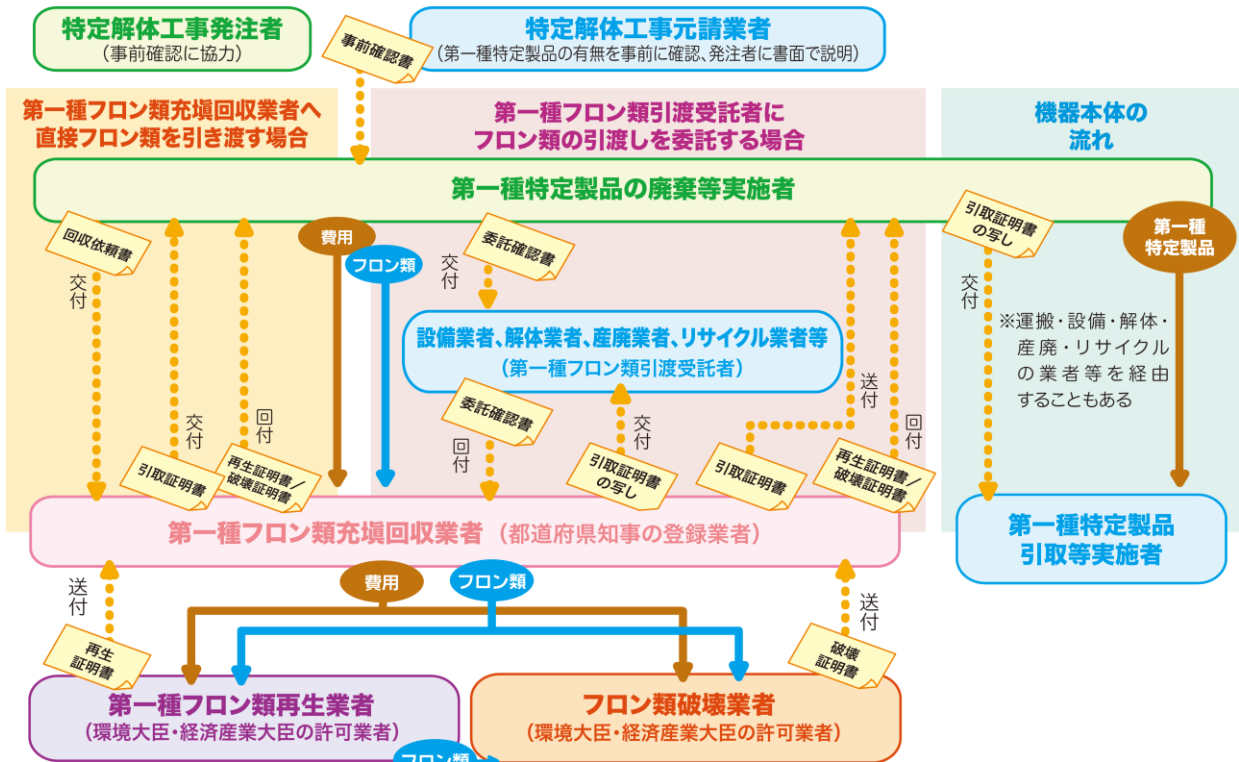
7 フロン類の充填、回収、再生、破壊のフロー

整備時



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

廃棄時等



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律体系図

本法の規則

第5章（罰則）

第1章（総則）		罰 則
目的(1)		
定義	フロン類(2-1)	
	第一種特定製品(2-3)	
	第二種特定製品(2-4)	
指針(3)		
製造業者、製品管理者、充填回収業者、国、地方公共団体の責務(4~8)		
第2章（フロン類の使用の合理化に係る措置）		
第1節（フロン類の製造者が講ずべき措置）(9~11)		
第2節（指定製品の製造業者等が講ずべき措置）(12~15)		
第3章（特定製品に仕様されるフロン類の管理の適正化に係る措置）		
第1節（第一種特定製品の管理者が講ずべき措置）		
第一種特定製品管理者の判断基準となるべき事項(16) — 指導及び助言(17) — 勧告及び命令(18) —		
フロン類算定漏えい量等の報告等(19~26)		
第2節（第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収）		
第一種フロン類充填回収業者の登録（更新・変更・廃業等）(27~36)		
第一種特定製品整備者の充填委託義務及び引渡義務等(37-1, 39-1, 39-4)		
充填証明書又は回収証明書の交付(37-4, 39-6)		
第一種特定製品廃業等実施者の引渡義務(41)		
第一種フロン類回収業者の引取義務及び引渡義務(39-5, 44, 46)		
特定解体工事元請業者の確認及び説明(42)		
情報処理センターの使用(37-2, 38, 39-2, 40)		
第一種特定製品の廃棄等実施者に関する書面の交付等(43, 45)		
第一種特定製品の引取り等(45の2)		
充填及び回収基準・運搬基準の遵守義務(37-3, 39-3, 44-2, 46-2)		
充填量及び回収量の記録等(47)		
第3節（第一種特定製品から回収されるフロン類の再生）		
第一種フロン類再生業者の義務等(63~73)		
第4節（フロン類の破壊）		
フロン類破壊業者の義務等(63~73)		
第5節（費用負担）		
第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者等の費用負担(74, 75)		
第6節（情報処理センター）		
情報処理センターの指定、業務内容等(76~85)		
第4章（雑則）		
フロン類の放出の禁止(86)		
報告の徴収(91)		
立入検査(92)		
資料の提出の要求(93)		
フロン類に関する情報の公表(94)		
環境大臣によるフロン類破壊業者に関する調査請求(95)		

第11節 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

（通称：自動車リサイクル法）

1 使用済自動車等

(1) 使用済自動車

「使用済自動車」とは、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（法律で定めるものを除く。）をいう。）のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。

(2) 解体自動車

「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存するものをいう。

2 関連事業者

(1) 引取業者

「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて、登録を受けた者をいう。

(2) フロン類回収業者

「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて、登録を受けた者をいう。

(3) 解体業者

「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて許可を受けた者をいう。

(4) 破砕業者

「破砕業」とは、解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮その他の主務省令で定める破砕の前処理をいう。）を行う事業をいい、「破砕業者」とは、破砕業を行うことについて許可を受けた者をいう。

3 申請・届出・報告事項一覧

	事業者区分	申請・届出等を必要とする場合	法令条文
1	引取業者	登録の申請・更新をする場合	第43条
2		上記1の内容を変更した場合	第46条
3		廃業等を行った場合	第48条
4	フロン類	登録の申請・更新をする場合	第54条
5	回収業者	上記4の内容を変更した場合	第57条
6		廃業等を行った場合	第59条
7	解体業者	許可の申請・更新をする場合	第61条
8		上記7の内容を変更した場合	第63条
9		廃業等を行った場合	第64条
10	破砕業者	許可の申請・更新をする場合	第68条
11		上記10の事業範囲を変更する場合	第70条
12		上記10の内容を変更した場合	第71条
13		廃業等を行った場合	第72条

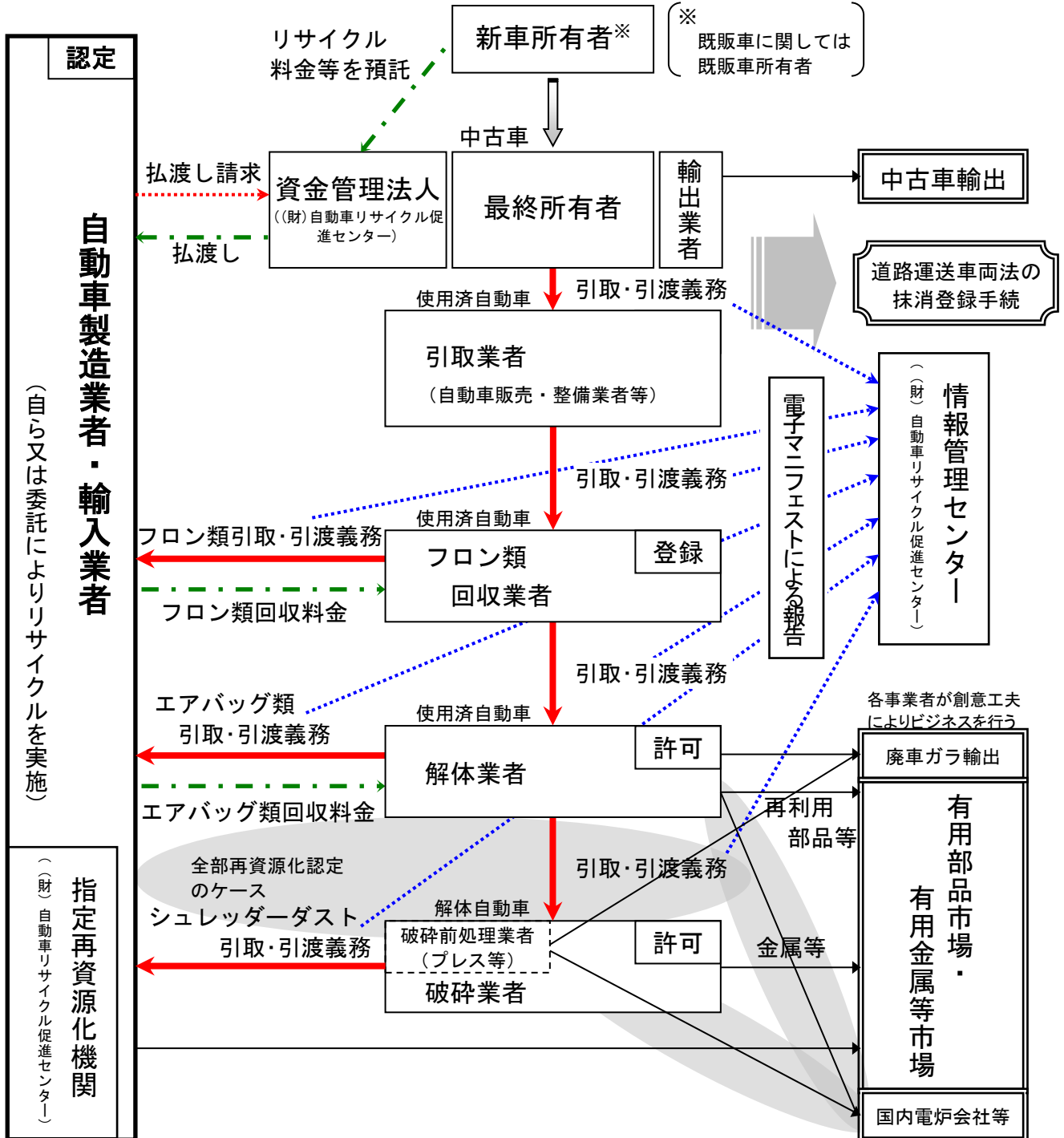
4 自動車リサイクル法罰則一覧

1	使用済自動車（一般廃棄物であるものに限る。以下、「使用済自動車一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を他人に委託する場合に、政令で定める基準に従わずに使用済自動車一般廃棄物の運搬を他人に委託した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（第137条）
2	登録を受けないで引取業又はフロン類回収業を行った者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第138条）
3	不正の手段により引取業又はフロン類回収業の登録（登録の更新を含む。）を受けた者	
4	業務の停止の命令に違反した者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者）	
5	許可を受けないで解体業又は破砕業を行った者	
6	不正の手段により解体業又は破砕業の許可（許可の更新を含む。）を受けた者	
7	許可を受けずに事業の範囲を変更して破砕業を行った者	50万円以下の罰金（第139条）
8	情報管理センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者で、情報管理業務に関して知り得た秘密を漏らした者	
9	再資源化実施義務等に違反した者（解体業者又は破砕業者）	

10	引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であつて、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
11	自動車製造業者であつて、公表した引取基準又は公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告、フロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金の公表をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
12	自動車製造業者等（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）であつて、フロン類の運搬に関する基準を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
13	自動車製造業者等であつて、公表した再資源化等に係る料金が、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認められるときの料金を変更すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
14	自動車製造業者等であつて、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
15	引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であつて、移動報告に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
16	自動車製造業者等であつて、移動報告に係る規定を遵守すべき旨の勧告に係る措置命令に違反した者	
17	自動車製造業者等であつて、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者	30万円以下の罰金（第140条）
18	引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者であつて、変更の届出をせず、又は虚偽の報告をした者	
19	報告徴収に対して報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
20	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

(通称：自動車リサイクル法)



使用済自動車等の流れ

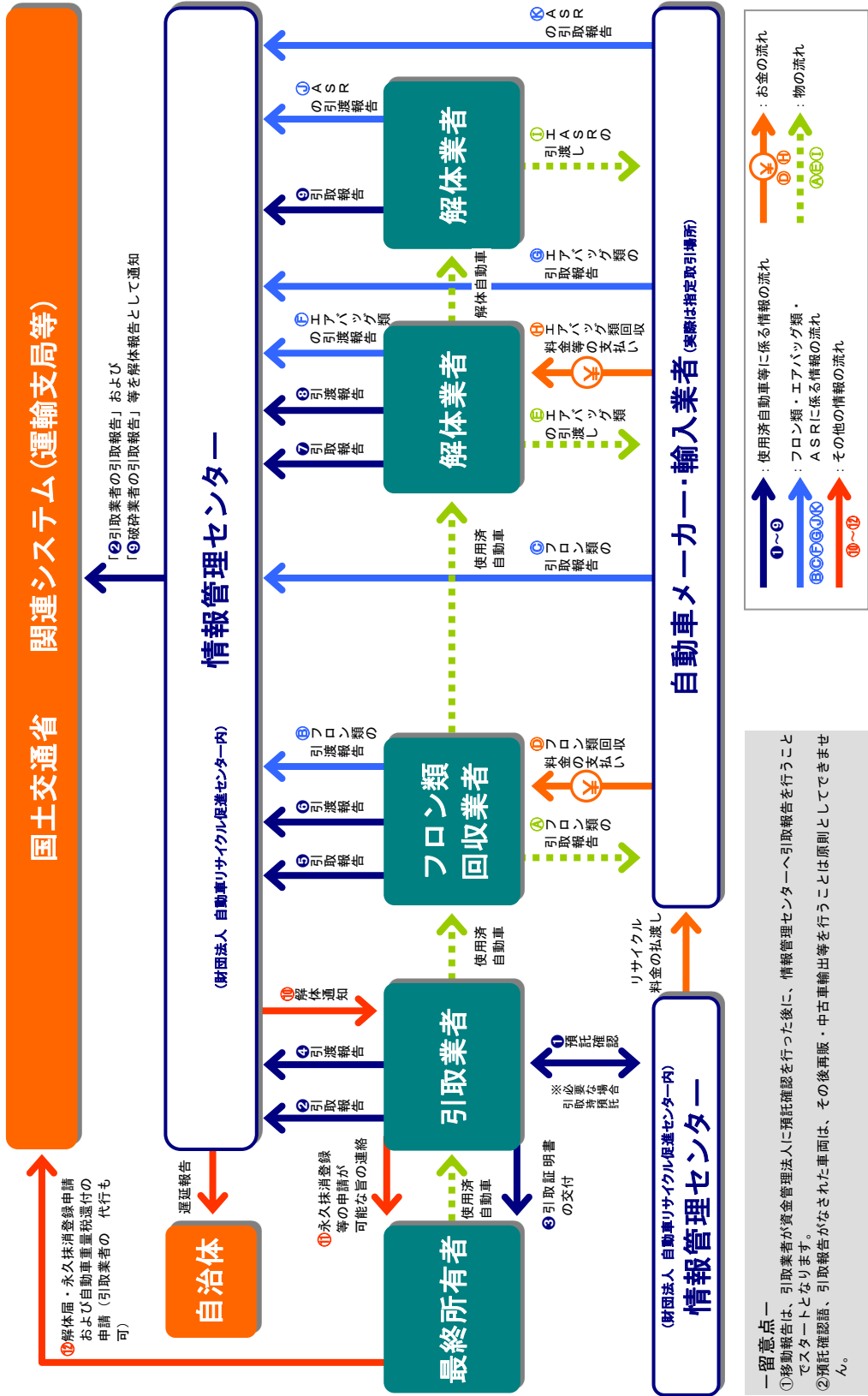
金の流れ

情報の流れ

※ リサイクル義務者が不存在の場合等につき指定再資源化機関（（財）自動車リサイクル促進センター）が対応。その他離島対策、不法投棄対策への出えん義務も実施

電子マネーフレスト（移動報告）制度の概要

- ・自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンにて情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要となります。
- ・具体的な業務フローは下図のとおりです。



第12節 地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

1 法律のねらい

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、さらに1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、SDGsも踏まえ、環境、経済、社会の統合的向上が地球温暖化対策を推進する上でも重要であり、こうした観点を法に位置付けることで、法が2050年までの脱炭素社会の実現を牽引することを明確にし、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションの促進のために、必要な措置を講じようとするものです。

2 法律の概要

取組の対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の排出及び吸収

(1) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画においては、

- ① 計画期間
- ② 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- ③ 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項
- ④ 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標、この目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標、この目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
- ⑤ その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する政府実行計画及び地方公共団体実行計画に関する基本的事項
- ⑥ 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
- ⑦ 普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項
- ⑧ 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項等について定めています。

(2) 国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取組

温室効果ガスは排出源が多様であり、あらゆる主体がそれぞれ自らの活動に伴う排出の量の削減等を図ることが必要なことから、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれが取組を行う責務を定めるとともに、国、地方公共団体及び事業者が自ら排出する温室効果ガスの排出削減等に関する措置を計画的に進めるための枠組みを定めています。

ア 国

国は環境の監視等を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施す

る。温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、関係のある施策において、排出の量の削減等を行うよう配慮する。自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講じ、また、地方公共団体、事業者及び国民が温室効果ガスの排出の量の削減に関して行う活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言、その他の措置を講ずる。さらに、調査研究、国際協力を行う。

政府は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための計画を策定し、公表する。また、その実施状況も公表する。

イ 地方公共団体

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進する。また、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、これらの施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努める。

地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（実行計画）を策定し、公表する（都道府県及び指定都市等においては、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減のための施策についても定める。）。また、その、実施状況も公表する。

ウ 事業者

事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

相当量の温室効果ガスを排出する事業者として政令で定める者（特定排出者）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、事業所ごとに、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を当該事業所に係る事業を所管する大臣（事業所管大臣）に報告しなければならない。

エ 国民

国民は、その日常生活に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

(3) 国民の取組の支援

国民の日常生活において発生する温室効果ガスの排出量の伸びが近年大きいことから、国民の取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

- ① 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、住民に対しきめ細やかな啓発活動、助言等を行う地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。
- ② 地球温暖化対策に関する普及啓発活動を効果的に推進するため、環境大臣及び都道府県知事等

は、地球温暖化防止活動推進センターを指定し、同センターにおいて啓発・広報、照会・相談、日常生活における利用に伴って温室効果ガスが排出される製品等に関する情報提供、実例に即した排出実態調査等を行う。

- ③ 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができる。

第13節 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の概要

1 法律のねらい

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定により、国や地方公共団体は、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のため実行計画を策定・公表することとされており、率先して目標を達成する必要があります。

このため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に資することを目的としてこの法律が制定されました。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定とそれに基づく契約の実施

国は、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針を閣議決定し、同方針に基づき契約を推進するように努める。

(2) ESCO事業に係る国庫債務負担行為の年限の延長

省エネルギー改修事業（ESCO事業）の実施に当たっては、国庫債務負担行為の年限を従来の5年間から10年間へ延長する。

(3) 締結実績の概要の公表等と要請

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度終了後、環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に対して通知する。環境大臣は、各省各庁の長等に対し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(4) 公正な競争の確保等

国等は、環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、公正な競争の確保に留意するとともに、温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策等との調和を確保する。

(5) 電力の購入契約

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約は、当分の間、二酸化炭素の排出係数等の入札参加資格を定め、その資格を満たす者の価格によって落札者を決定する「裾切り方式」を採用する。

3 地方公共団体の責務等

この法の規定により、地方公共団体は下記のとおり取り組む必要があります。

(1) 地方公共団体の責務（第4条）

その区域の自然的社会的条件に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める。

(2) 環境配慮契約の推進（第11条）

環境配慮契約の推進に関する方針を作成するよう努める（方針は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類について定める）。

方針を作成したときは、方針に基づき、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努める。

環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ公表するよう努める。

(3) 公正な競争の確保（第12条）

環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意する。

(4) 他の施策との調和（第13条）

環境配慮契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、他の契約に関する施策、エネルギー基本計画に基づく施策その他の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保する。

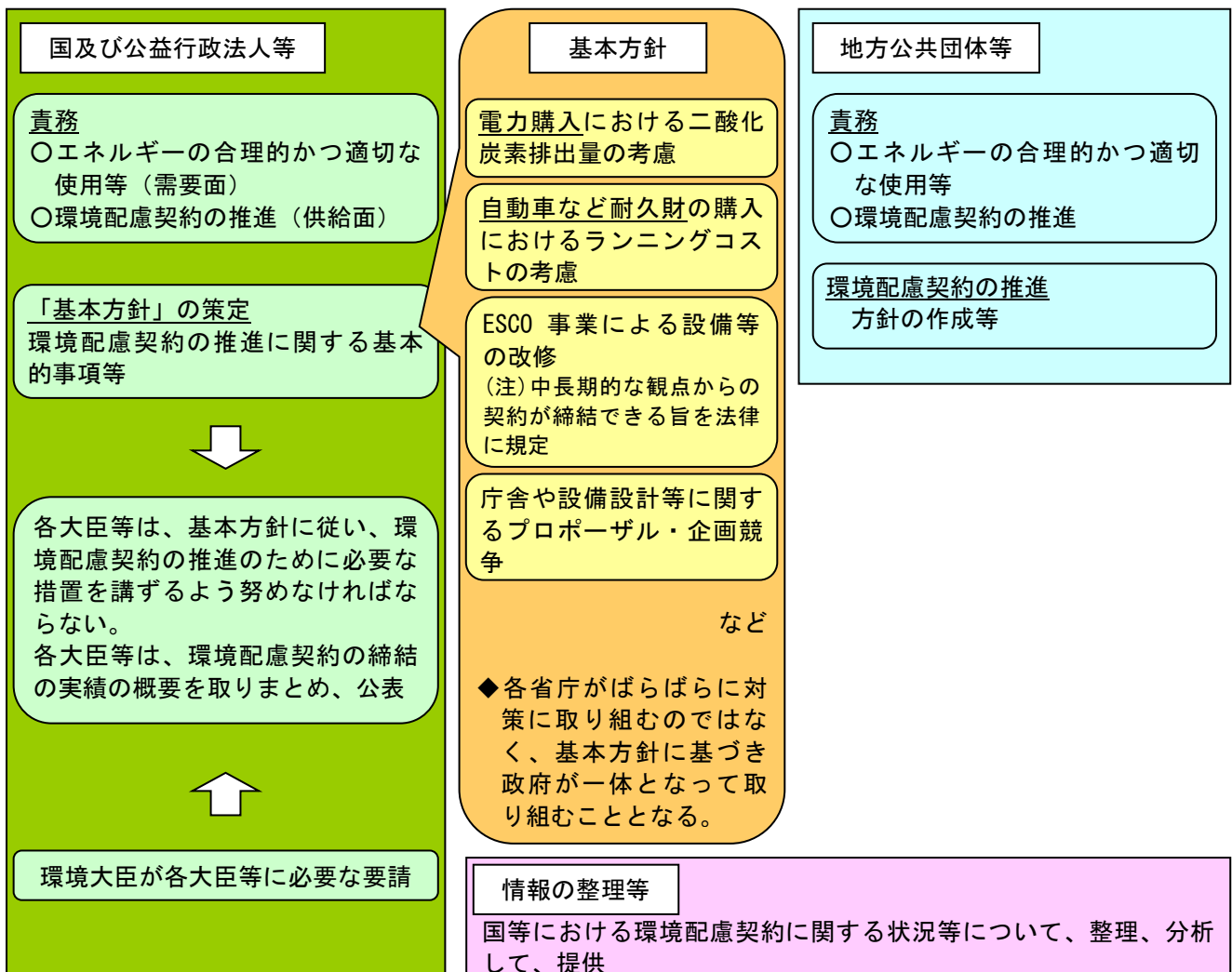
環境配慮契約法の構造

目的

国等による環境負荷（温室効果ガスの排出等）を削減するため、

国等が契約を結ぶ場合に、競争を促しつつ、価格等を含め総合的に見て最善の環境性能を有する物品・役務を供給する者を契約相手とする仕組みを作る

もって、環境への負荷が少ない社会の構築



公正な競争の確保、エネルギーなど他の施策との調和の確保

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は、「裾切り方式」による

第14節 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

1 法律の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国：原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体：国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者：誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

制度

基本方針の策定

環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める

基準の設定

環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理に関する基準を設定

監視・測定の実施

国は、環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物（特定廃棄物）の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

放射性物質により汚染された土壌等（草木、工作物等を含む）の除染等の措置等

- ① 環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等の措置等を実施する必要がある地域を指定
 - ② 環境大臣が①の地域における除染等の措置等の実施に係る計画を策定し、国が実施
 - ③ 環境大臣は、①以外の地域であって、汚染状態が要件に適合しないと見込まれる地域（市町村又はそれに準ずる地域を想定）を指定
 - ④ 都道府県知事等（※）は、③の地域における汚染状況の調査結果等により、汚染状態が要件に適合しないと認める区域について、土壌等の除染等の措置等に関する事項を定めた計画を策定
 - ⑤ 国、都道府県知事、市町村長等は、④の計画に基づき、除染等の措置等を実施
 - ⑥ 国による代行規定を設ける
 - ⑦ 汚染土壌の不法投棄を禁止
- ※政令で定める市町村長を含む

※原子力事業所内の廃棄物・土壌及びその周辺に飛散した原子炉施設等の一部の処理については関係原子力事業者が実施

特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）の処理等の推進

国は、地方公共団体の協力を得て、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を実施

費用の負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

検討条項

- 本法施行から3年後、施行状況を検討し、所要の措置
- 放射性物質に関する環境法制の見直し
- 事故の発生した原子力発電所における原子炉等についての必要な措置

2 主要な用語等

(1) 事故由来放射性物質（法第1条）

福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質

(2) 指定廃棄物（法第17条）

法第17条第1項の規定による指定に係る廃棄物

- ①法第16条第1項の規定による調査の結果、事故由来放射性物質であるセシウム134及び137の放射能濃度の合計が“8,000Bq/kg”以下の基準（規則第14条）に適合しないもので、地方環境事務所長に指定されたもの
- ②廃棄物の占有者が調査した結果、規則第14条に適合せず、法第18条第2項の規定により地方環境事務所に申請を行い指定されたもの

(3) 特定廃棄物（法第20条）

対策地域内廃棄物及び指定廃棄物

※対策地域内廃棄物は環境省告示106号で指定された福島県内の区域

(4) 特定一般廃棄物、特定産業廃棄物（法第23条（規則第28条、規則第30条））

- ①除染廃棄物（除染実施区域内）
- ②焼却施設のばいじん、焼却灰その他の燃え殻*（岩手県対象）
- ③廃稲わら（岩手県対象）
- ④廃堆肥（岩手県対象、汚泥は特定産業廃棄物、他は特定一般廃棄物）
- ⑤特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物（地域限定なし） など

※焼却施設から生じる「焼却灰その他の燃え殻」は、平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもののみ特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

(5) 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設（法第24条（規則第32条、第34条））

【一般廃棄物】

- ・一般廃棄物の焼却施設、熔融施設、熱分解施設又は焼成施設
- ・一般廃棄物の最終処分場*

【産業廃棄物】

- ・産業廃棄物の汚泥の脱水施設（令第7条第1号）
- ・産業廃棄物の汚泥の焼却施設（令第7条第3号）
- ・産業廃棄物の廃油の焼却施設（令第7条第5号）
- ・産業廃棄物の廃プラスチック類の焼却施設（令第7条第8号）
- ・産業廃棄物の廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設（令第7条第11号の2）
- ・産業廃棄物の廃PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（令第7条第12号）
- ・産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2）
- ・産業廃棄物の最終処分場*

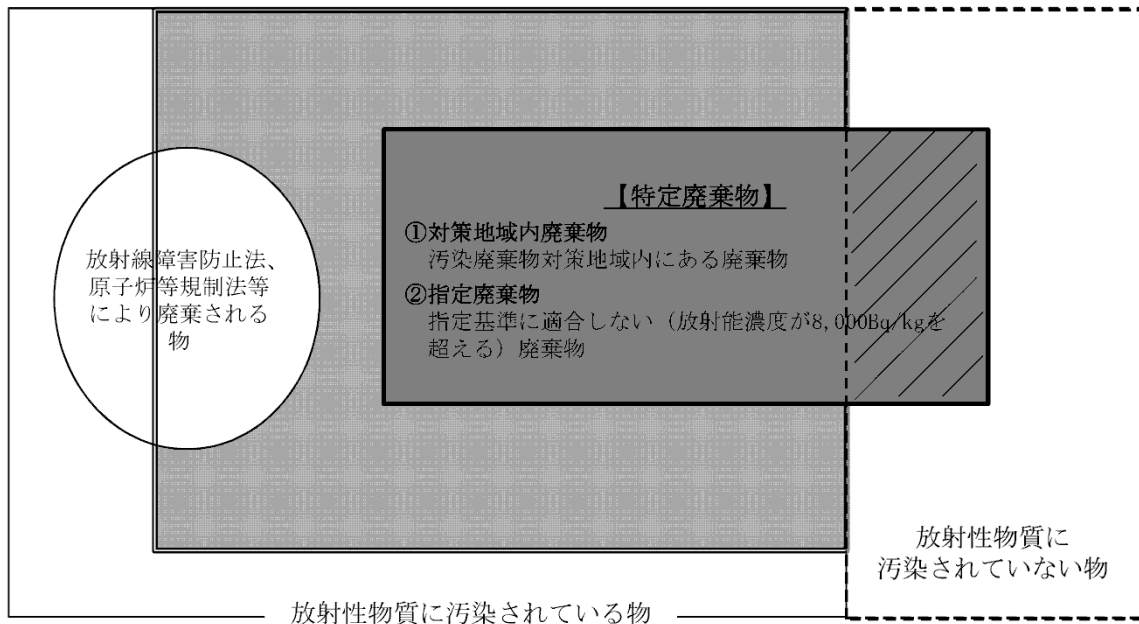
※最終処分場については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分の用に供され、又は供されたもの






3 廃棄物処理法第2条第1項の読み替え（法第22条）

廃棄物処理法で「放射性物質によって汚染された物」は廃棄物に該当しないこととされていたが、事故由来放射性物質に汚染された物については、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物を除き、廃棄物処理法の適用を受ける。

ただし、特定一般廃棄物、特定産業廃棄物、特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設については、特措法に規定される処理基準等が上乗せとなる。

【法及び廃棄物処理法が適用される範囲等】



-  事故由来放射性物質により汚染された物
-  従来廃棄物処理法が適用されていた範囲
-  特措法に基づき特定廃棄物に係る規制が適用される範囲
-  特措法第22条により新たに廃棄物処理法を適用することとする範囲
-  特措法第21条により廃棄物処理法が適用されない物（特措法は適用）

出典 平成23年12月28日環廃企発第111228002号、環水大総発第111228002号

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について」

參考資料

「環境マネジメントシステム」・「SDGs（持続可能な開発目標）」

○ 環境マネジメントシステムとは

企業や団体等の組織が、経営や運営する中で自主的な環境保全等に関する取組を進めるにあたり、環境方針、目標、計画等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS：Environmental Management System）といいます。

環境マネジメントシステムは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、今後も幅広い企業や団体等の組織が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

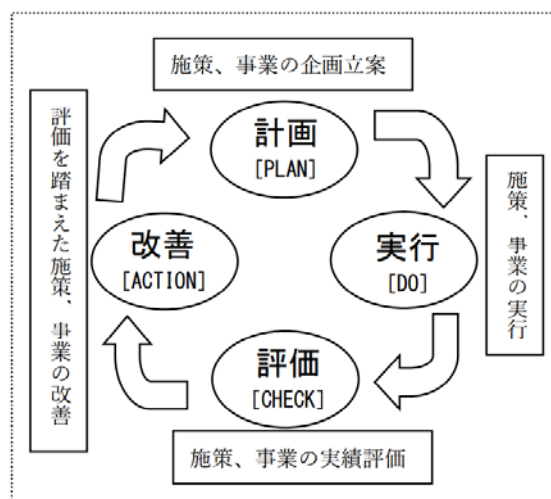
環境マネジメントシステムには、国際規格であるISO14001のほか、環境省が策定したエコアクション21や地域独自の環境マネジメントシステム認証制度などがあります。

【参考】ISO14001について

ISOとはInternational Organization for Standardizationの略で、国際標準化機構のことです。

ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格であり、環境マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために要求される規格です。

ISO14001は、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））を運用すること、すなわち「継続的改善」を行っていくことが要求事項として定められています。



環境マネジメントシステムの仕組み

○ SDGsとは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

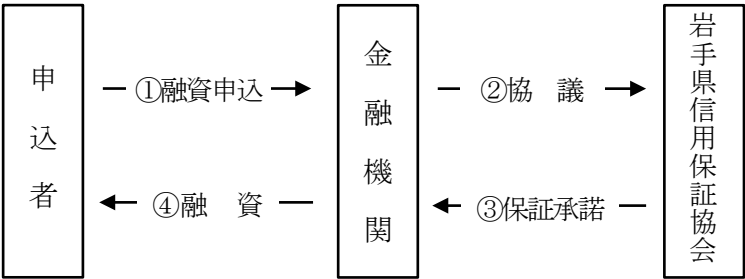


SDGsのロゴ及びアイコン

「融資制度」

(1) 岩手県商工観光振興資金貸付要綱概要

(令和5.4.1現在)

単年度融資枠	180億円	
貸付対象者	県内に事業所を有する中小企業者	
貸付の条件	貸付利率	貸付期間に応じ次のとおり 貸付期間 3年以内 年1.90%以内 貸付期間 3年超10年以内 年2.10%以内 貸付期間 10年超15年以内 年2.30%以内 ただし、融資実行後、融資実行金融機関の短期プライムレート変動後、その変動幅分、変動
	貸付期間	設備資金 15年以内（2年以内の据置期間を含む。） 運転資金 10年以内（1年以内の据置期間を含む。）
	貸付限度額	設備資金 1億円以内 運転資金 5,000万円以内 設備資金、運転資金併用の場合は1億円以内
	償還方法	取扱金融機関の所定の条件
	保証人・担保	保証人は原則として法人における代表者を除き不要 担保は取扱金融機関の所定の条件
	信用保証	岩手県信用保証協会の信用保証を付する この場合の信用保証料率は、中小企業の経営状況に応じて年0.45%～1.50%
取扱金融機関	普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫及び信用組合の県内本支店	
融資手続等	取扱金融機関の所定の手続きにより取扱金融機関に申し込む  <pre> graph LR A[申込者] -- ①融資申込 --> B[金融機関] B -- ②協議 --> C[岩手県信用保証協会] C -- ③保証承諾 --> B B -- ④融資 --> A </pre>	
その他	その他の条件については取扱金融機関又は岩手県信用保証協会の所定の条件による。	
問い合わせ先	岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 電話 019-629-5541 FAX 019-629-5549 Mail AE0002@pref.iwate.jp	

(2) 公害防止施設対象制度融資一覧

(平成30. 1. 1 現在)

金融機関名	日本政策金融公庫 (中小企業事業)	日本政策金融公庫 (国民生活事業)
融資制度名	環境・エネルギー対策資金 (特別貸付：環境・エネルギー対策貸付)	環境・エネルギー対策資金 (特別貸付：環境・エネルギー対策貸付)
融資対象者	中小企業	中小企業
融資比率	100%	100%
融資限度額	直接貸付 7億2,000万円 代理貸付 1億2,000万円	7,200万円
融資期間 (据置期間)	設備資金 20年以内 (2年以内) 運転資金 7年以内 (2年以内)	設備資金 20年以内 (2年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)
申し込み先	支店へ直接	支店へ直接

[中小企業者の範囲]

業種	規模
製造業※ ₁ 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業※ ₂	資本金5,000万円以下又は従業員100人以下

※1 製造業のうち、ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト 製造業を除く) は、資本金3億円以下又は従業員900人以下。

※2 サービス業のうち旅館業は資本金5,000万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報 処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下。

条件等 制度	個別 の別 共同	対象企業	融資比率	融資限度額
商工観光振興資金	個別 共同	中小企業	100%	設備 10,000万円 運転 5,000万円 設備、運転併用 10,000万円
農業近代化資金 (1号、6号、7号資金)	個別 共同	農業を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他の法人等	認定農業者 100% 認定農業者以外 80%	個人 1,800万円 法人 20,000万円 共同 150,000万円
漁業近代化資金 (2号資金)	個別 共同	漁業を営む者、漁業生産組合、漁業協同組合、同連合会、水産加工業を営む者、水産加工協同組合、同連合会	80%以内	原則として 1,800～120,000万円
地域産業活性化企業設備貸与制度	個別	中小企業	100%	原則として 100～10,000万円

融 資 利 率	融資期間 (据置期間)	申 込 先	備 考
1.9～2.3%	設備 15年以内（2年） 運転 10年以内（1年）	取扱金融機関	
1.00%	20年以内 (7年以内)	取扱金融機関	融資利率は利子補給後の利率である。（令和5年9月19日現在）
1.00%	20年以内 (3年以内)	取扱金融機関	融資利率は利子補給後の利率である。（令和5年9月19日現在）
1.20～1.60%	10年以内（1年） ※導入設備の法定耐用年数を上限とする。	(公財) いわて産業 振興センター	

「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」

1 補助制度の目的

「産業・地域ゼロエミッション推進事業は、環境配慮に根ざした事業活動を推進し、環境産業を育成しながら、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しようとするものであり、また、産業廃棄物税収等を財源に平成15年度から実施している事業で、本県における資源循環型の地域社会の形成に寄与することを目的とする。

【事業創設の背景】

- (1) 産業廃棄物税条例等に基づき、産業廃棄物税及び環境保全協力金等を財源に産業廃棄物等の発生抑制等の施策を展開する必要があること。
- (2) 産業廃棄物の不法投棄の未然防止、最終処分場の逼迫による処分量の減量化を図るため、産業廃棄物等の発生抑制、リサイクルを推進する必要があること。

2 事業区分（メニュー）

(1) 企業内ゼロエミッション推進事業

【事業内容】 自社内で産業廃棄物等の発生抑制等を促進することによって、産業廃棄物等を減量化しようとする、先進性のある事業

【補助率等】 補助対象経費の1/2以内、100万円～1,000万円の補助額

【補助対象経費】 産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合に要する①建物等施設費、②構築物費、③機械装置等費、④技術指導受入費、⑤共同研究費、⑥市場形成調査費、⑦その他、知事が必要かつ適当と認める経費

(2) 地域・企業間ゼロエミッション推進事業

【事業内容】 複数の事業者が、共同で、産業廃棄物等の発生抑制等を推進しようとするものであって、地域循環共生圏の構築に資する先進性のある事業

【補助率等】 補助対象経費の1/2又は2/3以内、100万円～3,000万円の補助額（協同組合等の団体100万円～4,500万円）

【補助対象経費】 産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合に要する①建物等施設費、②構築物費、③機械装置等費、④技術指導受入費、⑤共同研究費、⑥市場形成調査費、⑦その他、知事が必要かつ適当と認める経費

(3) 廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業

【事業内容】 産業廃棄物等の発生抑制等に係る技術の研究開発を行う事業

【補助率等】 補助対象経費の1/2、2/3又は10/10以内、100万円～1,000万円の補助額

【補助対象経費】 産業廃棄物等の発生抑制等のための新技術の研究開発を行う場合に要する①原材料費、②構築物費、③機械装置等費、④外注加工費、⑤技術指導受入費、⑥共同研究費、⑦分析等費、⑧市場形成調査費、⑨その他、知事が必要かつ適当と認める経費

(4) 廃棄物利用製品開発推進事業

【事業内容】 産業廃棄物等を利用した製品の開発を行う事業

【補助率等】 補助対象経費の1/2以内、100万円～1,000万円の補助額

【補助対象経費】 産業廃棄物等を原材料とした製品の開発を行う場合に要する①原材料費、②構築物費、③機械装置等費、④外注加工費、⑤技術指導受入費、⑥共同研究費、⑦分析等費、⑧市場形成調査費、⑨その他、知事が必要かつ適当と認める経費

(5) 廃棄物利用製品製造推進事業

【事業内容】産業廃棄物を利用した製品の製造を行う事業

【補助率等】補助対象経費の1/2以内、100万円～1,000万円の補助額（協同組合等の団体100万円～1,500万円）

【補助対象経費】産業廃棄物等を原材料とした製品の製造を行う場合に要する①建物等施設費、②構築物費、③機械装置等費、④技術指導受入費、⑤共同研究費、⑥市場形成調査費、⑦その他、知事が必要かつ適当と認める経費

(6) ゼロエミッション普及促進事業

【事業内容】自ら排出する産業廃棄物等の3Rを推進しようとする事業

【補助率等】補助対象経費の1/3以内、100万円～500万円の補助額

【補助対象経費】次の機械装置の購入、据付け及び改良に要する経費及び市場形成調査費

- 1 汚泥脱水機
- 2 木くず破砕機又は木くずボイラー
- 3 業務用生ごみ処理機
- 4 廃プラスチック類溶融機又は廃プラスチック類破砕機
- 5 バイオディーゼル燃料（BDF）製造装置
- 6 その他、知事が必要かつ適当と認める機械装置

(7) 環境産業育成支援事業

【事業内容】知事が指定する事業者が、自ら製造するリサイクル製品の商品強化又は販売促進の取組みを行う事業

【補助率等】ア 岩手県再生資源利用認定製品に関する取組みの場合…補助対象経費の1/2以内、30万円～300万円の補助額

イ ア以外のリサイクル製品に関する取組みの場合…補助対象経費の1/3以内、20万円～200万円の補助額

【補助対象経費】自ら製造するリサイクル製品の商品力強化又は販売促進の取組みを行う場合に要する①品質向上又はコストダウンのための調査分析委託経費、②マーケティング調査委託経費、③販売プロモーション委託経費、④広告宣伝費、イベント・展示会等への出展経費、⑤アドバイザー派遣受入経費

3 補助対象者

(1) 2の(1)から(5)までの事業区分

ア 県内に事業所を置く又は置こうとする事業者（NPO法人を含む。）

イ 複数の事業者から構成される、法人格を有する団体（構成員の半数以上が県内に事業所を置く事業者であること。）

(2) 2の(6)の事業区分

ア エコショップいわて認定店を有する事業者

イ いわて地球環境にやさしい事業所認定事業者

ウ 3の(1)のア及びイの事業者等（会社又は個人の場合は、中小企業基本法に基づく中小企業者であること。）

(3) 2の(7)の事業区分

ア 岩手県再生資源利用認定製品認定事業者

イ 2の(1)から(6)までの事業によって開発された製品等を対象とする事業者（アドバイザー派遣受入経費）

「環境関係法令における有害物質の許容限度等一覧表」

項 目	環境基本法	水質汚濁防止法	環境基本法
	水質環境基準	排水基準	土壌環境基準
カドミウム	0.003	0.03	0.003 ^{注1)}
全シアン	検出されないこと。	1	検出されないこと。
有機燐		1	検出されないこと。
鉛	0.01	0.1	0.01
六価クロム	0.02	0.2	0.05
砒素	0.01	0.1	0.01 ^{注2)}
総水銀	0.0005	0.005	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	0.003	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02	0.2	0.02
四塩化炭素	0.002	0.02	0.002
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	0.1
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.04	シス体 0.4	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1	3	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.1	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.1	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	0.002
チウラム	0.006	0.06	0.006
シマジン	0.003	0.03	0.003
チオベンカルブ	0.02	0.2	0.02
ベンゼン	0.01	0.1	0.01
セレン	0.01	0.1	0.01
銅		3	125mg/土壌1kg ^{注3)}
ほう素及びその化合物	1	10(230)	1
ふっ素及びその化合物	0.8	8(15)	0.8
フェノール類		5	
亜鉛及びその化合物		2	
鉄及びその化合物(溶解性)		10	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10	
クロム及びその化合物		2	
1,4-ジオキサン	0.05		0.05
クロロエチレン			0.002 ^{注4)}
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L ^{注1)}	10pg-TEQ/L ^{注1)}	1,000pg-TEQ/g ^{注5)}
備 考	1) ダイオキシン類対策特別措置法で定めるもの	ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物に係る数値は、河川に排出する場合の基準であり、カッコ内の数値は、海域に排出する場合の基準である。 注1) ダイオキシン類対策特別措置法で定めるもの	注1) かつ農用地においては米1kgにつき0.4mg未満であること 注2) かつ農用地(田に限る)においては土壌1kgにつき15mg未満であること 注3) 農用地(田に限る)に限る 注4) 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー 注5) ダイオキシン類対策特別措置法で定めるもの

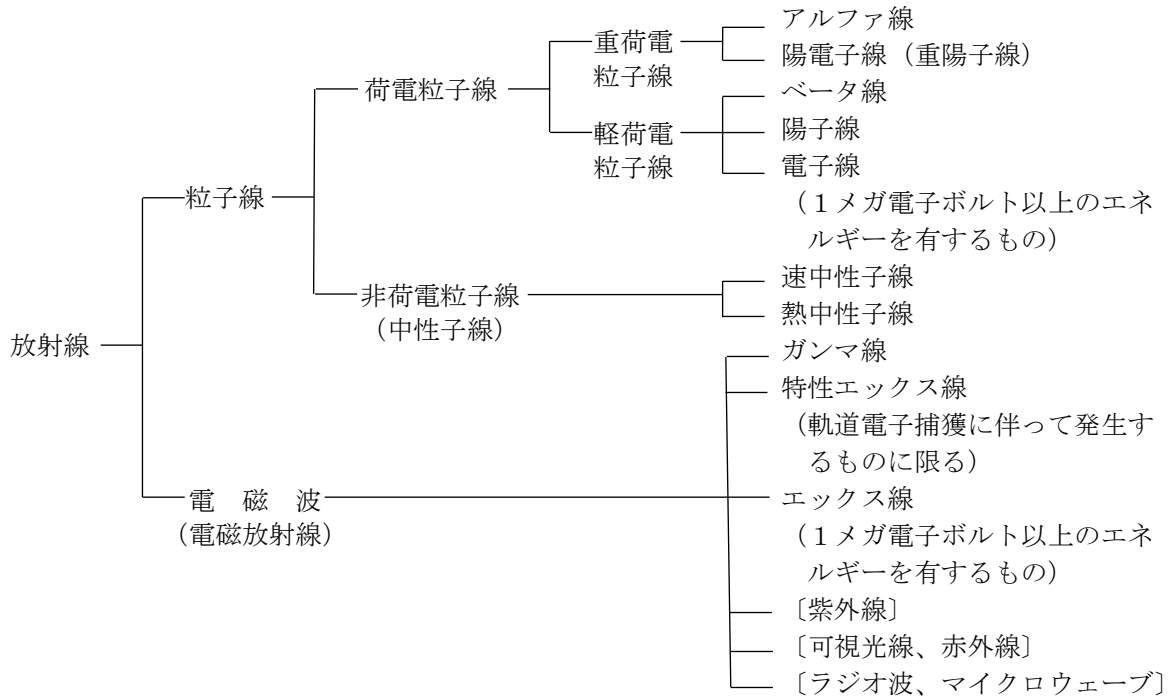
(注)「検出されないこと」とは、規定の分析方法による検出限界値以下をいう。単位は欄に記載がないものはmg/Lである。

水道法	下水道法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	
	下水排除基準	埋立処分に係る判定基準	船舶活動に伴う水質基準	埋立場所への排出基準
0.003	0.03	0.09	0.1	0.1
0.01	1	1	1	1
	1	1	1	1
0.01	0.1	0.3	0.1	1
0.02	0.2	1.5	0.5	0.5
0.01	0.1	0.3	0.1	0.5
0.0005	0.005	0.005	0.005	0.005
	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。	検出されないこと。
	0.003	0.003	0.003	0.003
0.02	0.2	0.2	0.2	
0.002	0.02	0.02	0.02	
	0.04	0.04	0.04	
	1	1	0.2	1
0.04	0.4	シス体 0.4	0.4	
	3	3	3	
	0.06	0.06	0.06	
0.01	0.1	0.1	0.3	0.3
0.01	0.1	0.1	0.1	0.1
	0.02	0.02	0.02	
	0.06	0.06	0.06	
	0.03	0.03	0.03	
	0.2	0.2	0.2	
0.01	0.1	0.1	0.1	
0.01	0.1	0.3	0.1	
1.0	3			3
1.0	10(230)			
0.8	8(15)			
0.005	5			
1.0	2			
0.3	10			
0.05	10			
	2			
0.05	0.5	0.5		0.5
	10pg-TEQ/L	3ng-TEQ/g ^{注)}		
	ほう素及びその化合物、一ふっ素及びその化合物に係る数値は、河川を放流先とする公共下水道へ排除する場合の基準であり、カッコ内の数値は、海域を放流先とする公共下水道へ排除する場合の基準である。	汚泥に係る基準値であること 注) 特別管理産業廃棄物に限る。		

「放射線関係」

○放射線の種類（原子力基本法第3条第5号）

[] は、法で除かれている放射線



○放射能・放射線の単位（国際単位系：S Iとこれまでの単位の換算表）

区分	単位	定義	従来の単位	換算
放射能	ベクレル (Bq)	1秒間に1個の原子核が崩壊するときの放射線を放出する能力	キュリー (Ci)	1 Ci = 3.7 × 10 ¹⁰ Bq
放射線の量	照射線量	クーロン毎キログラム (C/kg)	レントゲン (R)	1 R = 2.58 × 10 ⁻⁴ C/kg
	吸収線量	グレイ (Gy)	ラド (rad)	1 rad = 0.01 Gy
	線量当量	シーベルト (Sv)	レム (rem)	1 rem = 0.01 Sv

○体内、食物中の自然放射性物質 体内の放射性物質の量

放射性物質	量(ベクレル)
カリウム40	4,000
炭素14	2,500
ルビジウム87	500
鉛210・ポロニウム210	20

※体重60kgの日本人の場合

食物中のカリウム40の放射能量（日本）

食物	放射能量(ベクレル/kg)
干しこんぶ	2,000
干しいたけ	700
ポテトチップ	400
生わかめ	200
ほうれん草	200
魚	100
牛肉	100
牛乳	50
食パン	30
米	30
ビール	10

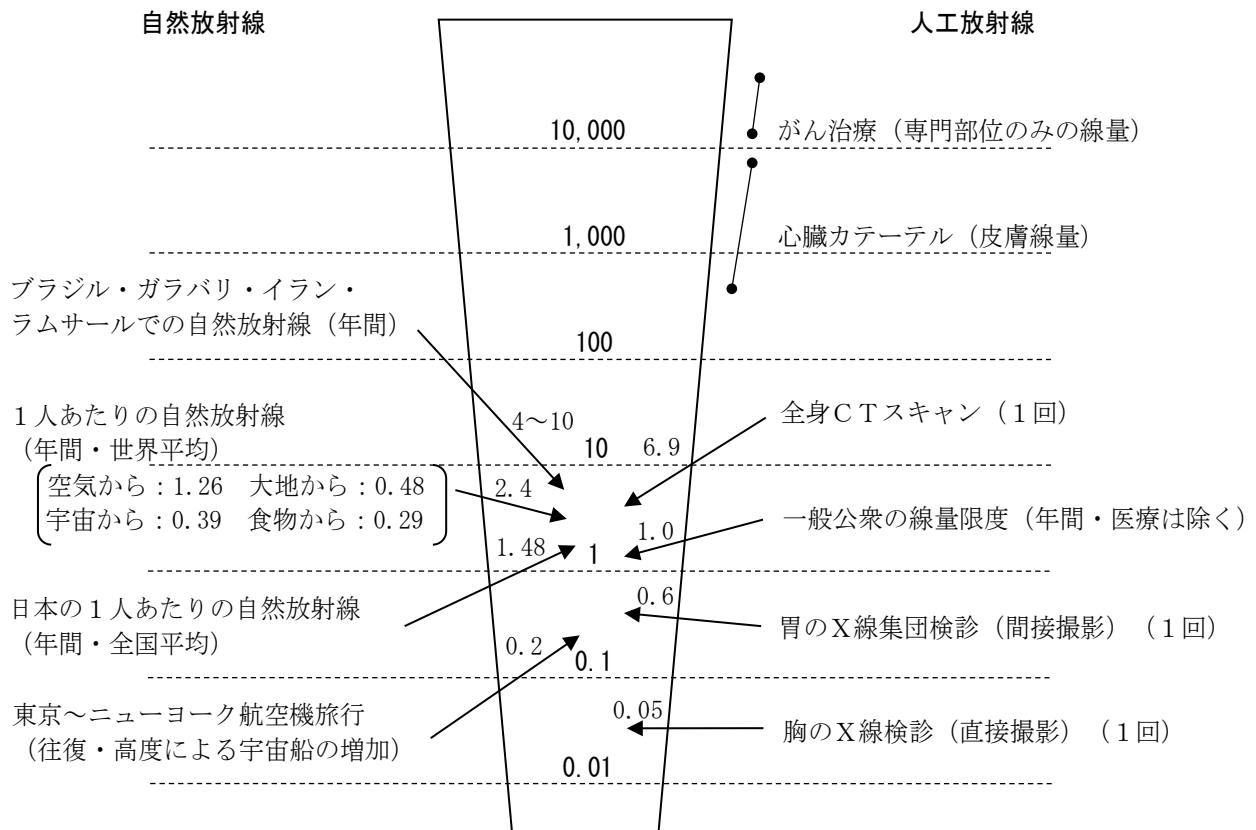
○食品中の放射性セシウムの基準

食品群	基準値(ベクレル/kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

○放射性物質(核種)と半減期

原子番号	核種	半減期
1	水素3(トリチウム) ^3H	12.3年
6	炭素14 ^{14}C	5700年
11	ナトリウム24 ^{24}Na	15.0時間
19	カリウム40 ^{40}K	1.25億年
27	コバルト60 ^{60}Co	5.27年
38	ストロンチウム90 ^{90}Sr	28.8年
53	ヨウ素131 ^{131}I	8.02日
55	セシウム134 ^{134}Cs	2.06年
	セシウム137 ^{137}Cs	30.2年
86	ラドン222 ^{222}Rn	3.82日
88	ラジウム226 ^{226}Ra	1600年
92	ウラン238 ^{238}U	45億年
94	プルトニウム239 ^{239}Pu	2.4万年

○人間が受ける放射線の量(単位: ミリシーベルト=1,000分の1シーベルト)

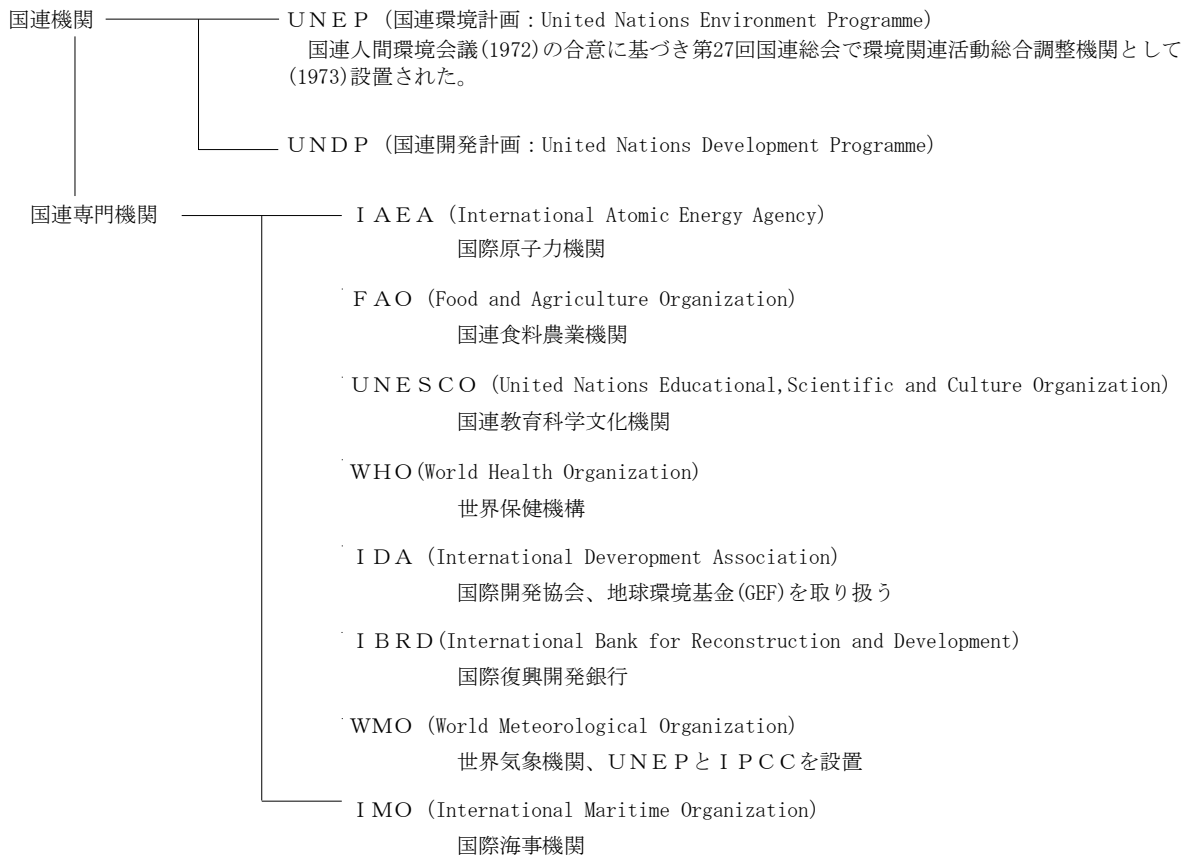


「欧文略語」

ABS	(alkyl benzene sulfonate)→中性洗剤 (※2)
AS系	(alkylsulfuric acid系)→中性洗剤 (※2)
As	(arsenic・砒素)→有害物質 (※2)
BHC	(benzene hexachloride・ビーエイチシー (殺虫剤))
BOD	(biochemical oxygen demand・生物化学的酸素要求量)
BWR	(boiling water reactor・沸騰水型炉 (転水炉))
Cd	(cadmium・カドミウム)
CH ₄	(methane・メタン)
C ₃ H ₈	(propane・プロパン)
C ₄ H ₁₀	(butane・ブタン)
Cl	(chlorine・塩素)→有害物質 (※2)
CO	(carbon monoxide・一酸化炭素)
CO ₂	(carbon dioxide・二酸化炭素)
CFCl ₃	(chlorofluorocarbon・クロロフルオロカーボン)
COD	(chemical oxygen demand・化学的酸素要求量)
dB	(deci-Bell・デシベル)→単位の解説 (※1)
DDT	(p,p'-dichloro diphenyl trichloroethane・ディー・ディー・ティーン (殺虫剤))
DO	(dissolved oxygen・溶存酸素)
EPN	(o-ethyl-o-p-nitrophenyl phenylphosphonothioate)→有害物質 (※2)
F	(fluorine・フッ素)
GWP	(global warming potential・地球温暖化係数)
HC	(hydrocarbons・炭化水素)→自動車排出ガス (※2)
HCl	(hydrogen chloride・塩化水素)→有害物質 (※2)
HCFC	(hydrochlorofluorocarbon・ハイドロクロロフルオロカーボン)
HFC	(hydrofluorocarbon・ハイドロフルオロカーボン)
HF	(hydrogen fluoride・フッ化水素)→有害物質 (※2)
Hg	(mercury・水銀)
Hz	(hertz・ヘルツ)→周波数の単位 (※2)
ISO	(International Organization for Standardization・国際標準化機構)
JIS	(Japanese Industrial Standards・日本産業規格)
LAS	(linear-alkyl benzene sulfonate)→中性洗剤 (※2)
LNG	(liquefied natural gas・液化天然ガス)
LPG	(liquefied petroleum gas・液化石油ガス)
MPN	(most probable number・最確数)→大腸菌群数 (※2)
NMHC	(non-methane hydrocarbons・非メタン炭化水素)
NO _x	(nitrogen oxides・窒素酸化物)
NO	(nitrogen monoxide・一酸化窒素)→窒素酸化物 (※2)
NO ₂	(nitrogen dioxide・二酸化窒素)→窒素酸化物 (※2)
O ₂	(oxygen・酸素)
O ₃	(ozone・オゾン)
OX	(oxydants・オキシダント)
Pb	(lead・鉛)
PCB	(polychlorinated biphenyl・ポリ塩化ビフェニル)
pH	(hydrogen exponent・ピーエッチ又はペーハー)→濃度の単位 (※1)
PM _{2.5}	(particulate matter _{2.5} ・微小粒子状物質)
POPs	(persistent Organic Pollutants)→残留性有機汚染物質 (※2)
ppm, pp hm, ppb, ppmc	→濃度の単位 (※1)

- PPP (polluter pays principle・汚染原因者負担の原則)
 PRT R (Pollutant Release and Transfer Register・環境汚染物質排出・移動登録)
 PWR (pressure waterreactor・加圧水型炉(転水炉))
 SDS (Safety Date Sheet・安全データシート)
 SiO₂ (silicon dioxide・シリカ)
 SO_x (sulfur oxides・硫黄酸化物)
 SO₂ (sulfur dioxide・二酸化硫黄)
 SO₃ (sulfur trioxide・三酸化硫黄)
 SPM (suspended particulate matter・浮遊粒子状物質)
 SS (suspended solid)・浮遊物質)
 TCDD (tetra chloro dibenzo para dioxine・テトラクロロジベンゾパラジオキシン)
 TDI (Tolerable Daily Intake・耐容一日摂取量)
 TEF (Toxic Equivalency Factry・毒性等価係数)
 TEQ (Toxic Equivalent・毒性等量)
 TLM, LD₅₀, LC₅₀, ADI→毒・薬物の毒性評価量(※1)
 TOC (total organic carbon・全有機炭素)
 TOD (total oxygen demand・全酸素消費量)
 VOC (Volatile Organic Compounds)→揮発性有機化合物(※2)
 WECPNL, EPNL, PNL, L_{den}→航空機騒音評価単位(※1)
 WHO (World Health Oraganization・世界保健機構)
- ※1 公害関係単位の解説を参照 ※2 環境保全関係用語の解説を参照

国連の国際的環境保全活動



GEMS (地球モニタリングシステム : Global Environmental Monitarng System)
 各機関個々のモニタリング(継続監視)活動を組み合わせ、また新規活動を発足させ、全地球的な環境継続監視システムとして設立、大気汚染、人体汚染(母乳など)、海洋生物資源、野生生物など30種類もの継続監視が行われている。

「公害関係単位の解説」

○濃度の単位

(1) p p m (parts per million) 100万分率、m g / L

物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の100万倍（質量100万分率= $\text{mg}/\text{kg}=\mu\text{g}/\text{g}$ ）又は物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の100万倍（体積100万分率= $\text{cm}^3/\text{m}^3=\text{mL}/\text{kL}$ ）を p p m という、水溶液では水 1 L が物質 1 mg を含有するとき、その濃度を 1 mg / L で表し、1 mg / kg と 1 mg / L を同一とみなして 1 p p m で表すことが多い。

$$1\text{ mg}/\text{L}=10^3\mu\text{ g}/\text{L}=10^6\text{ng}/\text{L}=10^9\text{ p g}/\text{L}$$

(2) 濃度（分率単位）の倍数比較

分 率	単位の呼称	単位記号	備 考
100分率	パーセント	%	1 % = 10^4 p p m (1万ピーピーエム)
1,000分率	パーミル	‰	1 ‰ = $10^{-1}\%$ = 10^3 p p m (千ピーピーエム)
100万分率	ピーピーエム	p p m	1 p p m = $10^{-4}\%$
1億分率	ピーピーエッチエム	p p h m	1 p p h m = 0.01 p p m = $10^{-6}\%$
10億分率	ピーピービー	p p b	1 p p b = 0.001 p p m = $10^{-7}\%$
1兆分率	ピーピーティー	p p t	1 p p t = 0.001 p p b = $10^{-10}\%$

(3) g / Nm³ (グラム毎ノルマル立方メートル)

標準状態（0℃、1気圧）における気体 1 m³（立方メートル）中に 1 g（グラム）を含有する濃度。大気中のばいじん濃度を表すのに用いている。また、有害物質（窒素酸化物を除く。）については m g / Nm³ で表している。

(4) p H

J I S Z 8802 (1958制定、1984改正) により、「この規格に規定した p H 標準液の p H 値を基準とし、ガラス電極 p H 計によって測定される起電力から求められる値。ピーエッチと読む。」と定義される無次元量。水溶液の性質の指標で、7 のとき中性、7 より小さいとき酸性、7 より大きいときアルカリ性という。歴史的には、溶液中の水素イオン濃度 [H⁺] モル / L の逆数の常用対数として定義されていた。

$$\text{p H} = \log 1 / [\text{H}^+] = -\log [\text{H}^+]$$

$$0.1\text{規定塩酸}(0.1\text{N} \cdot \text{HCl}) \rightarrow [\text{H}^+] 10^{-1} \text{モル/L} \rightarrow \text{p H } 1$$

$$0.1\text{規定水酸化ナトリウム}(0.1\text{N} \cdot \text{NaOH}) \rightarrow [\text{H}^+] 10^{-13} \text{モル/L} \rightarrow \text{p H } 13$$

日常的なものの p H : レモン汁 p H 2 ~ 2.2、食酢 p H 2.5 ~ 3.0

(5) モル濃度 (mol 又は mol / m³)

溶液 1 m³ (立方メートル) 中に溶質 1 モルを含有する溶液の濃度

(6) 規定 (Nor 又は N)

溶液 1 m³ (立方メートル) 中に溶質 1,000 g (グラム) 当量を含有する溶液の濃度

(7) ppmC (ピーピーエムシー)

大気中における炭化水素 (C_nH_m)、特に非メタン炭化水素 (NMHC) の濃度の単位として用いられる。単位としての意味は ppm と同じで、100万分の 1 を単位とする体積比率の概念である。

非メタン炭化水素には炭素 (C) の数が異なる種類が多くあるので、非メタン炭化水素全体としての濃度を表す場合は、個々の炭化水素の濃度をそのまま合計するのではなく、個々の炭化水素の濃度を、その炭化水素に含まれる炭素数 (n) で重み付けした量に変換し、メタン (CH₄) を除く全ての炭化水素について合計したものを非メタン炭化水素の濃度とする。

すなわち、炭素数 = 1 のメタンが基準となるので、メタン換算値となる。

○デシベル (dB)

音や振動の大きさなどを表す無次元量。単位記号は dB

例えば音について、音圧・音の強さ・音響出力の物理量としての単位はパスカル (Pa) ・ワット毎平方メートル (W/m²) ・ワット (W) であるが、通常値を表すには位が小さく不便なので、基準値 (20μPa) との比の常用対数を10倍して、デシベル表示する。

このような表示方法を一般にレベルとっており、音圧レベル、振動レベルなどについては次のように定められている。

(1) 騒音レベル

J I S C 1509 (普通騒音計) で測定した聴感補正済の音圧レベルをいう。

(2) 振動レベル

J I S C 1510 (振動レベル計) で測定された感覚補正済の鉛直方向における振動加速度レベルをいう。

○航空機騒音の評価単位

従前より世界各国で評価法の検討がなされて、それぞれ独自の評価単位が使用されており、現在は、等価騒音レベルを基本とした指標が多く採用されている。

なお、国際民間航空機関 (ICAO) はEPNLとWECPNLを評価手法として提唱している。

(1) EPNL (Effective Perceived Noise Level) 実効感覚騒音レベル

航空機1機ごとのやかましさをレベル (PNL: 近似的には騒音レベル dB (A) に13を加えた値) に機種によって異なる特異音の有無や継続時間の補正量を計算して加えた1機ごとの騒音評価の国際単位である。

(2) WECPNL (Weighted Equivalent continuous perceived noise level)

実際の空港周辺では1機ごとの騒音 (EPNL) が随時繰り返されるので、運航機数 (N) などから1日当たりの全騒音量を求め、これを1日の期間 (秒) で平均してECPNL (等価継続感覚騒音レベル) が求められる。しかし、1日の時間帯別で騒音に対する感じ方に差があることを考慮して、ECPNLに時間帯別の重み (夕方は3倍、夜間は10倍) を加えた国際単位がWECPNLで、次の式で表される。

$$WECPNL = \overline{EPNL} + 10 \log N_0 - 39.4$$

\overline{EPNL} : EPNLのパワー平均値

$$N_0 : N_1 (\text{日中}) + 3N_2 (\text{夕方}) + 10N_3 (\text{夜間})$$

平成25年3月31日まで我が国の航空機騒音環境基準の指標だった単位WECPNLも上記と同様の考え方で採用されたものであるが、EPNLの算出が煩わしいので、近似値にdB (A) で求める次式に変換されている。

$$WECPNL = \overline{dB} (A) + 10 \log N - 27$$

$\overline{dB} (A)$: dB (A) ピーク値のエネルギー平均

$$N : N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

N_1 : 午前0時～午前7時の機数

N_2 : 午前7時～午後7時の機数

N_3 : 午後7時～午後10時の機数

N_4 : 午後10時～午後12時の機数

なお、訳語は加重等価持続騒音レベル、加重等価継続感覚騒音レベルあるいは荷重等価平均騒音レベルなどがある。

(3) L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

時間帯補正等価騒音レベルとは、個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベル L_{AE} に昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均を取ってレベル表現したものである。航空機騒音に係る環境基準の一部改正が平成25年4月1日から施行され、我が国の航空機騒音環境基準の指標となった。

なお、 L_{den} については、算式アにより1日ごとの L_{den} を算出し、全測定日数の L_{den} について、算式イによりエネルギー平均を算出する。 L_{AE} (単発騒音曝露レベル) については、日本産業規格 Z 8731 により求める。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i 、 j 、 k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目、 k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ は、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ は、午後7時から午後10時の時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ は、午後10時から午前7時の時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 は規準化時間 (1秒) をいい、 T は観測1日の時間 (86400秒) をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

○毒性・薬物の毒性評価

ある物質が生物体に働いて何らかの作用を及ぼし、その結果として生物体を不利な状態に導く場合、その物質に毒性があるという。一般にある物質を一時的に摂取した場合、数日以内に現れる毒性を急性毒性といい、 LD_{50} 、 TLm などその程度を表す。また、ある物質を長期間にわたって連続摂取した場合、その物質の蓄積により現れる毒性を慢性毒性といっており、 ADI などその程度を表すことが多い。

LD_{50} (Lethal dose 50value) 50%致死量又は半数致死量のことで、体重1kg当たりのmg数で表示する。物質の投与は経口、経皮及び静脈など、それぞれで比較検討される。

LC_{50} (Lethal concentration 50value) 50%致死濃度又は半数致死濃度のことで、ppmなどで表示する。気体成分や水生生物に対する水中成分のように体重当たり摂取量を把握し難い場合の急性毒性を表すのに用いる。

TLm (Median tolerance limit) 半数生存限界又は半数生存限界濃度のことで%又はppmで表示する。水産生物に対する急性毒性を示す値で、一般に工場廃水や農薬の魚毒性を表すのに用いる。

ADI (Acceptable daily intake) 1日許容摂取量のことで、最大無作用量に百～数千倍の安全係数を掛けて求められる値で、体重1kg辺りのmg数で表示される。

TDI (Torelable Daily Intake) 1日耐容摂取量のことで、従来は、 ADI で表現していたが、汚染物質については、食品添加物など違って、意図される機能はないことから、 ADI より TDI を使うほうがより適切であるとされている。 ADI と同様、体重1kg当たりの数量で表現される。

毒劇物の毒性の目安 (LD_{50} 値)

	経口投与	皮下投与	静脈投与	備考
毒物	<30mg/kg	<20mg/kg	<10mg/kg	おおよその値である
劇物	<300mg/kg	<200mg/kg	<100mg/kg	
特定毒物	<15mg/kg	<10mg/kg	—	その他検出、治療等が極めて困難なもの

○その他の主な単位記号

物質	量の記号	S I 単位		S I 基本単位による表現	備考
		名称	記号		
基本物理量	長さ	l	メートル	m	
	質量	m	キログラム	kg	1 t = 1,000kg 1 u (or amu) = 1.66054 × 10 ⁻²⁷ kg
	時間	t	秒	s	
	電流	I	アンペア	A	
	熱力学温度	T	ケルビン	K	
	物質量	n	モル	mol	
	光度	I _v	カンデラ	Cd	
周波数、振動数	ν、f	ヘルツ	Hz	s ⁻¹	
力	F	ニュートン	N	mg/s ²	
圧力、応力	P	パスカル	Pa	kg/ms ²	= N/m ² 1 atm = 101325Pa
エネルギー、仕事、熱量 エンタルピー	E H	ジュール	J	m ² kg/s ²	= Nm 1 cal = 4.184 J 1 keV = 1.60218 × 10 ⁻¹⁹ J
工率、仕事率	P	ワット	W	m ² kg/s ³	= J/s
電荷	Q	クーロン	C	s A	
電位、電圧	V、φ	ボルト	V	m ² kg/s ³ A	= W/A = J/C
静電容量	C	ファラド	F	s ⁴ A ² /m ² kg	= C/V
電気抵抗	R	オーム	Ω	m ² kg/s ³ A ²	= 1/S = V/A
コンダクタンス	G	ジーメンズ	S	s ³ A ² /m ² kg	= 1/Ω = A/V
磁束	Φ	ウェーバ	Wb	m ² kg/s ³ A	= V s = J/A
磁束密度	B	テスラ	T	kg/s ² A	= Wb/m ²
インダクタンス	L	ヘンリー	H	m ² kg/s ³ A ²	= Ω s = J/A
セルシウス温度	t、θ	セルシウス度	°C	K	273.15K = 0°C
平面角	a	ラジアン	rad		1度 = π/180rad
立体角	ω	ステラジアン	sr		
面積	A			m ²	1 a = 100m ² 、1 ha = 10,000m ²
体積	V			m ³	1,000L = 1m ³
速度	u			m/s	
加速度	a			m/s ²	
エントロピー	S			m ² kg/s ³ K	= J/A
音の大きさのレベル	L				フレッチャーとマンソンによって与えられた等感覚騒音レベルの単位はフォン(phon)

○単位の接頭辞

数 詞	倍 数	接頭語	呼び方	記 号
百 京 倍	10^{18}	e x a -	エ ク サ	E
千 兆 倍	10^{15}	p e t a -	ペ タ	P
一 兆 倍	10^{12}	t e r a -	テ ラ	T
十 億 倍	10^9	g i g a -	ギ ガ	G
百 万 倍	10^6	m e g a -	メ ガ	M
千 倍	10^3	k i l o -	キ ロ	k
百 倍	10^2	h e c t o -	ヘ ク ト	h
十 倍	10^1	d e c a -	デ カ	d a
十 分 の 一 倍	10^{-1}	d e c i -	デ シ	d
百 分 の 一 倍	10^{-2}	c e n t i -	セ ン チ	c
千 分 の 一 倍	10^{-3}	m i l l i -	ミ リ	m
百 万 分 の 一 倍	10^{-6}	m i c r o -	マ イ ク ロ	μ
十 億 分 の 一 倍	10^{-9}	n a n o -	ナ ノ	n
一 兆 分 の 一 倍	10^{-12}	p i c o -	ピ コ	p

[例]

MW：メガワット 火力・原子力発電所の発電規模など。（= 10^6 W）

km, kg：キロメートル、キログラム 日常単にキロということが多い。（= 10^3 m、 10^3 g）

hPa、ha：ヘクトパスカル、ヘクタール（ヘクトアールを縮めていう。）面積や気圧以外の単位では、余りヘクトは使われない。（= 10^{-2} m）

cm：センチメートル 日常単にセンチということが多い。（= 10^{-2} m）

mm, mg、：ミリメートル、ミリグラムなど。（= 10^{-3} m、 10^{-3} g）

μ s、 μ g：マイクロ秒、マイクログラムなどは用いられることが多い。（= 10^{-6} s、 10^{-6} g）

○温度に関する表現（JIS K 0050（1964 最近改正2005）化学分析方法通則）

標準温度・・・20℃ 冷水・・・15℃以下

常温・・・15～25℃ 温水・・・40～60℃

室温・・・5～35℃ 熱水・・・60℃以上

冷所・・・1～15℃（いずれも別に記載する場合を除く。）

○標準状態

0℃、1気圧の下における物質の状態、主として気体に関して用いられる。

「環境保全関係用語の解説」

【日本語索引】

○赤潮

海中のプランクトンが異常増殖し、海水が赤褐色を呈する現象。発生のメカニズムが完全には究明されていないが、閉鎖性の強い湾などで雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、リン等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、(1)赤潮プランクトンが魚介類のえらに詰まって窒息する。(2)赤潮プランクトンの細胞分裂のため海水中のD Oが欠乏する。(3)有毒物が赤潮プランクトンにより生産排出される。(4)細菌が増殖する。などの諸説がある。

○悪臭物質

大部分の人が不快に感じるにおいを悪臭という。悪臭の原因物質には、窒素化合物、硫黄化合物、脂肪酸等が多い。

悪臭防止法では、主要な原因物質のうち機器分析で測定可能な次の22種を、特定悪臭物質として個別に濃度を規制している。アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸。

○アースデー

毎年4月22日のことで、地球の日とも呼ばれている。

1970年4月22日に、環境問題を知ってもらうためにアメリカの市民団体が行ったデモがきっかけとなっており、全世界で地球や環境のことを考える統一行動日としている。

○アスベスト

石綿。蛇紋岩や角閃石の繊維状鉱物の総称で、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトの種類がある。

柔軟性、耐熱性、耐薬品性、耐摩耗性にすぐれ、安価であるため、建材、保温材、耐火材などに広く使われてきた。しかし、繊維を吸入すると、肺の繊維症を引き起こすことがあり、また、中皮腫や肺ガンなどの悪性腫瘍発生の危険も増加させるため、WHOが大気中濃度のガイドラインとして10本(f)/Lを定めている。

一般大気環境の汚染を防止するため、大気汚染防止法により工場からの排出と特定粉じん排出等作業が規制されている。工場について規制基準値は敷地境界の大気中濃度10本(f) /L。

また、石綿障害予防規則により取扱作業が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処理方法が規制されている。

なお、平成7年にアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）の製造等は禁止され、平成16年には建材などアスベスト含有製品10品目の製造等も禁止されている。

○あっせん

紛争当事者間の自主的解決を援助、促進するため、交渉や話し合いが円満にいくよう、三人以内のあっせん委員が、その間に入って世話し、仲立ちするものである（公害紛争処理法）。

○アメニティ（amenity）

「快適性」、「居住性」、「快適な環境」など、ときには「環境保全」とも訳されているが、「人間的な 住み良さ」といった感じの言葉である。日本ではこのような思想の伝統が薄かったが、1976年のOECD（経済協力開発機構）の東京会議における指摘が契機となって、とくに都市環境整備の面で取り上げられている。諸外国におけるアメニティ保全施策の主なものは（1）歴史的風土の保存、（2）広告の規制、（3）樹木の保存、（4）デザインの規制などである。

○アルキル水銀（R-Hg）

有機水銀化合物の一つで、メチル水銀、エチル水銀などがあり、きわめて毒性が強い。水俣病の原因物質とされており、慢性中毒症状は、知覚、聴力言語等の障害、視野の狭窄、四肢の麻痺などの中枢神経障害を起し、場合によっては死亡することもある。

○暗騒音

ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときその場所における騒音を、対象の音に対して暗騒音という。

例えば、街頭騒音は電車の音、自動車の音、街頭放送など多くの音が同時に存在するが、この中のどれか一つを測定の対象とする場合それ以外はすべて暗騒音となる。したがって、測定の対象としている音のレベルより暗騒音のほうが大きい場合もあり得る。

○硫黄酸化物（SO_x ソックス）

硫黄（S）の酸化物のことであるが、主として二酸化硫黄（SO₂、亜硫酸ガスともいう。）と三酸化硫黄（SO₃、無水硫酸ともいう。）が問題となる。硫黄又は硫黄を含有する燃料（重に重油）が燃えるときに発生するが、一般の燃焼排ガス中にはSO₂の方が多く、大気中で酸化されてSO₃となり、湿った大気中では水蒸気と一つになって硫酸ミストとなる。刺激性の強い腐蝕性のある有毒なガスで、単独でも呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などを起こすほか、動植物に悪影響を与える。ばいじんなど他の汚染物質との共存による相乗作用がある。

○閾値（いきち）

① 生理学分野で使用され、ある刺激によって反応が引き起こされる場合に、刺激の強さがある値に達しなければ反応がみられない。この値を閾値と言っている。においの刺激の場合に、何らかのにおいがやっと感じられる最小濃度を嗅覚閾値、又は単に閾値と言っている。なお、臭気の強度と臭気原因物質の濃度との関係は“ウェーバー・ヘフナーの法則”が知られ、においの強さを半分にするためには臭気物質の濃度を10分の1程度にしなければならない。

② 汚染物質に曝露された時、ある量以上で健康影響が起きる場合、その曝露量を閾値といい、この物質は閾値があるという。遺伝子毒性がある発ガン性物質などは、微量であってもがんを発生させる可能性が否定できず、閾値がないと考えることが適切であるとされる。

○一日許容摂取量（ADI）

人間が毎日一生涯摂取し続けても健康に何ら影響が出ない量を一日許容摂取量（Acceptable Daily

Intake) という。

A D I は動物実験での無作用量に安全係数を乗じて得られ、mg/kg/日で表され、安全係数は、通常の百分の一程度の値が採用されている。

○一酸化炭素（CO）

無色、無臭の気体で空気中で点火すると燃える。炭素の不完全燃焼で発生し、石炭ガス、溶鉱炉ガスなどに多量に含まれているが、燃料や鉱石の還元で使用される。大気汚染で主として問題となるのは、自動車等の内燃機関での不完全燃焼により排出される一酸化炭素である。一酸化炭素の毒性は血液中の血色素と結合してCO-ヘモグロビンを作り、血色素の酸素運搬力を奪うことによる。

○上乗せ基準

ばい煙または排水中の排出の規制に関して総理府令で定める全国一律の排出基準又は排水基準に換えて適用するものとして、都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準又は排水基準を上乗せ基準という。

○疫学

地域集団における疾病の発生、分布、消長とそれらに及ぼす自然的、社会的環境の影響を調査・研究して、その結果得られた知識を基にして疾病を無くしていく学問とされている。公害病、流行病などを集団現象として捕らえ、統計的手法によりその原因を解明していくことを疫学的調査といっている。例えば大気汚染のひどい地域の住民には慢性気管支炎の症状を持つ人（有症率）が多いというような結果が明らかにされる。

○液化石油ガス（LPG）

プロパン（ C_3H_8 ）、ブタン（ C_4H_{10} ）などの混合物は常温常圧の下では気体であるが、加圧により極めて容易に液化することから取扱いに便利な耐圧容器に液体で貯蔵され、家庭用、工業用、自動車燃料等に利用される。油田ガスとしても得られるが、主として石油精製の際に生成する炭素数3～4の炭素水素の混合物で、その組成等によりJISでは1号～6号に分けている。

○液化天然ガス（LNG）

メタン（ CH_4 ）を主成分とする天然ガスを運搬・貯蔵に便利なように低温圧縮して液化したものをいう。LNG専用船によって、我が国にも輸入され、硫黄分を含まないことから大気汚染防止対策上、火力発電用燃料、都市ガス製造用として大量に消費されている。

○エコマーク

（財）日本環境協会が実施する環境保全型商品のシンボルとして図案されたもので「わたしたちの手で地球を、環境を守ろう」との気持ちを表している。特定フロンを使わないスプレーや、再生紙使用の雑誌など環境の保護に役立つものとして設定された商品に表示される。

○エネルギー平均、エネルギー和

デシベル（dB）で表される各種の単位は物理量の比の値の対数値を10倍（又は20倍）したものであるため、単にデシベル値の算術合計やその平均値を求めても実際の値とは異なる。したがって、デシベル値を一旦元の物理量に換算してその和を求め、この和を再びデシベル（dB）に換算した値がエネルギー和（dB和）であり、エネルギー平均も同様にデシベル値を物理量に換算して平均を求め、その平均値をデシベル（dB）に換算したものである。logや $10x$ などの関数電卓であれば次式により

算出する。

$$\text{エネルギー和} \quad L = 10 \log \left\{ 10^{\frac{L_1}{10}} + 10^{\frac{L_2}{10}} + 10^{\frac{L_3}{10}} + \dots + 10^{\frac{L_n}{10}} \right\}$$

$$\text{エネルギー平均値} \quad \bar{L} = L - 10 \log N$$

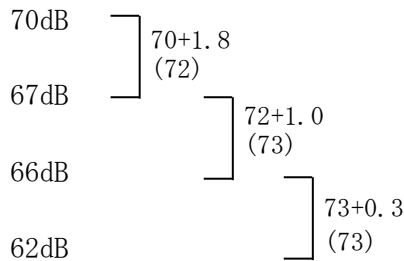
また、エネルギー和の略算法としてはデシベル値の差から右表により補正値を求め、これを大きいほうのデシベル値に加えて四捨五入する。3個以上のときは2個ずつ大きいものから加える。エネルギー平均値はエネルギー和から10logNを引く。

$L_1 \sim L_n$ は1からN個までの測定値

(デシベル値)

Nは測定値(デシベル値)の関数

(計算例)



d B値の差	d Bの増加量		d B値の差	d Bの増加量	
	補正値	四捨五入値		補正値	四捨五入値
0	3.0	3	10	0.4	0
1	2.5		11	0.3	
2	2.1	2	12	0.3	
3	1.8		13	0.2	
4	1.5		14	0.2	
5	1.2	1	15	0.1	
6	1.0				
7	0.8				
8	0.6				
9	0.5				

左の4個の測定値のエネルギー和は73 dB
エネルギー平均値は73 (dB) - 10log 4 = 67 dB

○オキシダント、光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質の総称であるが、大気汚染防止法施行規則では「大気中のオゾン、パーオキシアシルナイトレートその他沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質」としており、環境基準の光化学オキシダントについては光化学反応により生成され、中性沃化カリウム溶液から沃素を遊離する酸化性物質で、二酸化窒素を除くものと範囲を示している。いわゆる光化学スモッグの原因物質として測定され、その値の増減と人や植物の被害とは関連している。オキシダントの生成の過程は不明な点が多いが、炭化水素と窒素酸化物が含まれた空気が、光(近紫外線)の作用で化学反応を起こして生ずるとされている。

○オクタン価

ガソリンがエンジン内で燃焼する際、異常爆発(ノッキング)を起し難い度合いを表す尺度として使用されており、レギュラーガソリンはオクタン価が8.9以上、ハイオクタンガソリンはオクタン価が9.6以上であり、かつてオクタン価を上げる添加剤として4エチル鉛や4メチル鉛などのアルキル鉛が使用されていたが、人体への浸透毒性の強いことや大気中の鉛汚染の原因などとなるため、1975年からガソリンの無鉛化が進められ、1987年に世界初の完全無鉛化を達成した。

○汚染原因者負担の原則（PPP）

OECD（経済協力開発機構）は、1970年に環境委員会を設置し1971年度から本格的な活動を開始したが、1972年2月にパリで開かれた第4回環境委員会は「公害防止に必要な費用は一切、企業が負担すべきで、政府が補助金などの形で、企業援助をしてはならない。」との原則を採択した。これが、Polluter Pays Principal（汚染原因者負担の原則）略してPPPと呼ばれているものである。

○オゾン（O₃）

酸素（O₂）の同素体で、一種の臭気があり、強い酸化力をもつため、消毒、漂白、酸化などの目的に用いられる。微量でも呼吸器を侵し、長時間吸入すると有害である。

○オゾン層の破壊

地球をとりまくオゾン層は、高度25km程度を中心に主として成層圏内に存在し、生物に有害な波長の紫外線を吸収する働きを持っている。大気中に放出されたフロンが成層圏で分解され塩素原子を出してオゾンと反応し、オゾン層を破壊する。

なお、オゾンホールとは、オゾン全量が220matm-cm以下のオゾン層部分を言う。220matm-cmは、大気の鉛直気柱に含まれるオゾンを0℃1気圧に圧縮したとき、0.22cmの厚みに該当するオゾン量のことを言う。

○汚濁負荷量

汚濁物質が大気や水の環境に一定期間内に与える影響の総量を表す数値であり、濃度と総量（排出ガス、排水など）の積として算定される。

○汚泥（スラッジ sludge）

汚泥は一般に下水処理工程で沈殿池に沈積した泥状のものをいう。普通廃水中の有機物を利用（酸化、分解）して繁殖した好気性微生物と固型有機物との凝集物で95～98%の水分を含み、更に、消化槽で嫌気性微生物により分解されたメタンと炭酸ガスを発生して容積を減ずる。最終汚泥は脱水して焼却・埋立又は肥料とする。なお、泥状の懸濁液については粒子の大きさ、濃度の差異、外観等からスラリー(slurry)、スラッジ(sludge)、スライム(slime)、その他の用語が使い分けられている。

スラリー：コロイド粒子から1μm前後の大きさの粒子を含む稀薄な懸濁液で容易にふるいわけはできないが、重力沈降により濃縮できるもの。

スラッジ：濃縮されたスラリーと考えればよく、それ以上は重力沈降によっては濃縮困難な高濃度の懸濁液として定義される（汚泥、軟泥、泥滓、ぬかるみ）。

スライム：重力沈降では濃縮困難な微細粒子からなるスラリーの一種で、疎水性物質の場合は一般に74μm以下の粒子が50%（重量）以上のスラリーをいう。

○温暖化防止月間

国民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に取り組む月間のこと。

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）を契機として翌年12月に指定され、毎年12月は省エネや節電により温暖化防止を普及するイベントが行われている

○温度勾配

温度の傾斜。水平方向の温度勾配と鉛直方向の温度勾配とがある。水平方向の温度勾配は気圧配置に関係することが多い。鉛直方向の温度勾配は大気の安定度と密接な関係にある。→大気安定度。

○音波の減衰

音波は伝播の途中でいろいろな原因のためそのエネルギーが減衰する。

- (1) 距離による減衰：球面波として伝播するときは距離の二乗に逆比例して減衰するので音源からの距離が2倍になるごとに6 dB減衰する。
- (2) 空気の吸収による減衰：空気中を伝播する音波は湿度の影響によって減衰する。湿度が小さい程減衰量が大きく、また周波数が高い程大きくなる。
- (3) 障害物による減衰：音波の伝播方向に沿って凸凹やついたてのような障害物又は吸音面があると音波は減衰する。
- (4) その他の原因による減衰：音波が地表面に沿って伝播する場合、地表面の気温が上層の気温より低い場合には伝播距離は増大し、逆の場合は小さくなる。

○拡散

煙突から排出された煙が風下方向に流れながら稀釈され、次第に目に見えなくなるような現象をいう。

○化学的酸素要求量（COD）

水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚濁物質が多いことを示す。海域や湖沼の汚染指標として用いられる。なお、河川の指標には、生物化学的酸素要求量（BOD）が用いられる。

○化石燃料

太古の動植物が地殻の変動等に伴って、地下で熱や圧の影響を受け変性して燃料となったもので、石炭、石油及び天然ガスのことを総称している。

○活性汚泥法

下水又は有機排水を好気性微生物によって生物化学的に処理する方法。汚水に種汚泥を加えて数時間曝気すると好気性微生物が急速に増殖し、汚水中の有機物が沈澱分離しやすい形態（フロック）となる。このフロックを沈澱池で分離して上澄液を放流する。沈澱池で分離された沈澱物を活性汚泥と呼び、一部を曝気槽に返送して種汚泥とする。余剰汚泥は脱水処理後、焼却等の処分をされたり、醗酵処理後肥料とされる。

○カドミウム（Cd）

カドミウムはカドミウム精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、富山県神通川流域のイタイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害を起こし、カルシウムの不足から骨軟化症を起こす。

○環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策、代替案の比較検討などを含め、開発行為が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測および評価を行うことをいう。

○環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたって守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体

化する手順などが示されている。

○環境基準

環境基本法第16条による定義は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。」

○環境権

「自然はすべての人類の共有財産であり、健康で快適な生活をするため良い環境を享受するのは住民すべての権利である。」とする法理論である。日照権などは判例でも認められているが、自然や生活環境を包括した環境権訴訟では、権利の範囲や内容があいまいであるとして、この権利を正面から認めた判例はない。昭和45年9月に日本弁護士連合会の人権擁護大会公害シンポジウムで提唱された。

○環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

○環境の日、環境月間

1972年6月5日からストックホルムで環境問題に関する初めての国際会議である「国連人間環境会議」が開催されたのを記念して、「環境基本法」において、6月5日を「環境の日」と定め、その趣旨を踏まえて国、地方公共団体において各種の催し等を実施することとされた。また、環境庁の主唱により、平成3年度からは6月の一ヶ月間を「環境月間」と設定し、これまで以上に拡大して環境保全に関する国民の認識と行動を促すこととした。

○環境放射線

人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線源には、宇宙線、大地及び食物からの自然放射線と、エックス線利用、核実験及び原子力発電所などによる人工放射線の二通りがある。

○環境ホルモン

外因性内分泌攪乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生態内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質を意味する。

○環境容量

自然界は生物集団を仲立ちとして、大気・水・土壌などの空間の中で物質を循環して、生活環境の質的な水準を一定に保ち、また資源を再生産する能力を持っている。このような能力を数量的に捕らえたものが環境容量である。しかし、一般には一定地域環境内で自然の浄化能力によって浄化し得る汚染物質の許容限度量を言っており、その対象とする地域環境の生態系の規模あるいは保全しようとする環境の水準によってそれぞれ異なる。

○環境リスク

リスクとは、人間の活動に伴う、望ましくない結果とその起こる確率を示す概念であり、特に環境の変化や汚染を通じて生じるリスクのことを環境リスクという。この考え方により、不確実性を伴う環境問題について科学的な知見に基づいて様々な環境への影響を予測、評価して、政策的な判断の根

拠を明らかにすることや、多数の物質あるいは要因に対する政策の取組の優先順位を客観的に明らかにすることができる。

このため、環境リスクの概念は、今日の環境政策にとってきわめて有効であると考えられている。政府が平成6年12月に定めた環境基本計画でも、「環境リスクをできる限り定量的に評価し、環境リスクを総体として低減させることを目指し、各般の施策を実施する。」としているところである。

リスクへの対応は、科学的な知見によってリスクを客観的に評価・判定するリスク評価（リスク・アセスメント）、政策決定過程としてリスクの低減を図るリスク管理（リスク・マネジメント）の2段階と、リスクを正しく伝達し、相互理解を促進するリスク・コミュニケーションによって構成される。

この環境リスクの考え方を具体的な施策に取り入れたものとして、P R T R法、有害大気汚染物質対策があげられる。

○環境リスクコミュニケーション（リスコミ）

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、産業、行政等のすべての者が共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることを言う。化学物質による環境リスクを減らす取組みを進める基礎となるもの。

○揮発性有機化合物（VOC）

常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。

比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。一方、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントやSPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与していると考えられている。炭化水素（系物質）を主とするが、C、H以外の元素が入っているものも含むため、炭化水素類（HC）より概念的には広い。

1970年代初頭から農薬や、主に電気工場や半導体工場で洗浄剤などとして大量に使用され、当時規制する法律がなかったため土壌にそのまま廃棄されていた。これが再開発等に伴って汚染事例が数多く判明し、社会問題化している。一方、大気中に放出されるVOCは、環境省の試算では国内で年間約185万トンと、諸外国と較べて単位面積当たりの排出量が高く、濃度も高い。

2004年の大気汚染防止法改正により、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの生成原因となるVOCの排出が規制されるようになった。

○客土

土壌の理化学的性質を改良するため適当な他の土壌を耕地に入れること。

○逆転層

上空に行くに従って気温が高くなっている大気層をいう。普通は上空に行くにつれて気温は低下する。接地逆転層、沈降性逆転層、前線性逆転層、地形逆転層などの種類がある。

○嗅覚測定法

悪臭を人の嗅覚で評価する方法。大気試料を段階的に希釈して、一定の要件を満足する複数のパネル（被験者）に判定させるもの。悪臭防止法の一部改正により、平成8年4月1日からは、悪臭防止法でも人間の嗅覚により悪臭を測定して規制する臭気指数規制方式が可能となった。この場合、複合臭等により特定悪臭物質ごとの排出濃度規制では対応が困難な地域について、その地域を県知事が

あらかじめ指定しておく必要がある。

○近隣騒音

一般家庭から出るピアノやクーラー等の音のほか、学校、広場等から発生する音、飲食店などの営業に伴う音、ちりがみ交換などの拡声器の音等をいい、都市化の進展、生活様式の多様化に伴って各地で問題となってきた。

○クライテリア (criteria)

判定条件のこと。生活環境における健康影響のクライテリアは、環境基準の設定のための科学的な基礎資料となるものをいう。つまり汚染物質それぞれについての量と人や動植物等に対する影響を動植物実験や疫学的調査等により解明した結果の情報を集積したものであり、いろいろな水準の目標値や基準値の決定根拠とする。

○クラーク数

直接に知り得る地球の表面（陸、海、大気）部分に存在する元素の重量百分比を算出したのがクラーク氏であり、その存在比をクラーク比とよんでいる。上位の5つは酸素49.5%、珪素25.8%、アルミニウム7.56%、鉄4.70%、カルシウム3.39%である。また有害物質としては36位に鉛15ppm、49位に砒素5ppm、62位にカドミウム0.5ppm、65位の水銀0.2ppmなどとなっている。

○クロスチェック

一般に試験、検査、測定等のための物質（特に微量成分）の分析を行う場合、繰り返し行っても除き難い、分析者・分析機器の定常“誤差”がある。また、繰り返しの困難なものでは“過誤”により誤った値を記録してもそれが分からないことがある。このような過誤を無くし、誤差の範囲を小さくするため、異なった試験室等で、同一物質を同一方法で（同時に）分析することを言っている。

誤差：真の値（又は標準値）と近似値（又は測定値）との差

過誤：過ち、誤り、やり損じ

○クロム

クロムは空気及び湿気に対して極めて安定した硬い金属で日用品、装飾品などに広く使用されている。3価クロム（ Cr^{3+} ）と6価クロム（ Cr^{6+} ）のうち3価クロムの毒性はほとんど問題にされていないが、6価クロムを大量に摂取すると、嘔吐、腹痛、尿量減少、けいれん、昏睡、尿毒症等を起こし死にいたる。皮膚に触れると皮膚炎、浮腫、潰瘍等を起こす。またクロム酸のミスト、粉じんの吸入が続いた場合には、鼻に障害があらわれ、さらに進むと鼻中隔穿孔となる。

○下水道（公共下水道）

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式と、汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場からなる。→流域下水道

○ケミカルアセスメント

化学性物質の新規・既存を問わず、現在なし得る技術によって人や環境に及ぼす悪影響を事前に、又はできる限り早く調査解析評価して防衛しようとする体系をいう。DDT、PCBなど化学物質による地球規模の環境汚染が明らかになったことから、有害性化学物質による汚染の事前防衛対策を講じる体系作りが国際的に進められており、我が国としても既に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」を昭和48年に制定し、この法律を柱に各種の行政対策が推進されている。

○原単位

一般的には、鉱工業製品の一定量を生産するために必要な資材、動力、労働力の基準量をいうが、環境保全関係では工場、事業場その他の発生源から排出される単位当たりの汚濁（染）負荷量のことを言い、単位としては、工場などでは製品又は中間生産物の出荷額（量）が、し尿、家庭排水などでは人口が普通使用されている。環境基準や上乘せ基準の設定には環境に排出される汚濁（染）負荷量の算出が必要で、このときにも原単位がよく使用される。また総量規制の導入に際しても、この原単位を的確に把握することが重要な課題になってくる。

○降下ばいじん

大気中に放出されたばいじんが、地表に降下するもの。不溶性物質と溶解性物質とに分けられる。

○公 害

環境基本法第2条により次のように定義されている。公害とは、

- ① 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる。
- ② 相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘さくによるものを除く。）及び悪臭によって
- ③ 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

である。

したがって、しばしば社会的に「公害」と呼ばれる事象であっても、建築物による日照の阻害、道路照明等の人口光源による農作物の被害、ラジオ、テレビなどの受信を妨げる電波障害などの事象は、この法律の対象とはされないこととなっている。

○公害防止協定

公害防止のもうひとつの手段として地方公共団体又は住民と企業との間で締結される協定をいう。これらの協定は、法令の規定基準を補完、地域に応じた公害防止の目標値を設定、具体的公害対策の明示などを内容とし、法律や条令の規定と並ぶ有力な公害防止の手段として広く利用されている。

○光化学スモッグ

光による化学変化によりできたスモッグであり、自動車の排出ガス等に含まれる窒素化合物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線により化学反応を起し、二次的産物である光化学オキシダントを作る。このオキシダントはオゾンを主体とし、スモッグを形成する。目を刺激したり、クシャミや涙を誘発する。この現象は日ざしの強い夏期に発生しやすい。

○公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、又はこの流域下水道に接続している公共下水道は除く。」と定義している。

したがって、一般にいわゆる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に包含される。

○サイクロン（遠心力集じん装置）

気体中の固体又は液体粒子を除去するため、気体に回転運動を与えて生ずる粒子の遠心力を利用して気体から粒子を分離集じんする装置。大別して切線流入式と軸流入式に分けられ、大容量設備では軸流入式が割安であるが、捕集粒径は切線式が $5\mu\text{m}$ 以上、軸流式は $20\mu\text{m}$ 以上が経済的な限界である。一般に処理量を大きくするためにダブルクロン（2本）、テトラクロン（4本）、マルチクロン（多数）などのように複数セットにしている。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物をいう。これらは、原則として事業者自体が処理（又は処理業者に委託）しなければならない。

○産業廃棄物管理票制度

排出事業者が、産業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に対して定められた事項を記載し交付することによって産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するとともに、委託契約内容に基づき適正に処理されていることを確認するための仕組み。

産業廃棄物管理票はマニフェストとも言われ、従来の複写式伝票（紙マニフェスト）に加えて、電子情報を活用する電子マニフェストが導入されている。

○酸性雨

酸性雨とは、化石燃料の燃焼に伴い排出されるSOX、NOX等の大気汚染物質が大気中で酸化され硫酸イオンや硝酸イオンになり、これが雨水に取り込まれて生ずる、pHの低い雨のことを呼んでいた。しかし、国際的には広義の考え方、すなわち、雨のほか、霧や雪等を含めた湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で沈着する乾性沈着の両者をあわせたものをいう考え方が中心となっており、学会などでは酸性化現象という用語を用いて酸性雨問題を論議している。

酸性雨は、土壌の酸性化などによる樹木の衰退、湖沼や河川の酸性化及びそれに伴う魚類の減少など生態系の破壊、あるいは遺跡等建造物に影響をもたらすことが知られている。

わが国では、環境庁（現環境省）が全国で第一次（昭和58年度から62年度）から第四次（平成10年度から12年度）の酸性雨対策調査を実施し、多くの地点で欧米並みのpH4台の酸性雨を観測したが、生態系への影響は必ずしも明確ではない。

○三点比較式臭袋法

嗅覚測定法における臭気濃度の測定法のひとつである。3つの3Lのポリエステルバッグ（臭袋）のうち一つに一定倍率に希釈された試料、残り2つには無臭空気を入れ、6人以上のパネルがにおいの有無を判定し算定する方法。本法は、悪臭防止法の公定法である。

○三点比較式フラスコ法

水中の臭気の強さを測定する方法のひとつである。3つの300mLのフラスコのうち一つに一定倍率に希釈された試料、残り2つには無臭水を入れ、6人以上のパネルがにおいの有無を判定する方法。算定方法は三点比較式臭袋法と同様であり、悪臭防止法の公定法である。

○残留性有機汚染物質（POPs）

難分解性で環境中に残留し、食物連鎖を通じて生物に蓄積され、人の健康や生態系に影響を及ぼす性質を有し、長距離を移動する懸念がある汚染物質で、POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約：2001年5月採択）にて現在30物質が対象となっている。例として、殺虫剤として使われる DDT（POPs の 1 つ）は、夏暑くなると大気に気散し、冬寒くなると地表に沈着することを繰り返して長距離を運ばれ、本来 DDT が使われたことのない北極や南極の生物から高濃度で検出され、その影響が懸念された。

POPs条約は日本も批准し、すでにこれら物質は既存法により対応済みである。

○シアン（CN）

青酸カリ等で知られる有害物質であり、めっき工場、金属精錬加工場等で使用されている。ガス体のものはシアン化水素（HCN）となる。

シアンは非常に毒性が強く、通常は数秒ないし数分で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、けいれん、体温降下を起こし、数分で死亡する。

○持続可能な開発（Sustainable Development）

「環境と開発に関する世界委員会」の報告書の中心的な考え方で「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすような節度ある開発」のことを言う。環境と開発を相反するものとしてでなく、互いに依存し、相互に補強しあうものとしてとらえ、環境を保全してこそ将来にわたっての発展が可能になるとの考え方。

○重金属

通常比重4以上（5以上としているものもある。）の金属をいう。公害に関連して、よく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン等がある。

○自浄作用

河川などが汚濁された場合、時間の経過に伴って、元の清澄な水域にもどろうとする現象をいう。微生物による酸化、還元、物理的な作用として沈殿、希釈拡散、化学的酸化作用が自浄作用の因子と考えられ、これらが統合されていわゆる自然浄化が行われる。

○自動車排出ガス

大気汚染防止法第2条による定義は、「自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛、窒素酸化物及び粒子状物質。」

一酸化炭素と粒子状物質は不完全燃焼により、炭化水素は不燃焼ガソリンの蒸発などにより、窒素酸化物は高温燃焼により発生する。

大気汚染防止法第20条により道路及び周辺区域の自動車排出ガスの測定は知事の責務とされている。一酸化炭素、二酸化窒素及び粒子状物質には、環境基準が定められている。

○指標生物

生物はその棲んでいる環境に適応して生育している。したがって、ある地域について特定の生物又は生物群を取り上げて、その種類、数又はその状態を知ることにより、その地域の環境が標準的なものかどうかを総合した形で客観的に判定する尺度とすることができる。このような目的で利用する生物を指標生物と呼び、環境汚染を対象とした指標生物調査としては、水棲昆虫群による水質汚濁度の

分類、コケ類を利用した大気汚染の判定、アサガオを指標生物とした光化学オキシダントの発生状況調査などがある。

○シミュレーション（模擬実験）

汚染原因の解明や汚染の予測をする場合に個々のケースについて実施の規模で実験を行うことは不可能な場合が多い。このような場合に採られる方法として、実物の縮尺模型を用い実際に起こると同様のいろいろな条件を与えて実験を行う方法をいう。他に実地及び模型実験の結果から数種類の数理モデルを作成しておき、知ろうとする個々のケースの条件を与えて推測する方法にもこの言葉が用いられている（コンピュータシミュレーション）

○臭気指数

刺激量と人間の感覚量の間には、Weber-Fechner の法則が成り立ち、感覚量は刺激量の対数に比例することから、臭気濃度を対数で表示したものを臭気指数という。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log (\text{臭気濃度})$$

○臭気濃度

人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈の倍数を臭気濃度という。すなわち、1000 倍に無臭空気希釈したときににおいが消えた場合、臭気濃度 1000 の臭気という。

○臭気排出強度

悪臭発生施設は一般的に小規模施設が多く、臭気の拡散に対する建物の影響も大きいことから、気体排出口の高さが 15m 以上の場合には建物条件や気体排出口からの臭気の排出量（臭気排出強度）を求めることとしている。臭気排出強度は、次式により求められる。

$$\text{臭気排出強度} = (\text{臭気濃度}) \times (\text{排出ガス量})$$

○周波数

周期的な現象が毎秒あたり繰り返される回数。単位はヘルツ（Hz）。音響学では $10^{-2} \sim 10^{10}$ Hzの範囲を対象としており、0.1Hz～20Hzを低周波（音としては感じられないが、窓や建具等の振動や人に対して不快感などの生理的な影響を及ぼし、近年発生源が多様化するとともに、訴訟等に至る事例もあるなど社会問題化している。）、ほぼ20Hz～2万Hzを可聴周波数（正常な聴力を持つ人が音として感ずる範囲）、2万Hz以上を高周波又は一般に超音波（人は音として感じないが、コウモリなどは音として利用）とに分けている。

○集じん装置

工場、事業場において燃焼、破碎などの工程から発生する粉じんを物理的に除去する装置でサイクロン（遠心力集じん装置）、スクラバー（湿式集じん装置）、バグフィルター、電気集じん機などがある。

○周波数分析

周波数が2倍になると音の高さが1オクターブ高く感じられることから、オクターブ数は2を底とした対数目盛で決められており、オクターブバンドレベルとは1オクターブの周波数帯域に含まれる音の音圧レベルをいう。騒音として測定される数値は可聴周波数帯全体の合計された強さのレベル（聴感補正された音圧レベル）であるが、周波数帯域ごとの音の強さを1オクターブ又は1/3オクターブず

つけて測定（周波数分析）することにより、騒音の性質を詳しく知ることができ、対策の資料とすることができる。

○食物連鎖と生物濃縮

生物集団の中でAがB以下に、BがCに、CがDに捕食されることを食物連鎖をなすという。食物連鎖では普通個体の大きさは順に大きくなり、逆に個体数は少なくなる。太陽光と炭酸ガスとの光合成（緑色植物）で食物連鎖は始まり、最終消費者で終わる。

複雑な食物連鎖の結果、予想外の場所で見無関係と思われる生物体に物質の濃縮や蓄積が起こる。

○植生自然度

自然は、人口の影響を受ける度合いによって、自然性の高いものも低いものもある。鉾山植物群落や極相林のように人間の手の加わっていないものを10及び9とし、緑のほとんどない住宅地や造成地を1、その中間に二次林、植林地、農耕地等をランクし、10段階で表示する。

○浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの排水を処理するもので、下水道計画等のない地域では生活排水の処理にもっとも適したものといえる。環境省では補助制度を設けて浄化槽の普及を図っている。

○水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域及び地下水について人の健康の保護並びに生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる「環境基準」と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる「排水基準」の二つがある。まず水域自体の利用目的等によって環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

○水質自動監視測定装置

水素イオン濃度や溶存酸素量などを自動的に計測できる装置で、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているもの。

○水銀（Hg）

常温で唯一の液体の金属で、常温でも、揮発性が強い。水銀の蒸気は有害であり、これを繰り返し吸入していると、食欲減退、栄養障害、貧血等が起こり、最後に頭痛、関節及び四肢の疼痛がおこる。

○水生生物

川底や川石の裏などに生息している生き物のことで、肉眼で確認できる程度の大きさをしている。

○水生生物調査

29種類の水生生物を指標生物とし、河川及び湖沼の水質を調べる調査のこと。水質階級（きれいな順にⅠからⅣ）を判断することも目的の一つであるが、小中学生が川遊びを通じて身近な川などの環境保全に興味を持ってもらうための取組である。

○スタッドレスタイヤ

スタッドレスタイヤとは、文字どおりスタッド（スパイク）のないタイヤのことで、スパイクを使わずに、できるだけ凍結路における走行性能を高めた冬用タイヤである。

○スモッグ (smog)

1903年ロンドン開かれた公衆衛生会議で最初にスモッグという用語が使われた。ロンドン市中の煙突から出る煙 (smoke) とロンドンの霧 (fog) とを結合して新しくスモッグ (smog) という言葉が作られた。今日ではスモッグを大きく二つのタイプに分けてロンドンタイプとロスアンゼルスタイプとしている。ロスアンゼルスタイプのスモッグの原因は自動車排出ガスが重要な汚染源であるとされている。我が国のスモッグはロンドンタイプとロスアンゼルスタイプの間型あるいは混合型と考えられている。

○生態系

ある地域に棲むすべての生物と、その環境とが、相互に作用しあい、それらの間でエネルギーの流れや物質の循環が行われている系をいう。

例えば、植物が光合成によって有機物を合成し、それを動物が食べ、その動物が死ぬと微生物によって分解されて、無機物となって土壌に帰っていくような系のことである。

○生活雑排水

人の生活に伴って排出される污水で、し尿を除いたもの。人が一日に排出するBOD負荷量は40 g / 人・日で、内訳は、し尿13 g / 人・日、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水が27 g / 人・日となっている。このため生活排水による都市河川の汚濁を防止するためには、生活雑排水の処理が必要となる。

○生物化学的酸素要求量 (BOD)

20℃ 5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質 (有機物) を分解するときに必要な酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

CODが海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

○全酸素消費量 (TOD)

微生物が水中の炭素化合物 (有機物) を酸化するのに20℃で7日～10日が必要といわれているが、炭素化合物の種類により酸化日数、酸化量が異なる。そこで炭素化合物の全量を短時間に測定しようとするのがTODとTOCである。

TODは水中の全有機物が酸化されるのに必要な酸素の総量を、有機物を含む水を燃焼させることにより求めppmで表す。

○全有機炭素 (TOC)

TODは酸素消費量を求めるのに対し、(前項参照)、TOCは有機物を含む水中の全有機体炭素を二酸化炭素 (炭素ガス) に酸化させ、このガス量から全有機炭素量を求めppmで表す。測定の自動化に向いているといわれる。

○戦略的環境アセスメント (SEA : Strategic Environmental Assessment)

従来の環境影響評価 (EIA) が個別事業の実施段階で行われるのに対し、より上位の計画段階で環境影響評価を行い、施設の配置場所等について、事業を実施しない場合も含めた複数案を比較、検討して行うもの。

なお、環境影響評価法が改正され、平成25年4月1日から事業実施段階前の手続きとして、複数案同志の環境影響を比較検討する計画段階環境配慮書手続きが義務化された。

○総量規制

環境基準を達成維持するため、汚染の著しい地域や水域を指定して、対象工場・事業場あたりの排出許容量を割り当てて規制する方法。

総量は排水量又は排出ガス量と汚染物質濃度の積なので、濃度規制では許される低濃度でも無制限に排出することはできない。

大気汚染防止法では硫黄酸化物（ SO_x ）と窒素酸化物（ NO_x ）が、水質汚濁防止法では化学的酸素要求量（COD）が規制対象項目となっている。

本県は指定地域なし。

○大気安定度

大気成層の安定、不安定を度合いを示すもので、汚染物質が大気中に拡散するのに直接影響を及ぼす重要な要素である。一般に用いられている英国式の安定度は、地上で常時観測されている気象要素から推定する方法が採られており、A（著しい不安定）からF（著しい安定）までの6階級に分類している。大気中の気温の鉛直分布から代表的な状態を挙げると、①気温が上空100mについて1℃以上下がっている場合は不安定、空気中の上下の混合が盛んに行われる。②気温が上空100mについてちょうど1℃下がっている場合は中立といい、空気中の上下の混合は進まず、③気温が上空ほど高温になっている場合は逆転層といい、大気成層は安定で、空気中の上下の混合は行われない。

○ダイオキシン

一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義された。

廃棄物燃焼炉などで非意図的に生成される。PCDDは75種類、PCDFは135種、コプラナーPCBは十数種の仲間があり、このうち毒性があるとみなされているのは、PCDDは7種、PCDFは10種、コプラナーPCBは12種の計29種類である。

○大腸菌数及び大腸菌群数

水域に糞便汚染がある場合には、同時に赤痢菌やチフス菌等の病原菌が存在する可能性があるため、公衆衛生上の問題となる。糞便汚染の指標として、温血動物（鳥類及び哺乳類）の腸管内に常在する通性嫌気性細菌の中で最も多い大腸菌が選択された。しかし、環境基準設定当時（昭和46年）の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術はなく、菌の同定には高度な細菌学的知識と複雑な培養技術が要求されていた。そこで、大腸菌が有する生化学性状のうち、①乳糖を分解して酸とガスを生成する、②好気性または通性嫌気性である、③芽胞を形成しない（無芽胞）、④グラム陰性である、⑤桿菌である、という5つに着目し、その性状を全て備える細菌群をもって大腸菌の代わりとした。この細菌群が大腸菌群であり、糞便汚染の指標として用いられてきた。

今日では大腸菌の培養技術は確立されていることから、令和4年度より公共用水域の環境基準に採用された。大腸菌数は、培養し培地に現れたコロニー（集落）の数により示され、基準値は90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とされる。

排水基準については令和7年度から大腸菌数が採用される予定である。

○地下水汚染

地下水は良好、恒温な水資源として高く評価され、現在でも生活用水及び工業用水の約3割は地下水に依存している。しかし、昭和50年代後半より、トリクロロエチレン等による地下水汚染が顕在化し、その後の調査によって汚染が各地に広がっていることが明らかになっている。また、六価クロム等の有害物質による地下水汚染についても、局地的なものであるが発生している。

[参考]最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

○地球温暖化

地球では、大気中に含まれる水蒸気（ H_2O ）、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、対流圏オゾン（ O_3 ）、亜酸化窒素（ N_2O ）などの温室効果ガスによって地球から宇宙空間へ放射される熱を逃がしにくくしている。地球温暖化は、人間の活動により二酸化炭素、メタン等の濃度が上昇して温室効果が強まり、その結果気温が上昇し、人類や生態系がその基盤をおいている気候が変動することをいう。

なお、地球温暖化対策推進法で、排出が抑制されているのは次の6物質である。

①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④HFC類 ⑤PFC類 ⑥SF6

○窒素酸化物（ NO_x ノックス）

N_2O 、 NO 、 NO_2 、 N_2O_5 がある。燃焼によって発生するのは大部分が NO で、排出後、次第に NO_2 に変化する。この両者が大気汚染物質として問題になってきた。

空気中又は燃料中の窒素に由来する。不完全燃焼状態では発生が少ないが、ばいじんや一酸化炭素が増加するので、低減対策が難しい。

NO_2 は環境基準が定められているが、都市部で達成率が低い。

東京都特別区などには、固定発生源の総量規制とともに、自動車排出ガスの上乗せ規制が適用されている。

○仲 裁

裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を三人の仲裁委員会の判断（仲裁判断）にゆだね、その判断を最終的なものとして、これに従うことを約束（仲裁契約）することによって紛争解決を図るものである。仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。（公害紛争処理法）

○中性洗剤（合成洗剤）

石けんが水に溶けてアルカリ性を示すのに対して、水溶液中で中性を示す合成洗剤の総称である。

ABS（アルキルベンゼンスルホン酸塩）やAS系（高級アルコールの硫酸エステル）を主成分とする陰イオン系洗剤とポリオキシエチレン誘導体のように水中でイオン化しない非イオン系洗剤に分

けられる。従来のABSは微生物によって分解され難い（ハード型）ので、微生物に分解され易いソフト型といわれるLAS（リニアアルキルベンゼンスルホン酸塩）に変わってきている。また、繊維用の洗剤には補助財（ビルダー）としてトリポリリン酸ナトリウムなどを含有しているが、これらのリン酸塩は湖水の富栄養化、海の赤潮発生などの原因となるので、51年頃から低リン化が進められてきた。更に、滋賀県で54年10月制定の琵琶湖富栄養化防止条例の中に含リン合成洗剤の使用禁止を盛り込んだことを契機として無リン洗剤への切り替えが進められた。

○中皮腫

胸膜や、時に腹膜・心膜などに発生する悪性腫瘍のこと。中皮とは、これら膜の表面を覆っているもので、腫瘍の発生する部分である。アスベスト（石綿）の暴露がほぼ唯一の原因とされており、暴露後おおむね30～50年後に発症する。

なお、アスベストが原因の健康障害としては、ほかに石綿肺（アスベスト肺）、肺がん、胸膜プラークなどがある。

○調停

紛争当事者間の一方又は双方の申請に基づいて、三人の調停委員からなる調停委員会が当事者に出頭を求めて意見をきき、また、参考人の陳述、鑑定人の鑑定を求めるなどして事実の調査などを行い、これらの結果に基づく判断を調停案として作成して当事者に提示し、これに沿って紛争の解決を図るものである。（公害紛争処理法）

○着地濃度

煙突から排出される煙は、ある速度、温度を持っているので、混合、拡散されながら上昇し、風下方向へ運ばれ、ある時間たつと地表へ到着する。そのときの地表面の濃度を着地濃度という。着地濃度の最大値と最大濃度が出現する距離が問題となる。

○低公害車

電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車。

国では、2010年までのできるだけ早い時期に、実用段階にある低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車）の1,000万台以上の普及、燃料電池自動車等の次世代低公害車の早期実用化を目指すという目標を掲げている。

○底質

環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、水底泥土そのもの、含有物等を総称して言う。田子の浦港のヘドロも底質の概念に含まれる。

○テトラクロロエチレン（パークレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。

繊維に対する作用がおだやかなので、ドライクリーニング用の溶剤として使われている。トリクレンと同様、焼却等により簡単に無機系の塩化物に戻すことができず、生物分解も困難であるため、環境中への蓄積、生物濃縮などが問題となっている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のおそれのある物質としている。

○電子マニフェスト制度

マニフェスト（産業廃棄物管理票）情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。

○等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルのことをいう。つまり、一定時間内の騒音の総エネルギー量の時間平均値をレベル表示（dB）した値。従来用いられてきた L_{50} よりも、騒音に対する住民反応ともよく一致することから、近年、騒音環境基準を設定した諸外国では L_{Aeq} を指標として採用するケースが多い。

○特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法の中で、それぞれ「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば、水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を流す施設等が特定施設として定められている。

○特定粉じん排出等作業

特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業。

大気汚染防止法により、都道府県知事（政令市）への届出を行うとともに作業基準を遵守することが義務付けられている。

○特定物質

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に被害を与えるおそれがある物質で、大気汚染防止法施行令で定める物質（アンモニアなど28物質）。

○都市・生活型公害

都市に人口が集中することに伴っておきる公害。

近隣騒音、生活排水による中小河川の汚濁、自動車排ガスによる大気汚染等がある。

○土壌ガス調査

土壌中に漏洩したテトラクロロエチレンなどの揮発性有機化合物を含む気体を採取して、気体に含まれる特定有害物質の量を測定する調査手法である。土壌汚染対策法及び岩手県生活環境保全条例において、土壌汚染を調査する手法として用いられている。

○土壌溶出量基準・土壌含有量基準

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準であり、この基準を超える特定有害物質が検出された場合には指定区域として指定され公示される。

土壌含有量基準は、有害物質を含む土壌を直接摂取するのを防止する観点から、地表から50cmまでの土壌に含まれる重金属等（第二種特定有害物質）の量を種類ごとに定めた基準である。

土壌溶出量基準は、土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水等を飲用することにより、土壌に含まれる有害物質を体内に取り取り込むのを防止する観点から定めた基準である。土壌に10倍量の水を加えて十分に振り混ぜた場合に溶出してくる特定有害物質の量を種類ごとに定めた基準で、土壌環境基準と同じ数値である。

○トリクロロエチレン（トリクレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。

不燃性で、溶解力（特に脱脂力）が大きく、金属に対する腐食性が小さいことなどから、金属脱脂洗浄の分野で多量に使用されている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のおそれのある物質としている。

○ナショナルトラスト運動

地域住民や国民が寄付を出し合い、すぐれた自然、身近な自然、さらには価値ある歴史的環境を保全しようとする活動。

○鉛（Pb）

鉛及び鉛化合物は、人体にとって、蓄積性のある毒物であり中毒症状としては貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害等を起こし、強度の中毒で死亡する。

工場廃棄物、鉱山廃棄物などに含まれている。

○日本産業規格（JIS）

産業標準化法に基づき、ほとんどすべての鉱工業品（農林物資を除く。）、データ、サービス等の品質、性能、生産・設計・使用方法、試験・検査・測定方法などを全国的に統一し、単純化するために日本産業標準調査会審議を経て（一定の要件を満たす民間機関からのJIS案は調査会の審議を経ずに）制定された工業規準を日本産業規格といい、3年毎に確認され、必要に応じ改正又は廃止される。

（例）JIS K 0102（1964 最近改正2019）工場排水試験方法

○ノニルフェノール、4-オクチルフェノール

合成洗剤の界面活性剤やプラスチックの酸化防止剤の原料、塩化ビニルの安定剤等に広く使用されている。PRTR法の第一種指定化学物質に指定されており、環境省は平成13年に魚類に対して内分泌かく乱作用があることを認めている。

○波 長

正弦波状の波動が等方性の媒質中で、1周期の間に進む長さを波長といい、波の山と山、又は谷と谷の間の距離が1波長である。音の波長（m）、周波数（Hz）、速度（m/s）の間には次の関係があり、空気中における常温（15℃）での波長は可聴周波数帯では数cmから20m位である。

波長（m）＝音速（m/s）／周波数（Hz）の関係があるが、音速は媒質、温度によって異なり、空気の場合15℃での音速は340m/s、時速に直すと1,224km/hである。

○微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

粒径が小さいことから、気管や肺の奥深くまで入りこみやすく呼吸器系や循環器系の疾患を引き起こすことから、平成21年に環境基準が設定された。

発生源は、工場・事業場、自動車・航空機・船舶等多様であり、物の燃焼により発生する粒子状物質は主に微小粒子領域に属する。また発生源における一次生成のほか、SO_x・NO_x・HCl・VOC等のガス状の大気汚染物質が大気中での化学反応により凝縮・凝集して二次的に微小粒子が生成する。さらに我が国では硫酸塩や土壌粒子等の自然由来成分や海外からの移流による影響も示唆されており、総体的な大気中における組成や挙動、二次生成機構の解明等が課題となっている。

○ヒ素 (As)

金属光沢のある灰色の固体で銅鉱の副産物として得られる。水質汚濁の場合に問題となるのは蓄積による慢性中毒で、少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、手のひら等角化、更には腹痛、嘔吐、肝臓肥大、肝硬変、貧血等を起こし、循環障害で死亡すると言われて

○費用負担

広い意味では公害対策として行われる規制、誘導、助成、給付等のすべての公害対策行政に要する費用の負担をいうが、狭義には事業活動による公害を防止するために国又は地方公共団体等が実施する事業に対する費用の負担をいい、公害防止事業費事業者負担法などがある。

○富栄養化

湖水中に溶解性栄養塩（窒素やリン等の化合物）が乏しく生物生産の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩が多く、生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へ変化していく現象を富栄養化という。

富栄養化が進むと藻類など低次生物の異常増殖を招き、酸欠などにより、魚などの高次生物が死滅し、食物連鎖が断たれるとともに有機汚濁が進行する。

○複合汚染

汚染物質による汚染が重複して生ずる環境汚染形態をさし、単一汚染という概念に対応するものである。例えば、古い型の汚染ともいふべき、ばいじんによる大気汚染と、新しい型の汚染ともいふべき、硫酸化物（SO_x）や自動車排出ガス（一酸化炭素、鉛）による汚染とが重なり合っているような場合をいう。

○複合臭

においを感じさせる化合物は、約40万種あるといわれている。日常用いられるものでも1000種もある。

1種類の成分で臭気を構成する単一成分臭気として、例えば、FRP工場のスチレン臭などがあるが、ほとんどの場合には2種類以上の成分を含むいわゆる複合臭は構成物質間の相乗作用等によりにおいの強度と性質に変化を及ぼすことが多い。

○浮遊物質 (SS)

水中に懸濁している不溶性の物質を総称し、懸濁物質ということもある。水の濁りの原因となるSSには粘土、有機質、プランクトンのほか各種産業、生活排水中の微細な物質がある。測定は一定量の検水を採り、ろ過し、残留物を蒸発乾燥させて秤量して濃度を算出する。

○浮遊粒子状物質 (SPM)

昭和48年に環境基準が設定され、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が10μm以下のものとして定義されている。浮遊粒子状物質については、工場、事業場からのばいじん、自動車排出ガスだけでなく土壌、自動車の巻き上げ等発生源が多様であり、その汚染機構は明らかでない部分が多い。

SPMは粒径10μm以上の粒子を100%除去したものをいい、PM_{2.5}や米国・欧州等で環境基準が設定されているPM₁₀と分粒の定義が異なる。SPMをこれらの定義にあてはめた場合、概ねPM₇に相当する。

○プランクトン

水中に浮遊する微小な生物群をプランクトンという。プランクトンは魚のえさとして、また、その量的、質的变化は水質管理の基準として役立つ。

○フロン（クロロフルオロカーボン）

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称。

冷蔵庫の冷媒、スチロール樹脂の発泡剤、電子部品の洗浄剤などとして広く使用されてきた。

大気中に排出されると成層圏のオゾン層を破壊して、地上に降り注ぐ紫外線を増加させ、生態系が多大な影響を受けるといわれている。また、代替フロンを含むフロンは、強力な温室効果ガスであり、その温室効果は二酸化炭素の数千倍以上となっている。

国際的な枠組みとして、オゾン層保護のため、昭和62年に「モントリオール議定書」が制定され、現在先進国では1996年までにCFCが全廃、HCFCが2020年までに生産中止されることとなっている。また、地球温暖化防止のため、1997年の京都議定書により規制が行われている。

国内では昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定された。フロン回収破壊法は、フロン類排出防止強化及び生産量削減のため改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」として平成27年4月1日から施行された。

○粉じん

広義には空気又はガスなどに含まれる固体の粒子をいう。

空気中に浮遊している固体粉子を浮遊粉じん（Dust）という。英国のビーバー委員会では粒子直径1～76 μ mのものをDustと分類している。また、日本では粒径10 μ m以下のものを浮遊粒子状物質、粒径2.5 μ m以下のものを微小粒子状物質として環境基準の対象としている。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されている。平成元年に「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分され、特定粉じんとしては、石綿（アスベスト）が指定されている。

○フタル酸エステル

純粋なものは透明、かつ、粘性のある液体で、フタル酸とアルコール類が脱水して化合したものの総称。可塑剤、溶剤等として、プラスチック食料品包装器、チューインガム、ラッカー、接着剤その他極めて広範囲のものに添加されている。環境中で広範囲に検出されるため環境汚染物質として問題になっているが、生体を含めた環境への影響については、明らかでない。

○ブローバイガス（blow-by gas）

一般自動車のピストンエンジンは燃焼室とクランクケースとの間の気密が、ピストンリングによって保たれているが、どうしてもシリンダー内ガスの一部がクランクケース内に漏れ、これが更に大気中に排出されてくる。このガスをブローバイガスといい、大部分が未燃焼ガスであり、ガソリン自動車での炭化水素排出量の4割を占めるといわれる。最近の自動車ではこのブローバイガスを燃焼室に送り再燃焼させる方式が採られている。

○フライアッシュ（fly ash）

微粉炭ボイラ排煙に含まれている微粉炭である。その主成分はシリカ（SiO₂）で、このシリカが

ポルトランドセメントの水和の際に遊離される水酸化カルシウムと結合して、コンクリートの強度と防水性を増進する。通常、セメント混和材として25%程度フライアッシュを混入使用する。

○ヘドロ

本来は、河口、沼、湖などの底に堆積する軟弱な泥のことであったが、最近では、生活排水や産業排水中の有機物や無機汚泥が水底にたまったものもヘドロといっている。

○ベンゼン

平成9年2月に、大気環境基準項目として加えられた。

炭化水素化合物で、合成ゴム、医薬品、香料などの広範な化学工業製品の原料として使用される。発がん性が確認されており、白血病の原因となる。

ガソリン中にも含まれており、現在、1体積%の基準がある。

○ベントス（底生生物）

海、湖、沼、川などの水底に生活する移動性の少ない生物の総称で、底生植物としては藻類、水中蘇類、クロモなど水生高等植物及び菌類、細菌類なども含まれる。底生動物では岩石に固着するイガイ、フジツボ、サンゴなど、泥中のゴカイ、二枚貝類及びカレイ、ナマズなどの魚類も含まれる。これら生物は移動性が少ないため有害物質を蓄積し易く、また有機汚染の影響も受け易いので、底生生物の質と量の移り変りはその場所の汚染の指標とされる。

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）

アメリカで開発され、日本でも戦後生産されていた有機塩素化合物で①熱分解しない、②絶縁性に優れているなど、安定した性質がある。

トランスやコンデンサーなど電気製品の絶縁体から熱媒体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていた。PCB被害が問題となったのは43年、北九州を中心に発生したカネミ・ライスオイル中毒事件で、皮膚の黒色化、肝臓障害などの被害が明るみにでた。

○ミスト

“もや”のこと。水平視程が1km以上の場合をいう。それ以下は霧（fog）という。

○面的評価

騒音に係る環境基準の道路に面する地域における達成状況を評価する方法。

評価範囲（原則道路端から50m）内の近接空間／非近接空間区分、及び環境基準に係る地域の類型ごとの騒音レベル別住居等戸数を算定し、道路に面する地域の環境基準を超過する住居等の戸数及び割合を算出することにより行う。

騒音規制法第18条の規定に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」においても、この方法により、評価することとされている。

○有害物質

環境に放出され、環境を介して化学的反応等の結果として人を含めた環境に不当な被害を生ずる化学物質を有害物質というが、法令で規制される有害物質はそれぞれ限定されている。ばい煙に含まれる有害物質として大気汚染防止法で規制される物質は、①カドミウム（Cd）及びその化合物、②塩素（Cl）及び塩化水素（HCl）、③弗素（F）、弗化水素（HF）及び弗化珪素、④鉛（Pb）及びその化合物、⑤窒素酸化物であり、施設の種類又は規模ごとに全国一律の排出基準が定められてい

る。また、排出水に含まれる有害物質として水質汚濁防止法で規制される物質は、①C d及びその化合物、②シアン化合物、③有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）、④P b及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素（A s）及びその化合物、⑦水銀（H g）及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧P C B、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン等28物質であり、それぞれ排出水に含まれる量について全国一律の排水基準が定められている。

○有機塩素化合物

炭素と塩素とが直接結合した有機化合物の総称。

自然界では20種類程度が知られているにすぎないが、人工的に合成されたものは、数万種ある。一般的に、生物分解が困難で、水に不溶、油に溶けやすいため、動植物の生体内に蓄積されやすく、食物連鎖を通じて生物濃縮することも知られている。

○有機燐（O r - P）

有機燐化合物は殺虫剤として、パラチオン、スミチオン、マラソン等の名称で使用されている。排水基準では有機燐系農薬のうちパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nの4物質を規制物質としている。

○有機スズ化合物

トリブチルスズ化合物（T B T）、トリフェニルスズ化合物（T P T）等の有機スズ化合物は、魚網防汚剤や船底塗料として使用されているが、魚介類に蓄積し、これを人が摂食すると神経障害を起こすと言われている。トリブチルスズオキシド化合物は平成2年に第一種特定化学物質に指定され使用禁止、それ以外の有機スズ化合物は、第二種特定化学物質に指定され、製造、輸入等が制限されている。

○用途地域

都市計画法第8条1項に規定する用途地域には、次の13種類がある。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている。

それぞれの地域の指定目的は同法第9条に規定されている。

○溶存酸素（D O）

溶存酸素とは一般に液相中（又は水中）に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。

〔淡水中の飽和溶存酸素量：14.2mg/L（水温0℃）、9.8mg/L（水温15度℃）、8.1mg/L（水温25℃）〕

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業廃水などにより汚染された河川の下流では有機腐敗性物質やその他の還元性物質により、生物化学的酸素要求量や化学的酸素要求量が増大し、溶存酸素は消費される、したがって、D Oは試料の汚染の度合いを指示しているといえる。

また、魚介類や河川の自然浄化作用に関する好気性微生物などは溶存酸素を呼吸しているため、溶存酸素が減少すれば魚介類や好気性微生物は死滅する。

○横出し規制

国の公害関係法により規制対象となっている工場若しくは事業場又は項目以外の工場若しくは事業場又は項目について、地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

○流域下水道

市町村の行政区域にとらわれず、河川の流域単位に設置される広域大規模な公共下水道を流域下水道という。

【英語索引】

○ISO14001

環境マネジメントシステムを客観的に認証するための国際規格。組織の最高経営層が環境方針を定め、環境改善の取り組みを、計画（Plan）、実施（Do）点検（Check）及び見直し（Action）のサイクルにより継続的に推進していくことが要求事項として定められている。ISO（国際標準化機構：International Organization for Standardization）は、工業製品の規格等を設定するため1947年に設定されたNGOで、日本を含めて165か国が参加している（2014年12月末現在）。

○PM_{2.5}

微小粒子状物質を参照。

○SDGs

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

「放射能関係用語の解説」

○アルファ（ α ）線

放射線の一種で、ヘリウムの原子核。

物質を通りぬける力は弱く、線源から数cmの空気層、また薄いゴムでも十分遮断される。

○ウラン（ウラニウム）

元素記号U。原子番号92。

天然元素の中で質量数が最大であり、天然に存在する同位体は質量数234、235、238のものがある。

○エックス（X）線

電磁波の一種で、健康診断（レントゲン写真撮影）に利用される。

○外部被ばく

体の外にある放射性物質から放出された放射線を受けること。放射線源としては、宇宙線、大地（土壌）の中の放射性物質などがあり、レントゲンによる診断でも外部被ばくを受ける。

○確定的影響

比較的高い放射線量を受けた場合に現れる健康影響で、被ばく後、比較的短期間で影響（脱毛、紅斑、白内障など）が現れる。

○確率的影響

比較的低い放射線量を受けた場合でも現れることがあり、放射線量が高くなるにつれ、現れる確率が増えると考えられている健康影響で、被ばく後、数年以上を経て影響（がんなど）が現れる。

○ガンマ（ γ ）線

放射性元素から出る電磁波のひとつで、物質透過する力がアルファ（ α ）線やベータ（ β ）線に比べて強い。

原子力発電所では、2～4メートルの厚さのコンクリートで原子炉を囲い、外に出さないようにしている。

○空間線量率

空間における単位時間当たりの放射線の量のことで、グレイ/時（Gy/h）で表示される。

○ゲルマニウム半導体検出器

ゲルマニウムの結晶を検出器として利用したもので、試料中の放射性物質の種類と量を測定できる。

○航空機モニタリング

地表面の放射性物質の蓄積状況を確認するため、航空機に大型高感度の検出器を搭載し、地上に沈着した放射性物質からガンマ（ γ ）線を広範囲かつ迅速に測定する方法。

○国際放射線防護委員会（ICRP）

放射線の人体などへの影響とその防護に関する勧告等を行う国際組織。

○サーベイメータ

放射性物質や放射線に関する情報を簡便に得ることを目的にした小型で可搬型の放射線測定器で、一般環境（低線量）の測定に適したNaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータと、表面汚染等に適した

GM計数管式サーベイメータ（ガイガーカウンタ）がある。

○自然放射線

宇宙線及び自然放射性物質に由来する放射線である。

自然放射性物質は、地球創世期から主に地殻中に存在するカリウム40、ラドン、ラジウム等及び宇宙線と大気中の窒素や酸素の原子核と反応して生成するトリチウム、炭素14等がある。

○走行サーベイ

乗用車に高精度の放射線測定機器を搭載し、道路を走行しながら、道路周辺からのガンマ（ γ ）線の情報とGPSによる位置情報を連続的に収集し、道路上・道路周辺の空間線量率の分布状況をデジタル処理によりマップ化するもの。

○追加被ばく線量

自然から受ける被ばく線量及び医療により受ける被ばく線量を除いた被ばく線量のこと。

○トリチウム

水素の同位体で三重水素とも呼ばれ、水素の原子核に中性子が二つ入っているもので、 ^3H またはTと記される。トリチウムは宇宙線と大気との反応により地球上で生成されており、その量は年間約72ペタ（72,000兆）ベクレルと推計されている。地球環境においては、酸素と結びついたトリチウム水の形で存在している。

なお、水素の原子核に中性子が一つ入っているのは重水素（D）。

○内部被ばく

放射性物質を含む気体や飲食物を体内に取り入れたときに、身体の内部から放射線を受けることをいい、人は、（カリウム40などの自然の放射性物質を含む）飲食物から、年間0.29ミリシーベルトの内部被ばくを受けている。

○半減期

放射性物質のもつ放射能は、時間とともにだんだん弱くなる性質があり、放射能の強さが元の半分になるまでの時間をいう。

○ベータ（ β ）線

ベータ（ β ）粒子ともいわれ、eの電荷をもつ電子線であり、原子核の β 崩壊時に放出される。

β 線の透過力は弱く、通常のエネルギーのものは1cm程度のプラスチック板で十分遮蔽される。 β 線の検出にはGM計数管、電離箱等がある。

○放射線

物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ（ α ）線、ベータ（ β ）線、ガンマ（ γ ）線、エックス（X）線、中性子線などがある。

放射線は種類によって物を通り抜ける力が違うため、それぞれ異なる物質で遮ることができる。

○放射能

放射線を出す能力をいい、この能力をもった物質のことを放射性物質という。

放射能の強さは、放射性物質に含まれる放射性核種の原子が単位時間に何個が壊変するかによって決まり、ベクレル（Bq）という単位が使用される。

○モニタリングポスト

ヨウ化ナトリウム (NaI) の結晶を検出器として利用し、大気中の放射線量のうち、ガンマ (γ) 線を連続して測定する据え置き型の装置で、極めて低い空間線量率まで精密に測定することができる。

○預託実行線量

体内から内部被ばく線量について、成人で50年間、子どもで70歳までの生涯の累積線量を表したもの。

岩手県内の濃度等に係る計量証明事業所一覧

(令和6.1.1現在)

登録業者名 電話番号	事業の区分※						本社等所在地	事業所所在地
	濃 度				音 圧	振 動		
	大	水	土	特定				
(有)アセス 0197 (68) 4100	○	○	○				北上市流通センター 6-45	左に同じ
(公社)岩手県浄化槽協会 019 (614) 0066		○					矢巾町流通センター 南3-5-8	左に同じ
(一財)岩手県薬剤師会検査センター 019 (641) 4401	○	○	○				盛岡市上堂3-17-37	左に同じ
(株)EYS 0197 (24) 4244	○	○	○				奥州市水沢字高屋 敷24-1	奥州市水沢中上野町 11-41
エヌエス環境(株) 019 (643) 8911	○	○	○	○	○	○	東京都港区芝公園 1-2-9	盛岡市みたけ4-3 -33
(株)北日本環境保全 0197 (65) 3166	○	○	○		○	○	北上市常盤台4-11 -116	左に同じ
(株)江東微生物研究所 019 (614) 0127		○	○				東京都江戸川区 西小岩5-18-6	矢巾町流通センター 南3-2-17
(有)サンヨー研究所 0193 (63) 0150	○	○	○				宮古市佐原2-1 -8	左に同じ
(株)大東環境科学 019 (635) 2465	○	○	○		○	○	盛岡市津志田西1 -2-23	矢巾町大字広宮沢1 -265
地熱エンジニアリング(株) 019 (684) 4112	○	○	○				滝沢市大釜大清水 356-6	左に同じ
ニッコー・ファインメック(株) 0191 (56) 2601		○	○				一関市千厩町奥玉 字天ヶ森75-6	左に同じ
日鉄環境(株) 0193 (22) 2141	○	○	○		○	○	東京都中央区京橋 1-18-1	釜石市鈴子町23-15
(株)パスタ 019 (663) 5515		○	○				宮城県仙台市青葉 区八幡1-4-16	盛岡市高松2-11-1
東北公営企業(株) 019 (659) 3088		○					盛岡市中太田屋敷 田103-3	盛岡市下太田沢田73 -21

※ 大：大気、土：土壌、特定：ダイオキシン類、音圧：音圧レベル、振動：振動加速度レベル

環境関連法便覧

令和6年3月発行

岩手県環境生活部環境保全課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話 019 (629) 5356 (直通)
